

# 都市政策

季 刊 第 10 号 '78・1

## 特集 都市と経済

都市と産業構造	新 野 幸次郎
都市と商業	田 村 正 紀
神戸経済の現状と市の経済施策	宮 岡 寿 雄
都市化と農業	大 野 敬 一
ファッション都市の課題	長 田 隆 造
ケミカルシューズ産業の課題と将来	安 本 太 郎
生活を売るあすの商店街	森 本 泰 好
都市先端企業と地域経済	松 元 幹 郎

---

市民のための企業分析のあり方	吉 田 寛
地方財務会計制度の改革	高 寄 昇 三
ニューヨークの経済再建	地方自治研究会

財団法人 神戸都市問題研究所

# 都市政策

第9号 主要目次 戦後自治30年 1977年12月25日発行

地方自治の本旨	山田 幸男
戦後30年——行政管理へ	村松 岐夫
カリフォルニアの地方公共団体制度	ショー・サトウ
東京都の戦後30年	綿引 政孝
倉敷市の戦後30年	由比浜 省吾
神戸市の戦後30年	高寄 昇三
地方自治と市民生活	山本 マサ
地方自治と自治体職員	大野 良孝
<hr/>	
欧米自治への考察Ⅲ	宮崎 辰雄
イタリア地方自治の入口で	木下 敏郎

次号予告 第11号 特集 都市と文化 1978年4月発行予定

都市文化開発論	小松 左京
都市経済と文化開発	米花 稔
都市文化と市民生活	米山 俊直
都市と港湾文化	杉浦 昭典
新しい文化行政の模索	諸岡 博熊
埋蔵文化財行政の課題	浪貝 毅
神戸の文化行政	的場 邦彦 溝 橋 戦夫
<hr/>	
欧米自治への考察Ⅳ	宮崎 辰雄

## 都 市 と 経 済

都市は経済の発展とともに成長してきたが、都市と企業との関係は決して平穩ではなかった。高度成長期、企業は都市に君臨したが、40年代に入って、環境破壊の元兇として非難的となった。しかし、都市にとって企業はもともと生活の糧を支える手段として不可欠な存在であるばかりでなく、都市社会にとって無視できぬ大きな影響力をもっている。

低成長期を迎えて、企業の地位はにわかにクローズ・アップされつつある。都市と企業とののぞましい関係はいかにあるべきかという基本的視点を見失ってはならない。企業は都市社会にあって個人と同じように「よき市民」としての地位をまず占めなければならないだろう。都市も企業もそこから多くの戦略的施策を見出すことができるはずである。

これまでの地方自治体の経済政策はあまりにも安易であった。都市の特性を無視して、企業誘致にあまりにも傾斜しすぎ、都市自らもつ経済的エネルギーの育成を怠ってきた。また、経済行政もどちらかという金融行政が主流を占めてきた嫌いがあった。

今、都市はきめ細かな経済政策・行政の展開を迫られている。都市社会における企業の位置づけ、企業が地域経済にもたらす貢献度、それぞれの都市企業もつ潜在的成長力の開発、商店街・地場産業の将来像など、低成長期に対応した新しい施策の形成がなければならない。

現在、企業は単なる需給ギャップだけでなく、構造不況という深刻な危機に見舞われている。この苦況脱却のためには、都市型先端産業の育成・強化が、大きな課題といえる。

都市も市民も企業の問題を自らの問題とみなしていかなければならない。なぜなら企業は単に経済面のみならず、福祉・文化・環境などにおいても魅力ある能力を秘めているからであり、企業、自治体、市民の三者が、その能力を補完し、結びつけることによって、都市社会は豊かな未来をひらくことができるからである。

■ 特集		都市と経済	
都市と産業構造	.....	新野 幸次郎	3
都市と商業	.....	田村 正紀	17
神戸経済の現状と市の経済施策	.....	官岡 寿雄	28
都市化と農業	.....	大野 敬一	46
ファッション都市の課題	.....	長田 隆造	63
ケミカルシューズ産業の課題と将来	.....	安本 太郎	74
生活を売るあすの商店街	.....	森本 泰好	92
都市先端企業と地域経済	.....	松元 幹郎	102
■ 特別論文			
市民のための企業分析のあり方	.....	吉田 寛	113
地方財務会計制度の改革	.....	高寄 昇三	134
■ 海外レポート			
ニューヨークの経済再建	.....	地方自治研究会	148
■ 潮流			
53年度地方財政の点検 (163)	環境権—甲子園浜埋立公害訴訟 (165)		
大型店舗の進出規制 (169)			
■ 行政資料			
産業と市民生活	.....	神戸市市政専門委員会	173
■ 書評			
『地方主権の論理』	.....	高寄 昇三	205

# 都市と産業構造

新 野 幸 次 郎

(神戸大学経済学部教授)

## 1 大都市の産業構造の推移

産業構造審議会は、高度成長過程において、次の二つの産業構造改革基準を設定した。労働生産性上昇率基準と所得弾力性基準とがそれである。しかし、この二つの基準に立脚して採用された産業構造高度化政策は、その限りにおいては、一定の成果を収めることができたけれども、その代り、特定の工業地帯への工場および事業所の過度集中を促進することになり、一方では、過密と過疎をもたらすとともに、他方では、環境汚染問題を深刻化することとなった。また、高度成長に伴う実質所得の上昇のなかで人々のニーズと価値観は変化し、たんに所得水準の高い業種ではなくて、生き甲斐のある職種および業種を選考するようになった。この変化が最も集中的に現われたのは、大都市であった。そこで、前記の産業構造審議会は、従来の二つの産業構造政策基準に加えて、新たに、過密・環境基準および勤労内容基準を追加し、新しい状況下での産業構造問題に対処しようとするようになった。

しかしながら、産業構造審議会がこのような政策基準を策定している間にも、大都市の産業構造は急激な変化を示していた。その一つは、製造業比率の低下であり、なかでも大工場の大都市からの脱出である。ちなみに、神戸市における次の四つの基幹業種の就業者の推移をみよう。昭和41年から昭和50年までの間に、造船（川重、三菱）では、従業員数が1,681人減少し、鉄鋼（神戸製鋼、川鉄）でも5,886人、ゴム（三ツ星、バンドー）でも1,195人、また電機（三菱電機、富士通）でも50年までに613人減少している。51年の数字は、電機の1社を含まず多少過大評価になるが、この4業種だけで、就業者数は、実に22.6%の減少を示している計算になる。

このような傾向は、製造業の規模別事業所数および従業者数の推移にもっと顕著に現われている。まず事業所数をみると、昭和40年から50年までの間に、4,092から6,406へと実に2,314(56%)も増加しているが、その内容をみると、従業員20人から299人までの事業所は、974から782へと、192(19.7%)も減少し、また従業員300人以上のそれは、45から33へと、実に26.7%も減少している。増加しているのは、1人から19人までの小企業だけである。

この減少の仕方は、規模別従業者数でみると、もっと顕著である。すなわち、従業員1人～19人までの規模の工場では、従業員数は、昭和40年の21,586人から50年には34,549人へと18,132人(すなわち3.9%)も増加しているが、他方、20人～299人規模では、51,209人から42,485人へと8,724人(すなわち17%)減少している。さらに、従業員300人以上の規模では、同じ期間に13,377人(すなわち19.5%)も減少しているから、全体としての製造業従業者数は、40年の141,279人から50年の132,141人へと、6.5%減少したことになる。このように、昭和40年から50年までの間に、製造業の従業者数が減少した以上のようなことの結果、大都市の製造業は、この10年間にそれぞれの市内純生産および従業者数において他の諸産業の中での比重をかなり大幅に低下させることになった。製造業の比重が増加しているのは、事業所数だけである。これに対して、大都市の産業構造中比重の増大しているのは、純生産についてみると、卸小売業とサービス業および金融・保険・不動産とである。これは明らかに、大都市の産業構造の第3次産業化がより急速に進んでいることを示している。ところが、これら第3次産業でも事業所数の増加は、圧倒的に1～4人までの小規模事業所で行われている。ちなみに、神戸市のサービス業における昭和35年から50年までの従業者規模別事業所数をとってみよう。サービス業全事業所数はこの期間に、10,415から15,054へと4,639(44.5%)増加しているが、そのうちの3,179は従業員数1～4人までの事業所である。いいかえると、その増加寄与率は、実に68.5%にも達している。同様な傾向は神戸市内の小売業商店数についてもみられる。昭和45年から49年までの5年間に、市内小売商店数は1,129増加しているが、このうち、786店(全体の69.6%)は従

業員1～4人規模のものである。(1960年対前年比) 10.0% (1961年対前年比) 10.0%

これは、製造業をも含んで、市内事業所が次第に小規模化の方向に進んでいること、したがって、少し誇張していえば、大都市はいまや小規模事業所の集積地に変りつつあることを意味する。しかもいうまでもなく、業種のいかんを問わず、事業所の付加価値生産性あるいは一人当たり出荷額や一人当たり商品販売額は、規模間で顕著な格差をもっている。ちなみに、市内製造業の1人当たり出荷額は、1～9人規模の事業所のそれを1とすれば、300人以上規模の事業所のそれは3.3となり、小売業の場合でも、1～4人規模の商店の年間商品販売額を1とすれば、従業員50人以上のそれは3.6となっている。このことは、大都市の事業所の小規模化にともなって、大都市の付加価値生産性が相対的に低水準化し、その成長率も鈍化せざるをえない傾向が内在していることを意味する。

わたしは、この小論において、この若干の原因についてふれてみると同時に、こうした変化の主な経済的帰結とそれに対する若干の政策的配慮についておべてみたいと思う。

## 2 都市の論理の屈折

### (1) 大企業時代の終焉か。

最近の大都市における上述のような中小企業の急増傾向は、しかしながら、一部の人々のいうように、国民経済的な拡がりにおける大企業時代の終焉を意味するのではかならずしもない。たしかに、経済成長の進展にともなう所得水準の上昇と生活の多様化・価値観の変化とは、小規模事業所の存在意義を拡大している。その結果、昭和30年以降の非農林水産業の1人当たり業主所得を、1人当たり被雇用者所得と比較してみても、昭和50年に至る全期間にわたって、前者の方が後者よりも高いことが判る。そのことは、労働力不足の進行下で上昇の著しかった賃金の上昇を、前者が上廻って上昇し、小企業の増大がいかに経済的保障を伴っていたかを証明している。

しかしながら、このことは、たとえば、有名なシューマッハーのいうように

かならずしも直ちに <small is beautiful> であることを意味しない。なるほど、のちにもう一度詳しくふれるように、小企業は社会の原基形態（レブケ）を形成しているし、地域住民とのかかわりが深いという意味でいわゆる地域主義（たとえば、清成忠男教授の意味での）の核となりうる可能性がある。また、それ自体拡大の経済的必然性があるから増大しているのもたしかである。しかしながら、大都市における小企業の増大傾向と裏腹の関係にある大企業の減退ないし規模縮小は、何よりもかつて大都市に共通した特徴であった外部経済の変質によるものである。

## （2）伝統的都市の論理と外部性

世界のいずれの国においても、産業革命を契機として都市化の波が起り、都市化は工業化を軸として進展した。当時の都市がのちに「工場スラム」と呼ばれることになったのは理由のないことではない。しかしながら、その後、とくに第二次世界大戦後の各国では、大都市化はかならずしも工場集積地としてではなく、管理・情報機能の集積地として、あるいは、非製造業的企業集中地として展開された。この傾向は、東京都区部や名古屋・大阪といった大都市においてもある程度看取できることである。しかしながら、わが国では、ホフマンの意味での工業化の時期が遅いにもかかわらず、工業化のテンポを急速にすることが要請された一方、それに必要な社会資本の蓄積、とくに産業基盤の整備が不十分であったこともあって、第一次世界大戦後から第二次世界大戦後のある時期まで、工業化はほとんど相対的に産業基盤の整備された既存の大都市工業地帯を中心にして発展した。戦後の高度成長のキイ産業であった鉄鋼・石油・石油化学・電力などの諸産業、およびそれに関連したコンビナートが、上述の三大都市およびその近隣に際限なく拡がったのは周知の通りである。

ところで、このような大都市化の論理は、経済学的には、いわゆるマーシャル的な外部性の論理によって説明されてきた。かれによると、企業のコスト節約ないしその引き下げは、内部経済と外部経済とによって可能となる。いま内部経済というのは、企業の規模拡大など、その企業自身の努力によって可能となるコスト低下のことであり、これに対して、外部経済というのは、その企業



自身の規模拡大・技術革新などによるのではなく、たとえば、関連産業における技術革新や他企業・他産業の発展などの理由によって発生するコスト低下や利潤上昇などのことを意味していた。都市のもっている外部経済性は、次の諸点に現われていた。まず第一に、都市はそれ自身財およびサービスの尠大な市場を形成したから、製造業・商業およびサービス業の吸引力となった。第二に、都市は道路・鉄道・港湾・教育施設などのいわゆるインフラストラクチャの整備を必要とし、そのことがまた工業や商業発達の産業基盤として役立った。しかも重要なことは、これらの外部経済は、個々の企業および産業がそれに対応した費用を分担することなしに内部化でき、しかも、外部経済を内部化するために諸産業が都市に集中すればするほど、都市の産業基盤の整備が充実されるという形になったことである。こうして「都市化は都市化を呼ぶ」という自己増殖過程が始まることになった。

### (3) 外部負経済の集積と都市の変質

都市化の進展は、しかしながら、たんに個々の企業や産業にとって外部経済を発生させるだけではなくて、外部負経済をも生みださずにはいない。ここで外部負経済というのは、工場の集中にともなって、環境汚染や破壊、混雑現象などが発生し、都市の住民や共存している他の企業および産業に一定のマイナス効果が発生するようになることを意味している。ところが、この種の外部負経済は、市場機構の中ではそれを発生させた個々の私企業によっては負担されるようになってはいない。個々の私企業が、投資の収益を計算する場合、考慮に入れるのは私的なコストと私的収益だけであって、その活動から生ずる外部負経済は社会的に負担されるべきコストとして放置することができた。

もっとも、都市化のある段階までは、外部負経済はそれほど深刻には現われなかった。またかりにそれが現われた場合でも、工業化が国民経済的課題となっている段階では、それほど重大視されないのが普通である。今日的に言えば、環境破壊と所得水準との間のトレード・オフの関係、すなわち、後者を変化させようとするれば、前者が悪化するという関係があっても、どちらかといえば、後者の方を優先させようとする態度が一般に容認されがちであった。

しかしながら、都市化の進展、とくに、第二次大戦後の技術革新を利用した石油化学工業の進展、エネルギー源としての石油の広汎な利用および自動車の普及などを通じて、都市の外部負経済は量的に極度に増大するとともに、質的变化まで生み出すようになった。すなわち、かつての外部負経済は、せいぜいのところ「洗濯代負担」のそれであったが、いまや「医療費負担」ないしは「生命の危険負担」のそれに変ってきた。そのこともあって、都市住民の環境汚染に対する反対もかつてない高まりを見せるようになった。

もちろん、都市化にともなう外部負経済の累積は、わが国に固有なことではない。外国でもいわゆる先進諸国に共通な事態である。しかし、わが国はこれら先進諸国に例のない狭い国土に、また世界でもトップクラスの生産が集中している国である。ちなみに、わが国は国土面積では世界で53位におりながら、人口は6位になっており、たとえば、一時期環境汚染の一因としてあげられた鉄鋼、とくに粗鋼生産量でみると、ソ連・アメリカに次いでいる。より正確に言えば、ほぼアメリカと並んでいる。しかも、これら重工業は先述したように、三大工業地帯に集中している。したがって、環境汚染問題が、わが国でどこよりも鋭く現われたのは不可避であったといわねばならない。

その結果、昭和40年代に入って、わが国の都市は従来とは違った課題を担うようになった。市民生活のある一定水準を維持し、向上させるためにシビル・ミニマムの基準を設定するというのがそれである。このシビル・ミニマムの発想は、あきらかに、都留重人教授が強調されているように、外部負経済というのが市場メカニズムとの関係を通じて把握された、いわば価値的な接近であったのとは根本的に違った、いわば素材的な接近であった。すなわち、市民生活を維持するためには、病院がいくつなければならぬとか、公園がどの程度必要かといった形で、市場機構にはのることが困難ないわゆる公共財の一定量が個々に構想されることになる。それだけではない。環境汚染の限度についても一定の基準が設けられることになり、それを維持することがマイナスの公共財として要求されることになる。

また一度び、こうしたシビル・ミニマムの構想が確立されるようになると、

公共財を維持する費用は、すべて受益者負担の原則および支払負担能力の原則に従ってまかなわれるようになる。それと同時にまた、環境汚染については原則として発生者負担主義がとられることになり、環境基準を守るための一切の費用負担も個々の企業に課せられることになる。これはいうまでもなく、都市の外部経済と外部負経済をできるかぎり、その受益者と発生者に負担させるようになることを意味する。かつての都市では、外部経済はその受益者がうけとり、その外部負経済はその発生者が負担する必要がなかった。それを考えると、都市とくに大都市は、いまや完全に変質しつつあるといわざるをえない。

### 3 都市の変質と産業構造変化の諸問題

#### (1) 都市の経済構造と産業構造

都市の科学的分析はまだ始まったばかりであって、十二分に確立されているとはいえない。その証拠にまだ都市とは何かということさえ、定義できているとはいえない。わたしも、このことを十分意識して、この小論で都市の政治経済学などというおそれた問題を取り扱おうとは思わない。ここでは、まず最初に、農村とはちがって、人口も多く、工業や商業・サービス業などの集積している町の経済構造を規定している諸要因について概観し、それと産業構造との関係についてみてみよう。

都市の産業構造は、まず何よりも第一に、その自然的条件によって規定されている。その都市が良好な港湾に恵まれているかどうか、気候・風土がどうであるか、工場用地の可能性があるかどうかはかなり決定的である。たとえば、神戸の産業構造をとりあげてみよう。神戸市港湾局の調査によると、神戸の市民所得の約47%は、神戸港に直接関連した諸産業（たとえば、海運業、港湾業、倉庫業などの港湾があるために成立している産業）と港湾依存産業（貿易業、鉄鋼業、造船業、など港湾のあることが主要な立地要因となっている産業）とから生れていると計算されている。これは神戸の産業構造を考えるうえで無視できない点である。

しかし、一寸考えてみるとすぐ判るように、神戸港は兵庫開港以来、その自

然的状态のままに放置されている訳ではない。それは政府と県および神戸市の積極的な港湾機能の拡充と改善の努力の結果である。明治以来の埋立と各種港湾施設の拡充がそれを可能にしたのである。ちなみに、最近のポート・アイランドの造成をみよう。それを媒介して、コンテナ化が進められた結果、今日神戸港は、世界第一のコンテナ貨物取扱量を誇るようになっている。神戸の産業構造を考えるうえで、良好な港湾という自然的条件は無視できないけれども、同じ自然的条件のもとで、各国、および、各都市の産業構造が急速に変化していることを考えると、自然的条件のもっている相対的有利性を維持し、増大するための政策的配慮が加えられなければならない。

都市の産業構造は、第二に、その都市に集積している住民の量と質とに規定されている。住民の量は、まず二重に作用する。まず第一に、人口が多ければ多いほど財およびサービスの購買力としての市場性が拡大され、工業化と第三次産業化とが促進される。また、人口の多いことは、産業発展のための労働力供給の豊富さを保障する。しかし、より重要なのは、その質的内容である。その都市の住民の質的性格は、次のような多様な影響をもっている。まず第一に、その住民の価値観によって影響を受ける市民の趣味・嗜好およびニーズのもち方が、市民の消費需要の内容およびシビル・ミニマムの基準に重大な影響を与える。ビジネスを促進するような雰囲気をもっているかどうか、あるいは、近頃はやりのファッション化を育成するようなムードをもっているかどうかといったその都市のいわゆるビジネス・クライメイトの性格にそれらは作用せずにはいないからである。神戸新聞社の『海鳴りやまず』でも示されているように、少なくとも明治以来神戸市民はかなり積極的に工業化を促進してきたし、西欧文明の開拓者の導入者の機能を果してきた。第二に、その都市の労働力の質的内容も重要である。神戸はよく言われるように、すぐれた港湾都市であり、かつては西欧文明が港を介してわが国に導入されたこともあって、そこに沢山の外国人労働者が住みついたり、また外国の技術を習得する機会をもった労働力が形成されることになった。洋菓子類、家具類および若干の洋装品類を中心とした技能の蓄積はその後の神戸産業の一つの存立基盤となった。また

龐大な港湾労働者の存在は、その作業の団結性と低賃金とも関連してその家族に内職的就業機会を半ば強制するようになった。神戸におけるマッチ産業の成立とその移転後のゴム工業の成立はこのような事情を背景にすることなしには考えることはできない。また市内工業の重要な一翼を構成する中小企業のなかには、造船・鉄鋼などの工業において熟練労働者としてその技能を習得したもののなかから成長したものも可成りの数に達しており、これも工業労働者の質的内容を示すものとして無視することができない。

これらのことと関連して、都市の産業構造を規定する第三の構造的要因として都市の科学・技術水準についてもふれておかなければならない。一般に都市の科学・技術水準は、マーシャルのいう地方化産業、あるいは、日常用語化している地場産業を除くと、概して、その都市に工場を設置する企業によって一方的に供給され、維持される場合が多い。ところが、産業構造の多様化と高度化、とくに新製品・新産業の誕生に、その都市の住民がどの程度の情報と開発能力をもっているかは、都市の産業構造をきめる上で決定的に重要な意味をもっている。そのことは、自動織機を開発した豊田翁を軸として自動車の都市豊田市が発生したこと、御木本の真珠産業が三重県に立地したこと、YKKの吉田社長がたまたま富山県出身であることのためにその工場が富山県に立地するなど、その背景は色々異なっているが枚挙に遑がない。ことに最近のように、都市の発展が情報とそれに対応する科学・技術の保有水準と関連していることを考えると、この要因はことに重要である。その点、かつての神戸は、いち早く、県商・県工・高商・高工などの学校を設置することによってその要請に答えてきた。戦時統制経済の出現以来、情報の中央集中が進行し、また空港の出現もそれに拍車をかけた。その結果、神戸にかつて本社機能をおいていた企業も、漸次東京へ移るようになり、また科学・技術の供給源をなす大学・研究機関のウエイトも相対的に中央偏重型に変わってきたことは周知の通りである。

最後に、そして第四に、都市の産業構造を規定する要因として、政府およびその都市の産業政策、なかんずく、産業基盤政策についてふれておかなければならない。少なくとも戦前・戦後の高度成長期までは、政府は経済成長率極大

化の建前から、限界資本係数の比較的小さい地域、したがって、産業基盤の比較的充実した地域を中心にして産業立地を促進し、産業構造の高度化を図ればよかった。成長と環境とのトレード・オフ問題は深刻には自覚されていなかったからである。ところが、40年代に入って、上述したような都市の環境・過密問題が深刻になるにつれて、その産業構造および立地政策の根本的修正を迫られるようになった。首都圏や近畿圏のような過密工業都市圏では、たとえば近畿圏整備法にみられるような形で工業立地は極度に規制されるようになった。この主旨は、第三次全国総合開発計画以来一層強化され、工業立地は専ら他の地域に指向されることになった。他方では環境保存のための規制が強化され、それを促進した。前述した都市における外部負経済の進展とシビル・ミニマムの要求とは、大都市を中心にそれを否応なしに促進せざるをえなくなった。大都市における大工場時代の終焉、その脱工業化と第三次産業化はこのような事情によって促進されたのである。

## (2) 過密・環境基準と都市の一つの自己矛盾

一方において過密を避け、一定の環境と公共財の提供を保障するようなシビル・ミニマムを充実しようとすればするほど、都市自治体にとってはきわめて大きな財政需要が発生し、財源確保が問題となる。ところが、過密・環境基準を厳格に履行し、シビル・ミニマムを守ろうとすればするほど、大工場は大都市内には立地し難くなって、市外に流出する傾向が強まり、それがまた現行法制度のもとにおいては、大都市の財源を減少させるという矛盾が発生することになった。そればかりではない。立ち退いた大工場跡は極端に言えば空洞化し、スプロール化せざるをえない。親工場の移転にともなって、下請企業の多くも移転せざるをえない。こうした傾向は、たとえば、神戸市では川鉄の千葉進出以来顕著となり、それに神鋼の加古川進出もあって、葺合区の空洞化を促進することになった。しかも、前記の近畿圏整備法によって新規工場の進出は禁止もしくは制限されているから、それに代る新産業の導入はない。もともと、神戸市の製造業は鉄鋼・造船が主体で、労働力構成においてもそれが重要な比重を占めていたから、それは、労働市場の規模縮小を意味する。おまけ

に、かなり多くの労働力を吸収していた港湾もコンテナ化によってその貨物取扱量が増大した割には、労働力需要の増大を伴ってはいない。これらの事情は、住労バランス都市の構想に一つの限界を画さずにはいない。もちろん、神戸市の場合、積年の海浜埋立によって、食料品工業を中心にしたいくつかの工場立地が進められてきた。その結果、かつては、出荷額第1位を占めていた造船は、製造業出荷額構成比で第2位に転落した。しかも、昭和50年の数字で見ると、食料品のそれが33.3%であるのに対し、不況の影響もあって、造船はただの19.6%を占めるにすぎない。しかし、近代的装置産業となった多くの食料品工業の雇用吸収効果は相対的に小さく、しかも付加価値率も平均するときわめて小さい。最近の六甲アイランドの埋立とその利用計画の策定にあたって、労働組合代表から新規工場の導入の要請があったのも、こうした事情を反映したものと考えることができるであろう。しかしながら、いうまでもなく、過密・環境基準の徹底を図ろうとすれば、若干の知識集約型産業の導入では十分ではなく、結局のところ、現行都市財政制度の根本的な変更を余儀なくされることになるであろう。

### (3) ファッション産業をめぐる若干の問題

上述した都市の産業構造を規定する構造的与件の抜本的变化がないかぎり、現在の大都市の産業構造の変化はきわめて困難である。その点、神戸市は、巨大な埋立地造成を通じて食料品工業の比重増大にも象徴されるような産業構造の変革を行ってきた。しかし、都市型工業への脱皮を図ろうとすれば、環境基準にのっとった知識集約型産業もしくは公害のない消費地依存型の工業の導入を図らねばならない。しかし、その自然的条件を十分に具備していないのみでなく、その科学・技術上の条件を備えているとはいえない。また、大都市産業の一つとなっている卸売業についてみても、古い伝統と基盤をもつ大阪市が近隣に存在するため、その独自の成立条件を欠いている。ちなみに、いま、昭和49年の卸売業の商品販売額をとってみると、神戸を1として、東京都は25.7倍であり、大阪市も15.2倍になっている。

こうして、付加価値が比較的大きい都市型産業の一つとして登場したのが、

近頃やかましいファッション産業である。しかし、ファッションという言葉ほど不明確な言葉はない。いま、英英辞書をひいてみよう。ファッションという言葉は、とくに上流社会の衣服・生活・習慣・流行からはじまって、上流社会の人々自体のことを意味したり、それを考慮している人々の熱狂する対象物そのものとか、つくりそのもの、あるいは、種類や製作・細工などのことを意味している。ファッションということに含まれていた最後の意味、すなわち、製作とか細工とか、あるいは、職人の技能(Workmanship)といった使い方は、今日ではほぼ名詞としては使われなくなっているようである。しかし、ファッションという動詞は、依然用いられており、それは、物を形づくったり、一般に作ったり、あるいは、ある状態に適合させたりすることの意味である。そして私自身はどうも、この動詞の意味、あるいは、今日ではあまり使われなくなった名詞の最後の意味を本来のもののように考えたい。なぜなら、多くの人は、それを単なる流行とうけとめて、アパレル製品に典型的なように、目新しいものさえつくればよいと考えがちであるけれども、この種のファッション産業は決して定着するものではないと考えるからである。そのことを考えるために、ファッション産業の母国のようにいわれるフランスやイタリアを例にとってみよう。そこではなるほど、アパレルでも、靴でも流行の先駆者としての役割を果している。しかし、それがいつの時代でも流行の先端を走ることができるためには、たとえば、靴の場合、足の機能と構造を完全に消化して形づくられ、職人的技能をもって作られていなければならない。運動靴は運動靴として、また礼式用の靴はそれとして、それぞれ十二分な研究が必要な訳である。それは何よりも足のそれぞれの状態と機能に完全に適合した上で、ファッションナブルでありうるのである。もしそうだとしたら、ひとりこの分野のみでなく、とくにほとんどすべての消費財について、それぞれの使用目的に応じた製品がファッションされるのでないかぎり、ファッション産業の成立可能性はない。

この意味のファッション産業が成立するためには、先ず第一に、対象となる製品についての科学・技術水準が最高状態に保障されなければならない。第二



に、その科学・技術水準を製品に具体化できるだけの技能労働者の十分な供給がなされなければならない。第三に、対象となる製品に対する消費者のニーズや嗜好の変化に対する情報の蒐集が十二分に行われ、それを先駆的に判断できる人々と場が存在しなければならない。しかし、考えてみればすぐ判るように、このような諸条件は一朝一夕に整備されるものではなく、また各都市ごとにこれらの条件を具備する経済構造的條件は異なっている。神戸市の場合、その条件を相対的に強くもっているのは、洋菓子、コーヒーなどの一部食料品、清酒、ケミカル・シューズ、洋家具、一部アパレル製品などかなり限定されたものになるであろう。神戸市を一般にファッション都市とイメージされるようにするためには、まず都市環境の整備、独自の風格をもった町づくりからはじめて、まず相対的に有利な条件をもった諸産業のファッションづくりと手をつないで進んでゆくことが必要となるであろう。

#### (4) 地域主義の登場に伴う問題

最近、一部の経済学者のなかから、都市における小企業の急増と成長の現象と関連して、大都市化・中央集権化・大企業化などの傾向に対する批判としての小企業主義論と地域主義論が登場するようになった。もっとも、いわゆる地域主義そのものは、論者によってきわめて多義的に用いられている。たとえば、ある人は社会経済現象の構造的規定性を把握することを表現しようとし、またある人は、中央集権主義に対する分権主義を意味し、またある人は、生活の拠点としての地域社会を、分権的な社会システムとして再構築ないし再組織しようとする主張であるとのべている。

地域主義の内容が何であれ、上述したように大都市がいまシビル・ミニマムの設定やファッション都市化の実現のために、大きな制約条件をかかえており、それらが究極的には、所与の現行法制度のもとで成立していることを考えると、特殊な構造的諸条件をかかえている各都市または地域のために、それらの制約条件が緩和されるような制度的改革がなければならないことは否定できない。

しかし、地域主義の内容が何であれ、地域主義の展開のためには、それを推

進する運動エネルギーの蓄積と爆発がなければならない。かつての神戸には、幕末以来、あるいは、土着資本家あるいは参入大企業を中心に、ある種の「地域主義」の展開がみられた。しかし、戦後においては、とくに30年代に入ってから、既存大企業は本社および主要工場を他地域に移転し、この意味の地域主義推進の原動力とはかならずしもならなかった。また、多くの中小企業の結集力はかならずしも大きくはなく、中小企業を軸とする地域主義の展開も相対的に弱いといわねばならない。神戸における地域主義は、よくいわれるように、その意味ではほぼ行政主導型であったし、これからも、そうならざるをえないであろう。

しかし、行政主導型の地域主義の展開は、往々にして分散化しやすく、またどうしても基盤形成型になり、その内在的エネルギーの蓄積を欠きやすい。下手をすれば、一部の商店街のように、ビルだけは完成しても、内容の充実が困難である。わたしがさきに、ファッション産業成立の条件であげておいたような条件整備が何よりも緊急に着手されなければならないであろう。

いずれにしても、都市の産業構造は、それを規定している構造的与件の変化のために重大な転換期を迎えている。紙面の制約上、小論においては、そのごく限られた問題しか言及することができなかつた。その点は何よりも断っておかねばならない。さらに、私は、その報告書が本誌に採録されている神戸市の市政専門委員会の委員長を命ぜられ、報告をとりまとめることになった。しかし、小論の主張は、あくまでも個人的見解であって、かならずしも同委員会報告と同じものではない。その点も委員会委員と読者のみなさんのご諒解をえておきたいと思う。

# 都市と商業

田村 正 紀

(神戸大学経営学部助教授)

## はじめに

減速経済への突入によって都市と商業の関係が新しい角度から見直されようとしている。予想される産業構造の転換の中で商業はどう位置づけられるべきか。人口の郊外移動にともなって都心の商業機能はどう高度化すべきか。生活の質の向上を求める消費者の動きに対応して都市内の商業はどのように配置されるべきか。大型店の出店と地元中小小売商の利害対立はどのように調整されるべきか。これらの問題は今日、多くの都市においてその緊急な解決をせまられている問題である。本稿はこれらの問題についての全国的な動きを念頭におきながら、焦点を主として関西の商業においてその問題解決の方向をさぐろうとする試みである。

## 1 関西の流通センター機能の低下

減速経済あるいは福祉経済とよばれる新しい体制のもとで、都市を支える産業基盤として卸売業が注目されている。卸売業がその性格上、都市型産業であるとともに公害を出すことが少ない産業だからである。実際、歴史的に関西は全国の流通センターとしての機能をはたしてきた。しかし今後において関西の諸都市が卸売業をその産業基盤の一つとして重視するさい注意せねばならない傾向が生じている。それは関西の卸売業の流通センター機能が近年とみに低下してきたという事実である。

関西の卸売業の流通センター機能の低下はいくつかの側面から指摘することができよう。まず各都道府県卸売販売額の対全国相対成長率を次式によって計算してみよう。

$$\text{都道府県 } i \text{ の 対全国相対成長率} = \frac{\text{昭和49年都道府県 } i \text{ の卸売販売額}}{\text{昭和49年全国卸売販売額}} \div \frac{\text{昭和41年都道府県 } i \text{ の卸売販売額}}{\text{昭和41年全国卸売販売額}} \times 100$$

この計算結果は表一1に示されている。京都、大阪、兵庫の対全国相対成長率はすべて100を下まわっている。このことはこれらの府県における卸売販売額成長率が全国成長率を下まわるものであることを示している。同じことは東京、神奈川についてもいえる。また、愛知の成長率はほぼ全国的な成長率に等しい。

表一1 主要都道府県の卸売販売額の対全国相対成長率

宮 城	145	京 都	87
東 京	97	大 阪	97
神 奈 川	86	兵 庫	90
新 潟	110	広 島	140
石 川	125	香 川	147
愛 知	102	福 岡	91

京浜、愛知、京阪神など従来において日本の卸売センターとして機能してきた地域の対全国相対成長率が低いのにたいして、宮城、石川、広島、香川などの対全国相対成長率はきわめて高くなっている。このような結果は、全国流通中心地から地方流通中心地への卸売分散化が昭和40

年代において進行したことを示している。

大阪、東京、愛知などが全国の流通センターであるといわれるのはその卸売業がたんに地元だけでなく、他の府県へもサービスを提供しているからである。このような卸中心地性を測る尺度としては卸売・小売比率を用いることができる。この比率は次式で計算される。

$$\text{卸売・小売比率} = \frac{\text{卸売販売額}}{\text{小売販売額}}$$

ある地域の卸売業の中心地性が高まれば、その卸売業はたんにその地域の小売業だけでなく、他の地域の小売業へも販売を行うから、卸売・小売比率は高くなる傾向がある。この比率を主要都道府県について計算すると表一2のようになる。

表一 主要都道府県の卸売・小売比率とその変化

	(1) 昭和41年	(2) 昭和49年	変化 (2)/(1)
宮 城	4.63	6.48	1.40
東 京	9.45	11.78	1.25
神 奈 川	1.75	1.49	0.85
新 潟	2.88	3.35	1.16
石 川	4.01	4.40	1.10
愛 知	8.81	8.39	0.95
京 都	3.98	3.59	0.90
大 阪	11.08	11.91	1.07
兵 庫	2.62	2.41	0.92
広 島	3.99	4.87	1.22
香 川	3.38	4.44	1.31
福 岡	5.39	5.12	0.95

注 卸売・小売比率を計算するにさいし、卸売販売額は日銀卸売物価指数、小売販売額は消費者物価指数を用い、昭和41年ベースでデフレートした。

昭和49年度についてみると、東京、愛知、大阪など全国的な流通センターといわれる都市の卸売・小売比率はきわめて高い。なかでも、大阪の中心地性は低下したといわれながらも第1位を占めている点が注目される。しかし、昭和41年対比で見ますと、大阪の伸び率は1.07倍であるのたいして、東京は1.25倍、宮城は1.40倍、広島は1.22倍、香川は1.31倍の伸びを示している。昭和40年代においてたんに東京だけでなく、宮城、広島、香川などの地方中心地がその卸中心地性を大阪以上にのぼして、大阪との差をちぢめてきた。また、この間に関西では大阪につぐ卸集積地である京都と兵庫の卸中心地性は低下した。昭和40年代において大阪をはじめとする関西の流通センターとしての機能が低下したのはなぜであろうか。

第1に指摘されるべき点は関西の卸売業種構造が日本の産業構造変化に十分に適応しえなかったことである。昭和40年代において日本の産業構造の重化学

工業化が大きくすすめられた。これを反映して建築、化学、機械分野での販売額が全国的に大きく伸びた。また、消費財分野では家具卸売販売額が大きく成長した。昭和41年から昭和49年にかけてのこれら業種の全国卸売販売額成長率は、家具（4.9倍）、建築（4.7倍）、化学（3.6倍）、機械（3.3倍）となっている。

よく知られているように、関西卸売業の業種構造の特質は繊維への特化にある。このことはとくに京都、大阪の業種構造についていえよう。昭和41年から49年にかけての繊維卸売販売額の全国成長率はわずか1.8倍にすぎなかった。昭和40年代に卸売中心地性を大きく増加させた、宮城、広島、香川などの地方卸売中心地の業種構造の特質は、機械器具、建築材料、家具などの成長業種に重点をおいている点にみられる。これら成長業種への業種構造適応の立ち遅れが今日における関西の流通センター機能の低下を招いた第一の原因である。

第二に、大阪を中心とする関西の卸売中心地性の伸びが相対的に停滞している原因は大阪平野の空間的な狭さにある。各都道府県の卸売・小売比率を規定する要因について統計分析を行うと、人口および物流稠密性が主要な規定因であることがわかる。大阪平野の空間的狭さのために人口と物流稠密性のさらに一層の増加が抑要されてきた。

## 2 卸売センターとしての関西復権の条件

以上のような過去の傾向からみるかぎり、流通センターとして関西を復権させることはきわめて困難なようである。その復権のためには安定成長経済への移行という構造変化をふまえた質的な転換が卸売業に求められている。

安定成長下における産業構造変化の長期ビジョンは今後、電気機械、一般機械、金属製品などの産業が高成長を示し、農林、鉱業、繊維、鉄鋼などの産業は低い成長率を示すと予想している。これらの変化は消費者欲求の多様化・高級化による高度組立産業の需要増加や産業の技術集約化を反映したものである。この重化学工業化の質的变化に対応して関西の卸売業種構造も質的な転換をはかる必要性に迫られている。重化学工業化の質的变化への対応としては、

とくに機械器具卸売業の育成が必要であろう。

しかし、関西の卸売業の復権にとってより重要なことは、関西卸売業の既存ストックを活性化することである。すでに指摘したように、関西卸売業の業種構造上の特質は繊維、衣服その他身のまわり品の比重が高いということである。この種の卸売業を新しい社会経済条件に適応させうるかどうかに関西復権の一つのカギを握っているといえよう。この適応方向については関西でかなりコンセンサスが形成されつつある。それはファッション産業化の方向にはかならない。

ファッションはある一定期間にある特定の集団の大部分の人達によって受け容れられる一定のスタイルである。ファッションについてのこの定義は、ファッションというものが三つの要素をもつことを示している。第一に、新しいスタイルはある集団によって受容され採用されて初めてファッションになる。第二に、「ファッション」という様式はたえず変化していく。変化はファッションの本質的な要素である。第三に、絶えず変化していく様式やスタイルそのものの中にはつねにそれぞれの時代の特徴的な精神が表現され、時代背景がおのずと投影されている場合が多い。

ファッション産業といえば、今日主として衣服産業のみが意味される場合が多い。しかし、叙上のファッション概念からみると、ファッション産業はたんに衣服産業だけでないことは明らかである。一般に、衣服産業とよばれる分野だけでなく、くつ、かばん、袋物、装身具、家具、インテリア、さらに加工食品などの業種にいたるまでファッション産業化の機会はきわめて大きいといわなければならない。

福祉型経済への転換をむかえて、消費者はたんなる消費水準の量的上昇ではなく、生活の質の向上をめざした個性的な消費を行おうとしている。このような消費活動を通じて、消費者はそれぞれ質の高いライフスタイルを確立しようとしている。このような新しい時代における消費者行動に適応していくためには、たんに衣服産業だけでなく、前記の関連業種をも含めた生活用品全体のトータル・ファッション化がはからねばならない。個々の業種のファッショ

ン動向は、消費者の生活の質の向上をめざして全体的に調整されたものでなければならない。

衣服、くつ、カバン、袋物、装身具、家具、インテリア、加工食品などのファッション関連業種は卸売業が商品企画機能や生産機能をもつことによって、流通経路のリーダーとして活躍しうる潜在的機会の大きい分野である。関西の卸売業を全国的流通センターの担い手として育成するためにはこのような分野におけるチャンネル・リーダー的な卸売商を発展させる必要がある。さらに、繊維などの素材をとりあつかう卸売業も、その素材の最終用途市場を念頭において生産・企画・流通を行うという新しい型のインダストリアル・マーケティング機能を開発して、トータル・ファッション化への適応に参加しなければならない。しかしながら、現時点においてもっともファッション化の進んでいる衣服産業でさえも、新しい経済体制の下で期待される我が国のファッション産業の理想像からは遠くへだたっている。その理想像というのは日本の消費者の欲求をくみあげた日本独自のファッション製品の開発・生産・流通であるが、現在のところ依然としてファッションのアイデアや情報の源泉は外国に依存しているからである。日本のファッション産業は依然として輸入ファッション産業の域を脱していない。これでは外国ファッション製品との競争において絶えず劣位に立たざるをえない。

日本独自のファッションを開発して、真に先進国型ともよぶべきファッション産業へ脱皮するためには何が必要であるのか、これを検討するにさいしては、外国のファッション産業のアウトプットのみを学ぶのではなく、外国がなぜ独自のファッションを生み出しうるかの方法論を学ばなければならないであろう。

このような観点から外国のファッションをみると、それらはファッション都市ともよばれるべき少数の都市でつくられていることが注目されよう。フランスのパリ、アメリカのニューヨーク、ロスアンジェルス、イギリスのロンドン、イタリアのミラノなど、これらはそれぞれの国のファッション開発の拠点として機能している。このことから独自のファッションというものは一定の資



格要件を備えた都市のみにおいて作り出されることが理解されよう。

ではファッション都市がもつべき一定の資格要件とは何か。外国のファッション都市をこのような視角からみると、おおむね共通の特徴をもっていることがわかる。ファッション都市の代表者であるパリを例にとると次のような特質を指摘することができよう。

第一に、パリはヨーロッパ大陸の交通の要衝であるとともにリゾート都市である。したがって、種々な文化をもった人々がこの都市に集まる。新しい文化が異種の文化の交流するところに発生しやすいことは歴史が教えるところである。ファッションは多くの場合、新しい文化のリーダーである。したがって、パリは新しいファッションのアイデア源泉となる情報・文化が渦を巻いている都市である。

第二に、パリには美術館、画廊、美術学校、展覧会に支えられた芸術作品の国際市場がある。このためパリには新しいファッションのデザインを専門にする多くの芸術家が住んでいる。パリに渦巻く異文化や情報はこれらの人々によって新しいファッションへと企画され製品化される。

第三に、パリは繊維、衣服、装身具などのファッション関連商品の生産機能をもっている。

第四に、パリには美しい都市景観、並木路、劇場、レストランの集積がある。これは消費者にとってファッション製品を身につけて歩きたいと思う場所が多くあることを意味している。このことがパリに多くのファッション消費リーダーを生み、それがひるがえって新しいファッション情報の源泉にもなっている。

要約すれば、パリに代表される外国のファッション都市は、ファッション情報の収集、ファッション企画、ファッションの生産・流通、ファッション消費リーダーを支えるために欠くべからざる都市施設をもっているといえよう。いいかえれば、外国のファッション都市はファッションの企画、生産、流通、消費の機関として機能している。

ひるがえって、日本の都市をみるとこのようなファッション都市と真によべ

のような都市はない。あえて言うならば東京がもっともファッション都市に近いといえよう。しかし、関西は東京とも十分に対抗しうるようなファッション都市化のための潜在力をもっている。この潜在力を引き出して関西におけるファッション都市を建設することが関西の卸売業の流通センター機能の向上をはかる上で不可欠である。

もちろん、すでに関西においてもファッション都市建設の動きが活発化している。京都、大阪、神戸のそれぞれにおける動きがそれである。しかし、外国におけるファッション都市についての叙上の検討からいえば、関西の代表的三都市はただ一市のみでは真の意味でのファッション都市として機能することはできないであろう。関西におけるファッション都市化を計画するさいには、京都、大阪、神戸のいわゆる京阪神都市圏レベルでのファッション都市化を構想する必要がある。

第一に、京都、神戸にはファッション情報収集とファッション消費リーダーの機能基盤としての都市施設はあるが、生産・流通機能が弱く、逆に大阪は生産・流通機能は強いが、前者の機能基盤において弱いからである。第二に、大阪の卸売業の今後の発展が大阪平野のもつ地理的空間の狭さによって制約される傾向があるため、トータル・ファッション産業を展開するための地理的空間を拡大しておく必要があるからである。いずれにしても、関西におけるファッション都市の建設は京都、大阪、神戸がもつ機能を有機的に統合することによって可能となる。

### 3 都市と小売商業

新しい社会経済構造への移行につれて、都市と小売商業の関係も新しい問題を提起している。この問題領域は多岐にわたっているが、主要な問題は都市圏小売システムの構造変化の問題といわゆる大型店問題である。

都市圏小売システムとは都市間での買物客の流入・流出関係の総体である。都市圏を構成する個々の都市をみると、ある都市の小売商業はたんにその都市の消費者を顧客とするだけでなく、周辺の諸都市からも顧客を吸引している。

この種の都市は小売中心地とよばれる。多くの場合、ある都市圏における大都市がこのような小売中心地になる。また別の都市の小売商業は買物客が市外へ流出するためその都市の居住人口の一部のみをその顧客としている。

ある都市圏を構成する個々の都市間における買物客の流出・流入関係の構造をつかむためには、個々の都市の小売中心地性を次式によって測定するとよい

$$\text{小売中心地性} = \frac{\text{その都市の商業人口}}{\text{その都市の居住人口}}$$

ここで、

$$\text{その都市の商業人口} = \frac{\text{その都市の小売販売額}}{\text{その都市が所属する府県の人口1人当り販売額}}$$

である。小売中心地性が1以上の値をとればその都市は小売中心地であるといえよう。昭和49年度において小売中心地性が1以上となる京阪神の主要都市は表-3のごとくである。小売中心地となっているのは、京都、大阪、神戸のような大都市であるか、あるいはこれらの大都市から距離的にかなり離れた地方での中核都市である。

表-3 京阪神における主要小売中心地の中心地性とその変化

	(1) 昭和41年	(2) 昭和49年	(2) / (1)
京 都 市	1.22	1.22	1.00
福 知 山 市	0.87	1.13	1.30
宮 津 市	0.95	1.02	1.07
大 阪 市	1.53	1.66	1.08
高 槻 市	0.52	1.00	1.92
神 戸 市	1.39	1.34	0.96
姫 路 市	1.36	1.30	0.96
洲 本 市	1.20	1.05	0.88
豊 岡 市	1.01	1.14	1.13
西 脇 市	1.04	1.23	1.18
三 田 市	1.09	1.24	1.14

(注) 小売販売額は自動車、燃料小売業を除いてある。

昭和49年における小売中心地性を昭和41年との対比で見ると、大阪市は1.08倍の伸び、京都市は横ばい、神戸市は0.96倍で減少となっている。姫路市、洲本市をのぞく他の地方商業中心都市の小売中心地性はすべて伸びている。これらの変化が生じたのは、地方商業中心都市では主として大型店の出店によるものである。これにたいして、京都、大阪、神戸のような大都市の中心地性の変化は主として都心部の再開発が適切に行われたかどうかによるものと考えられる。

主要都市圏での郊外への小売分散化現象は今日、全国的な傾向である。これは主として人口の郊外移動とその市場機会をとらえた大型店の郊外進出によっている。しかし、これらの要因と同程度に重要性をもつのは主要な大都市における都心再開発が消費者行動の変化に適格に適応したかたちで行われなかったことにもよっている。

今日における大都市の都心再開発はたんに商業ビルをつくるという「土建屋」的発想ですむ問題ではない。今日の消費者にとってたんなる商業ビルであればわざわざ都心まで出かけなくても地元のショッピング・センターで十分に事足りる。都心の商業施設は郊外ショッピング・センターがもっていないアメニティを売らなければならない。この点を看過してたんに商業ビルをつくるだけでは、都心に残るのはオーバーストア問題だけである。

都心が吸引すべき買物客は多目的買物出向に出かけてくる買物客である。多目的買物出向とは何であるか。その特徴を指摘すれば以下のようなだろう。第一に、買物曜日は土・日が多い。第二に、1人で出向するのではなく、家族づれでくることが多い。第三に、いくつかの品種が同時に購買されるだけでなく、レジャーや飲食についても同時に支出されることが多い。第四に、買物金額からみると一回の出向で世帯月間消費支出の20～30%が支出される。第五に、出向した商業地区での滞留時間が長い。

多目的買物出向客をとらえるにはたんに物品販売施設が充実しているだけでは不十分である。魅力的な飲食やレジャー施設、さらに長時間にわたる滞留の疲労を回復するための公共空間や休憩施設、景観、能率的な歩行動線などをそ

なえていなければならない。今日、成功したといわれる都心開発事例、たとえば梅田、はこのようなアメニティを十分にもっている。都市対都市の競争時代をむかえて、都心商業の成功はたんに商業施設だけでなく、都市施設のアメニティにより大きく依存するようになったといえよう。

都市と小売商業の関係について残されたもう一つの問題は大型店問題である。ここ数年来、大型店問題はたんなる経済問題の範囲をこえて社会・政治問題の色彩を強めてきた。大型店問題はそのおよぶ範囲がひろく、このように紙幅の限られた場所では十分に論じることが不可能である。ただ、ここで一つだけ指摘しておきたい点は、今日の大型店問題をめぐる混乱の最大の原因の一つは都市における商業適正配置計画の欠如にあるという点である。

小売商業はきわめて立地性の強い産業である。都市における小売商業集積の立地パターンは主として人口の地理的分布と交通体系に依存してきまる。過去10数年間、人口の社会的移動や交通体系の変化によって、都市における小売商業集積の立地パターンを支える要因は大きく変化した。大型店はこの変化によって生ずる市場機会に敏速に適応したのにたいして、中小小売商の行動はその生業的体質ともあいまってきわめてにぶいものであった。多くの都市における、人口の地理的分布と交通体系の変化にともなう商業適正配置計画の欠如は、新しい市場機会をめぐる大型店間の過当競争と中小小売商の不安をよんでいる。大型店問題をめぐる混乱の一因はここにあるといつてよい。

卸売業にせよ、小売商業にせよ、商業は都市を支える重要な産業である。商業を通じてのみ都市の住民はその生活に必要な種々な財およびサービスを入手することができる。都市における住民の生活の質の向上は、その都市の商業がいかにかうまく機能するかにか依存している。それとともに商業は都市の住民にきわめて大きい就業機会を提供している。この傾向は今後予想される都市産業構造の変化の中ですます強まるであろう。今や、都市における商業のあり方について種々な角度からの抜本的な見直しが必要である。しかし、その計画は、商業のもつ性格からみて、たんに商業についての部分的計画としてではなく、都市の総合計画の一部として位置づけられる必要がある。

# 神戸経済の現状と市の経済施策

宮 岡 寿 雄

(神戸市経済局長)

## 1 は し が き

今日、わが国経済は、戦後最大といわれる深刻な不況下にあり、景気回復の立遅れは、国民生活や企業活動にさまざまな影響を及ぼしている。今回の不況がこのように長期かつ深刻なものとなったのは、わが国経済が単なる循環的景気後退にとどまらず、構造的転換期に直面していることによるものといえる。

わが国産業構造上の課題は、①国民の価値観の変化による需要構造の変化、②立地、用水の制約、③新しい国際分業のあり方を踏まえた産業の国際的展開、④発展の基盤としての創造的技術の開発、など大きなものがある。わが国経済は、このような課題を克服し、質的な充実を重視し、安定的で福祉型の経済成長を指向する方向に流れを変えつつある。

表一 有効求人倍率

	神戸市	兵庫県	全 国
昭和50年	0.67	0.52	0.61
昭和51年	0.38	0.46	0.64
昭和52年	0.37		

(職業安定所調べ)

表二 倒産件数

	神戸市	兵庫県	全 国
昭和50年	214	298	12,606
昭和51年	371	482	15,641
昭和52年 1月～10月	280	362	12,358

(東京リサーチ調べ)

わが神戸経済においても、生産活動や消費活動が停滞し、全国水準を上回る企業倒産や有効求人倍率の悪化にみられる雇用機会の喪失など、市内景気は依然として低迷状態にある。これに加えて、企業の市外への流出がみられるほか、年間1万人を超える増加を続けてきた人口が昭和51年には2,500人の伸びにとどまるなど神戸経済をとりまく諸情勢は厳しいものがある。

市民の生活の安定、福祉の向上のためには雇用機会の確保と安定及び市民の所得水準の向上等が不可欠であり、そのためには産業の振興が重要であることはいうまでもない。特に、今日のような厳しい経済情勢のなかで産業の振興を図るためには、行政の側においても神戸経済全体のかさあげをめざした、より積極的な施策が必要とされている。今後、新しい時代に対応した行政のあり方なり、その果たす役割を確立しなければならない。

そのためには、これまでの施策を再検討するとともに、神戸経済がかかえている諸問題を的確に把握し、将来のあるべき姿を描く必要がある。

## 2 神戸経済の現状と諸問題

### (1) 現状

神戸の経済は、港と密接に関係しながら発展してきた。工業は、鉄鋼・造船等、臨海性の工業を中心に、食料品、ゴム製品、一般機械、電気機械の6業種

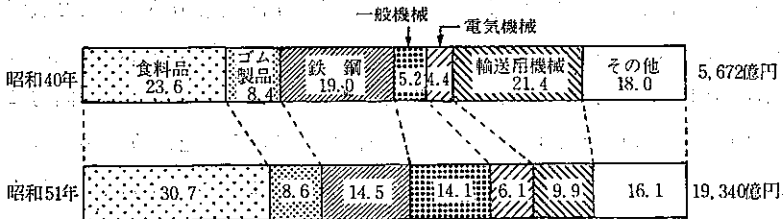
表-3 神戸経済の主要指標

	神戸 A	兵庫県 B	全国 C	
			A / B	A / C
面積 (S51年) ㎢	541	8,369	6.5%	377,582
人口 (51年) 千人	1,364	5,034	27.1%	113,086
事業所数 (50年) 千	69	231	29.9%	5,596
工業出荷額 (49年) 億円	18,100	76,751	23.6%	1,275,743
卸売販売額 (49年) 億円	22,537	37,089	60.8%	1,736,718
小売販売額 (49年) 億円	6,187	19,945	31.0%	449,448
市内純生産 (50年度) 億円	17,807	55,655	32.0%	1,275,750

(注) 神戸市 工業出荷額 (51年) 19,340億円  
卸売販売額 (51年) 30,330億円  
小売販売額 (51年) 8,298億円

資料「神戸市統計要覧」「統計神戸」

図-1 業種別出荷額



表一4 市内純生産・就業者数産業別構成比の推移

産 業 別	市内純生産 (%)				就 業 者 数 (%)			
	昭 和 35 年	40 年	45 年	50 年	35 年	40 年	45 年	50 年
総 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第 1 次 産 業	0.9	0.9	0.6	0.5	4.4	3.1	2.2	1.8
第 2 次 産 業	43.3	39.0	39.5	33.6	38.9	38.2	37.0	32.9
建 設 業	3.8	5.3	6.8	5.6	6.9	7.5	7.5	7.9
製 造 業	39.5	33.6	32.7	28.0	32.0	30.7	29.5	25.0
第 3 次 産 業	55.7	60.2	59.9	65.9	56.7	58.6	60.7	64.9
卸・小 売 業	16.2	17.8	18.2	21.7	23.7	24.6	25.0	26.7
金 融・保 險 業 不 動 産 業	8.1	8.8	10.3	10.8	3.4	3.9	3.9	4.6
運 輸・通 信 業	16.4	15.5	13.2	13.0	11.0	11.7	11.6	11.3
電 気 ガ ス・水 道 業	1.0	1.0	0.8	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6
サ ー ビ ス 業	10.6	13.2	13.6	14.9	14.7	15.0	16.1	17.7
公 務	3.5	3.9	3.8	4.7	3.1	2.9	3.5	3.8

資料「市民所得推計」「国勢調査」

で市内工業出荷額（昭和51年）1兆9,340億円の83.9%を占めている。

また、商業については、卸売業は大阪の影響を受けて、都市規模に比べて卸売機能は低く、その性格は二次卸的なものとなっている。

このほか、港と結びついて発展してきた海運業、倉庫業が市内産業に占めるウェイトは他都市と比べて高い。

神戸の産業構造は、生産面では昭和50年度で第1次産業0.5%、第2次産業33.6%、第3次産業65.9%で、これを、昭和35年度と比較すると、純生産はそれぞれ、0.9%、43.3%、55.7%であり、第2次産業の比率が年々傾向的に低下しているのに対し、第3次産業の比率は高まっていることがうかがえる。

同様に、就業者数は、昭和50年では、第2次産業32.9%、第3次産業65.3%であり、第3次産業の比率はやはり増加している。



特に、中小企業は、市内事業所数の99.2%、従業者数の74.0%を占め、神戸経済において大きなウェイトを占めている。とりわけ、工業においては、中小企業の約半数が何らかの形で下請関係にあり、一部大企業と多数の下請中小企業の構成は神戸経済の一つの特徴といえる。

また、市内純生産の対全国比は、昭和35年度1.7%から、昭和50年度1.4%と低下しており神戸経済の相対的地位が低下していることを物語っている。

(2) 問題点

今日、神戸経済がかかえている問題点としては、以下の諸点を指摘することができる。

第1番目には、産業構造の特質からくる問題がある。港に依存してきた歴史的、地理的条件に大きく影響を受け、本市産業構造が、①食料品、②造船、③鉄鋼、④ゴム製品、⑤一般機械、⑥電気機械、といった特定業種への偏りが大きいため、景気変動の波をかぶりやすい体質を持っていることである。特に神戸には、家電、自動車、精密機械など今日の成長産業がないことが構造的な停滞の一因となっている。

第2点は、神戸の自然条件に起因する問題である。すなわち、既成市街地には、臨海部を中心に現在の神戸の基幹産業である鉄鋼、造船等が立地しており市街地が狭隘なため新規産業が高度経済成長期において立地するための用地に制約があったことである。

表-5 市内人口増加数 (人)

	人口増加数	自然増加	社会増加
45年	19,875	16,608	3,267
46年	18,627	17,186	1,441
47年	15,990	17,249	△ 1,259
48年	13,751	17,271	△ 3,520
49年	13,288	16,306	△ 3,018
50年	11,828	14,707	△ 2,879
51年	2,490	12,602	△10,112

資料「統計神戸」

表-6 産業別就業者数 (人・%)

	40年	45年	50年	45 / 40	50 / 45
総数	567,646	608,361	607,515	7.2	△ 0.1
建設業	42,465	45,418	47,450	7.0	4.5
製造業	174,105	179,197	153,310	2.9	△ 14.5
卸・小売業	139,538	151,924	158,950	8.9	4.6
金融・保険・不動産業	22,130	24,004	27,585	8.5	14.9
運輸・通信業	66,247	70,585	68,905	6.5	△ 2.4
サービス業	85,177	98,173	106,810	15.3	8.8
その他	37,984	39,060	44,505	2.8	13.9

資料「国勢調査」

第3点は、工場の地方進出と人口増の鈍化の問題である。市内に新規立地の余地がないことは、すでに市内に立地している企業が生産規模の拡大をめざす場合、神戸工場は母体工場化し、新規工場は新たに東播地域等に用地を求めて進出せざるを得なかった。製造工業は、不況による減量経営と生産性の向上のため次々と合理化策を進めているが、このことが各企業、工場単位の従業員数の減となっている。市内大手5社（三菱重工、神鋼、川重、川鉄、三菱電機）の41年の従業員数38,459人が、50年31,790人と6,669人減少（17%、一工場当たり1,333人減）となっている。製造工業の従業員数は、45年をピークとして減少し、就労人口の停滞の大きな原因となっている。そして、それが現在の神戸市の人口増の鈍化が起っている原因につながっているものと思われる。人口の増加は都市の活力となるべきものであり、都市の発展を考える場合、人口増の鈍化は大きな問題といえる。

第4点は、港を中心とする国際的情報機能の低下があげられる。交通機関の発達に伴い、国際的情報の中継基地が港から空港に移り、かつ政治と経済の密着とあいまって情報と権力の集積する東京へ企業が集中し、在神企業の本社中枢機能の東京への移行がつづいた。

一方、工場は装置産業にみられるコンビナート化等大型化し、地方進出・分散が進められている。企業の本社機能の東京集中と工場の地方分散により、東京を除く大都市では、共通して相対的な経済基盤の沈下が起っている。特に大

販を中心とする関西の沈下傾向が著しい。

市民の雇用の場を確保し、市民生活の向上に寄与する産業の発展を図るためには、以上のような神戸経済がかかえている諸問題の解決が強く望まれるところである。

これら諸問題の解決の方向としては、①産業用地の確保と新規産業の導入による産業構造の多様化、②既存産業の新時代への転換、③新しい都市型産業の育成とこれに必要な情報機能の強化、④港湾施設の整備・拡充、⑤交通網の整備、⑥魅力ある街づくり、などを考えた積極的な方策が必要とされる。

産業の振興は、基本的には企業とその集積である産業界の自助努力が必要であり、また国の施策によるところが大であるが、神戸市としても、これら神戸経済がかかえる諸問題を解決し、神戸経済の振興を図るため、一層、施策の充実を図っていかなければならない。

### 3 経済施策の現状

#### (1) 地方自治体の経済施策

今日、地方自治体における経済施策の中心は、産業基盤の整備と中小企業を中心とする企業経営の安定と近代化のための施策の実施にある。

産業基盤の整備は、それぞれの自治体の地理的条件、産業構造等により差異もみられる。

中小企業施策は、基本的には、国の中小企業政策に対応して行われるため、その内容は、診断指導、技術指導、金融対策、組織化・高度化施策が中心となっている。

商業、或いは工業それぞれの分野において、経営の実態を調査し企業運営の診断を与えることは、最も基礎的なことであり、専門職として経営診断士をこれに充てている。技術指導については、一般的な試験研究はもとより各地方の特産業或いは、地場産業といわれるものの研究指導は、各自治体ともに重点的に取り組んでいる。特に、今後、労働集約型産業から付加価値の高い知識集約型産業をめざすわが国の産業界にあって、中小企業に対する技術面での指導の成

否は大きな課題である。

金融対策は、自治体における中小企業対策の中心をなす重要施策であり、普遍的なものとなっている。その方式は、地方自治体が金融機関に資金を預託し、それを基礎資金に金融機関が貸付ける 協調融資制度と中小企業が金融機関からの借入れを受けやすくするための信用補完制度の二つがある。

制度融資には、運転資金融資、設備資金融資のほか、円高対策など特別緊急融資があり、信用力、担保力が弱い中小企業に有利な条件で事業資金の貸付を行っている。

信用補完制度については、信用保証協会への財政援助を通じてその充実に努めている。

このほか、府県レベルでは、国の資金援助のもとに国と協調して中小企業の近代化及び高度化のための資金の貸付けを行っている。

中小企業の体質の強化のため、その組織化と高度化は地方自治体における重要な施策となっている。

国においても中小企業の組織化を通して、経営の合理化や経済的地位の向上をはかるため、事業協同組合、商工組合等の各種中小企業団体に対しては金融税制上の優遇措置が講じられている。

その他の施策としては、情報の提供、技術開発の援助、技能者の養成、見本市への参加、市場の開拓などがあげられる。

## (2) 神戸市の経済施策

神戸市における経済施策としては、産業全体の発展を図るための産業基盤の整備と中小企業振興のための施策があげられる。

第1に、産業基盤の整備に関しては、企業に対する産業用地の確保と提供、港湾関連産業の育成強化のための港湾施設の整備・拡充、その他道路交通網の整備、工業用水の確保等を実施し、市内の産業が活動するうえでの基盤を整備するものである。

とくに、本市の場合、市街地が狭隘なため産業を振興し、市民の雇用機会を確保し、所得の向上を図っていくためには、産業用地の確保が不可欠であると

いう認識のもとに、臨海部及び内陸部において大規模な産業団地の造成に積極的に取り組んできた。

まず、臨海部においては、昭和28年から神戸港をはさむ東西の海岸線に東部埋立地（第1～4工区）及び西部埋立地（第1～3工区）の造成を行い、鉄鋼造船、食料品等の基幹産業を誘致し、今日の産業構造の基礎づくりを行ってきた。

特に、水深が深かったために、サンドポンプによる埋立が不可能で、鶴甲山、渦ヶ森、高倉山と裏山を切りくずし、その土砂で海面埋立事業を行ってきた。ベルトコンベヤーによる埋立方法は“山、海へ行く”という表現で内外に広く知られたところである。

表-7 主要プロジェクトの概要

	ポートアイランド	六甲アイランド	西神インダストリアルパーク		
計画面積	436 ha	580 ha	249 ha		
事業年度	昭和41年度～55年度	昭和47年度～60年度	昭和46年度～57年度		
土地利用	都市再開発等用地	都市再開発用地	宅地	工場用地	ha
	125ha	35ha		公益施設用地 (IPセンター)	156.2
	道路護岸等用地	都市機能用地		小計	1.6
	81	150		道路用地	157.8
	港湾機能用地	産業基地		公園	25.9
	90	55		地区公園	17.0
	埠頭用地	港湾関連埠頭用地		公園 近隣公園	2.0
	140	160		緑地	44.8
		埠頭用地		小計	63.8
		180		その他	1.5
		小計	91.2		

また昭和43年には、港湾機能及び都市機能の充実強化をはかるためポートアイランドの建設に着手し、現在、埋立の90%が完成し、港湾機能はコンテナヤードとして、神戸港の重要な役割をはたしている。ポートアイランドには、国際展示場、会議場、ホテル・ファッション関連の商業施設等の立地をもちこんだ国際ナショナルスクウェアの建設を始めとして各種の計画を立て、将来

神戸市における国際的情報の中心地をめざし、現在鋭意推進されているところである。

ポートアイランドに続き、市民生活の経済的、社会的基盤を確立するため六甲アイランドの建設も現在施工中である。

六甲アイランドには、55haの産業基盤用地が予定されており、新たに神戸の国際性を生かしていくような産業の育成のための用地が計画されている。

一方、内陸部においては、職住近接の考え方にに基づき、西神ニュータウンの北端に、新規産業の導入と市街地の工場移転の受け皿を目的とした西神インダストリアルパークを造成している。現在は、A地区のみであるが、将来はB地区と北神の工業団地も計画されている。

港湾整備としては、神戸製鋼所等の臨海部の大企業が工場専用岸壁の建設整備を進め、工業港としての機能を高めたのに対し、在来埠頭の再開発を始めとしてポートアイランドにおけるコンテナバース、ライナバースやフェリー埠頭の建設など商港としての機能の充実・強化がされてきた。

その結果、神戸港は、取扱貨物量その他港湾の主要指標においてわが国で首位となり、世界でもロッテルダム港に次ぐ、国際的港湾都市として発展してきた。特に、コンテナ貨物の取扱量は、世界で1位の座を占めるに至っている。

道路建設においては、阪神高速道路の建設による通過交通の円滑化、六甲トンネル、新神戸トンネル等の建設による、北神と市街地との一体化、先般開通した港湾幹線道路の開通による港と背後地との連けいの強化等は、一般市街地における在来道路の建設と相まって、産業活動の動脈となっている。将来は、ポートアイランド、六甲アイランドと大阪湾を結ぶ湾岸道路の建設や、西・北神と市街地を結ぶ連絡道路の建設による広域的な市街地化が期待されている。

第2の中小企業対策としては、中小企業の経済的・社会的制約による不利を是正するとともに、市民が働く場として、その生活を守り育てる立場から小零細企業を中心とした経営安定のための種々の施策を実施している。

診断指導、資金融資、研修、販路拡張、組織化、高度化対策等は、他の自治体と共通する施策である。

診断指導、資金融資、研修等は中小企業指導センターが中心となり実施しているが、52年4月に、中小企業会館をオープンし、その拡充と他の機関との集約化をはかった。これら中小企業全般に共通する施策のほか、各業種ごとに振興策に取り組んでいる。その主要なものは、次のとおりである。まず、ゴム、ケミカルシューズ産業は、神戸の地場産業の代表的存在であるが、昭和46年のニクソンショックまでは、輸出関連産業として、1億足を生産し、45%をアメリカその他諸国に輸出していた。現在は、途上国の追上げと、相次ぐ円高により、生産も半減し、輸出も数%にとどまり、内需型産業に転換をよぎなくされている。しかし、地場産業として、従業員は製造業従業員の14.1%を占め、なお市内の主要な地位を占めている。ファッション産業として、高級化を指向し、国際分業下の輸出可能商品として、競争力をつけることが、即ちこれからの生き延びうる道であるとの方針のもとに、その対策を進めている。具体的にはこれまで4次にわたった工場アパートの継続、西神I・P等新規立地による生産性の向上、ファッション化によるグレードの高級化、技術訓練所等による技術・技能水準のアップ、労務体制の近代化対策等がこれからの主要な課題である。

次に、造船、鉄鋼等の下請企業の多い機械金属業界は、親企業が、構造的な不況産業となり、操業度が極端に低下し、下請企業においては仕事量の低下と下請価格の切り下げに、苦しんでいる現況である。一方、これら既存の大企業の神戸工場は各社における母体工場の存在として、技術水準の高い部門や試験研究的工場への移行傾向がみられる。これに伴い従業員も、ブルーカラーからホワイトカラーへのシフトがみられる。従って中小下請企業は、下請企業からの脱皮のためにも、下請企業として永続するためにも、技術水準の向上が大きな課題となってくる。これまで技術問題は県に依存していたが、神戸市として如何に取り組むかがこれからの大きな問題である。また、市街地の工場敷地800haのうち、3分の2が工業用地内で、残り3分の1は準工業用地、住居用地に立地している。今後共、公害問題の解決をせまられている。工場アパートの建設、工場団地への移転等公害問題と協業、協同化対策による合理化策の一石二鳥の施策の推進がまたれるところである。

神戸はまた、港を控え、中小貿易商社は、1,000社を数えるといわれている。その80%が輸出商社で、取扱いは、繊維、雑貨が主力である。国際的見本市への参加、金融助成等、今日までそれなりの効果はあったが、途上国の追上げによる、繊維・雑貨等軽工業品の輸出力の低下等に見られる取扱商品の機械器具等への転換、輸出から輸入へのウェイトの移行等現在、大きな転換対策をせまられている。これらのための金融対策、販路開拓のための商談会、見本市会場の建設、協業・協同化のすすめや、社会主義圏貿易への支援策等が、課題とされている。

次に、小売商業界は、一方に大規模店舗の進出があり、他方に三宮への集中と旧市街地人口の過疎化による周辺商業地の衰退が大きな問題となっている。三宮への集中は、交通機関の整備と消費が大型化し、高級化し、都心指向型の傾向とあいまって三宮に、大型店舗や地下街、市街地改造ビルが建設されて、今日の集積となったものである。これに反し、周辺商業地は映画、演劇等興行街と商店街が一体となって繁栄したところが多く、興行街の衰退と共に、商店街の魅力もおとろえ、人口のドーナツ化と相まって、停滞をつづけているものである。従って、今後は買廻り性を中心とした明るい商店街づくりと人口の呼び戻し策、個性ある店舗づくりなど、商圈拡大策が課題である。

高度成長経済から、安定成長経済へと移行し、個人消費の停滞、設備投資の不振等により、かつてない不況期に入っている現在は、また、大企業対中小企業の調整を法的に規制する時代でもある。分野調整法、商調法、大規模店舗法等、規制のための法律が、次々と制定されてきた。しかし、経済活動を法的に規制することは、容易なことではない。資本の論理が強く、調整受難の時代ともいえる。一方に、消費者の存在を思考するとき、中小企業は、大企業との競争を法的規制にのみ依存することなく、あくまで競争による協調に一步でも近づくべく自らの体力を強化し、足らざるところは、中小企業の横断的、或いは、垂直的な協業共同化によって対決すべきではなからうか、自治体としても、これらの規制や調整を、どのような哲学のもとに対応するか、その判断が極めて難しいところである。



#### 4 今後の課題

##### (1) 経済施策の再検討

産業の振興は、本来、市民と行政と企業の協力体制により進められるべきものであるが、今日のような低経済成長の時代で、しかも経済の先行きの見通しのたたない時代では、企業自らが対応を図っていくことはもちろんのこと、行政の側においても、より積極的な誘導施策の展開が必要とされている。

国の経済政策の重点は、円滑なる産業活動のための基盤づくりにある。とくに、産業立地政策の基本は工業再配置計画にみられるように、過密・過疎の解消、所得格差の解消をめざした工場の地方分散にある。

しかしながら、国の一律的な地方分散政策のみでは、地域の特性をふまえた産業の発展は望めず、神戸のような大都市に立地することがむしろ望ましい産業までも規制することになりかねない。例えば、工場等制限法は、今日、大都市に立地することのメリットが大きい情報なり高度の加工を必要とする産業についても一律に規制している。これらの産業は、大都市に立地することにより産業自体も集積の利益を受け、また都市もそれによって発展していくことができるものである。

従って、国の工場分散政策については、大都市の集中・集積のメリットを生かせる産業や、地場産業の立地に対しては、特例措置を講ずるべきではなからうか。

また、現在みられる第3次産業の東京への過度集中が将来とも続けば、東京は過度の集中により機能は低下し、他方、関西経済なり、神戸経済は、新しい都市型の第3次産業が東京に集中することによって、その基盤を弱めることになる。特に、国際都市神戸の場合は、ポートアイランドに国際級のホテルや、情報センター等の立地の場があり、第3次産業の発展のための条件は整備されている。工場等制限法により、第2次産業が地方に分散し、第3次産業が、東京に過度に集中すると神戸のような中間的都市の相対的地位は更に低下を招かざるをえない。第2次産業の規制が今後もつづくとなれば、第3次産業については、神戸のような中間的立場にある大都市にも活力のある第3次産業が定着す

るようななんらかの調整策が必要となってくるのではなからうか。

また、金融面を中心とする中小企業対策についてみると、現行法制度下において、その権限は、府県中心的方向にあり、市は、補完的役割を果すにとどまっている。

しかし、府県どまりの金融支援では、現実には、中小企業にとって有効適切な施策が行われがたい実態も生じてきている。例えば、中小企業振興事業団の融資制度では、府県が施策の窓口及び実施機関としての機能を果しており、市は中小企業者が、この制度を利用できるように組合づくりなどの指導をしているにすぎない。また、中小企業振興事業団の融資制度のように、一部県費負担を伴う制度では県の財政状況が悪化した場合には、これらの制度を十分活用しえないという不合理な面もあり、地域に密着した効果的な施策が打ち出せないなどの問題も生じている。

中小企業問題は、都市問題であり、真に中小企業者の利益となるよう、行政効果をあげようとするならば、大都市に対し府県と同様、商工行政と労働行政を付与し、きめ細かい企業対策と雇用対策のための制度の改善が望まれる。

神戸市においても、今後、産業の振興を図っていくうえで、産業基盤の整備ときめ細かい中小企業施策をより一層積極的に進めていかなければならない。

これらの施策を円滑迅速に推進していくためには、また、市の内部においても、関係部局間の連絡を一層密にし、各部局に関連するプロジェクトについては、総合的な対策を講じなければならない。

また、中小企業施策の中心は、従来、中小企業を守り、保護する施策であったが、神戸経済がより一層発展していくためには、これまでの中小企業の保護政策に加えて、今後は中小企業の体質改善をめざした構造政策を積極的に推進し、中堅企業の育成を図っていく必要がある。具体的には、①企画力の向上と情報収集活動の充実、②技術開発力の向上、③人的能力の開発、④共同事業の推進、をめざしたより積極的な施策がこれまで以上に必要となる。

(2) 今後の施策のあり方

今日、神戸経済をとりまく諸情勢は非常に厳しいものがあるが、本市では、すでにポートアイランド、六甲アイランド、西神インダストリアルパークなどの産業基盤づくりを進めており、その活用が今後積極的に図られれば、神戸経済の将来の発展は大いに期待できるといえよう。

産業振興のため、行政の果たす役割は、産業構造のビジョンを示すとともに具体的な振興策を打ち立てることにある。

神戸経済の将来については昭和51年10月に策定された、新・神戸市総合基本計画に、その概要が示されている。

マスタープランでは、まず人口フレームに関しては、昭和60年160万人、昭和76年180万人を限度としている。就業者数では、第2次産業は横ばいに推移し、将来増える就業者は第3次産業で吸収することになっている。

また市内純生産については、工業用地が昭和60年までに西神地域で310ha、北神地域で90ha増加することを前提に第2次産業の比率が若干高くなることを見込んでいます。

マスタープランでは、このような産業構造を想定し、神戸の未来をささえる産業の振興のための方向を示している。

表一八 昭和60年・76年の神戸市の人口フレーム (単位：人)

項目		年次		
		昭和50年	昭和60年	昭和76年 (2001年)
全 市 人 口		1,362,728	1,600,000	1,800,000
地域別人口	既成市街地域	1,161,368	1,200,000	1,200,000
	西 神 地 域	67,110	170,000	300,000
	北 神 地 域	134,250	230,000	300,000

資料「新・神戸市総合基本計画」

表一 昭和60年・76年の神戸市の産業構造

(昭和40年価格)

	昭和47年度		昭和60年度		昭和76年度	
	千人	%	千人	%	千人	%
就業者総数	658	100	774	100	904	100
第1次産業	12	2	12	2	12	1
第2次産業	233	35	246	32	237	27
第3次産業	413	63	516	66	655	72
市内純生産	億円	%	億円	%	億円	%
	8,249	100.0	15,250	100.0	30,407	100.0
第1次産業	33	0.4	36	0.2	43	0.1
第2次産業	3,074	37.3	5,874	39.0	11,131	36.6
第3次産業	5,142	62.3	9,340	60.8	19,233	63.3
工業用地	900 ha		1,300 ha		1,600 ha	

(注) 就業者は国勢調査を基準に算出

資料「新・神戸市総合基本計画」

表一〇 地域別工業用地面積

地 区	昭和47年	昭和60年	昭和76年
既成市街地域	830ha	830ha ( — )	930ha ( 100ha)
西神地域	70ha	380ha ( 310ha)	580ha ( 200ha)
北神地域	—	90ha ( 90ha)	90ha ( — )
計	900ha	1,300ha ( 400ha)	1,600ha ( 300ha)

(注) ( ) 書きは、47～60年及び60～76年の期間に増加する面積

資料「新・神戸市総合基本計画」

産業振興のための基本方針としては、

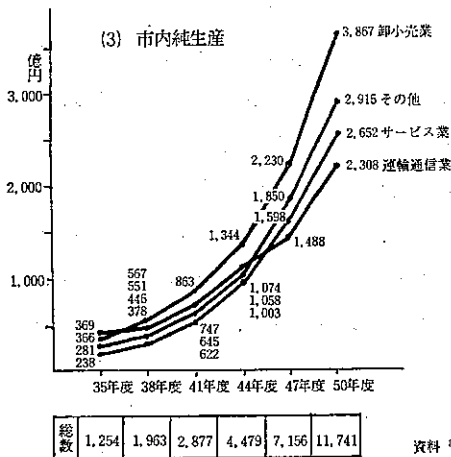
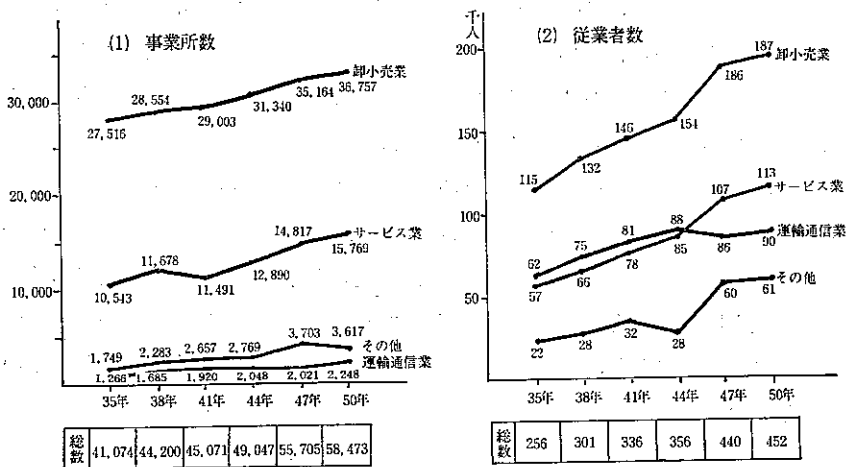
- ① 産業全般の知識集約化
- ② 省資源、脱公害化
- ③ 市民生活を優先とした産業基盤の整備
- ④ 国際化、情報の推進化

を唱っている。

中長期的施策

本市産業振興の方向としては、マスタープランにもられた理念の実現をめざし、既存産業については、付加価値の高い産業への転換を図る一方、産業構造

図-2 第3次産業業種別推移



資料「事業所統計調査・神戸の市民所得」

の改善のため積極的に新規産業の導入を図っていかなければならない。

現状のままでは第2次産業の就業者数は減少していくので、新しい工業団地をつくることによって就業の機会を確保し、今後増加する就業者は第3次産業で吸収していくとするものである。

従って、工業用地の造成による新しい第2次産業の誘致と第3次産業の台頭が、今後の神戸経済の振興にとって大きな課題である。特に、将来は第3次産業就業者の過半数が、サービス産業従事者と予想されている折柄、サービス産業がどのように神戸において育ち、根づいていくかも大きな問題である。サービス産業は時代を先取りする新しい業種を生み、アイデアと活力ある企業家の出現により神戸を支える産業に成長することがまたれるところである。

また、ファッション産業育成のため、昭和48年以来、市・商工会議所・業界をあげて提唱し、いくつかの事業も行われてきたが、これも知識集約化への一環であり、産業構造改善の問題であって、今後、息長く取組むべき課題である。自然環境と国際都市としての社会環境、ファッション都市神戸創造の基盤条件は十分に備わっており、関係者の熱意と努力により、その前途は開かれるものと信じている。

## 5 お わ り に

以上、本市における経済施策について述べてきたが、今後の産業振興の方向としては、国に対して経済政策の転換を求めつつ、市内部においても、これまでの施策を再検討し、市民・産業界の理解と協力のもとに、新しい時代に対応した産業振興のあり方を確立していかなければならない。

幸い神戸にはポートアイランド、西神インダストリアルパークなど産業振興のための基盤づくりの条件がととのっており、また神戸のイメージをバックに育った産業や中堅企業のめばえもみられるなど、神戸経済の発展の余地は十分にある。

今日、経済の転換期にあつて、行政の果たす役割はますます重要となり、神戸市においても、市民生活の安定・向上を図るうえからも積極的な産業振興策

が求められているといえよう。

本市経済の将来の産業構造のあり方と具体的な産業振興策については、52年7月に市長の諮問機関として神戸市産業振興調査会を設置し、調査・審議をお願いしているところである。本市としては、調査会の答申を待って、具体的な産業振興策を策定し、実施に移す考えである。

本市の産業振興策は、本市の産業構造のあり方と具体的な産業振興策については、52年7月に市長の諮問機関として神戸市産業振興調査会を設置し、調査・審議をお願いしているところである。本市としては、調査会の答申を待って、具体的な産業振興策を策定し、実施に移す考えである。

本市の産業振興策は、本市の産業構造のあり方と具体的な産業振興策については、52年7月に市長の諮問機関として神戸市産業振興調査会を設置し、調査・審議をお願いしているところである。本市としては、調査会の答申を待って、具体的な産業振興策を策定し、実施に移す考えである。

# 都市化と農業

## —神戸市農業の場合—

大 野 敬 一

(神戸市農政局長)

### はじめに

昭和30年代後半からの経済の高度成長とそれに伴う急激な都市化の進展は、農業および農村地域に大きな影響を与えた。全国的に農業就業人口の急減、農地転用の増大、農家生活様式の変化、過疎問題などさまざまな現象を生起し、事あらためて「都市と農村の調和」といった古くて新しい政策課題を提起した。神戸市においても例外ではなく、農業および農業地域は大きく変化していった。神戸市農業の変貌について述べるとともに、その過程で神戸市農政が基盤としていた考え方について触れてみたい。

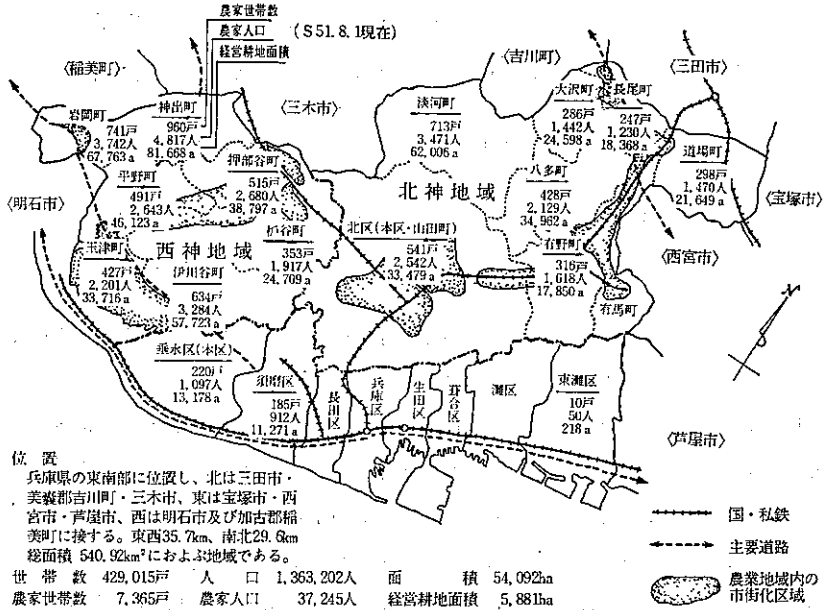
## 1 都市化と神戸市農業の変貌

### (1) 神戸市農業の構造変化

神戸市の農業地域は、六甲山系の北部および西部に位置し、市街地と隔てられており、比較的恵まれた自然的、経済的立地条件を生かした農業が営まれてきた。すなわち、農業地域は有野川（武庫川水系）山田川、淡河川（加古川水系）の貫流する山地の多い北部冷涼地帯（北神地域）と第3紀層を流れる明石川、栢谷川、伊川（明石川水系）の流域の谷筋および明石市に接し、東播台地に連担する丘陵地帯（西神地域）に区分される（図—1）。とくに、西神地域では多照寡雨の気象条件、あるいはその経済的立地を生かした野菜生産、市乳生産などが行われ、各地で優れた農業経営が展開され、近畿圏でも有数の農業地域として発展しつつあった。しかしながら、昭和30年代後半以降の社会・経済状況の急激な変化によって、市域農業は都市化の影響を強く受け大きく変貌した。



図一 神戸市の農業地域



① 農地の農外転用の進展

大都市への人口および産業の集中が宅地や工場用地など需要の拡大をもたらす、市街地内部の地価の高騰ともなって周辺部の農地を蚕食し、土地利用の転換を招来する。神戸市の農業地域である西北神地域もその例外でなく、とくに山間丘陵地を中心とした住宅団地造成を始めとする大規模開発によって、山間部に介在する農地のかい廃が進むとともに幹線道路沿いの優良農地の住宅用地等への転用が促進された。その結果、昭和50年現在の市内の耕地面積は昭和35年と比べて、約1,570ヘクタール、23%減少し、5,345ヘクタールとなった。耕地面積減少の経過をみると市域全体では昭和35—40年2.5%、昭和40—45年8.6%、昭和45—50年11.6%となっており、農地の転用は加速的に進行して来た(表一)。地域別にみると、旧市域に属する東灘区、須磨区、垂水本区では早くから農地転用が進み、神戸電鉄沿線の有野町、山田町、幹線道路沿い

表一 耕地面積の推移

	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年
面積 (ha)	6,918	6,744	6,151	5,345
比率 (%)	100.0	97.5	88.9	77.3
減少率 (%)	—	2.5	8.6	11.6

資料：農業センサス

の玉津町では昭和40年代前半から農地転用の進行がいちじるしくなっている。

### ② 農家戸数の減少と兼業農家の増大

都市化の進展に伴い、農家労働力の農外就業機会が急速に拡大した。そのため、農地転用の進行と相まって、市内の農家戸数は減少する一方、兼業農家の大幅な増大をもたらされた。その結果、昭和50年の農家戸数は、昭和35年に比べると1,490戸、16.8%の減少を示し、7,384戸となった。

これを専業、兼業別にみると、専業農家は928戸で全体の12.6%を占めるにすぎず大きく減少している。先に述べたように、神戸市全体の農家戸数は昭和35年から昭和50年の間に約17%減少しているが、この同じ期間に約75%も減少している。第1種兼業農家も昭和35-40年は増加しているが、以後減少に転じ、昭和50年には昭和35年に比べると767戸、約29%の減少を示している。しかしながら、第2種兼業農家は一貫して増加し、昭和50年には昭和35年に比べて2,122戸、約81%と顕著な増加となり、全農家戸数に占める比率も62.1%と著しく上昇している(表一2)。専業農家戸数の比率はなお県下平均に比べ高いとはいえ、市内農家の農外所得への依存度は一段と高くなっている。

### ③ 農業就業者の減少

農家人口の推移は、昭和35年49,780人、昭和40年45,357人、昭和45年40,899人、昭和50年36,607人と一貫して減少し、各5年間の減少率をみると約9%と一定の割合を示している。しかしながら農業従事者の就業状態をみると、自家農業のみに従事した者の比率は昭和35年の82.2%から、昭和50年には52.2%に

表-2 農家戸数の推移

	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年
全農家 (戸)	8,838 (100.0)	8,358 (100.0)	7,926 (100.0)	7,348 (100.0)
専業農家 (戸)	3,773 (42.7)	1,946 (23.3)	1,376 (17.4)	928 (12.6)
第1種兼業 農家(戸)	2,623 (29.7)	3,293 (39.4)	2,849 (35.9)	1,856 (25.3)
第2種兼業 農家(戸)	2,442 (27.6)	3,119 (37.3)	3,701 (46.7)	4,564 (62.1)

資料：農業センサス

- 1) 兵庫県の専業別農家構成比は専業：1兼：2兼=6.1：12.7：81.3である。

表-3 農業就業構造の推移

			昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年
農家人口			49,780 <sup>人</sup>	45,357 <sup>人</sup>	40,899 <sup>人</sup>	36,607 <sup>人</sup>
農業 従事者	農業 就業 人口	自家農業 のみに従事	21,176 (82.2)	16,113 (69.6)	14,353 (60.7)	11,489 (52.2)
		主に自家 農業に従事	1,019 (4.0)	2,155 (9.3)	1,760 (7.4)	1,359 (6.1)
		計	22,195 (86.2)	18,268 (78.9)	16,113 (68.1)	12,848 (58.3)
	主にその他の 仕事に従事		3,566 (13.8)	4,869 (21.1)	7,527 (31.9)	9,165 (41.7)
	計		25,761 (100.0)	23,137 (100.0)	23,640 (100.0)	22,013 (100.0)

資料：農業センサス

低下し、その反面、他産業に主に従事した者は、昭和35年の13.8%から、昭和50年には41.7%に増加することとなった(表-3)。その結果昭和50年の農業就業人口は、昭和35年の22,195人に比べると9,347人、42.1%と大幅に減少し、12,848人となった。しかもそのうち、男子就業者の割合は、昭和35年の43.7%か

表一4 農業就業構造の推移（性別）

	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年
農業就業人口	22,195 人 (100.0)	18,268 人 (100.0)	16,113 人 (100.0)	12,848 人 (100.0)
男	9,690 (43.7)	7,565 (41.4)	6,373 (39.6)	4,756 (37.0)
女	12,505 (56.3)	10,703 (58.6)	9,740 (60.4)	8,092 (63.0)

資料：農業センサス

表一5 農業就業構造の推移（就業日数別）

	昭和40年	昭和45年	昭和50年
年間150日以上 自家農業従事者	10,578 人 (100.0)	8,022 人 (75.8)	4,975 人 (47.0)
同上の農家1戸 当り平均従事者	1.27人	1.01人	0.68人

注) 昭和35年資料不詳 資料：農業センサス

ら、昭和50年には37.0%に減少した(表一4)。さらに、農業従事日数別にみた就業人口は、年間150日以上に従事者が、昭和40年の10,578人から昭和50年には4,975人となり、53.0%の大幅な減少となった。農家1戸当たりでは、1.27人から0.68人への減少である(表一5)。これらの事実は、この15年間に農業労働力の変化がいかに顕著であったかを端的に示している。

#### ④ 生産の部門構成の変化

市内の農業生産の部門別構成も大きく変化した。「都市の発展は広く背後地の農業経営構造を変えていく。すなわち、農業の生産諸資源が非農業的・都市的用途へと転換される過程で、逆流効果があらわれ、地価の上昇を期待して農地を手放さない、いわゆる期待農業や粗放な荒しづくりが生ずるが、反面、一部には、園芸、畜産等に専門化した生産性の高い企業的農業経営も成立する」と言われている。神戸市においても、水稻の作付面積は、昭和45年から実施された生産調整の影響もあるが、かなりの減少がみられ、昭和50年には4,309ヘクタール作付せられ、昭和35年に比べると24.7%も少ない。また、水田裏作と

して主要な地位を占めていた麦類は、昭和35年には2,098ヘクタール作付されていたが、主として収益性の低いことから最近では壊滅的な減少となり、ほとんど見かけなくなった。野菜作についても昭和35年の1,020ヘクタールから昭和50年618ヘクタールへと39.4%の減少になっている。各年次毎の作物類別構成比をみると水稻の比率は一貫して増加しており、野菜はほぼ一定の比率を示している(図-2)。このなかにあつて施設園芸は、資材の開発、栽培技術の

図-2 作物類別の収穫面積並その構成比の推移

	単位：ヘクタール		
	稻	麦	野菜
昭和35年 9,435 100.0	5,721 (60.6)	2,098 (22.2)	1,020 (10.8)
昭和40年 7,864 83.3	5,672 (72.1)	671 (11.1)	898 (11.4)
昭和45年 6,514 69.0	5,289 (81.2)	190 (2.9)	747 (11.4)
昭和50年 5,227 55.4	4,309 (82.4)	4 (-)	618 (11.8)

1) □ は収穫面積の年次別比率 資料：農業センサス  
2) ( ) はその年度の作物類別収穫面積構成比

進歩によって急速に伸展し、栽培農家数は昭和40年の154戸から、昭和50年には615戸に増加し、面積でも昭和40年の8.2ヘクタールから、昭和50年には、トマト、いちご、軟弱野菜などを中心に62.3ヘクタールと10年間で

7.6倍に増加している。(注：昭和35年資料不詳)。

畜産関係についてみると、昭和40年代にはいり、多頭羽飼育の傾向がみられるようになり、かなりの頭羽数の増加が進んだが、畜産公害や、飼料価格の高騰などの問題によって、最近では漸減傾向をたどっている。また、飼養農家が大幅に減少した反面、専門化が進み、1戸当り飼養頭羽数は、昭和50年には、乳用牛22.0頭、肉用牛10.2頭、採卵鶏1,446羽となり、昭和35年のそれぞれ3.6頭、1.1頭、25.9羽に比べて大幅な規模の拡大がみられるようになった(表-6)。

市内の農業粗生産額をみると、昭和50年は14,858百万円で、昭和35年の3,391百万円に対し、名目的には4.4倍に増加している。この間における市内純生産の伸率7.9倍と比較するときわめて低いものとなっている。この農業粗生産額の部門別構成比は、昭和50年において、米・麦が32.1%、園芸部門が35.5%、

表-6 家畜飼養戸数・飼養頭数の推移

			昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年
乳	飼養戸数 (戸)	神戸市	770 (100.0)	698 ( 90.6)	517 ( 67.1)	274 ( 35.6)
		兵庫県	12,670 (100.0)	11,919 ( 94.1)	9,544 ( 75.3)	5,819 ( 45.9)
	飼養頭数 (頭)	神戸市	2,783 (100.0)	4,728 (169.9)	7,590 (272.7)	6,027 (216.6)
		兵庫県	26,110 (100.0)	38,362 (146.9)	62,796 (240.5)	54,422 (208.4)
牛	1戸当り 飼養頭数 (頭)	神戸市	3.6	6.8	14.7	22.0
		兵庫県	2.1	3.2	6.6	9.4
肉	飼養戸数 (戸)	神戸市	5,860 (100.0)	3,696 ( 63.1)	790 ( 13.5)	200 ( 3.4)
		兵庫県	103,458 (100.0)	58,829 ( 56.9)	25,624 ( 24.8)	11,328 ( 10.9)
	飼養頭数 (頭)	神戸市	6,195 (100.0)	3,887 ( 62.7)	1,510 ( 24.4)	2,034 ( 32.8)
		兵庫県	110,975 (100.0)	64,003 ( 57.7)	45,970 ( 41.4)	40,699 ( 36.7)
牛	1戸当り 飼養頭数 (頭)	神戸市	1.1	1.1	1.9	10.2
		兵庫県	1.1	1.1	1.8	3.6

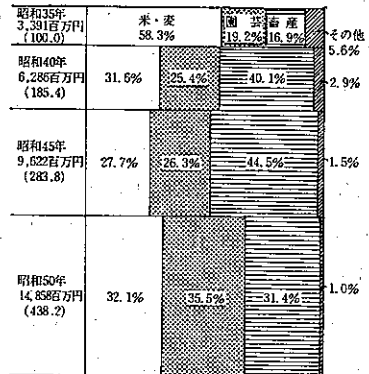
資料：農業センサス

畜産部門が31.4%で、昭和35年のそれぞれ58.3%、19.2%、16.9%と比較すると、米・麦部門が低下し、それに代って園芸部門が高まっている(図-3)。

⑤ 農業地域社会の変化

農業地域に対する人口の流入は著しく、この15年間の全市域の増加人口、約24万7千人の約5割は西北神地域が受入れている。その結果、両地域の農家人口の比率は、昭和35年の西神地域71.3%、北神地域55.2%から昭和50年

図-3 市内農業粗生産額・部門別構成比の推移



資料：兵庫統計情報事務所  
(注) 昭和49年兵庫県農業粗生産額部門別構成比は下図のようである。

部門	比率
米・麦	40.1%
園芸	37.8%
畜産	12.2%
その他	

表一七 総人口に占める農家人口の割合

		昭和35年 (35.10)	昭和50年 (50.11)	50年/35年	
				増減数	増減率
西 神	総人口	40,499人	68,034人	27,535人	68.0%
	農家人口	28,863	21,896	△ 6,967	△ 24.1%
	%	71.3	32.1	—	—
北 神	総人口	33,432	136,683	103,251	308.8%
	農家人口	18,469	13,826	△ 4,643	△ 25.1%
	%	55.2	10.1	—	—
全 市	総人口	1,113,977	1,360,902	246,925	22.2%
	農家人口	49,780	36,607	△ 13,173	△ 26.5%
	%	4.5	2.7	—	—

にはそれぞれ32.1%、10.7%へと大幅に低下した（表一七）。かつて、西北神地域は、農業者を中心とした地域として、名実ともに農村社会の特質を保っていたが、今日では他産業および住宅団地が混在することによって、混住社会化現象を呈することとなった。農村社会の混住化に加え、大量情報手段の普及、農業者自身が他産業に従事することが多くなったことにより、農業者を含めて地域住民の意識および生活様式を変化させた。これは、生活水準の均衡や生活環境整備に対する要求を強めた反面、伝統的な村落共同体機能に影響を及ぼし、更に、農業生産や農村生活を維持する上での集落単位の活動にも影響を及ぼすようになった。

## (2) 神戸市農業の基本問題

神戸市農業は、経済の高度成長とこれに伴う都市化の進展の過程において、農家の兼業所得の増大、施設園芸の進展、畜産における多頭羽飼育の傾向など農家経済の向上安定と地域農業の高度化がある程度もたらされてきた。しかしながら、同時に市域農業は、幾つかの困難な問題に直面した。神戸市農業の問題点は、基本的には大都市農業に共通するものではあるが、それは、次の四点

に集約されるものと思われる。

#### ① 生産環境の劣悪化と農地利用率の低下

都市化の進展は、丘陵地の開発による住宅団地の出現と農地のスプロール的  
かい廃による住宅・工場のはりつきをもたらし、そのため農業用水の汚濁、水  
路・ため池などの農業用施設の悪影響を招き、生産環境を著しく悪化させるこ  
ととなった。

一方、都市化の進展に伴う地価の高騰は農地の資産的価値が高まった反面、  
農業収益の低さと相まって、農家の農業経営に対する意欲を失わせる結果を招  
いた。さらに、雇用機会の増大は兼業化の進行をもたらし、米の生産調整政策  
の影響も加わって、裏作の衰退と遊休農地の増加などがもたらされ、農地の利  
用率は、昭和35年の136.3%から50年の95.5%にまで低下するに至った。

#### ② 就業構造の悪化と後継者の不足

農外就業機会が増大したことによって、農業者は収益が不安定でかつ低位な  
農業生産に携わるよりも、相対的に有利で安定した賃金所得の得られる他産業  
に従事するようになった。とくに、若年労働力を中心に他産業に流出し、農業  
就業者の老令化、婦女子化の傾向が一層顕著となり、農業生産停滞の大きな原  
因となっている。また、若年労働力の流出は農業後継者の不足をもたらし、憂  
慮すべき問題となっている。

#### ③ 経営耕地規模の零細化と拡大の困難

農地の大幅な農外転用が進んだため、農家1戸当り平均耕地面積は、昭和35  
年の78.3アールから、昭和50年には72.7アールに減少し、経営耕地規模の零細  
化がもたらされた。農地とのむすびつきが比較的弱い中小家畜飼養、施設園芸  
は別としても、生産性の高い農業経営が成立し発展するためには、資本装備の  
高度化とならんで、経営耕地規模の外延的拡大がはかれることが望ましい。  
しかしながら、地価の急激な高騰と農家の資産的な保有選好が農地の流動化を  
阻害し、経営耕地規模の拡大を著しく困難にしている。

#### ④ 農業地域生活環境整備の立遅れと連帯意識の低下

近年市内の農家の生活水準は向上し、少なくともその消費水準に関しては、



勤労者となんら遜色のない状況にあるといえよう。しかし、農家の生活環境は徐々にその条件が整備されつつあるとはいえ、安全性、利便性、快適性、文化性などの観点からみると市街地に比べて立遅れている面が多い。さらに、都市化の進展がもたらした河川の汚濁、交通量の増加、ごみの増大と不法投棄など農業地域の生活環境を悪化させる新たな要素が増大してきたことも大きな問題である。

また、前に述べたように、従来の農業を共通の基盤とした地域住民の伝統的な連帯意識は、農家生活の分化、異質化による農業者の意識の変化と、新規居住者の増加による混住社会化によって次第に薄らいできている。このような連帯意識の衰退は、農業地域の生産および生活環境の維持機能を減退させるとともに、農業基盤の整備や生産の組織化、並びに生活基盤の整備を進めるうえでの阻害要因になるなど、地域社会の発展に多くの課題を投げかけることとなってきた。

## 2 都市化と神戸市農政の展開

昭和30年代後半以降の経済の高度成長とそれに伴っておこった急激な都市化の進展の過程で市域農業は大きく揺れ動き、大きく変貌してきた。そのなかにあつて、神戸市では神戸市農業構造改善審議会を設置し（昭和36年）、或いは、神戸市総合基本計画（昭和40年）をうけて農業振興計画の検討を依頼し（昭和42～43年）、また、神戸市農政審議会（昭和50年）を設置し、その折々に基本的な農政の方向を確認しながら、社会・経済状況に対応して、さまざまな施策をすすめてきた。これら審議会の報告書・答申の要点を紹介し、都市化のなかの神戸市農政の展開の過程を跡づけてみたい。

### ① 神戸市農業の現状と問題点——神戸市農業構造改善対策報告書——（神戸市農業構造改善対策協議会報告書、昭和37年1月）

昭和36年農業基本法が制定され、産業経済の飛躍的な発展に均衡して、農業の構造改善が要望され、農業経営の選択的拡大が政策目標として提示された時期である。農業所得の相対的低下が顕著となり、兼業化の波が高まろうとしていた時期でもある。

本報告書は序章を含めて6章から構成されており、第1章では神戸市農業をめぐる諸条件について、第2章では神戸市農業ならびに農家の現況と動向について、さらに第3章では地域別にみた農業経営の実態とその改善方向についてそれぞれ分析を加えている。第4章では、農業構造改善の目標とその対策として、今後の神戸市農業の構造改善目標をどこにおくべきか、さらにこの目標を達成するために神戸市としてどのような対策をとるべきかを提唱している。最後に、第5章では神戸市農政の推進のためにと題して農政推進上の問題点についてコメントをつけ加えている。ここでは、本報告書の集約ともいべき第4章農業構造改善の目標とその対策について、原文を抜粋して紹介してみよう。

### I 農業構造改善の目標

(1) 神戸市の産業の中で農業の占める比重はきわめて小さい。またその比重は減少傾向にあるし今後も減少しつづけるであろう。神戸市の農業の相対的地位を今まで以上に大きく高めることは実行不可能であるし、また経済発展の法則にも反する。しかし、神戸市はなお広い面積の農村地域を抱え、農家人口は約5万に達する。だから、神戸市での農業構造改善の目標は何よりもまず、現存する農家の所得向上と安定をはかることでなくてはならない。

(2) 資源の効率的利用という観点からすれば、兼業農家を離農させ、やがてなくしてしまうことが望ましいとしても、それはもっぱら農業外の条件に依存しており、当面その可能性は小さいといわねばならない。したがって、この大量の兼業農家の存在を前提とした上で、農業構造改善の目標を立てることが必要である。

(3) われわれは構造改善の目標として次の2つを設定した。

① 米・野菜・畜産・果樹など成長農産物を中心とする主産地を形成し、各地域の立地条件を生かした高度に商業的な自立経営の確立をはかる。このさい特に中小規模の専業農家の自立経営化に努力する。

② 兼業農家については、兼業所得をも含めた農家所得の安定向上をはかるとともに、その農業経営の合理化を促進する。

### II 農業構造改善のための施策

#### (1) 施策の総合化

国、県の行う農業施策との関連性を保つとともに神戸市の他の施策との関連を密にし政策の立案に当っては、たえず他の部局との連絡調整をはかることが必要である。

#### (2) 生産対策

(A) 大規模生産および新規農産物の導入のために必要な技術の研究、指導体制の強化、農業経営改善のための指導体制の確立。

- (B) 経営規模拡大に必要な資本を供給するための低利資金制度の拡充、指導金融の方法の採用。
- (C) 兼業農家については、とくにその農作業の合理化対策の推進
- (3) 流通対策
  - (A) 農産物取引、とくに畜産物取引機構の改善。
  - (B) 青果物の価格安定制度の拡充強化
  - (C) 地域内で生産される農産物について生産、消費および価格に関する情報の提供
- (4) 消費促進対策……略……
- (5) 農業団体に対する施策
  - (A) 農業協同組合の合併を促進し、その体質を改善するため必要な指導、助成を行う。
  - (B) 農業委員会が農地管理の機能とともに地域農業計画の立案・推進主体としての機能をも発揮できるようにする。
- (6) 農業共同化に関する施策……略……

## ② 市域農業振興のための基本構想（神戸市農政局昭和43年3月）

北神地域では神戸電鉄沿線沿いに大規模な住宅開発が進められ、西神地域においてはニュータウン構想が打ち出されようとしており、地域的には農地のかい廃が目立ち始めた時期である。また、「都市計画法」改正、「農業振興地域整備に関する法律」制定の前夜でもある。

本構想は5章から構成されており、第1章では市域農業の推移を作目毎に検討し、農家構成、労働力、耕地の変貌過程を沿革的にとらえており、第2章は市域農業の位置づけと題して、市域農業の性格と市域経済の中における農業の機能を概述している。第3章では市域農業の動きと基本的な考え方を論述して市域農業の方向づけを行い、第4章では市域農業の位置づけないしは方向づけを基礎として、農業生産の場として種々の面において性格を異にする地域区分を行い、今後の農業振興方向に対して考察を加えている。第5章では当面の市域農業振興についての諸施策を記述している。本構想の特色の第1は、第2章市域農業の位置づけのなかで、市域農業の性格規定を行い、「都市農業」という新しい概念を打ち出し、定義づけていることである。第2には、市域農業の機能として、都市および都市住民に対して農村としての空間が果している役割について言及していることである。第3には、市域農業の地域区分を行って

表-8 地域農業の今後の方向

地域区分	項目	都市化・工業化について	農家の存在形態	農業生産の担い手となる経営	主要作物	農業生産体制
農業振興地域	1 市街地農業地域	農地は非農地化し、事實上農業が消滅する地域	常耕農家 一部企業農家	既存農業消滅		
	2 市街地化農業地域	都市化・工業化が外延的に拡大しつづける地域で、農地の非農地化がすすみ、付帯農業の割合が減少する地域	兼業農家→増加 企業農家→企業農家散在	企業農家経営 (高地圃高労任を節約する資本投資) 兼業経営	酪農 茶 果 施設園芸	個別経営の独自性
農業振興地域	3 西神第1農業地域	非農地化はさほど進まず引き続く農業が主要産業となる地域	第1種兼業農家 企業農家 企業農家→企業農家 自立農家群	多彩な作物編成の経営と特定作物に専門化した経営 (資本節約的労働) (節約型経営)	酪農、肉中、養鶏 施設園芸、果樹 果菜類 (トマト、ピーマン、スイカ、メロン) 果菜類 (キャベツ、ハクサイ、ホウレンソウ)	個別経営の独自性と小規模産地形成
	4 西神第2農業地域	工業化が著しいが農外産業の発展は期待出来ず将来とも農業が中心となる地域	兼業農家と専業農家が混在→自立又は企業農家が成立	(資本節約的労働集約型経営)	施設園芸 (トマト、ピーマン、その他) 酪農、肉中、花卉(露地) 果菜類(スイカ、ナス、キュウリ) 果菜類 (ホウレンソウ、レタス、程度ヤサイ)	小規模産地形成
	5 北神農業地域		第1種兼業農家を中心とする自立経営農家・兼業農家→家群の成立の混在	比較的商業を担った複合経営 (資本節約的労働) (節約型経営)	酪農、養鶏、肉中、花水 果菜類 (イチゴ、ピーマン、トマト) 果菜類 (キャベツ、ハクサイ、軟弱ヤサイ) 施設園芸(イチゴ)	基幹作物を中心とした産地形成

資料：市域農業振興のための基本構想（昭和43年3月 神戸市農政局）

ることである（表-8）。これらの概念なり、考え方は、以後の神戸市農政の基調になったと言っても過言ではない。原文を引用して「都市農業」の概念を紹介してみよう。

都市に近接した農業は普通都市近郊農業と呼ばれている。……しかしながら都市近郊農業というときは、都市食糧供給地域の農業、見方をかえれば商品生産のより高度化した農業、あるいは、より資本主義的に発展した農業という農業発展段階の典型を意味し、あくまでも経営学的な視点から言われる言葉であって、市民にとってあるいは市域経済にとって農業がどんな意味をもっているかを尋ねるとき、都市近郊農業という性格づけでは不十分となる。そこで新しい概念として市域農業に「都市農業」という性格を与えたいと思う。市域農業は政治的、経済的に密接に都市に結びつき、かつ農村と都市とは有形、無形の鎖で関連し合っているのであって、このように都市に統合された農業は単に産業としての農業という意味ばかりでなく、都市計画的視点からも農業をみる必要があるということである。従って都市農業とは、都市計画的配慮が加えられた近郊農業とでも言えるかと思う。

③ かけがえのない神戸市農業の発展をめざして（神戸市農政審議会答申、昭和51年3月）

「神戸市における市域農業の果たす役割の重要性にかんがみ、市街地と農業地域が相互に調和し、都市機能が高度に発揮できる市域農業を保全し、育成するための基本方向について」の市長の諮問に対してなされた答申である。

本答申は、その趣旨のなかで「神戸市農業は、他の大都市の農業と同様に経済の高度成長の下で大きな変貌をとげてきた。その過程で、農業地域における都市的土地利用優先の開発が行われたことが、農業生産環境、並びに生活環境を著しく変化させ、市域農業およびその担い手である農業者に、さまざまな問題をなげかけることになった。これらの問題の多くは、農業分野のみでなく、一般市民および他産業関係者の理解と合意、並びに積極的な支援が得られて初めて解決される性質のものである。そのためには、市域農業の問題を単に農業者のみの問題としてではなく、市民全体の共通の問題としてとらえていくという視点の確立が必要である。」と述べている。また、答申の本文のなかで、市域農業の位置づけにふれ、「市域農業は、単に神戸市経済を構成する一産業として位置づけられるだけではなく、市域に健全な農業を擁すること自体が、『人間都市神戸』の実現への基本要件であると考えなければならない。」と市域農業のもつ意義を強調している。

また、市民生活に果す神戸市農業の役割を三点に整理して明解に論じている。その第一は、市域農業が市民に対して果しうる最も重要な、そして直接的な役割は、新鮮で安全な農産物を豊富に、かつ安定して供給するということである。その第二は、市域農業の活発な生産活動そのものが、自然環境を保全し、緑を管理していく機能を果しているということである。そして、農業は自然の生態系を利用した産業であり、その意味で健全な都市農業を市域内に保全し育成することの意義は改めていうまでもないといふつけ加えている。その第三は、西・北神の農業地域は、集落や農地、あるいは山林が一体となって美しい田園風景を呈し、その農村の文化や景観は、都市社会の緊張のなかに生活する市民に憩いと安らぎの場を提供する機能を果すものであるということである。

さらに、神戸市農業の現状と、これをめぐる諸状勢の見通しを踏まえて判断すれば、生産振興は決して容易な問題ではなく、その対策が立遅れ、的確さを欠くならば、生産の現状維持も困難にする事態を招きかねないであろうとし、今後の神戸市農政の推進に当っては、次のような基本的政策課題を確立し、そ

の実現のための施策に取り組んでいく必要があると提言している。

- 1) 土地利用の適正化を強力に進め、農地の保全に努める。
- 2) 土地基盤の整備を促進し、農地の高度利用をはかる。
- 3) 意欲ある農業者を支援し、後継者の育成に努める。
- 4) 農業生産の組織化を積極的に推進する。
- 5) 新鮮で安全な農産物の効率的な生産を進める。
- 6) 生鮮農産物の価格安定をはかり、市民への安定供給に努める。
- 7) 住民主体による魅力ある農業地域づくりを進める。

### 3 神戸市農業基本計画

神戸市では、市域内に健全な農業が積極的に展開されているということが、農業を生活の基盤としている農業者だけの問題ではなく、快適な市民生活を保障する都市機能の向上にとってもきわめて重要な条件であるとの認識に立って市域農業の保全・育成をはかるべく神戸市農業基本計画（昭和52年7月）を策定した。市域農業の進むべき目標と方向を示し、その実現を期するため、農業者、農業団体並びに行政がその責任と役割に応じてとるべき方策を明らかにし、市民的合意の下に都市産業を確立しようとするものである。計画は、市域農業の昭和60年を目途とした誘導目標を設定し、それを達成するため神戸市農政審議会答申で示された7つの基本的政策課題うけた9つの個別計画で構成している。各個別計画ごとに「計画の目標」「計画推進に必要な施策」「施策の体系」および「事業の実施方針」を明らかにし、今後の神戸市農政の推進にあたっては、この計画の線に沿って総合的・計画的に進めたいと考えている。

#### (1) 誘導目標

耕地面積、生産基盤の整備、農業生産、野菜契約栽培数量について誘導目標を設定した。「耕地面積」については、そのかい廃をできる限り最小限にとどめることを目標とし、そのため、市街化区域にあっては、都市化の進度に応じて計画的な保全に努め、農業振興地域については、公共的事業などやむをえないと認められる転用以外は極力農外利用を規制する。また新たな農地の造成に

努め、昭和60年には昭和50年の93%の面積の確保を目標としている。基盤整備については、ほ場整備可能面積2,400ヘクタールの整備完了（昭和50年の進捗率22%）を目標とし、ほ場整備実施区域外については農道整備を重点的にすすめる、農道密度平均100m/haを目標に整備をはかることとしている。

農業生産については、野菜を市域農業の重点作物として立地条件並びに市民需要に対応し、計画的に生産の大幅な拡大をはかり、昭和60年の目標を栽培面積延1,200ヘクタール、生産量48,100トンにおいている。また、野菜契約栽培については、市域で生産可能な野菜のうち、市民需要が高く、価格変動のはげしい品目について計画生産・計画出荷を基本として、一定時期における市民需要に対し、一定量の確保をめざして事業をすすめることとしている。昭和50年においては、対象9品目、契約数量6,408トン、契約期間の市場占有率18%となっているが、これを昭和60年には対象15品目、契約数量20,000トン、契約期間の市場占有率40%を目標にその拡充をはかる。農業生産の誘導目標が達成されると昭和60年には、市域産農産物の市民供給可能率は、野菜で37%、牛乳53%、牛肉35%、米27%と推算することができ、野菜・米については昭和50年における供給可能率を維持することができる（表一9）。

表一9 農産物市民供給可能率

	50年供給可能率	60年(目標)供給可能率
米	26.7	27
野菜	35.2	37
契約栽培対象15品目	51.0	53
牛乳	72.7	53
牛肉	42.6	35

資料：神戸市農業基本計画

計画の9個別計画で構成し、それぞれに計画の目標、施策の体系、事業の実施方針などを明らかにしている（表一10）。

農政審議会答申にも指摘されているように、市域農業の現状と、これをめぐる

## (2) 基本計画

基本計画は、農地保全計画、生産基盤整備計画、農業者・農業経営育成計画、農産物市民供給計画、園芸振興計画、畜産振興計画、稲作合理化計画、地域整備計画、自然保全、余暇農業

る諸状勢からみて市域農業の保全・育成をはかることは容易な問題ではない。神戸市としては、今後の農政の推進にあたっては、この基本計画を根幹として、地域の実態をふまえ、農業者の主体性を尊重しつつ、健全な農業の積極的な保全・育成をはかりたいと考えている。

表-10 神戸市農業基本計画

計 画 及 び 施 策	目 標 及 び 主 要 事 業
農地保全計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用の適正化</li> <li>農地の保全</li> <li>農地の造成</li> </ul>	目標：農業生産の基盤であり、かつ市域の自然と緑を保全する基盤となる農地について新・神戸市総合基本計画の土地利用の方向にそって積極的な保全に努める。 ・農振法の適正運用・国営農地開発事業の推進
生産基盤整備計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>土地基盤の整備</li> <li>農業用水の保全と確保</li> <li>地力の維持向上</li> </ul>	目標：農業生産の基盤である土地の生産性並びに労働の生産性を高めるよう生産基盤の整備を進める。 ・ほ場整備の推進・農道、ため池、水路の整備 ・東播用水農業水利事業の推進・用排水路の分離
農業者・農業経営育成計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>経営条件の整備</li> <li>農業者の育成</li> </ul>	目標：都市農業として需要動向と生産立地に対応したすぐれた農業生産が行われるよう、農業経営の安定向上をはかるとともに新しい市域農業の担い手を確保する。
農産物市民供給計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>安定供給体制の確立</li> <li>価格の安定</li> <li>流通の改善</li> </ul>	目標：市域で生産可能な市民需要の高い生鮮農産物を計画的に増産し、市域内へ優先的に供給することによって、市民の消費生活並びに農業経営の安定をはかるとともに、 ・野菜契約栽培事業の推進・出荷販売の合理化
園芸振興計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>生産者組織の育成</li> <li>集団産地の育成</li> <li>栽培技術の改善</li> <li>災害補償制度の検討</li> </ul>	目標：園芸作物の生産については、市域の立地条件並びに都市農業としての経済条件を生かすとともに、市民需要に対応して計画的な生産をはかるとともに、 ・品目別部会組織の育成・施設栽培の推進 ・合理的輪作体系の確立
畜産振興計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>優良畜牛の確保</li> <li>飼育環境の整備</li> <li>飼料の確保</li> <li>技術の向上</li> <li>衛生防疫体制の整備</li> </ul>	目標：飼育環境の整備を積極的にすすめるとともに生産の効率化をはかるとともに、 ・畜産基地の設置・優良畜牛導入制度の充実 ・人工授精事業の改善・糞尿処理施設の設置 ・粗飼料の確保・乳質の改善
稲作合理化計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>農作業受委託の推進</li> <li>共同利用施設・機械の整備</li> <li>栽培技術の改善</li> <li>災害補償制度の充実</li> </ul>	目標：生産基盤の整備にあわせて機械化一貫作業体系による効率的な生産をすすめる。 ・農業機械銀行の育成・育苗施設の整備 ・カントリー・エレベーターの設置
地域整備計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域社会活動の支援</li> <li>地域総合計画の策定</li> <li>生産基盤と生活環境の一体的整備</li> </ul>	目標：農業地域を働ろきやすさと住みよさを兼ね備えた魅力あふれる地域とするため、地域住民一人ひとりの創意とエネルギーを結集して、地域の総合計画を策定し計画的な整備をはかるとともに、 ・農村基盤総合整備事業等の推進
自然保全・余暇農業計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>自然の保全</li> <li>観光農業の推進</li> <li>余暇・教育施設の整備</li> </ul>	目標：市域の良好な緑を確保するため山林の保全をはかるとともに、市民自らが自然にふれ土と親しみ、農業に対する理解と認識を高めるための情操教育の場として、余暇農業の推進をはかるとともに、 ・マツクイムシの防除・農業公園の設置



# ファッション都市の課題

長 田 隆 造  
(神戸商工会議所商工振興部長)

## 1 はじめに

21世紀への新しい都市形態として近年、“ファッション都市”化への志向が高まっている。福井経済同友会が47年10月に福井市を“国際ファッション・ランド”にしようとの構想を打ち出したのに次いで、48年初頭には神戸商工会議所が神戸のファッション都市化を提唱した。以来神戸ではアパレル業界をはじめ、市、商工会議所、神戸新聞社が挙げてこの新しい都市づくりの構想を探ることになるが、その模索の過程にあつての熱っぽい議論はまさに百花争鳴の感があった。

あれから5年、行政、業界それぞれのグループ、団体が別掲のような“系譜”をたどってきたわけである。その間、このような神戸の動きに刺激されてか、京都が50年4月に、大阪が51年4月に、いずれも商工会議所が中心となってそれぞれの特性を生かしたファッション都市構想を打ち出し、すでに具体的なプロジェクトやイベントを展開しつつある。

一方、地方都市である岐阜、浜松、足利などの繊維産地でもいわゆる“アパレル・シティ”を旨とする積極的な取り組みを見せている。これらの動きに見られるように構造不況型の繊維産業を抱える近畿各地はもとより、中部・関東の産地に至るまで、その活路をファッションの振興に求め、市民ぐるみのファッション都市づくりを模索しはじめている。

このなかで大都市では、逸早く官民歩調をとってきた神戸が今後どのようなファッション都市構想を実現してゆくか——は各都市のひとつく注目するところである。以下、ファッション都市の概念、背景等について私見を述べ、神戸の当面する課題について提言したいと思う。

## 2 ファッション都市の概念

あらゆるものが近代化した、いわゆる“現代都市”の象徴として、米国のニューヨーク、西欧のパリ、ロンドンが、また日本では東京が挙げられよう。

これらの都市はそれぞれタイプは異なるとはいえ、「あらゆる人、物、情報が集まっており、新しい創造的な仕事をする条件に満ちあふれている」都市の典型である。

しかしこれらの超大都市は人間の生活環境、市民のための豊かな生活空間としての都市の粋をはみ出しており、余りにも非人間的な側面が肥大化しつつあることに気付く。ここにこれからの「都市はより強い個性をもたなければならないのではないだろうか」という本質的な問題が提起されるゆえんがある。

ファッション都市という都市形態或いは概念については決して定説はない。従って現在都市としての成長力や活動力をつけた都市でなくても、住む人間の知恵、学問、技術といったものが総合的に重なりながらローカルな生活文化と新しい創造を可能にする都市と考えるべきであろう。もちろん外的なファッション都市の成立要因として挙げられる自然環境、立地条件、文化的風土、街の個性などバックグラウンドも重要な要素となることはいうまでもない。

ここで、神戸がファッション都市として成立しうる条件なり、その背景を考えてみよう。

神戸は京阪神の文化、経済その他諸々の要素の集積をバックにもち乍ら、瀬戸内海・播磨灘との接点に位置しており、地理的には、近畿圏文化、経済の重要な拠点ともなっている。

このような神戸の諸条件を考慮し乍ら、ファッション都市として成長するための文化的、経済的風土を考えてみたい。まずここで他都市から見た、神戸の都市イメージをアンケート調査等から引用しよう。

## 3 神戸の都市イメージ

52年1月、関西経済連合会が「新しい大都市政策の研究」の一環として実施した“大阪のビジネスセンターに通勤するサラリーマンの都市・文化問題に関

する意識調査”（対象男女1,100人）によると、「好きな都市」の順位で神戸がトップの32.6%を占め、地元の大阪（21.9%）を大きく抜いている。しかも神戸は男女ともに好まれているという他都市にみられないイメージが表われている。また好きな街並みにしても、三宮、元町を挙げるものが一番多い。

一方、この調査の結果、大阪の都市イメージのマイナス評価を表わす言葉として、大阪は「国際性、現代感覚（ファッション性）、伝統性の欠如した汚ない品格のない都市」というイメージを受けていることをとくに挙げている。

また、大阪商工会議所が調査した「わが国のファッションタウンの現状」をみても、原宿、六本木とともに三宮（サンチカタウン）を対象地域に選び、そのファッションタウンとしての形成要因を外的、内的な角度から分析評価している。

サンチカタウンの場合、①背後に高級住宅地、②国際港の伝統とエキゾチズム、③六甲山系と海との間にはさまれた商店街形成 をファッションタウン成立要因に挙げており、関西地域のファッションは「神戸に陸上げされる海外ファッションがモデルになっている」との評価をくだしている。

また「ファッションの導入もヨーロッパ、ニューヨークから直接に導入、東京経由であるという意識は少ない」点を特性として挙げている。

また、神戸商工会議所が調査したわが国ファッションのメッカといわれる青山、原宿、六本木界限のブティックからみた「神戸のファッションイメージ調査」によっても、山と海の自然的背景、古いみなと町の情緒的雰囲気など都会的な中でもニューローカルな街のイメージが強く、横浜、京都、大阪等に比べて感覚的に神戸のファッション度は抜群に高いことが示されている。

ことに他都市からみて神戸に住む人達のファッション志向はオシャレが身につけており、都会的センスに優れているといった評価で一致する。

このように、神戸の街、人、自然に対する個性的イメージが強いのは、それだけ他の大都市が固有色を失ってきたからだともいえよう。

最近でも戦前のイメージ、過去の文化遺産を追って神戸を訪れる人が多いと聞かすが、その蓄積されたイメージを虚像に終わらせないためにも、神戸のユ

ニークさを積極的に活用し、調和のとれた街づくりを考えねばならないと思う。

#### 4 ファッション都市の経済的基盤

構造不況の長期化とともにかつての基幹産業であった関西の繊維産業は危機に瀕している。このため最近、繊維メーカーのデザイン振興とアパレル部門への進出を図り、そのファッション力をつけようとの動きがにわかに活発化してきた。これは関西経済の地盤沈下の趨勢を前にして、「わが国繊維産業の振興策を推進していくには衣生活に関連するあらゆる製品の高級化、高付加価値化を図らなければならない」からである。そのために時流を先取りするファッションイベントとして昭和53年5月に“イースタン・ストップ”（極東繊維素材展）を大阪で開催することを決めている。

この関西繊維業界挙げての一大ショーが、大阪繊維の興隆にとってどれほどのファクターになり得るかはひとしく他業界の関心事となっている。

このように明日の繊維の担い手としてのアパレル(衣服)産業はいわゆる“ファッションビジネス”としてすでにその地歩を築きつつあるが、その関連部門を含めた「生活関連産業」ないしは「ライフスタイルビジネス」が新しく“トータル・ファッション”として登場してきている。

その背景には、戦後世代の増大、余暇時間の増加とレジャー活動の多様化による新しい価値観の誕生、機能よりも感性を重視する購買行動の変化などが挙げられる。

要するに新しい消費時代の生活者のニーズ(需要)に対応するビジネス豊かな生活をするための雰囲気づくりに役立つビジネス一として、あらゆる衣、食、住と生活環境にかかわる産業の〈トータル・ライフとしての〉ファッション化現象はこれからも一層進むことが予想できるのである。

神戸市は百年に亘って工業を基盤として育ててきた街である。この神戸をファッション都市として再生させる基盤を培うことは容易なことではない。ファッションを生活の流れとして捉え、「生活文化」の表現と解するならば、質の

高い神戸の生活文化を創造することがファッション都市に欠かせない要素となるが、“文化”というものが経済的な力の背景なしには育たないことは欧米の歴史を見ても明らかである。

神戸は開かれた街として、100年余の伝統に培われてきた独特の生活文化がある。そこには他都市にみられない西欧文化の香を吸収し乍ら育ってきたアパレル、家具、インテリア、洋菓子などのオリジナル商品が“コウベメイド”として全国に知られている。また地場産業として栄えてきたケミカルシューズ、清酒などの潜在的な生産力・販売力は全国的にも評価が高い。

さらに、神戸の基幹産業である造船、鉄鋼などの機械・金属工業も、産業構造上、幾多の問題を抱え乍らも永い伝統と実績を基に知識・技術の集約化を進めつつあり、輸送・住宅・環境機器などの分野で先端的且つユニークな製品づくりを進めている。

これら伝統と蓄積のある都市型産業と新しいファッションビジネスの分野で飛躍しようとする地場産業を含めた生活関連産業との交流を通じて、都市発展の新たな創造力を生み出すことが、これからの神戸のファッション都市づくりの最大の課題でなければならない。

ただ、ソフト面を重視するファッション産業とハードな重工業のあいだにはまだまだ違和感があることも否めない現状である。相互にその役割を分担し、連携を図り乍ら質の高い神戸の生活文化を支えてゆく力になりうることが総合的なファッション都市づくりには不可欠の命題であることを強調したい。

## 5 神戸商工会議所の対応

神戸商工会議所は52年1月、神戸の全産業界を網羅した「ファッション都市づくり特別委員会」を設置した。この委員会の下に企画・街並み・産業の3分科会を設け、それぞれの課題と取り組んでいる。

まず産業分科会では、神戸らしい創造力・企画力を志向するすべての産業を広く「生活文化産業」として位置づけ、その振興策を樹てることを目的として当面、人材養成のための研究、教育体制のあり方、生活関連産業間の連携プレ

イを進めるための「神戸ファッションコーディネーション研究会」（仮称）の設置について検討をはじめている。

また街並み分科会ではファッション都市のバックグラウンドとしての街並みの景観づくりと取り組んでおり、“シンボルロード”の建設、トアロードの整備など都心部の街並み整備を神戸市の協力を得て促進している。

企画分科会は今後の国際経済、文化交流の拠点としてのポートアイランドの具体的利用計画の展開を図ることを目的としている。すでに計画化されているポートアイランドホテル、国際展示場、国際会議場、さらにアクセスとしての新交通システムなどの官民のプロジェクトをふまえて、本年12月神戸で開催予定の「京阪神三商工会議所ファッション振興懇談会」への提案を検討中である。

ポートアイランドは、神戸の新しい都市機能をもつ以外に西日本の経済・文化交流のシンボルとしての位置づけが期待されており、将来の関西新国際空港へのアプローチの拠点としても重要な意味をもっている。

なお、ポートアイランドについては去る50年に神戸市開発局が発表した「インターナショナル・スクエア基本計画書」があり、また神戸経済同友会が提言した「見本市都市メッセの創設」案など21世紀の都市づくりを旨とした構想が出ている。

#### 注 シンボルロード（仮称）の建設構想

三宮（市役所花時計前を起点）・元町・神戸駅前・新開地を結ぶ約3キロを都心のシンボル道路として建設することを提案している。

娯楽センターとしての新開地・文化センターとつながる神戸駅周辺・港と交流する元町、ビジネス・行政センターが一体となった三宮の各々個性的機能と伝統を持ったショッピングセンターを、既存道路の歩道、街路樹、ストリート・ファニチュアなどを総合的に環境設計し乍ら東西に連結することによりショッピング、娯楽、文化を相互につなぎ一体化した都心の散策道路を建設しようとする構想である。

## 6. ファッション都市づくりの課題

これまで人間の生活空間としての都市の新しいあり方として神戸が選んだファッション都市づくりの方向について、私見を述べてきたが、ここでファッ

ファッション都市神戸の抱える幾つかの問題点を提起してみたい。

①神戸の雰囲気を活かした服飾、工芸、食品、アグセサリーなど市民の日常生活のすみずみまでをいろどる生活文化産業とその関連のファッションビジネスを育てるための人材の養成問題がある。ファッション産業に欠かせないのが高度のノウハウを身につけたプロフェッショナルな人材である。これらの人材は広い分野においてその蓄積が遅れており、神戸も例外ではない。早くから神戸市が「ファッション市民大学」を、また会議所が本年から経営者のための「ファッションビジネス・スクール」を開講したのも、そのためである。関西へファッション産業大学を誘致しようとの声が高まっているが、神戸としてもこのような教育機関の構想なり運営方針を早急に具体化する必要がある。

②ファッション産業が「産業」として成立するためにはある一定の条件が必要とされている。市場規模の問題、リーダーシップをとる大企業の存在、業界の相互関係、情報入手の手段など、どれを取り上げても神戸の実態はこれらの要件を充たすに至っていない。

これは戦後、情報・市場機能を東京、大阪に依存する神戸の宿命的な悩みではあるが、神戸の特性である企画力・創造力を生かし業界の組織力を結集し、他都市への影響を強化する努力が払われねばならない。

ファッション産業を単一の産業として位置づけるためには企画—生産—流通—消費の流れをシステム化することが必要であるが、とくに神戸は卸売機能を回復することが将来の神戸商圏の拡大に備えて重要なことが指摘されている。従ってこの際、オリジナル商品、輸入品などを中心とした“ファッション・マーチャンダイズ・マート”の設置を考えてはどうだろう。

③神戸の都市文化を象徴する都心部の街並みは、生活文化都市のイメージを市民及び国内・外に定着させるため重要な役割を果たしている。特に個性的な明治以来の街づくりの蓄積を活用し、新しい交通体系の整備・導入とあわせてこれら都心環境を総合的に計画整備することが緊急の課題である。過去の再開発方式の反省の上に立って人々が憩い、触れ合う新しい生活空間と時間を提供する情緒的な街づくりが望まれる。同時にこのような街づくりのための商店街等

に対する行政面からの積極的な助成制度の確立を期待したいものである。

④基幹産業の不振は、神戸の経済地盤の沈下に拍車をかけている。伝統と実績のある基幹産業の役割を新たな観点から見直し、その先端部門が神戸に定着し、新しい都市文化の担い手として再登場できるよう果敢な誘導策を講ずべきである。このための市民の合意と支援を得ることも今後の行政の責務ではなからうか。

⑤従来、他都市からみて、神戸は行政主導型の都市といわれてきたが、機能面、効率面を重視したこれまでの都市行政から個性を重視した都市づくりへと大きく転換しなければならない時期に来ている。このことは都市に住む人間の生活の仕方にかかわる問題として、ひとりひとりの市民が自分達の都市をつくるコンセプトをもつことであり、このことが神戸の生活文化を反映したファッション都市づくりに欠かせない要件となろう。

このためには行政、市民、文化人、産業人を一体とした総合的ファッション都市づくりを誘導する組織の確立が先ず必要である。市民参加のもとに、このようにして出来たオーガニゼーションがあらためて神戸のファッション都市化へのポリシーを確立し、専門集団による着実な都市づくりのプランニングとともに、事業実施の進行管理機能と役割を果すべきであることを提案したい。

### ファッション都市神戸の系譜

52・10・31 現在

昭和48年1月4日 砂野前神戸商工会議所会頭、神戸のファッション都市化を提唱

2月1日 神戸市、海外ファッション情報収集のためミラノに駐在員事務所開設

2月9日 第1回神戸ファッション懇談会（神戸商工会議所）

5月8日 第2回神戸ファッション懇談会（神戸商工会議所）



ファッション都市の課題

- 5月24日 K. F. A. (神戸ファッション街区建設準備委員会)設置
- 5月～8月10日 「私のファッション神戸」(都市構想アイデア)募集(神戸市, 神戸商工会議所, 神戸新聞社)
- 8月20日 神戸在住のデザイナー, K. F. C. (コウベ・ファッション・クリエイター)を結成
- 48年9月14日～49年3月8日 第1回神戸ファッション市民大学開講(神戸市)
- 48年10月7日 神戸ファッションフェア '73 開催(神戸市, 神戸商工会議所, 神戸新聞社)
- 49年3月25日 ポートアイランド進出のため, 協同組合コウベ・ファッション・シティー結成
- 6月21日 ファッション市民大学卒業生がK. F. S. (コウベ・ファッション・ソサイエティー)結成
- 6月24日～7月8日 神戸商工会議所, 欧州へファッション都市調査団派遣
- 49年7月5日～50年3月7日 第2回ファッション市民大学開講
- 49年9月 K. F. K. (神戸婦人子供服小売商組合)発足
- 9月25日 神戸ファッションシューズ輸出協同組合発足
- 10月5日 神戸ファッションフェア '74 開催
- 50年2月6日 神戸商工会議所「南京町を考える会」設置
- 4月3日 第2回「南京町を考える会」開催
- 5月23日 神戸ファッション都市に関する議員懇談会開催(神戸商工会議所)
- 7月7日 神戸商工会議所「神戸ファッション都市問題研究会」を設置
- 7月24日 第1回神戸ファッション都市問題研究会開催(神戸商工会議所)
- 8月13日 第2回神戸ファッション都市問題研究会開催
- 8月10日～9月12日 コウベファッションデザインコンテスト '75 開

- 9月16日 第3回 神戸ファッション都市問題研究会開催  
 9月17日 '75 秋冬パリコレクション（主催神戸国際会館，後援神戸市，神戸商工会議所）  
 9月30日～10月1日 神戸商工会議所，神戸経済同友会，神戸青年会議所主催 “経営者のためのファッション都市研究セミナー” 開催  
 10月4日 神戸ファッションフェア '75 開催  
 10月16日 第4回神戸ファッション都市問題研究会開催  
 11月17日 第5回神戸ファッション都市問題研究会開催  
 51年1月8日 第6回神戸ファッション都市問題研究会開催  
 1月22日 神戸市主催 “南京町に関する懇談会” 開催（新中華街建設構想について討議）  
 2月17日 第7回神戸ファッション都市問題研究会開催  
 3月10日～3月23日 神戸経済同友会，ヨーロッパ・メッセ（見本市）調査団派遣  
 4月27日 神戸経済同友会「神戸港ポートアイランドに見本市都市メッセを創設しよう」との提言発表  
 6月10日 神戸ファッション都市問題研究会と市商連幹部とのファッション都市問題懇談会開催  
 7月8日～17日 神戸商工会議所，神戸のファッション・イメージ調査実施（東京都内，青山・六本木，原宿）  
 9月3日～11月19日 第4回神戸ファッション市民大学開催（神戸市）  
 10月1日 第1回京阪神三商工会議所ファッション産業振興懇談会（於大阪）  
 10月10日～17日 コウベ・ファッション・ウィーク '76 実施  
 10月17日 神戸ファッションフェア '76 開催

- 52年 1月13日 神戸商工会議所、「ファッション都市づくり特別委員会」設置
- 1月21日 第1回ファッション都市づくり特別委員会開催
- 3月1日 第2回京阪神三商工会議所ファッション産業振興懇談会開催（於京都）
- 3月11日 ファッション都市づくり特別委員会企画・街並合同分科会開催
- 3月28日 関西ファッション産業振興懇談会開催（通産省主催・於大阪）
- 3月31日 第1回産業分科会開催
- 4月5日 シンボルロード（仮称）の基本構想に関する神戸市・地元関係者との懇談会（神戸商工会議所）
- 7月18日 第2回ファッション都市づくり特別委員会開催
- 8月1日 神戸市へ「シンボルロード等都心部の街並整備に関する要望」提出（神戸商工会議所）
- 8月25日 第2回産業分科会開催
- 9月3日 コウベ・ファッション・ショー '77 開催（神戸市，神戸商工会議所，神戸新聞社）
- 9月3日～10月2日 コウベファッションフェア '77 開催（同上）
- 10月1日 ファッションビジネス・スクール開講（神戸商工会議所）
- 10月4日 トアロードに関する懇談会開催（神戸商工会議所）
- 10月4日 “神戸ファッション都市論”出版（月刊神戸ッ子）
- 10月5日 全日本ファッション・コンクール協議会設立総会（於大阪）

# ケミカルシューズ産業の課題と将来

安 本 太 郎

(日本ケミカルシューズ工業組合常務理事)

## 1 はじめに

ケミカルシューズとは「甲に合成繊維、合成樹脂、又は合成皮革を、本底にゴム若しくは合成樹脂又はこれらの混合物を使用し、甲と本底とを接着剤により接着した靴（家庭用品品質表示法施行令第1条別表1の9、中小企業近代化促進法施行令第2条の93）」で、昭和27年ごろ世界ではじめて神戸の地に誕生した。

以来季節に応じて変化を要求されるデザイン、色彩が自由に駆使出来るところから大量消費の時代とマッチして急速に発展した。量的ピーク時の昭和44年から46年にかけて生産量は一億足に達した（表-1参照）。しかもその40%は輸出に向けられ、主力はアメリカであったが、それ以外にもカナダ、オースト

表-1 生産高推移

年次	生産数量 (万足)	生産金額 (百万円)
昭 39	7,829	21,425
40	7,613	20,902
41	8,593	24,724
42	9,431	29,849
43	9,751	32,832
44	10,403	45,255
45	10,212	47,852
46	9,883	53,257
47	7,313	49,567
48	6,052	52,041
49	5,343	54,786
50	5,266	64,613
51	4,645	70,302

ラリア、EC諸国等世界各国に輸出された（表-2）。

しかし46年のドルショック、更に48年の円のフロート制実施等により輸出は正に壊滅的打撃を受け、全生産が内需に振り向けられることになった。その上48年秋のオイルショックにより、使用材料の80%以上を石油化学製品に依存しているケミカルシューズは極端な資材入手難と、狂乱物価に悩まされた。

爾来国内景気の冷え込みの影響と相

ケミカルシューズ産業の課題と将来

表一 2 ケミカルシューズの輸出量、輸出額および主要輸出先

輸出先	1969		1970		1971		1972		1973		1974		1975		1976	
	数量		数量		数量		数量		数量		数量		数量		数量	
	千双	千ドル	千双	千ドル	千双	千ドル	千双	千ドル	千双	千ドル	千双	千ドル	千双	千ドル	千双	千ドル
アメリカ	36,491	1,138.60	35,490	1,358.00	30,302	1,837.30	12,928	2,097.00	1,200	3,553.55	83	2,052.64	71	2,611.70	584	1,965.2
E C	1,479	1.650	1,374	1,649	1,412	1,975	584	879	230	358	25	59	25	59		
ソ 連	143	315	480	1,274	796	2,046	773	2,276	954	3,154	736	2,936	999	4,757	619	1,706
オーストラリア	439	522	715	952	1,360	2,771	533	1,003	286	458	132	270				
その他	7,196	7,307	6,380	7,377	6,025	8,576	2,843	4,382	1,193	1,340	3,095	2,574.74	790	1,805	3,735	8,302
計	47,748	53,314	44,432	59,176	39,895	70,869	17,661	35,585	3,863	8,371	2,179	6,530	1,850	6,747	4,938	10,566
円換算(百万円)	19,193		21,303		24,600		10,970		2,487		1,959		2,024		2,958	

出所 日本貿易月報 輸出統計番号 851-023, 851-024  
 昭和50年以降は 6401-32, 49, 50を合算したもの 率は金額ベース

表一 2 の 2 非ゴム履物の米国輸入統計 (主要国別)

輸入国	1969			1970			1971			1972			1973			1974			1975			1976		
	千足	千ドル	平均単価	千足	千ドル	平均単価	千足	千ドル	平均単価	千足	千ドル	平均単価	千足	千ドル	平均単価	千足	千ドル	平均単価	千足	千ドル	平均単価	千足	千ドル	平均単価
メキシコ	2,451	5,182	2.11	3,363	8,486	2.51	3,339	9,985	2.70	4,044	9,791	2.42	14,782	13,800	0.93	32,153	22,369	0.66	37,367	34,851	0.93	39,666	36,228	0.91
フランス	377	1,191	3.15	2,410	6,128	2.54	8,136	23,026	2.87	11,809	41,806	3.54	19,333	81,261	4.16	21,333	86,712	4.12	36,468	129,629	3.56	60,567	139,688	5.24
スペイン	20,728	23,466	1.13	21,266	26,098	1.23	31,216	128,275	4.11	39,254	171,431	4.36	36,689	169,184	4.61	35,074	163,044	4.65	39,742	126,199	3.18	29,809	234,254	6.03
イタリー	61,083	169,128	2.77	82,646	263,991	3.20	77,840	255,192	3.28	79,699	337,262	4.23	76,843	360,690	4.69	82,568	323,311	3.93	54,442	330,367	6.06	47,199	331,741	7.02
韓 国	879	1,156	1.31	1,834	2,943	1.61	3,295	6,054	1.83	7,862	13,413	1.69	7,225	16,819	2.33	9,212	21,967	2.38	16,061	52,900	3.29	43,567	157,251	3.67
合 算	35,897	14,249	0.39	42,045	28,713	0.68	64,787	50,332	0.77	91,259	79,331	0.86	111,702	116,578	1.04	87,694	129,708	1.48	103,423	157,300	1.52	155,799	270,402	1.73
日 本	86,632	57,244	0.66	59,789	66,182	1.10	34,371	64,446	1.87	27,592	40,806	1.48	9,167	12,958	1.41	5,856	7,425	1.27	4,277	7,398	1.72	4,694	9,100	1.93
全 輸 入	(32,982)			(24,780)			(19,128)		(9,279)			(2,985)		(1,920)		(1,390)			(1,190)			(4,641)	1,452,595	
	222,044	438,384		211,562	659,347		295,569	679,332		296,665	634,265		315,897	976,178		294,449	982,823		319,696	1,135,463		404,641	1,452,595	

出所 米商連年統計

俟って慢性的不況の状況が続いている。

このようにケミカルシューズは戦後はじめて神戸の地に生れ、革靴でもない、ゴム靴でもない第3の靴として世界中に行き渡り、今日では世界中で生産していない国はないほど普及した。それではなぜ日本で、神戸で生れたのか、

その発生の理由をたずねることが今日的現象の究明にも関連するので、一応明らかにしてみることにする。

神戸ではじめてゴム工業が発生したのは明治42年ダンロップ会社の創立のときとされている。そして神戸のゴム工業製品は当初は自転車タイヤ、チューブが中心であったが、大正中期に到ってゴム履物製造業が興った。神戸ゴム工業が栄えたのは神戸港が生ゴムの輸入港だったことにもよるが、とりわけゴム履物工業が盛んになったのは、その背景にマッチ工業の基盤があったからである。神戸のマッチ工業は第一次世界大戦を転機に衰退を辿り、業者の中には同じ労働集約型産業であるゴム履物工業に転業する者や、市内のマッチ工場、労働者などをそっくりそのまま吸収するゴム履物業者などが相次ぎ、ゴム履物工業は急激に膨張した。神戸のゴム履物は、一方で豊富な労働力に支えられながら、他方で輸出の活況に刺激されて発展を続けた。昭和5年には輸出量で3,400万足と世界第一の輸出国となった。

しかし輸出は不安定であることから、業者の賃金支払い方法は出来高払いが一般的で、そのため労働者は一銭でも有利な方へと絶えず流動した。この流動は一面でゴムの配合や接着などの技術の交流を促し、技術のレベルアップにつながったが、他方下請、内職などの発達も助け、現在の細分化された地域分業の形態がこの時代に出来上った。そしてゴム履物とそれに続くケミカルシューズがともに度重なる不況にも強い抵抗力を持ち得たのは、その背景にこうした分業形態があったからである。

そして戦後の統制時代に生ゴムの配給を受けられない人々が、創意をこらし、自転車タイヤとか、ドンゴロスとかおよそ靴になる素材なら何でも活用して靴を作った経験が、昭和26年1月の生ゴム統制解除、それに続く塩化ビニールの市場出現に刺激されてケミカルシューズの爆発的発展が始まった訳である。

## 2 ケミカルシューズ業界の現状

前述のようにケミカルシューズは大量の輸出に支えられて発展を続けてきたが、昭和44年の4,770万足をピークに45年4,440万足、46年3,989万足と続き、

46年8月のニクソン声明を契機として垂直的な激減をみ、現在神戸のケミカルシューズとしては僅かにソ連向きが細々と続いているに過ぎない状態である。総生産量の47%が国内に溢れ込んだ訳で、普通なら業界全体がパニック状態に陥るところである。それが比較的平穩に推移したのは、40年頃から合成皮革その他資材の開発、改良があって、ファッション商品化が進んでいたことが大きな原因である。1例をあげると、46年秋からパンタロンシューズという「こっぱり」のような底の高い婦人靴が大流行をし、神戸の婦人靴メーカーは皆その生産に追われていた。受注残の切れかけた輸出婦人靴メーカーは、その余慶で辛うじて仕事を継ぐことが出来た。

47年頃から業界は挙げてファッション化、高附加価値化を目指し、欧米のファッション情報、靴事情などの情報蒐集を活潑に行うようになってきた。

#### (1) 近代化への道

昭和43年に近代化促進法の業種指定を受け機械設備の近代化に取り組んできた。それまでは典型的な労働集約型で、殆どの工程が手仕事の形態であったのが、一応吊り込み機をはじめ各種の製靴機械の設備化が進み、コンベアシステムの採用まで普及した。

その後47年の中小企業政策審議会の答申にもとづくソフトな構造改善事業、つまり第三次近代化促進計画の特定業種指定を受け、49年度から52年度にわたる4カ年計画で知識集約化事業を行ってきた。

その内容はスケールメリットを追求した輸出産業からシーズナブル、ファッションナブルな国内製品に転換せざるを得ない情勢から必然的に求められるものを、事業計画の内容とした。当組合が49年5月通産大臣の承認を受けた、ケミカルシューズ製造業構造改善事業全体計画ならびに、それにもとづいて実施した主な事業は次の通りである。

- ① 新製品、デザイン開発
- ② 新製品開発
- ③ 新素材開発
- ④ デザイン研究

② システム開発研究

㉞ 管理システムの研究

㉟ 新生産システムの研究

㊱ 新しい流通システムの研究

㊲ 製品および材料部品の業界規格の設定研究

㊳ 新技術、新加工機械の開発、品質の向上と均質化、高級化、省力化、  
原価の低減

③ 調査および情報サービス

㉞ 消費動向調査

㉟ ファッション動向調査

㊱ 新技術、新加工機械、新素材動向の調査

㊲ 海外優秀商品等の収集

④ 共同試験

製品の品質保証、品質水準の向上

⑤ 人材養成

㉞ 経営者に対し、経営意識の革新、科学的管理の徹底、企業基盤の拡充  
強化

㉟ 中堅幹部に対し、中堅幹部としての責務の認識、管理技法の修得

㊱ デザイン担当者に対し、デザイン開発力、創造力の開発向上

㊲ 一般従業員に対し、産業人としての素養の向上

以上の5本柱を設定して4カ年に割り振って事業を遂行してきた。その結果  
は作文に終わった事柄もあるが、実効の上ったものも幾つかある。

(ア) その一つはケミカルシューズハンドブックの発刊である。これは51年12  
月に完成したもので、本文471頁、索引、資料編を加えると540頁に及ぶもの  
で、内容は(i)設計編(ii)製靴材料編(iii)製靴機械編(iv)製造編(v)  
管理技術編から成りケミカルシューズに限らず、靴作りに必要な知識を網羅し  
てあり、日本では勿論世界にも一冊の書物にまとめたものとしては初めての試  
みであった。元來靴作りというような技術は秘伝、口伝と云えば多少大げさで



あるが、見よう、見真似で覚えたものが殆どで、最近学校と呼ばれるものも日本に2、3出来てはいるが、そのカリキュラムの中味も各講師毎のテキストが殆どで、集大成されたものがなかった。このハンドブックを如何に業界内部に滲透させるかは今後の課題であるが、52年度まず手始めに、靴作りの基本である靴型設計技術講座を7月から12月まで12回にわたり開講し、53年度には人材養成事業の一環として全般にわたる講座を持つ予定である。

(イ) 次に大きな事業としては、ケミカルシューズ業界規格の設定である。これはJISのないケミカルシューズの規格を業界自らの手で作ろうということである。資材メーカー、学識者、業界内部からそれぞれ委員を選任して50年4月に1年がかりで完成したもので、今その周知徹底を図っているところである。その内容は用材としての合成皮革の規格、各種底材の規格、各種中底材の規格、そして製品の規格、並びにそれらの各試験方法とからなっている。この完全実施のための手順としてはまず用材からとりかかり、合成皮革メーカーと当組合とで連絡協議会を設け、規格の実施と、今後の品質向上のための情報交換の場とし、品質管理水準に合格し、尚且つ登録を希望するメーカー4社の業者登録を行い、今後は新製品毎に銘柄登録に移る予定である。引続き52年10月から底材、中底材業者の代表とも連絡協議会を設け、甲材に準じて実施して行き、最後に当組合員に対する製品規格の徹底を図る考えである。そこまで出来て初めて、多年の念願である神戸シューズの統一ブランドを全国に宣伝P・Rすることが出来るものと考えている。

(ウ) システム開発関係では本年度末までに標準原価計算書、品質管理マニュアル、作業標準書の三つを完成させることになっており、今それぞれ専門の大学の先生を中心に鋭意作業を進めているところである。それらはいずれも専門技術者のいない零細企業集団である本業界の各メーカーが、座右において日常活用出来ることを念頭に作成することになっている。

(エ) デザイン開発研究については、5名のコーディネーターおよびパネラーによるファッションパネルディスカッションを行い、各パネラーの意見を参考に参加者がそれぞれ新しいデザイン開発の参考にするという方法で年2回開発

している。そのほかにもファッション講習会も数回開催している。

(4) 共同試験の事業としては、組合で試験機を購入、靴のクレームで一番問題の多い甲と底のハク離試験を行っており、組合員からの依頼によって実施している。又、零細メーカーが多いことと、靴の部品の形状が不規則なために原価計算上あいまいな点が多かった。特に皮を使うようになってからは、原皮の形状がそれぞれ千差万別であるため皮の面積が皮革業者の言いなりになって皮の扱いに慣れない当組合員が不利益を蒙っていたことから、組合で面積測定機購入の機運が盛り上がり、52年10月初旬組合に設置し、組合員に利用されている。

(5) イタリー技術者招へい事業は昭和49年から4年間にわたり神戸市の援助で行っており、靴先進国の新しい技術、デザインの吸収ということで効果をあげており、53年度からは年間教育事業のカリキュラムの一環として引続き実施する計画である。

## (2) 輸出振興への道

前に述べたようにかつては輸出産業として発展を続けた本業界も、ドルショック以後輸出は殆ど零に近い状態となっている(表-2)。

日本ケミカルシューズ工業組合としては、産地の生産構造を現在の100%内需ということから、たとえ10%でも20%でも輸出に向けなければ、いずれは衰退の道を迎えること必定ということで昭和49年9月神戸ファッションシューズ輸出協同組合を結成、早速欧州、米国の市場調査を行い、50年2月のニューヨークショーに日本の靴メーカー団体としては史上初めての出品参加をした。初体験のため不備の点もあったが、一応3カ年のブランクを経てアメリカのバイヤー達に、日本の最近のケミカルシューズを展示して声価を問い、又、種々アドバイスを得たことは大変参考となった。然し引合いは小口のものばかりで、実際の取引の対象となり得ず、結果的には失敗に終わった。その後も引続き52年2月のニューヨークショーまで4回のニューヨーク、1回のシカゴのショーに参加し、又、その間にも別途3回にわたる米国内バイヤー歴訪のセールス活動を行ったが、成約に到ったものは前後9回、4万5千足、7,800

万円という全くのトライアルオーダー段階で終り、リポートオーダーにはつながらず、その後の商談は停止している。輸出組合結成以来約 5,000万円の資金を投入し、本年5月、7月にはアメリカの靴のコンサルタント、エプシュタイン氏を招へいして対米輸出の戦略を練っていた矢先に円の高騰に見舞われた。52年11月末で円の対ドルレートが 240円という状態では輸出努力も遠く及ばず、一応今のところ一休みというところである。然し日本ケミカルシューズ工業組合としては輸出の出来ない雑貨産業、産地産業は衰退、滅亡の運命にあるとの認識から、今後も引続き輸出振興には力を注ぐ方針である。輸出のネックは今のところ価格だけであり、価格引下げのための諸般の施策を大車輪で行い、輸出可能、つまり国際競争力回復のため全力を挙げる方針である。

### (3) 内需拡大の現状

表一2でみるように昭和44年から46年にかけて総生産量の40%から47%を輸出していたが、47年以降は生産のすべてが内需に向けられることとなった。そこで当然大きな混乱が生ずべきところを、ファッションの動向に助けられて一応平穏に内需転換に成功したのであるが、その影響は徐々に現われて、48年頃からは季節による変動はあっても慢性的不況状態が続いている。然も表一1で分るように44年をピークに、年々生産量は低下しており、51年の生産量は44年輸出量よりも少ない量となっている。しかし金額ベースでみると、47年以降毎年増加している。このことは前にも述べたように40年頃からファッション商品化が進んでいたが、特にドルショック後、内需で生き残るためのファッション化、高級品化がはっきりして来、この頃から従来の合成皮革に代って天然皮革を使う比率も大幅に増えて来た。そして今日では全国の履物産業に従事する企業として、メーカーだけでなく、販売業者も、神戸のケミカルシューズ見本市を見ないとファッションの傾向が分らないというところまで成長している。ここ2、3年流行をみたブーツにしても国内では完全に神戸業界がイニシアチブをとってリードして来た。従来履物業界にあってリーダーシップを持っていた東京の革靴業界も、今日ではこと靴のファッションに関する限り神戸の後じんを拝しているのが現状である。

### 3 ケミカルシューズ業界の課題

#### (1) 地域分業体制について

神戸ケミカルシューズ業界の生い立ちと現状について、その概略を述べて来たが、その発展過程から生ずべくして生じた多くの問題点を抱えている。戦後の混乱期に発生し、日本経済の高度成長の波に乗って発展して来たケミカルシューズ業界も、ドルショックで生産の40%を失い、オイルショックで痛められ、そして減速経済下の消費需要の減退によって慢性的不況の様相が続いている訳である。高度成長のときはメリットとして作用したのも、低成長時代には命取りにもなり兼ねないデメリットの働きをすることがある。当業界でいうと、高度に発達した地域分業体制が正にこれに該当しよう。輸出華やかなりし頃は輸出メーカーの殆どはコンベアシステムを採用し、昼夜兼行で製品を流してそれでも追いつかずに下請工場も利用して間に合わせるという状況であった。しかしそれも最終工程の靴の組立て工程のことであって、そこへ来るまでのすべての靴の部品が神戸で、長田で、やはり昼夜兼行で生産されていた訳である。これがもし材料部品から一貫作業で作らなければならなかったとしたら、下請加工の業者がいなかったとしたら、これだけの輸出は不可能であったし、神戸のケミカルシューズ業界もこれほど発展は出来なかったであろう。その意味で部品加工業者で、下請業者の功績は大きかったと云える。しかしその反面で極めて零細な業者が蝟集し、化学製品が多い靴部品の加工を行っていることから、都市問題の発生源にもなったという問題と併せて功罪相半ばしたと云えるかも知れない。

昭和49年春からの総需要抑制策の結果として出てきた個人消費の冷え込みは、消費者に本物指向をもたらし、ファッション性を求めるにも、耐久性を求めるにも、機能性を求めるにもすべて根底において本物を追求するという態度が強くなって来た。ファッション性の基本であるデザインは最終アッセンブラーとしての靴メーカーが開発するのは当然として、各部品は全部資材卸商、部品メーカー、加工業者に、或いは出来合いを仕入し、或いは加工発注をする形態をとっている。例えば甲材として合成皮革を使用する場合、糊引きと称する裏

地張り合せに始まり、裁断、縫製と各段階毎に別途の業者の手を経てメーカーの手元に戻ってくる。底材も現在非常に多くの種類が開発されているが、それぞれ専門の底加工業者に発注する場合と、出来合いを仕入れる場合がある。中底は靴型に合わせて発注する。他の部品つまり靴先に入れる先芯とか、カウンターという靴の踵部分の補強材料とか、ヒール、ハトメといった多くの部品も靴の種類、用途、デザイン等によってそれぞれ資材商から仕入れる。そしてそれらの部品、資材の素材は殆どが神戸以外のメーカーで造られ、神戸の加工業者の手によって部品化される。それらの業者は長田区全域と須磨区東部に密集し、その正確な数も調べていないのが実情であるが、一応当組合の調べでは表-3の通りである。2の(1)近代化への道で述べた近代化の事業は殆どが最終メ

表-3 下請・関連企業の分布

昭和52年1月

日本ケミカルシューズ工業組合調

業種	縫製業	スポンジ底	ゴムプレス底	合成底	成型底	アルミ型	木型
企業数	745	26	28	10	10	15	5

業種	彫刻	抜型	中底裁断	糊引加工	ダンボール紙	資材卸	材料部品
企業数	29	16	82	27	20	50	21

業種	ゴム薬品			計			
企業数	32			1,116			

関連業者従業員数 5,800名

メーカーである当組合員を対象としたものであり、その段階では不完全ながらも近代化の洗礼を受けたことになる。しかし肝心の資材、部品の加工段階では当組合の指導も及ばず、全くの野放しの状態である。それらの業者は殆どが裏長屋が作業場であり、家内労働、手仕事が多い。ケミカルシューズ工業組合が知識集約化事業を幾ら進めても、その部品段階で取り残されているのは、業界全体の近代化も極めて不完全なものと言わざるを得ない。しかもその各部品の価格

が、低開発国のみならず、先進国のアメリカ、イタリーと比較しても高いということが最近の調べて明らかとなり、がく然としたというのが実状である。

以上のようにケミカルシューズ業界で下請と一般に呼ばれている関係も厳密な意味では対等な立場での売りと買いと呼ばれる筋合いのものであり、あくまでも並列的關係である。そのため最終商品の価格にはそれらの各段階での附加価値が加算されて、結局世界一高い靴が出来上っていることになる。そしてこの部品業者、加工業者の存在が、神戸でケミカルシューズ産業への新規企業の参入を容易にしており、過当競争発生の最大原因と考えられる。結局高度に発達した地域分業体制は高度成長期にはその発展に大きく寄与したが、低成長期の現在では国際競争力回復、品質向上を阻害し、デザイン盗用の機会を増やし、オリジナルメーカーの足を引張り、又、過当競争を助長していると云っても過言ではない。

漸くにして当組合も52年度事業計画でこの問題を取りあげ、53年度に神戸市の援助でまずその実態調査をすることになっている。その調査結果を踏まえてこれら関連業界の改善にとり組む考えである。

## (2) 労務問題

表一4にみる通り52年1月における組合員企業の平均従業員数は約24名であるが、圧倒的に多いのは20名以下である。(1)で述べたように業界の現状は一貫工程メーカーは皆無であり、多かれ少なかれ部品加工業者に依存している状況である。従って人手が足りなくなると、従来工場内でこなしていた仕事も外注加工に出せばどうにかなるということで、労務問題は今のところは大きく表面化してるという状態ではない。しかし51年度中小企業団体中央会補助事業として実施した「働き甲斐のある職場環境の整備に関する調査研究」によると、その年齢構成は表一5の通りである。全体の年齢構成は40代が全体の33.7%で約1/3を占め、従業員の高年齢化の傾向がはっきりしている。このままで推移すれば、10年後には50代の年齢層が中心となることになる。男女別でみると、熟練貼工がまだ手吊り工場で要求される関係で女性の方が年齢が高い。そして最近機械で吊り込み作業を行っている工場では、男子工の比重が増えている。更

表一 4 品種別事業社数及び総従業員数(組合員)

日本ケミカルシューズ工業組合調

昭和51年1月現在			
品 種 別		組合員数 297社	
子 供 靴		73 社	
紳 士 靴		41 社	
婦 人 靴		173 社	
特 殊 靴		10 社	
従業員数 7,319 名			
事 務 所		現場従業員	
男	女	男	女
307 名	317 名	2,203 名	4,492 名
624 名		6,695 名	

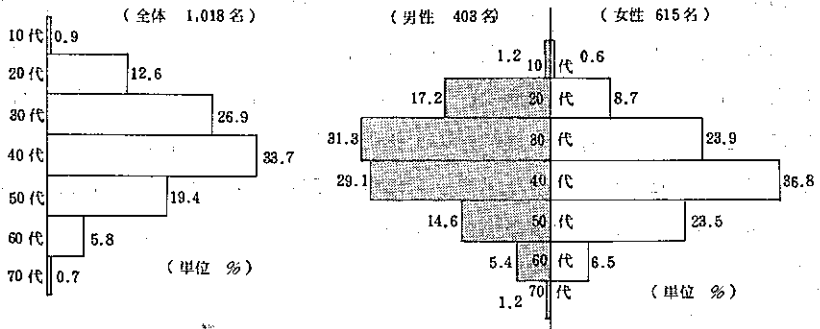
昭和52年1月現在			
品 種 別		組合員数 301社	
子 供 靴		74 社	
紳 士 靴		39 社	
婦 人 靴		169 社	
特 殊 靴		19 社	
従業員数 7,215 名			
事 務 所		現場従業員	
男	女	男	女
310 名	325 名	2,210 名	4,370 名
635 名		6,580 名	

※別に員外者従業員数 1,200名

企業の形態別規模(組合員)

形 態	区 分					計
	1-10名	11-20名	21-50名	51-100名	101名以上	
個 人	99	92	6	4	0	201
法 人	23	44	23	1	9	100
計	122	136	29	5	9	301
生産者(員外)						120

表一 5 従業員のフロピール(年齢構成)



に年齢構成からみられる特徴は、60代、70代の高年齢者の従業員がいることである。そして何よりも憂うべきは若手労働者が少ないということである。毎年各企業が高校新卒者を求めても応募者は殆どなく、最近是一部例外的な企業を除いては新卒者の求人はいきりめしているというのが実状である。従って不況下にもかかわらず、依然として人手不足の状態では従業員の引抜きがあとを絶たない。

この原因としては神戸市民の業界に対するイメージの悪さ、地域環境の悪さがなんと云っても一番大きい問題であろう。その次の問題として各企業の職場環境、待遇、労働条件などがあげられよう。個々の企業段階では当組合としても従来から種々の対策は講じている。例えば一般通念からすると前近代的なことではあるが、組合新規加入の条件として社会保険の完全実施を義務付けたり、定休日の設定実施が明確でなかったのを数年前から日曜日の完全休業を、52年には祝祭日の完全休業を呼びかけ、日曜休日は100%、祝祭日休日は漸く30%位の実施率までこぎつけているなどである。休日の件も、社会保険加入の件もいずれも、経営者側の責任と同時に従業員側の要望にも原因がある。手取り収入を少しでも増やそうという考えからきている。然しそのいずれも高年齢層においてその要望が強く、若手層になるとそれらの前近代的な慣習が反撥を受けている。前にあげた「職場環境調査……」によってみても、改善を望む事項として ㉗賃金水準アップ(15.4%) ㉘賞与のアップ(15%) ㉙退職金のアップ(14.8%)の次に休日の問題(9.5%)が上っている。

以上従業員の要求にもとづく部分もあるにしても、基本的には経営者の社会性の自覚と、次には資本金の問題があげられるものとする。それらについては当然当工業組合の仕事であり、今後も引続き啓蒙活動を強化すると共に、必要に応じて所管官公庁とも連携の上指導援助して行く方針である。しかしはじめに指摘した長田のイメージアップについては、業界だけの努力ではどうにもならない問題で、神戸市当局の都市政策上の支援がどうしても必要と考える。

### (3) 流通問題



1の項で述べたように、神戸のケミカルシューズ産業は戦前のゴム履物産業の流れを汲んでおり、従っていまだにその流通経路に依存するものが多い。ゴム履物というのはゴム底布靴、総ゴム靴、或いは地下足袋いずれにしてもファッション性は殆どないと云ってよい。従ってそういうスタンダード的な商品の受け売り業者が、ライフサイクルの短い、年々ファッション化が進んでいる神戸のケミカルシューズを扱うことが、段々と無理になってきているのは当然の結果であろう。このような問屋の現状からして、メーカーの中には小売店とダイレクトに結びつこうという動きもあるが、これは実際の取引継続上の点からすると非常に困難を伴うことで、2、3の小売店と直接の取引をすることによって問屋の突き上げを受けることの利害をはかりにかけて、ちゅうちょする向きが多い。他の方法としては、革靴の流通チャンネルに流すことが最近顕著になってきている。これは神戸メーカーからの売り込みもさることながら、革靴問屋からのアプローチの動きも見逃せない。つまり神戸のケミカルシューズが以前のような安かろう悪かろうの製品から、今日では高品質のファッションシューズとして定着し、神戸シューズなくして革靴小売店の品揃えが出来にくくなってきたことが原因と思われる。しかしゴム靴問屋のように神戸メーカーのすべてにアプローチが行われている訳ではなく、一部高級品メーカー、或いは総合技術力での優位メーカーなど限られた範囲にとどまっている。しかしそのいずれにしても文字通り全国に散在しており、神戸での大メーカーも、零細メーカーも同じようにマーケティングから始めなければならない。問屋も企業間較差があるとしても、支配的な強力なものはない。結局メーカーも問屋も中小零細業者間で、くもの巣のような複雑な取引関係が錯綜しているのが実状である。元来特定地域に密集した産地産業の場合、産元問屋が流通を支配するケースが多いが、当業界ではそのような存在は皆無である。このことはメーカーの流通に対する独立を維持する要因ともなっている反面、販売促進の面では大きな弱点でもある。これについては有力メーカーが自社の商品企画にもとづき、他のメーカーに下請加工をさせ、自社販売ルートに流す動きも一部にあり、又、数社がグループを結成し、各社毎のセールス活動を集約すると同時に、従

来よりも太いパイプを布設するというを既に実行している者もある。

当組合としても今後この問題には大きなウェイトを置き、内需拡大に努力して行く考えである。

#### (4) 国際競争力回復について

2の(2)輸出振興への道の項で述べたように、ドルショックで落ち込んだ輸出を再度盛り返そうと、49年秋以来懸命の努力を傾けてきて、品質、デザインは申し分ないが、価格の点で折合いがつかず不調に終わった商談が随分とあった。従来その原因についての大方の業界認識は、日本の物価賃金の高さがその殆どであるという程度であった。しかし延べ6回にわたるニューヨークショー、バイヤーとの商談等によって、たんに人件費だけの問題でなく、資材、部品の価格、生産システムによる生産性の問題など、トータル的に問題とすべきであることが分ってきた。特に52年になって2回にわたり来神した、アメリカのエプジュタイン氏、7月に来神したイタリアのベルトッコ氏の二人によって日本の、神戸の靴メーカーとしての弱点と、業界としての弱点が指摘された。メーカー段階での弱点としては製靴機械の老朽化、陳腐化と、生産システムの欠陥を、業界としての弱点としてはさきに述べたように、分業体制からくる部品加工段階での労働集約制、非能率さを指摘された。これは今までの業界努力を根こそぎ見直さなければならぬほどのショックで、早速組合としては、53年度事業として国内的には産地に於ける関連業界実態調査を、海外では大型調査団をイタリアを中心とした靴の先進国へ派遣してあらゆる角度から調査することになっている。その結果を踏まえて改善事業に取組まなければならないのであるが、その改善方法として現在考えている2、3の方法をあげると次の通りである。その一つはイタリアのベルトッコ氏のアドバイスによるもので、靴型の標準化、統一化である。イタリア業界も最近アメリカ市場はじめ世界各国への輸出が後進国の追いあげによって減少を余儀なくされ、その対策の一つとしてこの靴型標準化をとりあげたのである。その結果として底材、中底材、カウンター、ヒール等の計画生産、量産が可能になり、従って省力化機械の開発利用も進むということで、大幅なコストダウンが出来た訳である。今、神戸で一般

に行われている方法はそれらの部品が、云うならばオーダーメイド様式である上に、手間仕事の部分が多く大幅コストアップにつながっている。当組合ではこの靴型標準化を53年度事業の重点項目としてとりあげる予定である。

又、さきに近代化事業の項で述べたように、作業標準書の作成を急いでいるが、この中で生産システム改善を織り込んで業界の改善に役立てたいと考えている。部品加工業者の体質改善、近代化、系列化の問題は、53年度行う関連業界調査をまって改善にとり組んで行く方針である。

以上国際競争力回復について検討して来たが、その必要性は輸出振興上の理由からと云うよりはむしろ、輸入対策上やらなければならないというように急変してきている。つまり52年6月末から実施されているアメリカの非ゴム履物の輸入クォーター制によって、台湾、韓国からの対米輸出が窮屈になり、それぞれの業界に若干かげりが見え出してきた。そこでその仕向先として当然のように日本上陸を窺い出したことである。台湾の業界団体 TAIWAN FOOT WEAR MANUFACTURERS ASSOCIATION の機関紙 SHOE'S NEWS 社説欄に「最近の円高は対日輸出にとって絶好の機会であるから鋭意努力すべきである」という論説を載せて(11月10日号)対米輸出割当で仕事量の減った台湾業界の関心を日本へ向けようとしている。台、韓両業界とも、割当て消化のキャパシティをオーバーした分を結局アウトクォーターの仕事で補おうとしているが、それらのオーダーは足元を見られて買い叩かれて、収益面でだんだん窮屈になってくるものと思われる。

台、韓両業界とも従来から日本の業界とは交流があって、その実情にはかなり通じている。対日輸出を意図すれば、その設備、技術、労働力を以ってしては、充分可能であり、現在では日本製品に充分対抗出来るところまで成長している。

その意味で業界としては早急にこの対策としての国際競争力回復のため全力を挙げる方針である。

#### (5) 組合組織についての課題

当工業組合は「中小企業団体の組織に関する法律」にもとづいて結成されて

いる全国団体であるが、その組合員の98%まで神戸市内の業者で占められている。その性格としては生産、出荷の制限行為、つまり調整事業が出来ること、国内企業の2分の1以上の加入があること、一定の枠内で大企業の加入も可能であること、加入、脱退が自由であること等々である。このような性格から当工業組合員の色分けは非常に複雑多岐である。規模の大小、製品の多様性、資本金力の強弱、技術力の格差などの外に民族的な問題が加わる。従って創立以来の組合運営の関心事は組合員の共通の広場をどこに求め、どの階層にスポットを当てるかということにあった。あくまでも全体を対象に動かして行こうとすると、どうしても次元の低い、弱いものになりがちであるし、次元の高い、強力な手を打とうとすると、範囲の狭い、特定階層に限られるものになる。そういうものからピラミッド型の組合員構成の3合目又は4合目あたりにスポットを当てて運営に当たってきたが、最近の不況状況なり、今までにあげた業界としての多くの課題などから今までの方針の見直し論が出てきだした。極端な意見としては足切り、或いは切り捨て論まで出ている。しかし神戸の地場産業としては、企業防衛もさることながら、地域社会への貢献、寄与という使命との兼ね合いを考えると、簡単に足切りで解決するものでないことは論をまたない。

そこで現在組合内部で論議されている意見として、工業組合の構成を個人よりも団体加入に重点をおいた組合、つまり協同組合を幾つか新たに作り、協同組合連合会形式にしてはどうかということである。協同組合の構成については、企業規模の同程度のもの集合体がよいとか、同志的なグループの集団がよいとか等々種々意見は分れているが、それはともかく、そのような組織化によって得られるメリットとしては次のようなことが考えられる。

- ⑦ 情報伝達の迅速性
- ① 流通面での優位性
- ② 商品開発面での便利性
- ③ 仕入、生産面での有利性
- ④ 金融の円滑化
- ⑤ 労働力確保、労働福祉面での容易さ

等々があげられるが、これについては組合内部末端まで討議は進んでいないので、今後の課題として活潑に論議されるものと思う。

#### 4 む す び

以上に述べたような現状および多くの課題を抱えて、尚且つ神戸のケミカルシューズ産業はかつての隆盛を回復し得るかという設問に対し、即答することは極めて困難であろう。老齡化の一途を辿っている従業員、目まぐるしく変化するファッション、下請加工賃の高騰など対応に忙殺される状態の連続である。然し他の構造不況業界のように八方塞りというような感じは業界人は殆ど持っていない。まだまだ何とかやろうという意欲を持つ人が多い。その意味でバイタリティは残っている。二世の業界入りも順調に進んでいる。今までに述べてきた課題、問題点をいかに解決するか、いかに対応するか、すべてはそれにかかっている。その意味で業界単一の組織である日本ケミカルシューズ工業組合の責任は大きいし、又、それを指導する県、市行政当局に寄せる期待もまた少なからざるものがある。

ゴム産業が神戸に根付いて60数年、ケミカルシューズが世界ではじめて神戸に生れて25年、欧米の靴産業の伝統に比べるとまだ極めて短いが、今後もケミカルシューズ産業は内部的には変遷はあっても、あくまでも神戸の地に根を張って、やがては日本のファッションシューズのメッカとして成長するであろう。

# 生活を売るあすの商店街

——アメリカのSC動向と日本の課題——

森 本 泰 好

(神戸地下街株式会社常務取締役)

## 1 話題のSCパラマス・パーク

マンハッタンの中心部から、車で1時間足らず、ニュージャージー州に、いま話題のパラマス・パークというショッピング・センター(以下SC)がある。ことしの夏の終りの土曜日の午後、私が訪れた時は、肩が触れ合わんばかりのにぎわいだった。メジャーテナントであるアブラハム・アンド・ストラウス(百貨店・3層)とシアーズ(2層)を両端に置き、モール(遊歩道)はS字型にカーブを画き、その両側に95の専門店を配している。そしてモールの天井はガラス張りで自然の光がまばゆい。夜には星が輝くことだろう。床はカラフルに舗装され、センターラインに沿って並木が植えられている。中央にはメイン広場が設けられ、吹き抜けの2階建となっている。その2階はレストラン・フロアで、その名も“ピクニック”。メイン広場の正面には滝が流れ、その両側はエスカレーターと、シースルーのエレベーターがあつて、“ピクニック”とつながっている。もちろんベンチも置かれていて小公園のようだ。そこには人工商店街の冷たさはない。自然との調和、人間との対話を大切にしたSC。それが人気を集め、話題を呼んでいるのだ。そういえば名称もパラマス・パークとなつていて、ショッピングセンターという文字がない。そのことがこのSCのすべてを物語っている。

## 2 変容するアメリカのSC

アメリカのSCはたしかに新しい方向をたどりつつある。パラマス・パークはその方向を示唆して興味深い。コンクリートと鉄のジャングルからSCを開放して、人間的なぬくもりを大切にし、効率や能率、便利さだけの追求から、

楽しさ、にぎわいの演出へ。だから規模は中型、小型化し、SC自体の性格もはっきりしてくる。建物には木、石、レンガ、鏡といったコンクリートよりもっと古くから人がつき合っていた素材を利用し、グラフィックデザイナーが建築家に協力して、表現力がぐんと豊かになった。店名看板や売場案内、モールのいろいろな表示から消火栓や公衆電話ボックス、ベンチなどにいたるまで、色・型・素材・風合いと細かい神経が通っていて、美しく、しかも浮き浮きした環境をつくり出している。郷愁を感じさせる、より人間らしい場所へと、SCの情緒化路線は確実に定着してきたし、それは世界的な風潮でもある。メンタルな配慮を抜きにして、あすのSCはありえない。だからより個性を強調したスペシャリティー型のSCや、リゾートゾーンに付随した小さなSCなど、新しいタイプの商業集積が話題を呼んでいるのだ。もう一つの特色は、飲食ブロックの比重が、だんだん高くなってきたことだ。くつろいだ雰囲気なかで、家族づれで買物をしたり食事をしたり、友人とデートして、楽しく過ごせる場所。それがSCであり、さらに一歩すすめて、地域社会の核——生活文化センターへと、着実に発展の道をたどろうとしている。

もう少しアメリカの小売り商業集積の新しい方向を探ってみよう。

### 3 スペシャリティー・センターの台頭

「外出したくなったら、SCへお出かけ下さい。あなたの心をきっと満足させる楽しさがあなたをお待ちしております」最近オープンしたSCの宣伝文句だ。いまアメリカのデベロッパーは、楽しさあふれるSCづくりに懸命だが、そのなかでも独特の雰囲気と個性的なテナントミックスで勝負しようというのがスペシャリティー型のSC（テーマセンターともいう）だ。SC王国といわれるカリフォルニアでは、総小売販売額に占めるSCのシェアは60%を超え、しかも総賃貸面積7.5万平方メートル以上の大型SCが60以上もある。ところがそのほとんどが規格化、標準化されたマスプロ商品を扱う大同小異のSCなのだ。これでは自然回帰志向の強い若い世代の心をとらえることはできない。余暇時間の増大、所得の向上とレジャー志向の高まりがスモール イズ ビュ

ーティフルではないが、小型でも個性の強い新しいタイプの商業集積を生み出す背景となっている。最近商品の二極分化がますますはっきりしてきた。生活の経済性を保証する商品と、生活の豊かさを保証する商品とである。生活の豊かさを提供するためには、多様化する消費者のライフスタイルに併さざるをえない。当然目標を織り込むので規模は小さくなる。量より質というわけだ。そこにターゲットを合せたニュータイプのSCの一つがスペシャリティーセンターで、特長を拾ってみると、

- (1) 百貨店、スーパーなど核となるメジャーテナントがない。
  - (2) 基調となるテーマがはっきりしている。
  - (3) そのテーマを表現するデザインが独創的で、雰囲気大切に作る。
  - (4) 飲食店が多く入っている。
  - (5) 最大の売り物は“楽しい雰囲気”だからネーミングも工夫し、ショッピングという言葉をつけない。
- などである。

従ってスペシャリティーセンターは、集客能力をもった施設の周辺に立地している場合がほとんどだ。例えばリージョナルSCの近くとか、ヨットハーバーなどリゾートゾーンに接続して開発し、相乗効果をねらうやり方である。テナントのほとんどがブティック、特殊専門店、手工芸品店などで、チェーン店の比率はごく僅か。またレストランや食料品店が多くなっており、場合によってはレストランが核機能を果している。一口にスペシャリティーセンターといってもいろいろある。所得水準が高く、しかもSCの競争が激しいダラスの郊外に出来たヨーロッパン・クロスロード。これは名前の通りヨーロッパがテーマだが、まだ成果をあげるまでに至っていない。有名なスーパーリージョナルSCのイーストリッジ（カリフォルニア）から車で15分のところにあるブルーンヤード。これはまだ見ていないが、緑と噴水をふんだんに使った森の中のSCのイメージを上手に演出しているようだ。ここではサンフランシスコのギラデリー・スケアーを紹介しておこう。



#### 4 郷愁を誘うギラデリー・スケーア

日本でもおなじみのサンフランシスコ湾に臨むフィッシャーマンズ・ワーフの一面に、かん詰工場から転身した The Cannery と、そのさらに西にチョコレート工場を改造した Ghirardelli Square というユニークな S C がある。ギラデリーは時計塔をもったフランス・ルネッサンス様式、レンガと石の建物で 1904 に完成している。当初はチョコレート工場を移転し、その敷地を豪華な高層アパート群に再開発する計画だった。しかしサンフランシスコ湾の美しい眺望を台なしにし、自然環境を破壊するという理由から、激しい住民の反対運動に合って中止されてしまった。その論争のなかで歴史的な建物が生み出す独特の雰囲気をまもり、ヒューマン・スケールを大切にした商業施設に転用する構想が固った。内部は改装され、海に面した部分には鉄製のデッキがつくられ、中庭には彫刻噴水が設けられた。今ここはフォークグループが現れたり、画家がイーゼルを立てたり、名物広場になっている。建物は全部で七棟、それが海に向かって傾斜した土地に建っていて、歩いていると思わぬところでパーッと海がひらける。傾斜と曲線の組合せは情緒づくりに効果的だ。テナントは約 85 店。いずれも個性の強い店ばかりで、メジャーテナントらしいものはない。親しさ、楽しさ、バラエティーの面白さ。とくに民芸品と国際的な商品が多い。人間と人間がなんとなくふれ合いを感じるにぎわいの空間、まさにコミュニティーセンターである。開設は 1968 年 6 月、そのころから話題にはなっていたが、この二、三年急速に人気が高まっている。開業して 1 年目、はじめてここを訪れた時にくらべると、最近の混雑ぶりは目をみはるほどで、ここ数年間の消費者動向の変化がうかがえる。

スペシャリティーセンターのなかでもギラデリーなど由緒のある建物を改造した S C を、とくにリハビリテーションセンターと呼んで、別に分類している人もいるが、雰囲気を大切にし、新しい価値観に対応しようとしている点は全く同じだ。こうした傾向は、リゾートゾーンに付随した商業集積、例えば金門橋を渡ったところにあるソーサリトーやロスアンゼルスのマリナ・デル・レイなどにもいえる。神戸の北野周辺に出来つつあるミニ商業集積をみても、おわ

かりいただけるだろう。

## 5 フードサービスの充実

海外のSCを歩いていて感じられるもう一つの共通した動きは、フードサービスの充実である。一昨年フランス、スイスのSCを回った時「これからのSCはいいレストランを入れなければ、お客はきてくれない」というマネージャーの話をよく耳にした。たしかにSCのなかで飲食ブロックが占めるスペースが増え、地位も高まり、しかも特色をはっきり打出してきた。こうした大勢は日本でも同じで、家族づれでSCへきて、食事もすませて帰るといふ型は、とくにニューファミリーといわれる層に非常にはっきり現れている。ただ店数が多いだけではダメで、個性があり、うまくて、雰囲気の良い店を集めることだ。消費者の欲求は本当にむつかしい。さきに紹介したパラマス・パークのレストランフロア“ピクニック”の構成表を参考までに次頁に掲げておく。メニューをごらんいただければ、それぞれのテナントがいかに特色をもっているかご理解いただけるだろう。

## 6 カリフォルニア州の市街地再開発法

アメリカの小売商業界で注目されるいま一つの現象は旧市街地の見直しである。ニューヨークでもマンハッタン地区の小売の売上げ額は下っていないし、ブルミングデール百貨店の雑踏は日本の百貨店以上とあってよい。ロスアンゼルス商工会議所のルイス専務理事も「なぜか数年前からいろいろなエネルギーが都心部へ帰ってくる気配が出ている。空洞化したダウンタウンを再開発して郊外に逃げた人口と企業を呼び戻す計画が進んでいる」と語っていた。あまりに郊外に拡がりすぎて生活に不便を感じ出しているようだし、市街地のこれまでの集積のメリッドを再認識し出しているようでもある。ロスアンゼルスではすでにブロードウェイ・プラザのようにホテルと結合したSCが次第に力をつけてきている。新しいSCとしてはダウンタウンから10kmほど離れたところに1974年10月オープンしたフォックスヒルズ・モールが注目される（一部は

76年10月オープン)。このSCは従来の郊外型と異なり、敷地がコンパクトで構造も三層、モールの幅はせまく、こじんまりとまとまりがよい。駐車場も三層で部分的には通常の屋外駐車場があり、併せて4,500台のスペースを確保している。横拡がりの大型SCにしりごみしていた消費者に好感をもって迎えられ、恵まれた商圈も手伝って業績はよいようだ。私が行った時も、かなりの客があり、親しみのもてるSCといった印象が強かった。

### P I C N I C T E N A N T S A N D M E N U S

Relax, replenish and refresh in Paramus Park's Pic-Nic...a bright and friendly open area with 21 exciting food and specialty shops.

The Acropolis - - Souviaki, stuffed grape leaves, spanakopeta, baklava

Alpine Cellar - - Shaller and Weber Cold cuts and sausages, sandwiches, and heroes

Baskin Robbins - - Ice cream, sherbets, soda fountain

Buffalo Bob's - - Hamburgers, hot dogs, steak sandwiches, soft drinks

California Smoothie - - Natural fruit drinks, snacks

Chick-Fil-A - - Chicken, chicken filets, chicken salad sandwiches

Farrell's - - Ice cream, candy, grilled foods

Five Continents - - Cheese and gourmet items from Middle Eastern countries

General Nutrition Center - - Health foods, vitamins and related products

Jade Fountain - - Contemporary Chinese food, egg rolls, snacks

Justin's Fish n' Chips - - Assorted fish and chips, beef dishes

Karmelkorn - - Popcorn products, kitchen style candies, cotton candy

Magic Pan - - French-style restaurant, crepes, desserts, alcoholic and non-alcoholic beverages

Nathan's - - Hot dogs, hamburgers, corn and seafood

News Spot - - Newspapers, books, cigarettes, cigars, candy

The Nut Shop - - Nuts, soft ice cream, candy, soft drinks

Original Cookie Company - - Assorted cookies, coffee, hot chocolate

Pennsylvania Dutch Treats - - Farm fresh-funnel cakes and crepes

Sgarlato's Pizza - - Pizzas, hot and cold sandwiches

Taco Pit - - Tacos, enchiladas, Mexican dishes

Uncle Milties Bull Roast - - Kosher style deli with sandwiches, bagels, rolls

実はこのSCがカリフォルニア・コミュニティ再開発法（略称CCRL）が適用された第一号なのである。

市街地の再開発はアメリカでも郊外の2倍以上という地価の高さと、交通事情が悪いために、有望立地でも、なお行政側のなんらかの援助がないと、採算がとれない。そこで行政側が、SC開発の呼び水となるように制定したのがこの法律だ。自治体はSCが開発されると、売上税や固定資産税の増収が期待できるので積極的に援助の手をさしのべているわけである。CCRLは、各自治体に再開発のための特殊法人を設立させ、その法人に公債発行権と土地収用権を与え公債で資金調達を行い、その資金によって再開発地域の土地を適正な評価で収用し、その土地を民間デベロッパーに郊外並みの価格で売却するというのだ。資金の償還は再開発完成後の税収入の増加で行うというシステムである。（詳細は「ショッピングセンター」海外特集・77年夏季号をごらん下さい）

こうした自治体の援助をえて開発されるダウントウンSCは、ニューヨーク、シカゴ、アトランタ、トロントなど北米各地からカナダまで拡がっているそうである。

## 7 時代に対応できていない日本の商店側

アメリカの新しい商業施設を見聞して一番強く受ける印象は、マーケティングセグメンテーションの明快さと、楽しさ・にぎわい・人間的なぬくもりといったヒューマンスケールによる施設づくりの上手さで、SCが着実にコミュニティーセンターへの道を歩んでいることであった。そこにはハードウェア以前にしっかりしたソフトウェアが確かに存在している。そしてそれこそが日本の商業施設に一番欠けている点ではないか。

昨年の秋に開かれた、'77消費者問題神戸会議の宣言に「豊かな生活文化を求め生活の質の向上をはかる」という言葉がある。同じころ発表された国民生活白書も当世の消費者気質にふれている。その一つは「できるだけ安いものを買う」という価格選好と、「本当に好きなものは高くても買う」という実質選好。つまり生活の経済性を提供する商品と、生活の豊かさを提供する商品との二類型化

への方向を示唆していることである。こうした動向は消費者が生活の質の向上を求めていることを物語っている。白書が「新しい豊かさを求めて」という副題をつけたのもうなずける。造ったり、売ったりする側が買う側を操作できた時代はもうすんだ。消費者——最近は生活者という言葉がはやっているようだ——が求めているものを提供できるかどうか問われる時代だ。名実ともに消費者志向が深まり、買場論——業者にとっては売場だが、消費者にとっては買場だという発想——まで登場する昨今である。こうした賢くなった消費者、知的で大人の遊びを身につけてきた新しい価値観をもつ生活者の欲求に、果して日本の小売業界は十分に対応できているだろうか。残念ながらノーといわざるをえない。

## 8 商店街は都市型文化創造の場

街のなかで商店街が占める地位なり、比重なりが大きく変ってきた。人々は商店街を中心に動いている。商店街が街の顔になってきたのだから、街がもっているいろいろな機能を、できるだけとってゆくべきではないか。商店街の積極的なコミュニティ参加である。いいかえると、商店街が人と商品との出会いの場としてショッピングという機能だけを追い回すやり方、例えば土一升金一升といった古い考え方から抜け出せず、隅から隅まで商品を並べたてる商店の集積としての商店街では、市民から見捨てられるだけだ。人と物との出会いの場から、人と情報、人と人との出会いの場へと機能をふくらませてゆかねばならない。西武百貨店がなぜ美術館をもったのか。三越がなぜ映画の自主製作に踏み切ったのか。そこまでは到底無理としても、なぜさんちかタウンがかなりの犠牲を払ってインフォメーションこうべを設けたり、広場やギャラリーを運営しているのか。業界も行政も、とくに都心型の商業施設について認識をあらたにする時期がきている。そういう意味で、昨年12月新装オープンした神戸風月堂が、200人収容の立派なホールを併設したことは卓見であり、元町商店街への寄与は大きい。

住居、職場につぐ第三の生活の場としての商店街。それは都市型生活文化創

造の場といってもよいだろう。ミニミュージアム、ミニホール、ミニパーク、情報センター、そうした公共性の強い施設を抱いた商店街づくり。それは全く街づくりそのものなのだ。別の角度からみれば公私の混り合った生活空間である。そこに商店街のデベロッパーとして、第三セクター方式を真剣に考え直すべき理由が存在する。

## 9 デベロッパーの責任

人工的な商業施設の開発者——デベロッパーは、それが行政であれ、民間であれ、不動産業ではなく小売商業のなかの新しい形態であることをまずはっきりさせねばならない。その上で第一に的確におさえねばならないことは地域特性——マーケット特性である。銀座でも、梅田でも、三宮でも、どこにでも通用する商店街などあるはずがない。歴史・風土が異なればそこに住む生活者の気質も違うはず。ある理論をパターン化して、量的に展開してゆくやり方は、商業施設の開発には通用しない手法である。ローカリティーを大切に、その街の個性を演出することの難しさと楽しさ。このデベロッパーの姿勢が成功につながると思う。

どちらにしても、初めに基本理念を確立させてから企画を進め、営業方針を打出し、その方針に沿って最もふさわしい建物をたて、売場の環境づくり、テナントミックス、商品構成、そして開業後の商法まで、当初の考え方を一貫させることだ。考える・造る・育てるが一つの線で統一され、整然と遂行された時、外への訴求力も大きくなる。そのためには営業開始以後にマネジメントの中核となるスタッフを、あらかじめプランニングの段階から参加させることだ。後の経営になんの責任も持たない人がプランニングを担当し、建築家が自分の好みで建物を造り、開業直前に経営主体を発足させるという進め方は言語道断という外ない。商店街づくり即街づくりなのだから、よほどしっかりした哲学が大前提にないと、プロジェクトを展開できるはずがない。その思想をどうして建設段階を経て、営業段階にまで受け継がせるか。それがデベロッパーの仕事であり、またテナントに対する責任でもある。

「SCは育ててゆくもの。マネージメント方の如何で強くもなれば弱くもなる」1975年9月リヨンの都心近くに来たSCラ・パドユのマネージャー オッシュ氏はこう語ってくれた。流動するマーケットにキメ細かく対応してゆくためにも、また10年といわれる商店街の生命につぎつぎと新しい生命を与えてゆかねばならない宿命を考えても、当然の発言だ。ファッション専門店の集団化に成功しているパルコの増田専務は「商品の集客力は50%にすぎぬ。若い層はつねに何か起ることを期待している。だから楽しさづくり、バラエティーのある売場づくりへの努力、とくに若い女性の夢をふくらませる文化的な要素の増大が大切」と言い切っている。すべてデベロッパーの姿勢につながる指摘である。

栄える街、消えてゆく街、よみがえる街、街は刻々と変ってゆくが、一番こわいのは街の特性——個性がうすれた時だ。変えてはならない街の伝統と、時代の変化に伴って改革してゆかねばならない新しい魅力づくり。この二つの要因をとり違えないように、つねに時代の先取りをしてゆく街、その顔として街の持ち味を象徴的に表現する生活文化の核としての商店街。そんな商店街を神戸にもぜひ育てたい。

#### 参 考 文 献

「ショッピングセンター」臨時増刊海外特集

# 都市先端企業と地域経済

松 元 幹 郎  
(日本経済新聞神戸支社報道課長)

## 1 異色中堅企業の宝庫

高度成長から安定成長へと経済の流れが変わり、特に昨年(52年)は大幅な円高ショックが産業界を襲った。こうした激変のなかで、優良中堅企業が東京、大阪、神戸といった大都市で躍進して脚光を浴びている。これは安定成長で市場規模の拡大テンポが鈍り、企業の競争が激化してくると、規模だけに頼る大企業よりも、むしろ中堅、中小企業の創意と工夫を凝らした経営戦略が競争に打ち勝つのに効果があるとの証明にもなっている。

神戸を中心とする経済圏は、こうした中堅企業の宝庫になっている。「近代経営に支えられた中堅企業が、やがて日本経済の牽引力になるだろう」(宮崎辰雄神戸市長)との見方も抬頭しており、経済界でも、今後は中堅企業が神戸の経済を引っばる「中堅企業機関車論」(鬼塚喜八郎神戸同友会代表幹事)がまかり通っている。神戸といえば、鉄と造船の町という印象が強く、大企業中心のサラリーマンの比率が高い産業構造だが、今ではこれらの業種に変わって、精密機械、金属、食品、化学、ファッション、貿易、家具、インテリアなど多種多様の業種に輪を広げている。そこで、神戸に生まれ、育った中堅企業が全国にその名が通るまでに飛躍した足取り、その背景を紹介し、合わせて地域経済との関係について考えてみたい。

## 2 不況に強い中堅企業

昨年9月、日本経済新聞神戸支社が編集した「神戸の中堅100社」が発刊され、神戸の主要書店でベストセラーになるほど人気を博した。書名の通り、神戸地区の中堅企業100社を紹介した本だが、もっと厳密に言えば、①兵庫県内に本社(あるいは本拠)を置いている②株式市場に上場していないが、将来は



上場する可能性のある企業も含まれている③この不況のなかで経営基盤がしっかりして高収益をあげている④業界における指導性、経営戦略の特異性などがひとときわ光る優良企業——を基準にピックアップしたもの——になる。また規模の大小よりもむしろ個性に重点を置いて選定している。これらの企業100社に加え、兵庫県信用農業協同組合連合会、灘神戸生活協同組合、神戸市民生活協同組合の三団体は「地元経済に占めるウエートが大きい」という理由で特別に100社のほかに掲載されている。

同書が予想以上に注目を浴びた原因は色々考えられるが、「これまで似たような類書がないところへ、タイミングよく出版された」（新野幸次郎神戸大学経済学部長）ことや、各企業ごとに、売り上げ、税引き利益、配当などの数字とともに、経営者のなまの談話をおりませて会社の内容が紹介されているので、客観的な会社紹介の本として評価されたということもある。いずれにしろ、「神戸を中心とする、尼崎から姫路へかけての経済圏」で不況にビクともしない中堅企業が続々と登場していることがはっきりとわかる。

### 3 広い業種に輪広げる

また神戸に育っている中堅企業は、機械、金属類といったいわゆる金への企業が予想外に少なく、化学、薬品、食品、酒造、繊維、ファッション、貿易、流通（物品販売）、運輸、倉庫、建設、金融、情報、レジャーなどの業種に広がり、バラエティーに富んでいることも特徴である。神戸は歴史的にも鉄鋼、造船業の発達がめざましく、鉄鋼では川崎製鉄、神戸製鋼所の本社や工場があり、造船では川崎重工業、三菱重工業神戸造船所など大手メーカーとその関連業界で構成されるというのがいつもいわれる産業構造の特色だが、それとは別に広い業種で中堅企業が生まれ育っている。

### 4 都市型先端産業の登場

こうした中堅優良企業のいくつかは、後で紹介するが、その前に中堅企業なぜ脚光を浴びているのかを考えてみたい。日本経済新聞では52年10月3、4日付けの経済教室の欄で「都市型先端産業の登場」というテーマの記事を掲載している。その記事は日本長期信用銀行調査部の「都市型先端産業動向調査」

にもとづいて同行調査部調査役・星野克美氏がまとめたものである。そのなかで、わが国の産業構造にふれ、エネルギー価格の上昇、発展途上国の追い上げで転換を迫られているものの、産業構造審議会ですらビジョンを描けないでいると指摘する。一方では大都市で高度な所得水準と消費構造の変化に対応した成長産業が育っている。この成長産業は、付加価値が高く労働集約的で、しかも中小規模の企業で構成しているという見解をとっている。

この都市先端産業を業種別にみると、ファッション性製品では、アパレル、バッグ、アクセサリ、家庭日用雑貨、インテリア、またディスカウント・デパートメント・ストアでは、カメラ、時計、宝石、メガネ、紳士服、スキー用具、ゴルフ用具などの安売り量販店、さらにキャラクターズグッズとして漫画やさし絵のキャラクターをトレードマークにした文房具、雑貨品、菓子、衣料品があり、神戸でもこれらの業種で高いシェア（市場占有率）を占めている企業が多い。「大企業が1960年代中ごろからその成長率が低下したのに対し、中堅・中小企業の成長は逆に上昇している傾向があるが、このような先端産業が現われてきたのには、これらの産業の成長を誘発する消費構造の変化があった」と星野氏は指摘している。

それによると、日本の大都市はずでに成熟した段階にきており、成熟経済では“自由裁量支出”がどんどんふえ、中堅・中小企業をつくる製品需要を喚起する。つまり所得水準が高くなってくると、消費支出のなかで基礎的な生活水準を維持するのに必要な基礎的支出の比重が減少、それに代わって、消費者が自由選択的に購買して生活の豊かさを実現するために自由裁量支出の比重が増大するというわけである。神戸も日本では所得水準が高い都市で、神戸の消費構造は、どちらかといえば、教養娯楽、交際、教育、文化、身の回り品、嗜好食品などの構成比が高くなる傾向がある。たとえばOL、ミニプラダミラー、ニューヤングなどと呼ばれる消費のインベターによってつくられる先端消費需要で、個性化、機能化、高級化、流行性といった多様な性質の需要に依存する少量生産的で、自由裁量の度合いが一段と高いのが特色である。

## 5 背景に自由裁量の支出

都市型先端型産業は、このように所得水準の向上による自由裁量支出の増大によって生み出される需要に機敏に反応して出現した企業群で構成されるが、神戸で注目されている中堅・中小企業はいずれ劣らぬ個性豊かな企業が多い。そういった企業では、経営者もさらに個性的で他人のマネをするのがきらいで、独創性のある経営者が多い。

たとえば、ハニー化成、ワールド、ファミリア、神戸レザークロス、ブックローン、上島珈琲、三倉貿易、お菓子のコトブキ、メガネの三城、甲南カメラ研究所など、日経の「神戸の中堅 100社」に登場する企業は、個性の強い経営者がいて、企業経営も独創的で他人がみると驚くほどの合理的経営に徹しているといえる。昭和46年のドルショック、48年のオイルショック、さらに52年後半の円高ショックで、産業界は大きな打撃を受けているにもかかわらず、不況どこ吹く風の好収益を維持しているのが特色である。

## 6 80割配当でホクホク

特に婦人用ニット製品で超高度成長を実現しているワールド（本社神戸市、社長畑崎広敏氏、資本金9,200万円）は、創業20年にして年商500億円に達し、産業界をアッと驚かせた。売上高の規模拡大のテンポも驚くに値するが、利益、配当がケタはずれに大きい。同社の最近の業績をみよう。

決算期	売上高	税引利益	配当
昭49.7	22,933	1,042	800
昭50.7	27,486	2,134	800
昭51.7	42,287	3,914	800
昭52.7	50,497	4,186	800

（単位は100万円、49.7～51.7の数字は神戸の中堅 100社からの）過去10年間にこれほど超高度成長をとげた企業も少なかろう。特に52年7月期の経常利益は80億6,300万円になる。しかも、現在の従業員女性デザイナーなどを含む約1,000人、陣頭指揮する畑崎社長は今40歳の「若大将」といったところ。同社長は高校卒業と同時に神戸のセーター問屋に勤めていたが、34年

1月、現在のワールドの会長である木口衛氏と二人で株式会社ワールドを設立。社員2人、資本金200万円の貧しくさびしいスタートだったが、その後、婦人ファッションの販売に的を絞り、高級専門ルートを拡大することになった。

ワールドの名が全国に広まると同時に、畑崎社長はマスコミの寵児になり、数多くの「畑崎語録」を残した。これほどの高収益の会社の社長だから、どんな人だろう——と興味を持つ人も多かるうが、話を始めると独創的でハキハキとしており、気持がよい。「成長の秘密?……本物をつくると不況のなかでもちゃんと売れる。消費者が自分にピッタリの服を欲しい、着てみたいと思う、また買ってみたい服を買ったと満足を味わえる商品。これが本物の商品だ」という。「流行というのはネ、ポンポンと飛ぶように変わっていくものではない。そんなに変わらないんだ。ジワッと変わっていくだけだ。その辺を社員がよく研究し、オーソドックスな商品企画を立てる。奇抜な流行は決して追わないので、あたりはずれも少なくなる」と、堅実な経営の基本をご披露する。この点、やはり、独創的な経営者像の一端が現われ、先述した先端産業の経営者のイメージと一致する。ワールドの場合、時流に乗って、高度成長を果したが、神戸本社のビルにはいると、「いらっしゃいませ。どちらにご用ですか?」と、受け付けの係だけでなく、廊下や通路で顔を合わす社員が男女とも、明るい声で話しかけてくる。日頃、取材で企業訪問に慣れている我々にも、「すごい会社だ」との印象を与える。

神戸の中堅100社のワールドの記事の最後のところに「55年には株式上場を実現したい」と畑崎社長の談話が掲載されている。株式を上場した場合のワールドの株価がどの位になるのか——某証券会社が同業種の実際の株価を参考にして、資本構成や利益、資産などを使ってはじき出したところ、「50円額面にして1株3万円強、現在1,000円額面だから1株60万円強になる」とみている。現在の株式市場には3万円もの高価額の株は皆無で、ワールドも株式上場までには資本金を何回も増資して過小資本の状態を緩和することになるのだろうが、ワールドの収益力は株式市場の関係者からも熱烈な興味を持たれている

ことは異論はない。また、実際に55年までに株式上場が実現するかどうかも予想はできないが、そうなると、同社の役員以外の社員株主が同株の52%の株を所有しており、それらの株主にとっては大きな含み資産になる。神戸の中堅企業といえば、ワールドの名がすぐ出てくるが、すでにワールドは日本を代表する中堅企業、いや大企業の仲間入りをする日も近いのかもしれない。

## 7 独創的な経営者が必要

さて都市先端産業は、ワールドのように、消費者の自由裁量支出がふえている成熟経済のなかで、高付加価値の商品をつくり、独身貴族のような階層を対象として、独創性豊かな経営者がいる企業。マspro生産とは異り、消費市場は小規模で細分化しており、市場は先端的で不確実性が高く商品のサイクルも短くなるので、経営戦略は機動的で、先取り精神もなければ成功しにくい。商品のデザインも独自性があり、技術開発力にすぐれた企業である。ワールドの経営戦略はこれらの条件をかなりよく満たしているといえよう。

## 8 世界に技術を売る

ハニー化成（本社神戸市長田区、社長吉田昌二氏、資本金7億円）も、独自の経営で世間の注目を集めている。わずか150人の社員で、年間60億円前後の売上高の規模だが、収益力の高いのが特徴。同社は人工皮革、合成皮革、塩化ビニールレザーの表面処理剤で全国65～70%の市場占有率を占める。また昭和40年に開発したアルミの腐食防止剤と腐食防止処理加工システムでは85%のシェアを誇る。最近では、住宅用アルミサッシの需要が爆発的に伸びたのに伴い、同社のアルミ腐食防止剤と同システムの売れ行きが増大を続けた。同社の調べによると日本の全住宅の約40%が同社製の「ハニライト」という腐食防止剤を使っているという。

大企業でも新技術の開発はむずかしいのに加え、独占的なシェアを保つことはさらに困難だろう。それを同社が実現しているのはなぜか。創業者の吉田社長は「先発メーカーである点を注目してほしい。アルミ、レザーの表面処理では絶えず業界の先端を走ってきた。それに社員、技術者の研究開発意欲、また、技術面だけでなく販売と財務面を含めた企業全体にバランスがとれている

こと」とこともなげに語っている。

この企業を引っぱる吉田社長の発想はきわめてユニークだ。たとえば、社員の採用は？「ここ5～6年、大学卒、大学院卒の技術者は採用しなかった。色々とおたつたけれども社会的に常識を持った人材がみつからなかった。社員採用のときこそ、経営者が一番注意しなければならない」と語る。ところがこの社長のメガネにかなう人材？が出てこなかったというから、社長の社員採用の基準は並の基準ではないのだろう。

社外重役の活用が徹底している。同社には非常勤役員や顧問で高名な技術者、経営者、会計士、弁護士などがかなりおり、こういった社外重役の意見を経営にどんどん取り入れている。また米国の大学教授などが常時、同社に出入りしており、米国企業の一線級の技術者を研究所の所長に採用したりもする。

「日本の学者や技術者は人件費が米国よりも高い。だから米国の技術者に研究を委託した方がはるかに安くなる。従来は日本の学者や技術者にも研究を委託していたが、今後は米国に重点を移したい」と、吉田社長独特のグローバル経営の一端を語る。

同社は47年にソ連、オーストラリアへアルミ処理剤製造プラントの輸出に成功、輸出国はその後10カ国以上にふえた。西独へもノウハウを輸出しており、文字通り、「世界に技術を売る技能集団」を実現している。ハニー化成の経営内容は世間あまり公表されていないが、吉田社長は「技術を売る企業は売上高の50%の利益があって当然だ」といってのける。普通の企業の経営者なら十分満足できる業績をあげているのだが、吉田社長は、まだまだ目標達成にはほど遠いという考え方で励んでいる。

企業の社会的責任のひとつとして、吉田社長は50年2月、多額の寄付で吉田科学技術財団（理事長梅沢邦臣氏）を設立した。同財団は、技術者を海外に派遣するなどの活動に重点を置いているが、これまで20億円以上も同財団に出資しているほか、兵庫県にも寄付をしている。

## 9 貿易業も発達続ける

ミナト神戸は、明治元年の開港以来、貿易業が発達しているが、中堅・中小

貿易業でひととき光る存在のところも多い。たとえば、三倉貿易（本社神戸市葺合区、社長団忠夫氏、資本金 8,000万円）は共産圏貿易専門で大きな成果をあげている。

貿易業といえば、52年後半からだけでも円が大幅に切り上がって、痛手を蒙る企業も出ているが、団社長は「今ごろ円高を嘆いてみても始まらない。わが社は四年前に円高時代を予測して、自由圏貿易から撤退を始め、共産圏のソ連、中国、ベトナム、キューバなど次々と貿易を拡大してきた」と胸をはる。日米独のエンジン・カントリーが軒並み長期不況にはいつている自由圏をよそに、同社は不況知らずの成長を続けている。

昭和32年の創業当時は欧米、東南アジアとの貿易が中心で、共産圏との貿易は少なかった。それが自由圏諸国の外貨事情が悪く、貿易の先細りが予想されるとして、共産圏に思い切って市場転換した。団社長が他の追随を許さない特異な評価を受けるのは、すでに10年前に共産圏に目を向けた、思い切りのよさと実行力であろう。現在では、同社の取り扱いのうち80%は共産圏、残りは東南アジアとの貿易であろう。

特に昭和51年は、他の貿易商社の輸出成約の伸び悩みが目立ったなかで、同社はひとり30%の超高度成長をとげるといふ離れワザをやったのけた。「ベトナム復興のための建材関連の大口注文が次々と舞い込んだ」と団社長。ベトナム向けはケーブルワイヤ、自動車用タイヤ、鋼線、電波計測器などで、輸出が増えた。ソ連向けも、住宅、ホテル建築のための資材、衛生陶器、タイル、ワイヤロープなどの需要が大幅に伸びたからだ。逆に輸入はソ連から木材輸入が急増した。

## 10 200カイリ時代を先取り

52年は 200カイリ時代を先取りし、わが国の水産物の輸入依存が高まると予想し、機を見るに敏な団社長はまた活動を始めた。香港に「サンセブン香港」という現地法人を設立、香港の大手水産会社である永生海鮮と業務提携した。これは香港海域で漁業権を得て、日本から新鋭のトロール船団を派遣して、えびやたい類の輸入を開始する目的。香港に保管用冷蔵庫を建設し、日本での海

産物の相場をみて、空輸して輸入販売するもので52年後半にはかなりの実績があがっている。

キューバとの貿易にも意欲的だ。「共產圏諸国は古い友だちを大切にする」という持論の団社長はキューバに対しても早くも接近姿勢をみせている。ベトナムとの貿易が活発になっているが、団社長は「ベトナムがいいからといって今ごろから手をつけるのはハッキリいって手遅れです。もうわが社はカンボジアとの交渉を始めている」と、他の貿易業者も団社長の動きの早いのには舌を巻いている。

もうひとつ、三倉貿易の社員が平均27歳と非常に若いことも魅力だ。新人でもどんどん海外に派遣し、まず輸入の仕事を覚え、続いて輸出商談を始める。だから同社の輸出入バランスはほぼ半々で均衡がとれている。52年8月、神戸国際会館で同社の創業20周年記念パーティーが開催されたが、若手社員にかこまれて、関係者の祝福を受ける団社長は幸福そうだった。

国際港都をめざす神戸には、富永貿易、三ツ星貿易、小林桂など、独自の経営で実績を着実に上げている貿易業者が多く、貿易業界は将来の神戸の経済界を背負って行く柱のひとつになると予想される。神戸の中堅企業の経営ぶりをひとつひとつ取り上げ、詳しく述べる紙面はないので、2、3社の例を紹介したが、例に出なかった企業も優良で立派な企業が数多いので今後の研究が必要だろう。

## 11. 地域社会の発展を支える

中堅企業は地域経済、地域社会にとっても重要な存在であることは言うまでもない。大企業は全国的あるいは世界的な立場で経済活動を考えるのに対し、中堅企業は、地域固有の問題を打開するのにふさわしい規模と能力を持っている。特に、東京への集中がひどくなっている現状を打開するために、地方を大事にする地域主義が提唱されているが、中堅企業こそ、地域主義を担う旗手として、地域の経済、社会、文化などに主導的な役割を果たすことを期待されている。経済団体の代表である神戸商工会議所（会頭外島健吉氏）でもこのような観点から、中堅企業の育成、強化を重点事業のひとつにしている。



神商によると、わが国の産業政策は、ともすれば大企業と中小企業問題という二分法がとられ、中堅企業は見落とされがちだった。しかし中堅企業は、戦後の高度成長の過程でそのすぐれた商品開発力、技術力、アイデア、ユニークな経営管理などの面で大きな役割を果たしてきたことは見逃してはならないという見解をとっている。

神戸は業種別にみると、貿易業、港湾関連産業、重工業を中心に発達してきた都市だが、そのほかの業種でも、神戸の特徴を生かし、すぐれた技術、経営手法を武器とする中堅企業が存在し、これまでの神戸の経済発展に貢献してきた。神商の外島会頭は「神戸経済の復権をめざす」という抱負を持っているが、神戸経済が復権するかどうかのカギは、中堅企業・中小企業が握っているともいえる。

神戸は以前から、官庁の神戸市の実力が強く、官庁指導型の社会を形成しているといわれる。たとえば、大阪の地下街は、民間企業の阪急が建設しているが、神戸のさんちかタウンは「神戸地下街株式会社」（本社神戸市生田区、社長宮崎辰雄市長、資本金 3,600万円）の運営である。株式会社にはなっているが、神戸市と民間の第三セクターで半官半民で、市の外郭団体にあたる。さんちかタウンだけでなく、神戸駅前の地下街サンこうべの管理や神戸交通センターの管理運営をしている。

神戸市の外郭団体は、神戸商工貿易センタービルから舞子、北神戸ゴルフ場の運営をする財団法人神戸国際カントリー倶楽部や神戸市民生協などまで約40団体（会社を含む）がある。そのうち宮崎市長が理事長、会長、社長を兼務しているのが約20もあり、宮崎市長は、経営者でもある。宮崎市長自身も「大都市の運営そのものが経営で、経営センスを要求される」という考え方をしており、宮崎市長は有能な“都市経営者”というレッテルがはられている。それは、神戸市の40の外郭団体のほとんどが好業績を誇り、神戸の優良中堅企業のなかに占めるウエートが高くなっているからだ。

## 12 企業進出の目王商品

また、臨海埋め立て地、ポートアイランド、六甲アイランド、西神インダス

トリアルパークなども神戸市の事業で、民間企業は神戸市の造成した土地の分譲を受けたり、借用して事業所を建設することになるケースが多い。神戸市がつくり上げた土地を利用して、工場進出する場合でも、地元の中堅、中小企業に有力な企業がないと進出が実現できないという悩みも出てくる。神戸市内で建築される大きなビルなどは、東京や大阪の建設会社が注文をもらうということも、地元の中堅どころの優良建設会社が十分に育成されていないという背景がある。

### 13 人口増加にも寄与する

神戸地区にはもっと優良な中堅企業が育成されるべきであろう。現在、神戸市の人口は約136万人で、これまで年間1万人以上ずつふえてきていたのが、51年からふえ方が2,000人前後に急減してきた。この原因はいくつもあるだろうが、いきいきとした中堅企業や中小企業が市内に数多く出てくれば必然的に人口もふえてくる。わざわざふやすほどのこともなかろうが、都市で人口がふえないのはやはりさびしいことである。宮崎市長も52年10月の市長選で当選した際「不況で経済界が苦勞しているので、新しい産業を誘致したい」と提言した。不況克服のためばかりでなく、産業も栄え、市の行政も改善するのが都市経営者としての当然の発想だと思う。神戸は人口で見ると現在六番目だが、人口の伸びがとまり、札幌市が最近のような人口増を続けると早晚、神戸市と札幌市の人口が逆転することが予想される。人口が七番目になっても決して悪いことではないが、神戸市民にとっては少しはさびしいことかもしれない。そうならないためにも、将来をになう産業、中堅企業、中小企業の躍進に期待をかけたい。

#### 参考資料

神戸の中堅 100社

日本経済新聞（52年10月3—4日、経済教室）

吉 田 寛

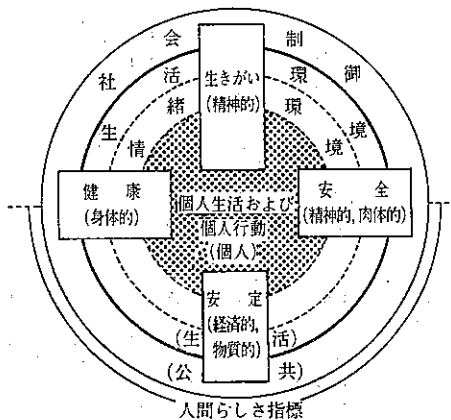
(神戸商科大学教授)

### 1 企業分析と生活満足指標

朝日新聞社編集の冊子「民力」には各都道府県の民生の程度を計量化した統計が示されています。この「民力」のなかに、「生活満足指標」があります。生活満足指標は、図のように、個人生活および個人行動を「人間らしき指標」といわれる健康、安全および安定に「生きがい」というより高度の精神的満足の程度を表わす指標によってとらえたものです。この指標は、個人生活とそれを支える生活環境および、生活環境の基礎をつくる公共サービスについてその福祉度を示すかたちでつくられています。

この生活満足指標を消費者のための企業分析の観点から検討してみましよう。

生活満足指標の範囲



朝日新聞社編「74民力」144頁

表-1 福祉関連指標一覧

	個人生活および 個人行動(個人)	生活環境(生活)	社会制御(公共)
生きがい 指標	〔余暇〕余暇時間(自由時間)の増大(+), 婦人の社会進出(+), ストレス解消(+) 〔意識〕消費者としての主体的行動(+), 生活目標(+), 労働意欲(+), 職業意識(+), 暮らしむきのよさ(+)	〔環境〕職場における人間疎外化(-), 図書館数(+), *博物館数(+), 公民館等集会场(+), 公共スポーツ施設(+) 〔意識〕やすらぎのある環境の創造意識(+), コミュニティ意識(+), 住民としての主体的行動(+), 住民参加(+)	〔教育〕奨学制度(+), *教育費公費負担(+), 教育行政(+) 〔連帯・社会的参加〕政治参加(+), 消費者運動(+)
安定 指標	〔所得〕*平均賃金(+), *初任給(+), *所得格差(+), *家計収支出入(+), *富裕度(+), *預貯金(+), *個人貯蓄(+) 〔労働〕家事労働時間の減少(+) 〔住宅〕*持家数(+), *1人当たり部屋面積(+) 〔消費〕*耐久消費財の保有(+) 〔保険〕*生命保険(+)	〔労働〕*失業者数(-), 労働時間短縮(+), 労働流動性(+), *企業倒産件数(-) 〔保障〕*被生活保護者数(-) 〔住宅〕家賃(-), 地価(-) 〔消費〕*物価水準(-) 〔逃避〕*家出入(-)	〔年金〕厚生年金保険(+), 企業年金(+), 国民年金(+) 〔保険〕失業保険制度(+) 〔安定〕税負担の軽減(+), 物価対策の推進(+) 〔労働〕*失業対策(+) *職業訓練対策(+)
安全 指標	〔安全〕交通安全意識(+), 防災意識(+)	〔安全〕*犯罪発生件数(-) *殺人件数(-), *火災による損害額(-), 水害(-), 労働災害(-), 日照権侵害(-), 警察官数(+), 消防施設(+) 〔交通通信〕乗物乗車密度(-), 道路の渋滞(-), *交通事故発生件数(-), *交通事故死傷者数(-), *電話の普及(+) 〔生活環境施設〕*1人当たり可住地面積(+), *1人当たり都市公園面積(+), *ガス(+), *上水道(+), 清掃施設(+), *社会福祉施設(+), 更生施設(+), *道路整備(+) 〔公害〕*亜硫酸ガス排出量(-), *浮遊粉塵濃度(-), 騒音(-) 〔過疎〕*人口減少(-)	〔産業調整〕産業行政 ②, 公害対策(+) 〔交通〕道路行政(+), 交通安全対策(+) 〔労働〕労働安全対策(+) 〔災害対策〕治山治水 対策(+), 防火対策(+), 自然環境保護対策(+) 〔人権〕人権擁護(+)
健康 指標	〔健康〕*病気(-), *体位成長度(+), 運動能力(+) 〔栄養〕カロリー(+), 蛋白質摂取量(+)	〔衛生保健〕食品衛生(+), 下水道普及率(+), 学校保健(+) 〔医療〕*病院数(+), *医師数(+), *看護婦数(+), *助産婦数(+), *保健婦数(+), *病床数(+), *病死者数(-), *自殺者数(-), *精神病患者数(-)	〔保健〕*健康保険(+) 〔医療〕医療行政(+) 〔衛生〕衛生行政(+) 〔消費者行政〕消費者行政(+)

(注) 21・印は、「74民力」の「生活満足指標」に、\*印はその他のページに収録していることを示す。  
朝日新聞社編「74民力」155頁

(1) 個人と生きがい指標

この区分のなかには、余暇時間（自由時間の増大）があります。余暇は労働時間の短縮、労働日数の減少によって生まれますから、定時間労働と残業時間の割合とか週休2日制の実施具合などを調べると企業の余暇時間に対する貢献の程度が比較できません。余暇時間は市民の健康を守り、文化的生活を高めるために必要な物的基礎です。余暇時間は人間らしさを回復するために不可欠なものです。昔は内職や夜なべまでして余暇をとれない生活をしている人々が沢山ありました。そのために健康を害したり、文化的教養を身につける暇もなかったのです。人間らしさ指標のなかでもこの余暇時間の増大は最も基本的なものであるといえましょう。企業分析をするときには、余暇時間と労働時間の割合を調べてみる必要があります。大企業と中小企業との余暇時間の比較とか、業種別の余暇時間の比較によって、企業規模と業種別の比較表を作ると社会的な特徴が明らかになります。

婦人の社会的進出が余暇の区分のなかでプラスの指標として示されていますが、余暇時間の増大が婦人の社会的進出をもたらすのは婦人を家内労働から解放する程度の間数であります。したがって、余暇と婦人の社会的進出の増大との関係は、生活様式の変化から生まれる生活の文化程度を示すこととなります。このことは生活関連産業の住み易く軽便で安価で時間節約的な製品の開発といった新製品開発の程度とその普及度とか、交通サービスの改善による外出の容易さ、自動車の普及程度などといった物およびサービスの面での進歩が原因をなしていることもあります。このために、婦人の社会的進出と企業の貢献との関係をこのような物およびサービスの供給状態から調べることができます。すなわち、婦人の生活をし易くする企業のあり方を企業分析のテーマに加える必要があります。

婦人の社会的進出はこのような物的生活様式の改善だけによって増大するのではなく、精神的態度の変化がまた大きく影響します。この変化を外観的に判断することができるのは女子教育の普及度とその質を知らしめる教育制度によってです。この観点からしますと女子教育の振興に対する企業の社会的貢

献を知ることが企業分析の内容の一つに加えられます。これは企業がどのようなソーシャル・プログラム（社会のための事業計画）を用意し、またどのように実行しているかを調べる社会監査の一部をなすものであります。

ストレス解消が余暇のもたらすプラスの生きがい指標となっていますが、これは極めて個人的な内容であるので企業分析のための定量化は困難です。もし間接的にでも測定するとすれば、企業内のトラブルの発生件数とか労働者の欠勤率、精神の緊張が過度になったことによる発病率などを調べる必要があります。

生きがい指標に意識動向があります。消費者としての主体的行動、生活目標、労働意欲、職業意識および暮らしむきのよさがプラスの指標としてあげられています。消費者の主体的行動を企業分析の観点からみますと、消費者運動に対する企業の理解度と協力度があげられます。具体的な消費者要求に対して企業がどのように対応し、どのような施策を計画し、どのように実施したかを調べることによって企業の社会的指向をチェックすることができます。

労働意欲の向上を企業分析の観点よりみますと、労働環境の整備、労働条件、賃金などの要素があげられますが、なかでもこれらの企業間比較が重要な意味を持ちます。つまり労働の相対的評価が企業分析の一つの課題であります。それによって企業の労働に対する態度を評価することができます。

職業意識の評価については、企業の職業訓練教育のプログラムとその実施状況を調べるのが企業分析のために必要であります。職業意識の向上を企業がどのようにして企業内訓練によって実現しているかということがまず調査の対象となります。しかしこれだけではなく、企業外の社会的な職業訓練教育に対し、人的、物的および財政的寄与をしているかを知る必要があります。

暮らしむきのよさ指標については、企業の価格政策、供給体制、安全対策および苦情処理など各種の消費者対策が考えられます。この指標は消費者運動の目標を端的に表明したものであります。それだけに各種の要素が複合していますので、具体的な企業分析の場合には、安定指標、安全指標および健康指標に分解し、それぞれの指標のなかで企業努力を必要とするものを具体的にとりあ

げねばなりません。

## (2) 生きがい指標と生活環境

生きがい指標と生活環境については、職場における人間疎外化がマイナスの指標としてあげられています。これは、さきの労働意欲を裏返しにしたようなものです。この指標値の増大を防ぐためには、労務対策と職業訓練があります。したがってその面からの効果を評価するための要素として、職場および職業に対する意識調査を実施すべきでありましょう。企業分析としてはその調査報告を利用することができます。これには社会的調査と企業内の調査結果とを比較して、社会的・平均的な意識と特定企業における意識とを比較評価する必要があります。

図書館数、博物館数、公民館等集会場、公共スポーツ施設が環境整備の程度を示すものとしてあげられます。これらについては企業がどのような貢献をしたかという実績および将来のプログラムを調査することです。つまり、企業の努力による建設、寄金、施設開放などの実態を知ることです。このような物的施設を企業が地域社会に提供しているか否かは、企業のコミュニティ・プログラムの評価にとって大切な調査項目であります。すなわち、企業のコミュニティ意識の評価に役立ちます。個人のコミュニティ意識と住民としての主体的行動および住民参加を支援する方向で企業が地域社会に対応しているかどうかを知るためには、これ以外に、企業と住民との対話があるか否か、どのようなことがこのために実施されたか、その結果どのような企業行動をとったかなどを調べる必要があります。

これらの生きがい指標に示されている内容は、特に企業の社会的プログラムに相当するものが大半を占めていますので、企業分析のためには、企業に対し社会活動報告書を作成するように働きかけねばなりません。その内容はこの生きがい指標に示された各種の項目を吸収するかたちで拡大されるべきであります。つまり、企業分析の重要な課題は、企業の社会活動の評価にあります。

企業を評価する場合、貸借対照表および損益計算書に示されたこれまでの伝

伝統的な企業の財務的業績の評価とともに、企業の社会的業績の評価が今日では欧米の企業分析の主要な内容となりつつあります。わが国でも経済同友会などの財界の機関が社会的業績の評価にとり組んでいます。しかしまだ制度として定着していません。企業の社会活動報告書を制度化させるためには、市民サイドからの努力が必要である。特に消費者運動のなかに、企業の社会的業績の公表を求める要求を加えるべきでありましょう。そうすることによって企業の社会的責任を具体的に追及することができます。伝統的な財務諸表は企業にとっての成果と財政状態を明らかにしたものでありますが、ここに述べている社会活動報告書は、企業の社会に対する業績を明らかにしようとするものであります。

この社会活動報告書の具体的な内容の盛りつけを生活満足指標のなかから選択して決めるのがよいと思います。この指標はマクロな社会的実態を示すものでありますので、この指標は社会的平均指標として用いることができますが、個別企業の社会的業績を評価するためには、この指標に示された項目のうちで個別企業の努力と犠牲およびその成果を示すものを創り出さなくてはなりません。そのためには企業の社会活動プログラムとその実績を示す社会活動報告書をこの生活満足指標を参考にして作成しなければなりません。このようにして社会活動報告書の制度的な雛型をつくる必要があります。

### (3) 安定指標と企業分析

この指標のうち個人にかかわるものは、平均賃金、所得格差、家計収入支出、富裕度、預貯金、個人貯蓄などの所得関連の指標があります。これらは個人の所得に関する社会的平均指標でありますから直ちに企業分析のためには使えません。しかし個別企業の平均賃金、企業間所得格差、業種間所得格差などを調べることによって個別企業の個人所得に対する貢献度を評価することができます。これは働くことの経済的効果を評価するのに役立つもので、個別企業の所得創造効果を企業の賃金支出ベースで知ることができます。

安定指標のなかの持家数は社会的な数値であります。この社会的持家数指



標と個別企業の持家対策とその効果を比較することができます。持家対策の進んでいる企業とそれの遅れている企業とを比較し持家対策を評価する必要があります。持家対策にはそのための企業内の住宅融資制度、共同住宅建設、家賃補助制度などがありますから、このような具体的な対策も社会活動報告書に記載せしめるべきであります。

安定指標と生活環境については、失業者数、労働時間短縮、企業倒産件数などがあげられていますが、これらを企業分析の観点からみますと、離職者数、定着率、勤務時間短縮、取引の事故件数、企業整理状況などに個別企業の立場から翻訳することができます。離職者数と定着率は労働流動性を表わすもので、企業の労務の実態を労働者移動の面から知ることができます。これは企業規模、業種別に比較すると企業のパーソナリティを知る一つの手掛りとなります。企業倒産件数に関連した事柄としては関連会社数とその規模および業種についての情報があります。これは企業のグループ化の実態を知るために必要です。

このように安定指標は企業の財務的業績とより深い関係にありますので、生きがい指標の場合のように社会活動報告書にその一部の内容を盛ることはできませんが、財務的業績報告書によって補充しなければ詳細を知ることのできないものがあります。上場会社であれば有価証券報告書が利用できます。しかし、一寸した工夫で、会社活動報告書に、財務的業績に相当するものを、社会的業績として示すことができます。社会活動といわれるものも財務活動と全く無関係なものではなく、金銭収支をとまなうものが大半でありますから、それらを社会的観点から整理して、社会活動報告書に記載することがむしろ必要であります。このためには有価証券報告書のような財務的業績報告書とその説明記事を社会的観点から見直すことも企業分析のために必要なことでもあります。

#### (4) 安全指標と企業分析

安全指標のなかには、企業の保安対策、公害対策、災害対策に関係のある社会的指標が示されています。犯罪発生件数、殺人件数、火災による損害額、水

害、労働災害、日照権侵害などはそのままでは企業分析に関係のないものが殆どであります。これを企業の保安、公害対策、災害対策の面から整理してそれらに対する企業努力を分析することが求められましょう。

これらについて具体的にどのような対策を実施したか、実際に起った災害、公害、安全事故はどういうものであったかなどについて調べることも、企業の社会に対する安全対策を明らかにするために必要なことであります。従来、こういう情報は全く企業側からは与えられていません。財務情報のなかに損害額として埋没してしまっています。しかしこれらは企業にとっての損害であるだけでなく、社会にとっても損害をもたらすことが多いのでありますから、その内容を社会活動報告書のなかでマイナスの項目として記載すべきであります。欠陥商品の発生内容、損害補償額、回収状況などもこのうちに入るべきものです。しかしこのような内容を企業が自主的に公表することは、法的義務がない限り、期待できないことです。したがって市民とか消費者側での情報収集と公表がなされない限り判明しないでしょう。企業分析のためには、そのような努力を消費者団体とか地方自治体当局などの公的機関が組織的に実施しなければなりません。

#### (5) 健康指標と企業分析

この指標は保健衛生および医療に関するものによって構成されています。食品衛生、下水道普及率、学校保健、病院数、医師数、看護婦数、病床数、病死者数などの項目があげられています。したがってこれは企業分析のためには、病院経営を除くと、無関係のようであります。企業の保健対策、医療対策を調べるためには必要なものがあります。給食施設の保健衛生管理、従業員の保健管理、医療施設の整備などは大企業にとってはその企業のためにも不可欠な対策または施設でありますから、この面からの企業の評価も大切なことであります。また、大企業が医療制度に対して社会的にどのような貢献をしているかを調べる必要がある。医療施設の建設、開放、資金の提供、経費の補助など、企業が自社の病院に対しておこなう財政上の努力だけでなく、公的病院に対し

ておこなう資金提供、経費の補助なども企業が医療・保健をとおして地域社会に貢献する内容として報告されて然るべきであります。

これなどは従来からも医療施設・病院などをもつ企業ではそれぞれの施設等の財務報告その他の業務報告としては制度上なされているものであります。しかしそうした施設等を持つ企業の社会的報告としては示されていません。しかし企業の社会活動を評価するためには、社会活動報告書を作成するにあたってこうした項目をも、とりあげねばならないでしょう。

## 2 行政の要求と企業の対応からみた企業分析

生活満足指標では、生きがい指標、安定指標、安全指標および健康指標のそれぞれについて公共的・制度的な満足の保障手段に相当する項目があげられています。これらは社会制御（公共）として示されているものです。生きがい指標についてみますと、奨学制度、教育費公費負担、教育行政などがあります。企業においても奨学金の供与とか教育費の補助を個人に対しておこなうばかりではなく、地域の学校その他の教育施設に対して資金、物的施設および人的サービスを提供することがあります。したがってこれらの内容は企業の社会的貢献を評価するための項目でもあります。しかしこれらのことが社会的制御としてとりあげられているのは、社会的に制度として確立していることを求めているのであって、企業からの恩恵として与えられるのを期待しているものではありません。これらのことが制度化されるためには行政側からの援助が必要であります。企業の貢献を超えた行政施策の課題でありますから、企業分析をおこなうにあたっては、企業側の努力ばかりを対象とするのではなく、同時に行政側の努力をも調べなければなりません。すべてを企業に求めることは、かえって企業国家をつくることを望んでいる結果になります。地域によっては、企業城下町というのがありますが、地域社会が企業の丸抱えになることは時代逆行でもあります。したがって企業に対する要求に節度を持たなくてはなりません。むしろ税を媒介とする方式で企業と行政との役割分担を明瞭にする必要があります。たとえば企業に対しては教育税を課し、行政側が教育施策を実施するこ

とが考えられます。企業規模、企業業績などの適切な基準を設定して教育税を企業から徴収することにすれば、行政施策としての教育の振興と企業との関係に税を媒介とする間接的な関係に置くことになりましょう。

安定指標のなかで社会制御としてあげられているものは、厚生年金、企業年金、国民年金、失業保険制度、税負担の軽減などです。これらは社会的保険制度、年金制度、所得減税を充実し強化することの必要をあげているものですが、法的に義務付けられているものを除けば、企業的生活安定に対する配慮を評価する尺度とはなりません。そういう意味で企業分析の対象でもあり得ます。しかしながらこれらの保障制度は社会的制度として確立することに意味が求められているのでありますから、企業の自主的努力の評価ということにはあまり意義がありません。したがって、企業に関係のある保険制度および年金制度については、行政側の制度充実のための努力にむしろ意義が求められるべきであります。減税措置とか物価対策の推進にはそれ以外に意義を求めることはできません。物価対策には企業の協力ということも評価の対象とはなりますが、ここではそういう企業の価格政策のことではなく、行政側の実施する物価対策を対象としています。

このようなことからみますと、このグループの安定指標は企業分析の直接の対象とはなり得ないもので、むしろ行政側の社会的・経済的な安定のための努力を検討するための項目であります。しかしこのような行政的要求に対する企業の対応を明らかにすることによって、企業努力を間接的に評価することはできます。

安全指標に含まれているものは、公害対策、安全対策、環境保全対策などの行政上の措置を主な内容とするものです。生活環境基準もこの中に入ります。このような安定に対する行政側の要求を企業がどの程度充足しているかという意味では企業分析の対象となり得ましょう。すなわち行政上の要求に対する対応を示すという意味においてであります。

健康指標として示されているものは、健康保険、医療行政、衛生行政および消費者行政であります。これらはまさに行政側の努力を示すものでありますの

で企業のそれに対する対応によって健康を守るための企業努力を評価するという点において企業分析上の意味が求められましょう。

社会制御としてあげられているこれらの指標は要するに行政上の措置を内容とするものでありますから、生活満足のための行政の努力目標なりその施策を示すものであって、直接に企業を対象としたものではありません。したがって企業分析という観点からみますと、行政上要求されていることに対して企業がどのように対応しているかという点からの評価が課題となります。

ここに市民の立場からの企業分析は、企業の自主努力を検討吟味するという点だけではなくて、行政側の努力をも評価しなければならないという意味を持っていることが明らかであります。すなわち、市民の生活満足要求に対して企業は自主的にどのような努力をしたか、行政側はそのためにどのような要求を企業に対して制度的に課したか、企業は行政の要求に対してどのように対応したかという三点からの検討が企業分析のあり方として求められています。

### 3 社会的福祉の向上に対する企業の役割

これまでみてきたように、企業分析を市民サイドからとりあげるとすれば、社会的福祉の向上に対して企業が自主的にか、または行政の要求を踏まえて、どのように努力しているかを調査し評価することに企業分析の目標であることが理解できると思います。

生活満足指標を手掛りとしてとりあげたのは、市民サイドからの企業分析の目標は、市民の生活満足が企業によってどのように充足されているかを評価することにあるからです。生活満足指標というのはそのための格好なサンプルであります。

生活満足指標に盛られている内容は、別の表現をしますと、企業の社会的責任・貢献指標であります。このような企業サイドからの生活満足への接近をかって日本経済新聞では、「社会的責任・貢献度評価基準 100 項目」としてその試案を示したことがあります。その内容を掲記しますとつぎのようであります。

社会的責任・貢献度評価基準 100 項目

(項目によっては一定の前提条件があるが、省略した)

I 企業利益ミニマム基準

- 収益性・安定性 ① 配当率が年10%未満
- ・成長性 ② 売上高の伸びが年率15%未満
- ③ 経常利益の伸びが年率10%未満
- ④ 自己資本比率が低下している
- ⑤ 従業員 1 人当たり売上高の伸びが年率15%未満

II 従業員福祉ミニマム基準

- 職場の安定性 ⑥ 工場，職場内で事故を起こした
- ⑦ 労災がある
- ⑧ 労災による死亡者がいる
- 生活水準 ⑨ 賃上げが15%以下
- ⑩ 大卒男子の初任給が65,000円未満
- ⑪ 大卒10年の標準社員の年収が300万円未満
- 働きやすさ ⑫ 危険手当類を出している職種，職場がある
- ⑬ 身体が汚れる職種，職場がある
- ⑭ 職業病が発生するような職種，職場がある
- ⑮ 深夜労働を要する職種，職場がある
- 組織弾力性 ⑯ 老齢化で昇進が遅い
- ⑰ ワンマン経営の弊害がある
- ⑱ 中途採用をほとんどやらない
- ⑲ 学歴，学閥を重視している
- 余暇 ⑳ 休日出勤を要する職種，職場がある
- ㉑ 週休 2 日制を採用していない
- ㉒ 全従業員対象の夏休み制度がない
- 労使関係 ㉓ 労働組合がない
- ㉔ 組合が分裂している

㉕ 不当労働行為などで労使紛争がある

Ⅲ 消費者（需要家）利益ミニマム基準

供給責任 ㉖ 欠陥商品、欠陥サービスを提供した

㉗ 供給不足状態を引き起こした

㉘ モデルチェンジ自粛の努力を欠く

㉙ 消費者に事故、損害を与えた

㉚ 消費者に犠牲者（死者）を出した

㉛ 消費者との紛争を引き起こした

価格・料金 ㉜ 再販価格を採っている

㉝ 二重価格を採った

㉞ ヤミカルテル行為があった

㉟ 便乗値上げや新製品発売などで実質値上げした

サービス・PR ㊱ 不当表示、誇大広告で公取委に調査された

㊲ 苦情処理の窓口がないか、あっても形ばかり

㊳ 消費者運動の対象にされた

㊴ 消費者にとって不利益な事実を隠した

㊵ 商品、サービス情報の提供に積極性を欠く

㊶ アフターサービス面で評判が悪い

市場動向 ㊷ 寡占、独占的な商品、サービスを提供している

㊸ 買い占めや行き過ぎた投機行為をした

㊹ 消費者、需要家に不利な共同行為があった

㊺ 過大な勧誘販売、扇動的な宣伝をしている

Ⅳ 社会責任ミニマム基準

公害・事故 ㊻ 公害を出した

㊼ 住民を巻き込むような事故を引き起こした

㊽ 公害、事故発生で社会的に指弾された

㊾ 公害、事故で裁判ざたになっている

㊿ 公害認定患者を出している

- ⑤1 公害、事故で犠牲者を出した
- ⑤2 環境基準、公害防止協定に違反した
- ⑤3 公害発生、違反などの事実を隠した
- ⑤4 公害、環境、地域問題担当の専門組織がない
- ⑤5 過密、健康被害を助長する製品を扱っている
- 法規違反 ⑤6 企業自身、管理者に違法行為があった
- ⑤7 二つ以上の法律に違反した
- ⑤8 法人起訴された
- 弱者への配慮 ⑤9 中小企業や下請け企業を圧迫している
- ⑥0 雇用機会を差別している
- 過密助長 ⑥1 政令都市の区部に工場、倉庫がある
- ⑥2 大都市超高層、マンモスビルを建てた
- 政治密着度 ⑥3 政治献金をしている
- ⑥4 役員に天下り官僚を受け入れている
- ⑥5 経営姿勢に「政商」的色彩が強い

#### V 国際協調ミニマム基準

- 輸出入 ⑥6 ダumping輸出認定、容疑をかけられた
- ⑥7 外国の輸入規制品を輸出している
- 海外活動 ⑥8 現地法人に現地人役員がない
- ⑥9 現地で排斥運動を引き起こした
- ⑦0 海外市場での経済活動に行き過ぎがあった

#### VI 社会貢献基準

- 公害・事故対策 ① 自主的に脱公害型へ業種、技術転換を推進中
- ② 商品、製造工程、サービスの無公害化に努力中
- ③ 産業廃棄物を自主処理している
- ④ 労使が公害防止協定を結んでいる
- ⑤ 環境、公害、地域対策の専任役員がいる
- 地域貢献 ⑥ 企業内福利厚生施設を地域住民に開放



- ⑦ 独自の環境基準設定など環境保全に積極的
- ⑧ 社会資本の整備など地域開発に参加
- ⑨ 従業員採用，物資調達で現地を優先
- ⑩ 本社と主力工場がともに政令都市以外にある
- 弱者への配慮 ⑪ 心身障害者を雇用
- ⑫ 中高年齢者を積極的に採用
- ⑬ 管理職に女性を登用
- 過密対策 ⑭ 過密地帯からの工場移転に取り組み中
- ⑮ 本社機能を過密地帯から分散している
- その他 ⑯ 企業の社会的活動を知らせる努力をしている
- ⑰ 省資源（省エネルギー）運動を自主的に展開中
- ⑱ 省資源型商品，サービス，工程を採用，開発中
- ⑲ リサイクル商品・システムの開発に努力
- ⑳ 技術再評価の結果，自主的に商品化を断念した
- ㉑ 行動基準実践の予算を組んでいる
- ㉒ 利益の一部の社金還元を制度化
- ㉓ 公共機関などに継続的に寄付している
- ㉔ 消費者，地域住民が経営に参加
- ㉕ 所有特許の公開を原則としている
- Ⅶ 国際貢献基準
- 国際協力・輸出 ㉖ 発展途上国のナショナル・プロジェクトに参加
- 入 ㉗ 海外派遣や外国人の受け入れに積極的
- ㉘ 輸出，輸入が売り上げ，取扱高の30%程度以上
- ㉙ 海外の公共機関に寄付，援助をしている
- ㉚ 特定分野から撤退し，途上国との摩擦を回避

注 (1) 大項目のⅠ～Ⅴ(①～⑦⑩)は失点項目で，これらに該当した場合は各小項目ともマイナス1点とする。

(2) 同じくVI, VIIは得点項目で、これらに該当した場合は各小項目ともプラス1点とする。

日経産業新聞「企業と社会」<sup>⑩</sup> 第三部 — 新しいモノサシ

この評価基準においては、社会的責任に対してミニマム基準を設定しています。このミニマム基準はおそらく、シビル・ミニマムとかナショナル・ミニマムの発想を受け入れたものと思われます。つまり、企業は利害関係者および社会に対して最低これだけのことはしなければならないという要請を示したものであります。したがってその内容および程度は、社会通念の変化にともなって異なる性質のものであります。

#### (1) 利益ミニマム基準の見方

企業利益ミニマム基準についてみますと、高度成長期と今日のような低成長期とではおのずから利益率に変化があります。収益性をあらかず売上高の伸び率も最近では實際上低下している企業が沢山ありますので、この表のように年率15%未満ではミニマムの達成ができていないと判断しても実情に合わないこととなります。経常利益の伸び率が年率10%未満では駄目であって失点になるといってみても実際にはそれ以下の企業が存在することとなりますので、経済環境の変化に応じた見直しが必要になります。安定性を示す自己資本比率にしましても収益性が上がらないと増資能力がつかないことが多いのであります。成長性を示す従業員1人当たり売上高の伸び率にしましても、年率15%未満では失点ではありますが、景気回復がないと15%以上を期待することができません。したがってそれぞれの時代に応じた社会的平均指標を調べて特定の個別企業の利益ミニマムを判断しなければなりません。つまり、利益ミニマムの社会的平均値を状況の変化に応じて求める必要があります。別言すると、利益ミニマムの相対評価をしなければならないのです。便法としては金利と配当を比較する方法があります。株式の利廻りを調べて金利との差額を明らかにし優劣を判断することができます。

預金金利と株式利廻りとの比較は投資を選択する場合の一つの基準であります。銀行に預金した方がよいか株式の購入をした方がよいかの判断にあたって預金金利と株式利廻りとを比較します。社債をも含めて考えますと証券投資と預金との比較になります。したがって投資利益ミニマム基準というものも加えたいものです。企業は市民にとっても投資の対象であることを忘れてはならないと思います。ピープルズ・キャピタリズムの復興が必要だと考えられます。企業の株主あるいは債権者として企業の意思決定に発言権を持ちうるようにすることも企業の社会化に必要なことであります。市民の一人一人では到底そういう力を実質的には持ち得ないでしょうが、各種の共済基金とか年金団体とか労働金庫とかの機関投資を媒介として企業に影響を与えることができます。株主としての自益権および共益権を市民サイドから活用すべきでありましょう。このために投資利益ミニマム基準をつくるべきでありますし、市民サイドの機関投資に発言権を持つべきであります。

## (2) 従業員福祉ミニマム基準の見方

この基準には、職場の安全性、生活水準、働きやすさ、組織弾力性、余暇および労使関係があげられています。これらは生活満足指標でとりあげられたものを従業員福祉の観点から整理したものとみることができます。特にそのなかでマイナスに働くものをとりあげています。生きがい指標に相当するものには、働きやすさ、組織弾力性および余暇があります。安定指標に相当するものには、生活水準および労使関係があります。安全指標に相当するものには、職場の安全性があります。

このように整理しますと、従業員福祉ミニマムは従業員の生活満足をおびやかす項目からなっていて、それぞれ生きがい、安定、安全にかかわっていることが明らかであります。これらの分析は発生項目、発生件数およびその影響の数量的チェックによっておこなうことからはじめなければなりません。金額表示のできないものがあります。

### (3) 消費者利益ミニマム基準の見方

この基準に示されているものは、供給責任、価格・料金、サービス・PR、市場動向であります。このうち、供給責任は安全指標に、価格・料金およびサービス・PRと市場動向は安定指標にそれぞれ関係のある項目からなっています。

安全指標に関係のある項目は供給品の品質および数量に関するものであります。安定指標は供給品の価格を対象としています。サービス・PRは品質・数量と価格の双方に関係する項目を含んでいます。結局、物量的側面と価格面からのミニマム基準ということになります。良質な商品を合理的価格で安定的に供給すべきであるという企業の伝統的な社会的責任を対象としているものであります。

### (4) 社会責任ミニマム基準の見方

この基準は外部不経済の排除と弱者保護および公正取引の要求を内容としたものであります。この基準のうち、公害・事故、過密助長および法規違反の一部は安全指標に含まれる内容を持っています。弱者への配慮および政治密着度は生きがい指標に関係するものであります。政治密着度のなかには安定指標にかかわりのある内容（政商的色彩）が含まれています。また公害・事故のなかには健康指標に関するもの（健康被害）も含まれています。

この基準に示されたものは新しい企業の社会的責任といい得るものであります。その意味においては特に企業の社会報告書のなかで説明されねばならないものであります。社会監査の対象になるのは何よりもまずこれらの項目であります。

### (5) 社会貢献基準の見方

この基準は社会責任ミニマム基準が企業活動にともなう社会的マイナスの排除を対象としたものであるのに対し、社会的プラスを対象としたものであります。公害・事故対策、地域貢献、弱者への配慮、過密対策、その他として省資

源、行動基準の実践、利益の社会還元、地域住民の経営参加、所有特許の公開などをあげています。

公害・事故対策は安全指標に過密対策とともに含まれます。過密対策は安全指標にもかかわりがあります。地域貢献および弱者保護は生きがい指標の内容をなすものであります。なおこれらの一部のものは安定指標にもかかわりがあります。その他の項に示されているものは、生きがい指標、安定指標および安全指標にそれぞれ含まれる多数の事故から成っています。これらはそれぞれの性質に応じて上の三つの指標のいずれかに入れることができます。

#### (6) 国際協調ミニマム基準と国際貢献基準

これらの二つの基準は、企業活動の国際化にともなって、わが国の企業が守るべき相手国の市民の生活満足指標を示すものであるとみることができます。国際協調ミニマム基準のうちの輸出入に示されているダンピングとか相手国の輸入規制の侵犯とかは相手国の経済安定にかかわるものであります。国際協力・輸出入に示されているものは、相手国の経済開発への貢献にかかわるものであります。これらもその実際の内容によって、相手国市民の生きがいとか経済安定および安全にそれぞれ関係するものであります。

国際協調ミニマムと国際貢献は今後益々深い意味をもってわが国の企業のみならず市民に対してかかわりをもってくることは必定であります。このごとはILOの活動ひとつをとってみても明らかでありますし、欧米諸国との造船鉄鋼問題に象徴されるような国際的経済摩擦の解決の問題があります。こうした問題の解決にあたっては、世界市民という共通の立場での問題解決の方法を必要としましょう。そういう意味では企業の国際活動の分析ということも企業分析の重要な課題であります。

#### 4 企業分析のあり方についての総括

企業分析は経済活動の定量化による分析のみによって成り立つものではありません。もちろん数量化するに越したことはありませんが、すべての内容が

数量化の条件に適するとは限りません。そこで、定性分析をおこなって項目を列挙するほか、適当な得点表示を、「社会的責任・貢献度評価基準」の場合のように、採用することが考えられます。

経営分析の場合には、財務諸表を対象とするとか、直接に勘定記録（帳簿を対象として分析を行ないますので、その分析内容は数量的に、しかも金額的に実施されます。これは分析上の利点でありますと同時に限界でもあります。すなわち金額表示されないもの、帳簿記録の対象とならないものは分析の対象ともなりません。

企業分析はこの欠点を補うために、経営分析及ばないところに手を伸ばしたものであります。企業の活動を社会的に評価するためには、帳簿記録以外の生の状態を対象としなければならないことが多いのであります。企業のパーソナリティを分析し、それに対して総合判定を与えるのが企業分析であります。個人のパーソナリティもその人の金銭的所得のみによっては知ることのできないように、企業にとっても貨幣金額的側面からのみでは判断できません。企業分析はそうしたむづかしい問題にとりくもうとするものであります。

この場合に、どういう観点から企業のパーソナリティを判断するかという観点の決定の問題があります。本稿ではその観点を市民のための利益に求めました。市民サイドからの企業評価を目的としたのであります。

市民サイドといっても具体的にははっきりしませんので、生活満足指標を借用することにしました。企業が市民の生活満足欲求に対してどのように貢献しているか、あるいは逆にマイナスを与えているかを調べることに企業分析のあり方を求めたのであります。

市民の生活満足欲求は多面的であります。企業活動がそれにかかわる限りにおいて、その欲求の充足に対して企業はいかにあるべきかを分析するための視点を明らかにしました。それは結局、企業の社会的責任および貢献を明らかにすることに他ならないのであります。

このために、日本経済新聞社の開発した「社会的責任・貢献度評価基準」を利用して、市民の生活満足指標とこの評価基準との関係について説明したので

あります。企業サイドからの社会的責任論とが貢献論とはここが違うところ  
あります。

消費者運動はこのような企業分析を媒介として企業の社会性を市民社会の論  
理に結びつける必要があると思います。そうすることによって市民の生活満足  
欲求を充足せねばなりません。

## 地方財務会計制度の改革

高 寄 昇 三

(神戸市企画局主幹)

## 1 景気変動と地方財政

50年の財政危機で目立った現象の一つは、財政調整基金が少ないため不況抵抗力がきわめてぜい弱であったこと、二つは、財政運営において粉飾決算という醜態が見られたことである。これらは自治体の技術・モラルの低さを印象づける行為であるが、財務会計制度が今日にあっても、旧態依然たる官庁会計の域をせず、非市民的制度に安住していたことを示すものである。

後にふれるように基金・積立金制度、さらには連結決算、ストック会計など企業会計的手法の導入の立遅れがその原因である。また、財政再建団体にみられる財務会計制度の不備に便乗した決算操作などを思いおこすとき会計制度の改革は避けられない。そして何よりも、市民への財務公開による市民監査が、財政健全化への大前提であることを認識しなければならない。

さて、財務会計制度の改革の第一の視点は、景気変動にあまりにも脆かった地方財政への反省である。わずかな景気後退にもかかわらず多くの団体が赤字団体となったのは、今さらながらに景気にもろい地方財政の体質に驚かされるのである。表一にみられるように景気調整基金は全国ベースでわずか4,232億円、地方税総額の約5%、歳入総額の約1.6%に過ぎない。それでも財政調整基金の伸び率は、47年度43.1%、48年度50.9%、49年度31.6%と高度成長の末期にそれなりの対応を見せたが、何分にも絶対額が少なすぎたといえる。

不況の到来に直面して、初めて自治体は人件費の抑制、福祉見直し、繰出金の支払繰延などを行い財政破綻を回避しようとしているが、せめて歳入の5%、一般財源の10%は調整基金として留保していれば、財政危機はずい分と違った様相を呈したであろう。戦後財政の危機は、常に政府の財源対策によって切り



表一 積立金現在高推移 (単位 億円)

区 分	総 額	財 政 調 整 基 金	減債基金	その他特定 目的基金
昭和41年度	1,217	638	77	501
42	1,569	837	95	637
43	1,913	1,049	100	763
44	2,413	1,351	84	978
45	2,730	1,453	86	1,191
46	3,063	1,418	86	1,559
47	4,336	2,028	88	2,220
48	5,985	3,060	92	2,833
49	7,257	4,027	63	3,167
50	7,971	4,232	31	3,708

『地方財政白書』52年版から作成

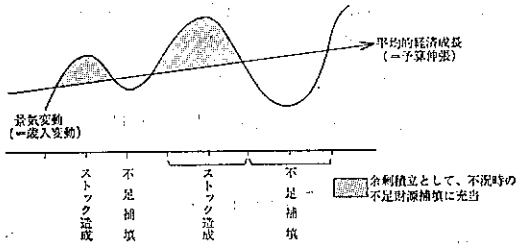
抜けてきた。このような財政運営の体質がしみつており、自主的財政運営は未だ意識として自治体に定着していないといえるであろう。

もっとも都市化の激しい都市圏にあって、都市整備に追われて基金どころではなかったという反論もあるが、財政需要の圧迫と将来のための基金積立は、圧迫が強ければ強いほど将来に備えて基金の留保をし、好ましいことではないが、金融機関から基金を歩積両建の源資としてより多く借り入れるのが当時としての“行政の知恵”ではなかろうか。民間企業と同じように長期的な財政運営をなすべきであった。この点、宮崎神戸市長は、次のように自らの体験から運営方針を語っている。

「自治体……であれ、民間企業であれ経済変動に対応できる体制を確立する。それには、長期的視野で計画、予算を組むことだ。……平均の成長率はなだらかに推移するが、経済の実体は平均成長率の上にとったり下にとったりキメ細かい動きを示す。そこで予算や計画をつくる際、平均的な成長率の線に合わせて編成する。そこで収入が予想以上に上がった場合は余剰分を保留して蓄え、不足が生じた時に埋め合わせ基金にする。ところが収入が予想以上に上がった時に合わせて限度いっぱい背伸び予算を組むと、反動がきて、不足の場合に

はすぐさまに大きな赤字を背負う結果になる。家庭の貯金と同じで、簡単な理論だが、これを十分実践するのは結構むずかしい<sup>(1)</sup>。そして好景気のときの余剰は、フローとして消費せずに、基金出資金、開発事業、土地ストックに回し、不景気には基金の取崩し、関連企業からの収益金の繰入れ、開発利益の繰出しによって補填するという運用である(図一参照)。肝要なことは、少なくとも好景気の財源を基金・土地とかのストックに充当し、将来に備えることであり、このことは「成長か福祉か」をこえたセオリーである。

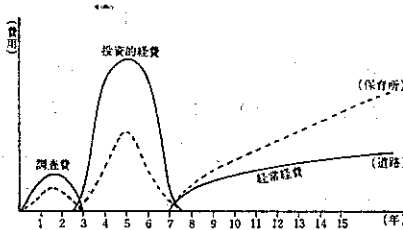
図一 財政運営の弾力化



そして好景気に財政支出を抑制し内部留保することは、それだけ財政膨張を避け、不況期への財政負担を事前に軽減しているため、いわゆる上下、2倍の

『神戸市行財政改善委員会報告書』 52年1月 35頁 差がでてくる。たとえば人件費・扶助費などで百億円支出するか、その百億円を景気調整基金として留保するかによって、上下、2百億円の財政余力の相違が発生するのである。また同じ支出であっても後年度への財政負担は大きく違ってくる。例えば『神戸市行財政改善委員会報告書』(52年1月)は、「投資的経費の経常費誘出作用<sup>(2)</sup>として、保育所と道路が後年度に与える財政圧迫要因の違いをのべている

図二 投資的経費の経常費誘出作用



『神戸市行財政改善委員会報告書』  
52年1月 32頁

(1) 『日経ビジネス』51年  
2月2日 93頁

(2) 『神戸市行財政改善委員会報告書』52年1月  
32頁

(図-2 参照)。

今日の自治体の財政運営は、基本的には単年度主義である。政府の財政政策によって影響されるところが大きいので長期的財政の見通しの下に財政運営ができないという理由は一応は考えられるが、国の財政政策もそれほど大きく変わるわけでないので、やはり自治体は長期的視野の下に財政運営をなすべきであり、また、それは可能といえる。

## 2 財務会計の企業化

昭和38年、財務会計制度の大幅な改正が行われた。明治以来の制度をそのまま踏襲したともいえる財務会計制度の近代化を図る改正であったが、主として出納・経理・予算・決算などの効率化を図る措置であって、財政運営というマクロな視点からの安定化・適正化を狙った改革ではない。

安定化対策としてのぞまれるのは積立金、基金制度の改革である。なお現行制度の基金制度を企業会計と比較すれば、表-2のとおりである。

表-2 財政運営の安定化対策

目 的	地方財務会計方式	企業会計制度
景気変動対策 (収入の年度間調整)	景気調整積立金 (地財法4条の3)	資本準備金
事業安定対策	積極性基金(建設・用地) 消極性基金(減債)	任意積立金
緊急臨時対策	災害調整積立金・基金 (地財法4条の3)	利益準備金
賃金安定対策	基金(用品)	運転資金

吉田 寛 (神戸商大教授) 作成

「しかしながら、これらの制度は、欧米の制度が非常時積立金・安定化準備金・租税欠陥勘定など、はっきりした目的意識にもとづいているのに比べてあいまいさはまぬがれないし、企業会計方式と比べても、各種準備金・積立金等の積立基準や取崩しの方法などが明確でない。そのためその時々の方針に

押流され、制度を活かしきれなかったうらみがある。」<sup>(1)</sup>

たしかに制度としてみる限り一応は道具だではそろっているが、民間企業のように積立金・準備金制度について租税上の恩典というインセンティブ（誘導要素）がないため、自治体は十分に活用していない。

それは市民、議会のみならず首長にあってもこのような内部留保よりも眼前の行政需要に対する充足こそ、地方自治体のより価値ある選択であるという先入観があるからである。しかし、このような財政運営上の技術的必要な行政価値とは別の次元の選択である。したがって会計制度上、景気調整準備金は一般財源の少なくとも1割は積み立てるべき基金として強制的に留保させるよう制度改正がのぞまれるのであり、また、それ以上の積み立ても任意積立金として奨励すべきであろう。

財務会計制度改革のなかのあと一つのポイントとしてストック会計の充実とともに重要なのが、連結決算表であろう。今日の地方財政にあって一般会計に対する特別会計・企業会計の比重が大きくなりだしたばかりでなく、地方公社などの外郭団体会計も次第に肥大化しつつある。そして、一般会計にあって何とか収支均衡を保っていても、企業会計などの赤字要因によって財政健全化は脅かされており、一般会計の決算ベースの収支だけでは最早、財政の実態を正確に伝えないといっても過言でない。

さらに、一般会計と他会計との繰出し、繰入れを操作することによって、財政の実態をカモフラージュすることも意図的に行われ、悪質な場合は外郭団体の会計までも利用することによって財政の粉飾が行われやすい。そのためこのような財政操作を未然に防ぐためには、外郭団体も含めた会計相互の貸借勘定を明らかにする必要がある、差し当っては単年度決算ベースによる“連結決算表”だけでも一覧表にして公表することを義務づけることが必要である。

神戸市の報告書は表-3のごとく連結決算表を一応は作成しているが、さらに詳細で明確な連結決算をなすべきであると、次のようにのべている。

「このような表示も官庁会計の制約から必ずしも各会計ごとの実態を忠実に反映した連結表となっていないが、その理由として次のことがあげられる。

表一3 昭和50年度損益連結表

(単位千円)

会計区分	当年度利益(△欠損)金	累積利益(△欠損)金
一般会計	600,571	398,758
特別会計	△ 24,356	58,240
企業会計	△ 452,172	△ 14,402,502
交通事業会計	△ 2,692,810	△ 16,201,923
水道事業会計	12,354	△ 2,145,307
その他	2,228,284	3,914,728
公社	75,695	298,746
神戸市道路公社	0	0
神戸市都市整備公社	11,734	85,065
神戸市土地開発公社	18,982	30,234
神戸市住宅供給公社	35,524	164,550
神戸市フェリー埠頭公社	9,455	18,897
合計	199,738	△ 13,646,758

- (注) 1. 昭和50年度決算による。
2. 各会計間の繰入・繰出後の数値である。
3. 「公社」は神戸市100%出資のものである。
4. 「企業会計」「公社」の累積利益(△欠損)金は昭和50年度末貸借対照表の利益剰余金・欠損金を計上した。
5. 「企業会計」の「その他」には下水道・港湾・開発・病院・高速鉄道・工業用水道の各事業会計を計上した。

前掲改善委員会報告書 34頁

1つは、会計における繰出・繰入後の表示になっている。ことに病院・交通事業では一般会計からの繰出金によって赤字補填が行われているため、赤字総額を示すものになっていない。

2つは、一般会計・特別会計においては資産・資本勘定が設定されていないため、内部留保もしくは赤字補填などの措置がとられてもその実態を裏づける表示が行われない。

3つは、各会計間においても、あるいは企業会計・公社においては個別事業ごとに会計方針が異なるため会計間比較が困難であり、かつ総合的な時系列比較もむづかしい。

基本的には、官庁会計は収支のフロー(現金収支)に止まりストック(資産・資本)の観念が稀薄であり、また、欧米で行われている資本・経常予算の区分もない。さらに、内部留保の手段として基金・土地購入などの手段があるが

制度的に目ぼしいのは年度間財源調整措置（地方財政法第4条の3）だけであり、そのため景気変動抵抗力を弱める結果となっている。<sup>(2)</sup>」

(1) 『神戸市行財政改善委員会報告書』 35頁

(2) 前掲報告書 33～34頁

### 3 ストック会計の欠如

連結決算のない点は、官庁会計の欠陥の一つであるが、これは民間企業にあっても、つい最近になって制度改正があったのであるからさして非難されるに当たらないだろうが、ストック会計のないことは官庁会計の致命的欠陥といえる。現行法上、公営企業会計は一般会計と違い、収益的収支、資本的収支に分け、また、勘定科目(資産、負債、資本、損失又は、利益の通常4勘定)を設定し、資産評価(減価償却も含めて)なされている。したがってフロー・ストック両面にわたって経営状況が示されている。

一般に官庁会計にこのようなストック会計が発達しなかったのはなぜであろうか、様々の理由が考えられるが、現金主義であって発生主義でなかったこと。また、資金借入、資本調達などで経営・資産状況を公表する必要がないこと。さらに、税務会計上もその必要がなかったことなどが考えられる。

今日にあっても、自治体の会計がストック会計について関心を示さないのは財政運営の実務上においてメリットがないからだといえる。たとえば起債の制限率が資産状況によって決められるようなシステムになっているとか、交・納付金で官庁といえども相互に租税の支払をすとかの必要があれば、面倒な資産評価をなすであろうが、その必要性が現行制度上はない。そして今日、公営企業にあっても企業会計の方針を十分に活用していないといえる。

これらの背景には、地方公営企業といえども、企業外収入としての国庫支出金、一般会計からの財政援助など企業外収入が多くあり、料金も政策的に抑制されたりするなど企業活動として市場メカニズムの洗礼を受け、それに対応していくという原則が貫かれていないためといえる。

しかし、今日、改めて強調されなければならないのは、公営企業の料金値上

げにみられるように、市民に受益者負担を求めようとするとき、フローの会計だけでなくストックの状況もわかる経営状況を可能な限り示して、納得づくでの値上げが行われつつあることである。むしろこのような必要は、費用負担の引き上げの同意を求めると否かの以前の問題として、納税者である市民に財政状況の真の姿を知らせることは自治体の使命の一つである。それにはフローの予算・決算状況だけでなくストックの状況も含めなければ、財政の一面だけを見せられているだけである。

ストック会計の必要性について、ともすれば実務上の実利があるかどうかで判断しようとする。しかし、市民への財政状況の公表という点とともに、財政運営の長期的方針決定にあって誤りなきを期するには不可欠の諸表であり、公正な財政運営についてストック諸表は有効な機能を果たす。先にふれたように、今度の危機にあって赤字再建団体に転落し、また、そうでなくとも財政の健全化を粧って、或いは自治体によっては、ストック会計がないためフロー会計だけという会計制度の欠陥に便乗し、2重帳簿、架空資産、債務不計上などの会計操作による粉飾が多く見られた。

フローとストックの両諸表がない限り「財務情報の自己検証機能が失われ」、<sup>(1)</sup>また、たとえ財務公開制度が行われても、「自己完結的な情報開示制度は、フローとストックの継続的なルーピング・システムを成すことによって、記録・計算の内容の網羅性、組織性を確保する。」<sup>(2)</sup>といわれるように、財務公開性の効果は半減する。

もっとも一般会計にあって、実務上のメリット、法律上の義務もないのに、公営企業と同じような財産勘定科目をつくりストック会計の完成を期する必要はないといえるかも知れない。それにしても各自治体の『財政のあらまし』に表示されている公有財産の表示は、きわめて不親切・不完全のそしりを免れないであろう。多くの自治体の財務公開の財産表は、土地及び建物、山林、動産物権、無体財産権、有価証券、出資による権利、物品など種類別に表示されているが、これは地方自治法施行規則の「財産に関する証書様式」にもとづいたもので、面積、株券、物件などの数量的増減は表示されているが、評価額の表

示はない。しかも地方債、基金、貸付金など、地方財政にあって近年、次第に重要度をましつつある財務状況の公表はなされていない。

このようななかで比較的完備されているのが東京都の『財政のあらまし』であって、公有財産は、一般（財産）会計、一部適用事業（いわゆる準公営企業）、全部適用事業に分けられており、しかも、数量だけでなく価格の表示がなされているのは注目に値する（表—4参照）。もっとも他の自治体で行われているような行政財産、普通財産の区別がないため、東京都がどれだけ売却可能な財産をもっているのかつかめないという物足りなさがあることは否定できない。

表—4 公 有 財 産

(52. 3. 31現在)

種 類	一 般 財 産		一 部 適 用 事 業 用 財 産		全 部 適 用 事 業 用 財 産		合 計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	数 量	価 格	数 量	価 格
土 地	66,540	1,962,664,153	3,983	32,971,402	232,372	208,210,758	302,895	2,203,846,313
建 物	14,345	939,312,174	759	42,764,156	1,028	74,123,757	16,132	1,056,200,087
工 作 物	—	117,150,997	—	17,777,867	—	1,290,293,396	—	1,425,222,260
立 木	—	5,408,057	—	113,730	—	453,758	—	5,975,545
船 舶	—	2,812,698	—	131,190	—	—	—	2,943,888
航 空 機	12	965,865	—	—	—	—	12	965,865
浮標・浮きん橋・浮ドック	—	619,974	—	—	—	—	—	619,974
地 上 権 等	—	2,686,129	—	—	—	1,863,338	—	4,549,517
特 許 権 等	—	16,935	—	—	—	—	—	16,935
株 券 等	—	23,947,308	—	914,994	—	11,227,883	—	36,090,185
出資による権利	—	48,093,616	—	10,000	—	10,404	—	48,114,020
合 計	—	3,103,677,906	—	94,683,339	—	1,586,183,344	—	4,784,544,589

(注) 一般財産の土地・建物の価格は東京都公有財産規則により3年ごとに改定しており、現価格は昭和50年3月31日に改定したものです。

東京都『財政のあらまし』 52年6月 8頁

また地方債についても、現在高をはじめ一世帯当たり、一人当たりの負債高が説明されているだけでなく、会計別の平均利率、借入先区分も表示されているので、まずまずの公表状況となっている（表—5参照）。この公表によって交通事業債が港湾、埋立事業債よりも高利回り資金に依存している点、さらに、用地債がきわめて高い利率の資金となっていることや、一般会計も決して低利回



りの資金調達に成功しているとはいえないことがわかる。さらにこれらは借入先一覧表からみて政府資金の構成比が低いことに原因があることもわかる（表-6参照）。

表-5 都債会計別現在高 (52. 3. 31 現在)

区 分	金 額	構成比	平均利率
一 般 { 普 通 債	959,132,757	31.5%	8.10%
{ 転 貸 債	4,726,321	0.2	4.76
母子福祉貸付資金	840,505	0.0	無利子
中小企業近代化資金助成	7,546,686	0.2	3.28
都市開発資金	31,832,359	1.0	5.86
用 地	355,527,320	11.7	8.68
新住宅市街地開発事業	42,923,700	1.4	8.26
葛西沖開発事業	1,826,420	0.1	6.80
港 湾 事 業	7,126,119	0.2	7.44
病 院	18,313,165	0.6	7.96
屠 場	1,132,000	0.0	8.04
中央卸売市場	25,578,905	0.8	8.02
埋立事業	48,307,180	1.6	7.94
交通事業	7,915,920	0.3	8.10
高速電車事業	371,707,231	12.2	7.69
電気事業	2,036,915	0.1	6.93
水道事業	430,957,535	14.2	7.82
工業用水道事業	20,265,253	0.7	7.62
下水道事業	706,946,764	23.2	7.81
合 計	3,044,643,055	100.0	7.96

東京都『財政のあらまし』52年6月 8頁

企業会計方式の完全な導入は不可能であり、また、その必要もないであろうが、自治体が財政運営を長期かつ健全に運営し、市民がその実態を理解するために必要な会計制度の改正は義務でもある。財務担当者があまりに膨大な補助・地方債の申請書類の作成のために費やされる精力と比べると、財務諸表の改善は僅かの経費と労力によってより完全でわかりやすい表示となるであろう。

- (1) 吉田寛「都市における企業会計方式の導入」神戸都市問題研究所編都市政策論集第2集『都市経営の理論と実践』129頁
- (2) 前掲吉田論文 128頁

表一六 都債借入先別現在高 (52. 3. 31現在)

区 分	金 額	構 成 比
長 期 債	3,025,647,055	99.4%
國 庫	34,169,168	1.1
資 金 運 用 部	617,603,928	20.3
簡 易 保 險 局	66,884,833	2.2
市 場 公 募	556,430,000	18.3
市 中 銀 行	1,401,704,100	46.0
共 済 組 合	74,166,700	2.4
保 險 会 社	21,835,800	0.7
住 宅 金 融 公 庫	25,716,500	0.9
中 小 企 業 振 興 事 業 団	7,546,686	0.2
交 付 公 債	209,318,340	6.9
外 貨 債	4,881,800	0.2
そ の 他	5,389,200	0.2
短 期 債	18,996,000	0.6
資 金 運 用 部	16,206,000	0.5
簡 易 保 險 局	2,790,000	0.1
合 計	3,044,643,055	100.0

東京都『財政のあらまし』52年6月 8頁

#### 4 財務公開の原則

財務会計制度の近代化の基本理念は、財務会計の公開制につうじる。この技術的匂の強い制度改革のなかにこそ、地方自治を支える原則が秘められていることを知らなければならない。シャープ勧告は、「地方団体は国民を教育し、民主主義の技術の指導者を養成するのに有効な手段を備えている。地方団体の運営方法は国民が容易に監視し、また理解することができる。国民はかれが地方行政から受ける利益とそれに要する費用との間の関係を明確にはかり知ることができる。地方の段階において発達した習慣と態度とは、国の段階において政府の行動に影響をおよぼすに至ると期待してよからう。」<sup>(1)</sup>とのべているが、その前提条件であり、不可欠の要件が財務公開制である。

近年、知る権利の一つとして意識されつつあるが、今だ、明確な強い要求として意識されていない。現行地方自治法第243条の3は、「普通地方公共団体

の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。」と規定しているが、これは企業に対して課せられている財政状況および経営成績の公表義務と本質的に異なることはないといわれている<sup>(2)</sup>。

株主と同じように市民も自治体に対して行政の委託者、納税者として、財務の公開を要求する権利を当然もっているといえる。ほとんどの自治体がこの法の趣旨にそって、6月と12月にそれぞれ予算と決算の報告を『財政のあらまし』などの名称で公表しているが、多くは簡単な説明の入った経理状況の報告であって、決して信託者である市民への財政の公表とはいえない。

それにもかかわらず予算・事業などの広報がかなり活発に行われているのは対照的であると言えよう。このような現象の底流には、施政者としての「知らせおく」という“お上”意識が働いており、行政の受託者として市民の批判を仰ぐためデータを提供するという志向性は弱い。そこには市政のPRと責務としての財務公開を混同してしまっている。このような財務公報の広報化現象は「義務としての報告からサービスとしての情報提供への変質を示すものである公報が義務としておこなわれる場合は責任報告書であり、アカウントビリティリポーティングであるが、それが広報化される場合には、しばしば、インフォメーション・サービスに転化し、責任報告の実体を欠くこととなり、義務としての公報の空洞化現象が生ずる。」<sup>(3)</sup>と批判されている。

問題はどこまで情報の公開をすべきかであり、そのための情報開示基準を明確化する必要があるといわれているが<sup>(4)</sup>、その限界に一線を引くことはむづかしいであろう。行政の秘密の部分のきわめて多い財務関係において事前公開を求めることは特にむづかしいであろう。しかし事後的に不動産、債権・債務、契約状況などの結果報告は、例外はあろうが原則として経理状況が公開されるべきといえる。

もっとも財務公開といっても、『財政のあらまし』を配布資料として作成・配付することですまされることではない。現在の地方自治体の財務公開の現況

は、公開基準の明確化を論議する以前の状況である。議会に公表し提出した資料を、行政資料室などで市民が気軽に閲覧できる状況をつくりだす配慮が必要である。このような閲覧は、ある意味では都市計画法上の権利縦覧と同じような役割をもっているのであり、その効果について疑問を呈する者もいるが、自治体として主権者への不可欠の行為であり、「こういう基礎的な報告を不十分にしておいて、他方で色々と分析的な『広報』を展開することはパブリシティの悪用である。情報開示と義務的報告とのケジメははっきりして置く必要がある。このケジメは、義務的報告が社会的監査に耐え得るものであることを基本条件とする。その基礎の上に『広報』がおこなわれなければならない。」<sup>(5)</sup>と批判されている。

しかも、このような「公報」すなわち財務公開資料を補足する情報・説明を加えた市民向けの「広報」も意外と少ない。その多くが事業のPRであり、制度の問題点、運営の実態、サービスと費用負担の関係を説明した秀れた市民向け解説書も意外と少ない。地方財政を「家計におきなおす」とか「作成段階にあたって市民の意見を反映するなど情報の市民性を高めること」<sup>(6)</sup>がのぞまれる。そして、このような財務会計公開の動きは、「企業会計にあっては情報開示（disclosure）、社会報告書（social report）によって企業活動に対する理解を求める方向での努力がみられる。そのような社会的傾向をふまえて、市当局が今後そのような方向で研究を重ね、先駆的实践に移すことが期待」<sup>(7)</sup>されるのである。

市民参加の制度も、この財務公開の手段を怠るとき、まさに画龍点睛を欠くといえよう。自治体で生活環境基準（シビル・ミニマム）、行財政中期計画を策定し都市・市民生活の将来像を示しても、それにとまなう費用負担のあり方を市民に迫らない限り、市民運動といっても物取りであり、市民参加といっても責任なき参加となる。たとえば、環境影響評価とともに、費用負担の影響評価をあわせて考えていかなければ、事業・サービスの正当な評価はできないであろう。

地域施設・サービスにあって、福祉度・環境度などを地域ごとに示し、行政

の水準を比較し、さらに、地域ごとにプロットし、アンバランスを図示し、優先順位をきめることができるが、さらに費用区分を公開し、市民に選択を求め使用料によって住民ニーズの選別を求めることも可能である。このような公開された費用内容によって、市民ははじめて、考え、知り、自らの行動を決定することができる。たとえば保育料の費用負担区分を表示することによって、自ら費用負担の水準の是非を判断し、超過負担の状態を実感として知る（表一

表一7 保育所運営のしくみ（52年度予算）（単位 百万円）

(運営費)	国基準による措置費 3,195 (73.7%)		超過負担 1,143 (26.3%)		
	← 4,338 →				
(負担区分)	国基準による保育料 1,002 (23.1%)		国庫負担分	市負担分	市持出し分
	市基準による 保育料 496 (11.4%)	軽減額 (市持出し分) 506(11.7%)	1,755 (40.5%)	438 (10.1%)	1,143 (26.3%)

神戸市保育審議会答申『都市政策』第7号 207頁

7参照)。それはさらに他のサービスの費用負担と比較し、社会的不公平の是正へと行動する契機となるであろう。このように財務公開制度は、市民の質を高め、自治体を変革させ、不可欠な前提条件なのである。

しかし、一般市民が個々の自治体の財政運営につき完全な監視をすることは不可能である。そのため市民グループによる財政分析・財務監査が、市民参加の一環として行われるか、現行の内部監査にかえ公認会計士による外部監査による監査結果の公表・縦覧制などの改革がのぞまれるのである。

- (1) 『勧告・附録A』 2頁
- (2) 前掲吉田論文 124頁
- (3) 前掲吉田論文 124～125頁
- (4) 前掲吉田論文 127頁
- (5) 前掲吉田論文 127頁
- (6) 前掲『改善委員会報告書』 39頁
- (7) 前掲『改善委員会報告書』 40頁

## 地方自治研究会

## はじめに

昭和50年ニューヨーク市財政が破産するというセンセーショナルな記事が新聞や雑誌を賑わした。高度経済成長に伴い、福祉の拡大を図っていたわが国地方自治体にとって、ニューヨーク市の破産は大きな警鐘として受け止められた。ニューヨーク市は、表一1にみられる経過を経て、同年12月の連邦短期融資法案の下・上院での可決、大統領署名によって、破産を免れ、51年1月の財政再建3カ年計画の設定によって、一応の決着を見ることとなった。

ニューヨーク市財政が、破産という事態を招いた表面的原因は、公債市場を有する米国において、銀行・投資家が、負債の累積するニューヨーク市の債務の履行能力に疑問を持ったこと、また、当該債務が短期債であったというキャッシュ・フロー上の問題であり、わが国の地方自治体における財政—キャッシュ・フローとは、根本的な差異があり、一律に論ずることはできない。しかしながら、債務者義務の履行能力に対する不信は、慢性的な市の赤字財政運営であり、その原因が、産業、人口という都市基盤の変化にあったことはわが国地方自治体にとっても看過できない大きな問題を含んでいる。これら都市基盤の変化がニ

ューヨーク市財政に与えた影響について以下にみていく。

まず、人口構成上の問題である。ニューヨーク市は、経済・金融の中心であり、豊かな財源に支えられて高い福祉を実施していた。このため、貧困に悩む内外のマイノリティにとって、一つの別天地と目され、プエルトリコからの移住者や米国南部の農業機械化の進展による流出した黒人たちがニューヨークに流入することとなった。これらマイノリティの流入は、表一2にみられるように中産階級を形成する白人の郊外移住を促進するとともに、年齢別構成においても、働きざかりの中間層が減少し、老人、未成年者層を増加させることとなった(表一3)。

人口構成の変化は、市財政に大きな影響を与えた。歳出面では、社会福祉支出の増大であって、福祉の受給者は市民8人に1人であり、その受給額は全米一といわれる。他方歳入面では、マイノリティの大量流入によって、環境悪化と重い税負担に見舞われた白人中・高所得層は市を離れて行くことになり、歳入の減少をもたらした。さらに環境の悪化は、次の問題である企業の脱出をも促し、税収に大きな打撃を与える結果をもたらしたのである。第2の

表一 1975年～76年前半のニューヨーク市問題の主な動き

前年12月～1月	財政事情、市債の市場消化困難でビームNY市長は、3回にわたり大幅な人員削減を中心とする支出抑制策を発表	急財政委員会へ提出（21日承認される）	
2月25日	NY州都市開発公社債務不履行におちいる一市債への警戒心つよまる	10月29日	大統領はNY市財政問題について演説し、市への援助を厳しく拒否
4月3日	スタンダード・プーア社が市債を「格付け不能」とする （3月から市は金融市場での資金調達ができなくなり、市長はケアリー州知事—15年間のロックフェラー副大統領の後を受けて就任—とフォード大統領に財政援助を求める）	11月中旬	知事は今後3年間で実施する6項目の財政措置を発表（25日市のための2億ドルの増税法案が州議会で可決） 市は2億ドルの予算削減
5月14日	大統領は市長に援助拒否を通告	11月25日	大統領は記者会見で連邦の市に対する融資の方針を発表
5月29日	市長は1975～76年度経常予算案として前年度119億ドルを下まわる危機予算と127億ドルの耐乏予算を市議会に提示、これは予算編成の難航を物語る	12月2日	23億ドルを限度とするNY市への短期連邦融資法案が下院で可決
6月10日	州は市財政援助公社（通称MAC—マック）を設立し、30億ドル（後に50億ドル）の市の負債を長期債で肩代り調達する方針をきめる	12月6日	同法上院で可決
6月19日	危機予算の修正（1975～76年度経常予算は123億ドル）	12月9日	大統領署名により同法成立 市は債務不履行をまぬがれる 連邦破産法の一部改正法案下院で可決（上院は10日一部修正のうえ可決）
7月1日	第1回MAC債10億ドル発行 売れ行き不振	1月30日	1976～77年度資本予算案を提出
7月3日	州より3億ドル余りの課税権が市に与えられる	2月13日	市は財政再建計画の修正案を緊急財政管理委員会に提出（赤字解消目標額が7億ドルから10億ドルに）
7月31日	市長は財政再建プログラムを発表（9月1日からの職員賃金の凍結、地下鉄料金の引き上げなど）	3月21日	上記について年度ごとの解消計画を委員会に提出
9月9日	緊急財政法が州議会で可決（州主導の緊急財政委員会の設置 23億ドルの財政措置 市経常予算を1978年度までに均衡させる財政計画策定の義務づけ）	4月8日	連邦破産法の一部改正法が成立
10月15日	市長は財政再建のプログラム緊	4月14日	1976～77年度の経常予算案提出
		5月17日	上院銀行委員会NY市財政問題について特別報告
		5月26日	ムーディ社MAC債の格付けを突然「A」から「B」へ
		5月28日	市立大学給与支払不能で閉鎖
		6月1日	市立大学授業料徴収方針を決定
		6月14日	市立大学再開
		6月30日	市と職員組合との間に2年間の労働協約まとまる 昨年12月の連邦融資を完済
		7月1日	新年度分として連邦融資5億ドルを受ける

「大都市の破産」木村 収 著

表-2 ニューヨーク市の人口  
(単位千人)

	人口計	白人	黒人その他	(プエルトリコ人)
1950年	7,892	7,116	776	(246)
1960年	7,782	6,641	1,141	(613)
1970年	7,895	6,049	1,847	(812)
1974年	7,567	—	—	—

(注) プエルトリコ人は白人および黒人その他に含まれる。—前掲「大都市の破産」

表-3 ニューヨーク市の年齢別人口構成  
単位：千人、%

	1960	1970	増減率
～16	1,956	1,994	1.9
16～24	870	1,130	29.9
25～44	2,128	1,991	△ 6.4
45～54	1,085	942	△13.2
55～64	928	890	△ 4.1
65～	814	948	16.5
合計	7,782	7,896	1.5

(出所) 米労働省, *Middle Atlantic Regional office, "Regional Report No.29"*

問題であるニューヨークからの企業移転は、1950年以前から進行していたが、それは主として製造業であった。1960年代以降は、非製造業までもが、ニューヨーク市からの脱出を図ることとなった(工場移転のコンサルタントであるファンタス社の調べによると、1966年にはフォーチュン誌の全米トップ企業1,000社の内、198社がニューヨーク市に本社を置いたが、その後の10年間に120社に減っている)。その理由は、暴力やデモといった環境の悪化、増大する

租税負担である。

このような大企業のニューヨークからの脱出は、単に税収に多大の減少をもたらしたのみでなく、雇用機会を減少させ、失業率を増大することにより、福祉の経費支出の増大をさらに市に押しつけることとなった。

高い税収の下に高い福祉施策が実施できたニューヨーク市が、高い福祉故に財政危機に陥ったのである。

財政危機の原因については、他に、市職員数の多さ、年金制度、財政運営のまずさといったことがあげられるが、根本的要因は、上述の2点であり、構造的であり、問題は深刻であるといえる。

このため、ニューヨーク市は、単に財政再建策による福祉見直しや大幅な人員整理を行うのみならず、都市基盤の再整備の必要があり、「経済再建計画—1977～1981」を公表したのである。以下にこの計画の要約を紹介し、ニューヨーク市の経済再建の方向をみていきたい。

## ■ 経済再建計画

### 1 序論

この5カ年計画は、経済再建に対する市の公約を表明したものであり、計画の焦点は、産業の維持・拡大の促進、新規投資の獲得にある。このため、市はその権限の及ぶかぎり産業に適した環境の創出・維持及び産業活動意欲の引き出し、経済刺激のためのテコ入れを図る。具体的には、後に詳述されるが、企業への税負担の軽減、金融制度・助成制度の拡充、民間部門との協力、市の計画遂行組織の確立、州・連邦の



協力、地域商業活動の復活といった事項である。

経済再建は市の活動の全てに亘っており、教育・安全・清掃・住宅・扶助・教養やレクリエーションの提供も、雇用の場としての市の魅力と同様本来の目的であるが、この計画はあくまでも、雇用の維持・拡大及び市の財政的地位の強化という純粋に経済的な要素に目的を絞っている。

この計画は長期に亘る行動計画であるが、これが成文化されるまでに商工業への固定資産税の免除法案の通過、経済開発主管助役や経済開発局の設置など既にいくつかの分野で進行しているのである。

まれにしか認識はされないが、経済発展は警察・消防・医療・教育と同じくらいに都市生活を支える手段であり、事実、経済発展こそが、それらの公共サービスの費用を捻出しているのである。

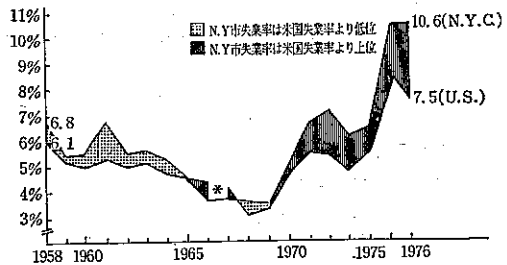
### (1) 経済の概観

ニューヨークは、都市規模、消費市場、企業の本店所在、320万人の労働力('76)、最大の天然港・事務所面積と、経済的巨人ではある。しかしながら、失業率では平均10.6%('76)で全国平均より3%上回っている。しかも1975年4月以降全国的には雇用の増大を見ているのに、ニューヨークでは3.2%('75)と一層の落ち込みに見舞

われている。特に製造業では、1950年から巨大な低下をみており、1975年には全市で527,800人が雇用されているが、1950年の1,038,900人からすれば50%の減少である。1960年代に減少が増大した民間製造部門では、1969年から1975年にかけて250,000人近く雇用が低下した(図-1・2、表-4)。

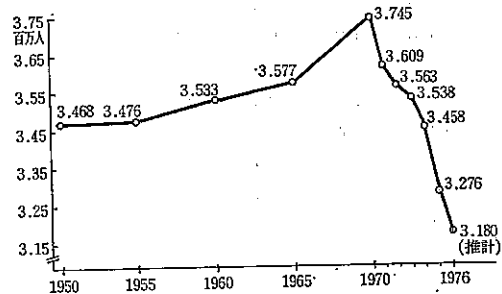
事務所用ビルの空き家率は12%であり、1970年代初期には、毎年10億ドル以上の建

図-1 米国・ニューヨーク市年間平均失業率格差 (1958年～1976年)



出典：Bureau of Labor Statistics and the N.Y. State Department of Labor

図-2 ニューヨーク市の年間平均総雇人口の推移 (1950～1976)



出典：New York State Department of Labor and New York City Planning Department 農業従業者を含みます。

表一４ ニューヨーク市における雇用と人口の変動

(単位千人、%)

年次	総雇用数 (Total Jobs)	同指数	うち民間 部門の雇 用数	同指数	人 口	同指数	失業率
1960	3,538.4	94.5	3,130.2	98.4	7,782.0	98.6	—
1970	3,744.8	100.0	3,182.0	100.0	7,895.6	100.0	4.8
1971	3,609.4	96.4	3,040.2	95.5	7,886.6	99.9	6.7
1972	3,563.1	95.1	2,998.6	94.2	7,847.1	99.4	7.0
1973	3,538.4	94.5	2,964.0	93.1	7,664.4	97.1	6.0
1974	3,458.4	92.4	2,877.7	90.4	7,567.1	95.8	7.2
1975 (6月)	3,375.8	90.1	2,802.6	88.1	NA	NA	※

(注) 1975年の失業率は、1月から8月までの各月は、順次10.3、10.2、11.0、10.8、10.9、11.7、12.0、11.0%である。

(出所) Congress of the United States; New York City's Fiscal Problems (1975.10.10)

表一４・５ 野村総合研究所「欧米の地方財政」

表一５ フォーチュン 500社の  
ニューヨーク市にお  
ける本社法人数

年	会社数	年	会社数
1956	140	1967	139
1957	135	1968	131
1958	135	1969	126
1959	130	1970	119
1960	131	1971	116
1961	134	1972	105
1962	136	1973	103
1963	139	1974	98
1964	137	1975	96
1965	131	1976	95
1966	137		

設投資が行われたが、1975年には2億9千万ドル弱という記録的な低い水準に落ちこんだ。

これらの原因は、大企業のニューヨーク離れである。最近の10年間に50の大企業が市を離れた。1971年にフォーチュン誌に載る500の企業のうち116が本店を置いていたが、1976年までで95に下がってしまった(表一5)。

以上が、市の抱える経済問題であるが、この問題の完全な把握のために、市勢を明らかにしておく必要があり、これによって市が依然として巨大な潜在力を有していることが明らかとなる。

まず、消費の面においては、市民のみで、年に420億ドル以上の購買力を有しており、流通の中心である。小売は年に150億ドル、卸売は720億ドル以上、地場製造業者は230億ドルもの売上げを有し、米国の他のいずれの都市よりも多い。

本店数は、シカゴ、ロスアンゼルス、フィラデルフィア、デトロイトに本店を置く大企業の合計数よりも多く、これらは、ニューヨーク市に止まるべく徹底的な研究をしている。また、米国に事務所をかまえる外国企業の60%以上がニューヨークに本店を置き、最近の数年間に多くの外国銀行がニューヨークに事務所を開き、また、開設したい旨の多くの申請がある。

さらにニューヨーク港は世界で最も大き

い天然港の1つであり、最新式のコンテナ化を図りやすいということから米国での海上貿易に大きな役割を果たしている。

そして、何よりも豊富な労働力である。1976年およそ320万人が市域内で仕事をし、商工業や専門的な技術部門にたずさわっている。

最後にニューヨーク市経済は、1975年まで急激な衰退に見舞われたが、現在、やわらいだ兆候がみられる。

まず失業率がいく分か下がり始めており（'76—1月11.4%→'76—10月9.9%）、製造業の流出が低下した。1975年の前半には86,200人の勤め口がなくなったのに比べ、1976年の同期には6,600人であるにすぎない。また、民間非製造部門の雇用機会の減少は1976年前半にはなかった。これは、1975～6年にかけて41,300人、1974～5年

にかけて84,000人の雇用機会が失われたのとは対照的である。

企業の流出や雇用機会の減少は、市経済の主要な構造に変化をもたらした、たとえば、1950年の産業のうち雇用の30%を提供した製造部門は今や16%であり、商業サービス、金融・保険・不動産業はそれぞれ14.6%→23.5%、9.7%→12.9%と増加している。個々の雇用部門の状況は表一六のとおりである。

表一六 産業別雇用状況

サービス	771,000人	24%
卸・小売	635,000	19
公務員	572,000	17
製造業	528,000	16
金融保険不動産	422,000	13
準公共企業体	260,000	8
建設業	28,000	2

表一七 1981年への3つの目標

Estimated 1976	With Economic Recovery Program		
	① Without Program	② Limited Response	③ Strong Response
市内総生産(10億ドル).....77	72	77	81
雇用量(百万人).....3,180	3,040	3,180	3,310
失業率・ニューヨーク市.....10.6%	7.9%	6.9%	5.9%
失業率格差 ニューヨーク市対連邦平均.....3% points	3	2	1
財政刺激.....	Service cutbacks and/or new revenues	Possible service cutbacks or new revenues	Improved service delivery and no tax increases

注 ①, ②, ③は本文中のもの。1976年ドル価格で表示。

## (2) 1981年への3つの経済目標

市は1977～81年の全ての経済指標を基にして、表一7に示される如き3セットの目標を概算した。

3セットとは可能な将来予測の段階を示す“*What if*”の形で示されている。

① もし現在の傾向が続き、経済再建計画が与えられなければどうなるか。

② もし経済再建計画が採用され、計画への民間企業の反応が小さくて、連邦・州の援助が小さければどうなるか。

③ もし州・連邦の強力な支援計画に沿った民間企業が計画に対し、強い反応を示したとすればどうなるか。

のそれぞれについて、市内総生産（G・C・P）、失業率、市の財政的刺激について目標を示している。

市の財政状況と計画での刺激策は意味深長である。上述の①の場合、市はサービスのカットまたは新たな収入を発見せねばならず、②の場合、市は緊張した支出の維持が必要とされ、幾分かサービスのカットと新たな財源確保が必要となる。③の場合は新たな課税や増税なくして市のサービスが拡大することとなる。

これらの指標は、最近のニューヨーク市の支出の状況よりも控え目に見積ったものである。

## 2 市の行動の基本的戦略

### (1) 租税計画

ニューヨーク市では、企業に課せられる税が非常に高いために新規の産業や雇用機会が生まれにくく、累進的事業税や二重の事業税が市の財政を圧迫しつつある。この

ような租税政策を修正することは、市の経済再建計画にとって極めて重要である。

支出の厳密な管理、州と連邦政府援助の増額、MAC（市財政援助公社）債の引き延ばし、民間の好意的反応等、市の財政に関する事柄を注意深く評価した後、市は次のようなことを決定した。

(i) 企業を優遇する環境を保つこと

(ii) 雇用機会の獲得を妨げている事業税を引き下げること

(iii) 減税及び税額控除等によって企業の拡張と雇用機会の創出を奨励すること

市の租税計画には、(i) 不動産税率の固定 (ii) 機械と設備にかかる市の売上税の除去、(iii) 営業用賃貸税の段階的引き下げ、(iv) 減税と刺激政策の活用が含まれている。

このほか、市は州に対し、小規模の製造業者及び加工業者の営業免許税の引き下げと、個人所得税構造の見直しを迫るつもりである。

### ① 不動産税率の固定

市は不動産税率を1978会計年度から5年間固定する予定である。これは、財産税率の際限のない引き上げが、会社の移転、閉鎖そして建設の中止を招き、税の基盤を小さくしてしまう、と市が考えたからである。

不動産税率は、過去6年の間に5.51%から8.795%へと急速に高まっている。税率の固定は、企業にとっては費用の安定を意味し、新規の計画や投資を奨励するものになろう。

② 機械と設備にかかる市の売上税の除去  
ニューヨーク州では機械と設備の購入に

対し4%の売上税が課せられている。(この税は他の州では課せられていない。)市は州議会の次の会期中にこの税を税額控除方式によって除去するための法案を提出する予定である。この税の除去は、短期的には毎年1,500万ドルの負担になるが、長期的にはプラントや設備の増加によってより多く報われるだろう。

### ③ 営業用賃貸税の段階的引き下げ

企業活動あるいは商業活動に使用される土地家屋の借入者に課せられる営業用賃貸税(占有税)を段階的に引き下げるために、市は州議会の次の会期に法律を制定するよう求める予定である。

### ④ 事業税の抑制及び引き下げの検討

市は、今年の始めに有価証券取引税と名義書換税の廃止に力を尽くし、さらに、雇用機会獲得のための事業税体系の再構成について、企画部門と財政執行部門が研究を始めた。その研究は、特定の産業の市に対する相対的重要性及び貢献度、さらに租税政策の変更の影響を測定するとともに、雇用機会重視の観点に立って、従業員1人当りの費用で課税水準を評価するものになるう。

ニューヨークの個人所得税は国内で最も高い部類に属し、年間25,000ドル以上の所得に課せられる州税と市税の合計は他どの工業州と比べても2倍以上の水準である。個人所得税の問題を検討するとともに、総合的な租税構造を見直す必要がある。

### ⑤ 生産施設の拡張に対する投資税額控除の引き上げ

市は、生産施設に対する州の投資税額控

除の基準率を現在の2%から5%に引き上げるべきだと提案しており、さらに市自身の投資税額控除制度の導入について研究するつもりである。

現在は、新規の設備投資に対する州の特別雇用税控除が低所得地域にだけ認められているが、さらに雇用機会奨励計画のもとで、営業免許税等の控除が雇用機会の多い企業に認められることになろう。

### ⑥ 投資を刺激するための減税の活用

市は、産業及び商業の発展を促進するための税制面の刺激策を開発、実施しており、それらには次の事項が含まれている。

まず、建築物に対する税の免除である。すなわち新しい建築物に対しては、初年度に評価額の50%を免税とし、その後毎年5%ずつ引き下げる。また重要な近代化と拡張に対しては、初年度に評価額の95%を免税とし、その後毎年5%ずつ引き下げる。

### ⑦ 雇用機会を創出する税額控除

ニューヨーク市などの旧都市地域が全国平均以上の失業に陥った原因の一つは、近年に幾つかの産業部門で雇用機会を創出するような拡張を実現できなかったからである。市は、この状態を変えるため、新たな雇用機会創出のために税額控除の制度を連邦政府及び州政府と合同で研究するつもりである。このような税額控除制度は主として連邦政府に依存するものと思われるが、市自身の税額控除を連邦政府と州政府のそれに付け加えるであろう。

### ⑧ 資産の評価

この2~3年間、税水準の引き下げが行われてはいるが、さらにそれを進め、商業及び産業の施設を再開発し最大限に利用す

るような政策を行うため、市の不動産評価局は固定資産の評価を現在見直しているところである。

⑨ 改良の費用を得るための特別評価地区  
州議会は、前の会期中に、市に特別評価地区を指定する権限を与える法律を制定した。この法律の目的は、ブルックリンやジャマイカセンターに計画されている樹陰のある遊歩道の維持費用を、それによって利益を受けると思われる商人や財産所有者への課税によって賄うことであり、市は、これ以外の公共的な改良事業についての特別評価地区の指定を行える地区を探すつもりである。

## (2) 経済開発局

市は景気回復の方策として、新たに経済開発局を設け、1978会計年度には、1,000万ドルの予算が経済開発局につけられる見込みである。

経済開発局の事業としては、(i) 主要商工業開発の総合調整 (ii) 企業誘致及び企業流出防止対策等 (iii) 特定産業立地調査 (iv) 企業向け行政・金融サービス (v) 市関連企業向けのオンブズマン事業がある。

また、次に述べる二つの新しい組織は、公共部門と民間部門の協力関係を確立することによって、景気回復に貢献することになる。

「経済開発委員会」は市の各機関の調整、経済開発政策の指導を行う。

同委員会は、経済開発主管助役を委員長とし、市側委員4名、企業側委員2名、労働組合委員2名、地域代表委員1名から構成されている。

「経営労働協議会」は、経済の各分野か

ら構成され、(i) 経済開発計画の立案 (ii) 民間資本による事業協力 (iii) 経済問題のアドバイスをその仕事としている。

## ① 開発事業

開発に関し、経済開発局は調整役として、市の商工業の開発と財政援助計画のすべてを監督する権限を与えられている。

経済開発局は、長期目標として、工地開発、商工業プロジェクト等に対する優遇税措置を行い、また、開発調整機能を備えた“経済開発機構”の設立を検討している。

この半官半民の機構は三つの目的を持っている。すなわち、(i) 急増している開発計画及び開発機関の統合 (ii) 公共財政と民間資本・技術のミックス (iii) 長期開発計画のフォローである。近々、市は商工業の成長を促すため、現行の開発援助計画を拡充することになる。

この方針にそって、産業発展庁の資金供給とその役割は強化されることになる。

産業開発庁は1974年に設立され、レベニュー債の発行によって、工場施設の更新・拡張資金を融資する権限を与えられている。

## ② マーケティング・情報提供事業

企業誘致のために、市や民間が行っているマーケティングをプランニングの面から援助するために、経済開発局の中に、専門のマーケティング部門が設けられることになる。

マーケティング部門の仕事としては、(i) 経済界に対する、事業・金融サービス計画の周知 (ii) 経済界に対する、市の活動・金融・機関情報の提供 (iii) マーケティングに関する助成である。

また、企業立地・企業活動にはニューヨークが適していることをPRするインフォメーション・センターの設立も、マーケティング部門で検討されている。

### ③ 企業流出防止対策事業

企業流出防止対策のあらまはは次に述べるようなものである。

(i) 企業、産業部門のかかえている問題の分析 (ii) 流出予知の早期警報システムの確立 (iii) 経済開発局もしくは市高官による問題企業への接触 (iv) 脱出を検討中の企業が相談できるビジネスボランティア組織づくり。

### ④ 中小企業向けサービス事業

市内の19万に及ぶ中小企業に対して、経済開発局は特別な配慮、具体的には、次の施策を行うことになろう。

(i) 経済開発局は、連邦中小企業局の資金割当てを2倍に増額するよう働きかけていく。

(ii) 経済開発局は、連邦資金を中小企業に供与することにより、全市的地域開発公社の機能を強化していくことになろう。

(iii) 経済開発局は、少数企業局の強化及び少数企業向け施策を行うマーケティング部門の機能強化に関して、一層の連邦援助を要請している。

(iv) 経済開発局は、連邦取引法に基づいて、州間取引によって損害を被った地元産業に対して援助を強化していく。

### ⑤ 一般企業向けサービス

経済開発局は、特定の問題、例えば、貸付の申込み方法、市機関による救済に要する手続きに関する企業向けガイダンスや金融相談機能を強化するだろう。

(i) 経済開発局の企業サービスを改善するために、企業サービスディレクターは個別企業サービス、産業サービスその他援助計画を監督する権限を与えられよう。

(ii) 個別企業向けサービスは拡充、改善されることになろう。

(iii) 産業向けサービスについて、マーケティング部門のスタッフ不足から、サービス低下を招いているので、経済開発局は、業種ごとにスペシャリストを配置した産業担当部門を設置する見込みである。

(iv) 経済開発局企業連絡会は、各行政区において、地元企業団体や商業の振興等に対する援助を行うことになろう。

また、経済開発局は、連邦政府補助金の調整役としても機能する。

市は、従来、連邦や州の経済開発資金や雇用増大資金の公正な分け前にあずかれなかった。そこで、経済開発局は、雇用増大計画に関する現行の連邦・州援助計画において、引き出し可能な資金をあらいなおし、景気回復計画に関して連邦・州レベルで行政と立法府が同一歩調をとるよう、調整役としてつとめることになろう。

### (3) 市のマーケティング

世界最大の最も活動的な通信交通網と産業活動のもつ中心地が、そのことを充分に宣伝しないのは矛盾したことである。他の多くの都市は、産業や観光の好適地として自らを売り出すために財政好転計画を打ち出しており、また、民間企業と協力して売り出しと宣伝に努力している都市もある。

市、企業、労働者が参加する、次のような幅広い市の売り出し計画が用意されている。

(i) 事業を行う地としての有利さの宣伝及び事業への積極的姿勢の強調

(ii) 市に立地し、とどまり、拡張する企業の奨励

(iii) より多くの観光客と会議の引きつけ

#### ① 半官半民の市の売り出し組織

経済開発主管助役は、主要な団体の代表、企業幹部、上級公務員、労働界の指導者からなる、半官半民で、利益を目的としない市の売り出し組織をつくり、企業を誘致し、引きとめるために、5年間の振興、促進、広告運動の先頭に立つてであろう。

この売り出し組織の全体計画は次のようなものである。

(i) 市は連邦の許可を得て24の産業をより深く研究している。また、ファンタス社は、家内工業、分布、調査、開発、科学、サービスの分野での14の国内産業におけるニューヨーク市の経済的有利さを裏付けるレポートを準備している。

(ii) ニューヨーク立地の利益のある会社に対し、出版・放送メディアを通じて、新規投資及び拡大投資を促すだろう。

(iii) 中上級幹部は、他都市や海外の同僚に市の有利さを訴えるよう依頼されるだろう。

(iv) 市の有利さを専門に紹介する方法(図表、映画、スライド、パンフレット)が、他都市や海外の企業幹部と市職員に利用されるように企画されている。

(v) 市内企業の中堅幹部や他の州から来る人々に、情報を提供し、援助を与え、相談に応じる受け入れセンターが提案されるだろう。

(vi) 市の事業上の魅力を訴える国内及び海外向けの特別のパンフレットや小冊子が準備されるだろう。

#### ② 観光事業の促進

観光事業は、市で第2に重要な歳入を生む産業であり、直接あるいは間接的に15万人の職を支え、市は少なくとも1億ドルの税収を得ているが、1977年の予算は30万ドルにすぎない。このため観光事業に十分注目させる4要素からなる計画が提案されている。(i) 予算の50万ドルへの増額、(ii) 経済開発局及び民間ボランティアを通じての観光客増大策、(iii) 市のイメージアップのための特別行事の推進、(iv) 州政府に対する財政措置とツーリスト事務所の設置、である。

#### (4) 事務の合理化

市、州、連邦の機関と調整組織の取扱いにはあまりにしばしば混乱し、非能率的である。とりわけ、厳格な建築基準と環境条件の吟味は手続が長く複雑であり、開発を妨げている。

過度に煩わしい調整手続を正さなければならぬのは次のものである。

(i) 要求される許可の一覧表を付した開発に関連する市の部局及び他の官庁の機構表の整備

(ii) 許可事務効率化のため、特定のものについては一定期間内に取り消されなければ、自動的に許可がなされたものとする。

(iii) 建築許可及び証明の統一サービス

(iv) 商工業設備の拡大あるいは建設についての資金援助申込様式の統一

#### (5) 民間部門の協力

経済再建計画の重要な要素として、市は



事業環境を改善するすべての段階にパートナーとして労働・実業界の協力を求め、人材と資金の提供をおおぐだらう。

(i) 新経済開発委員会への参加による全体計画の指導とその進行の監視。

(ii) 経営労働協議会による企業環境の改善計画に取り組み、産業分科委員会を通じて、経済開発局は市の経済機構の一部について助言と援助を得るだろう。

(iii) 実業界と市は、共同して市を事業好適地として国内外に売り出す包括計画のスポンサーになるだろう。

(iv) 実業界は、主要な商工業事業計画を遂行する半官半民の経済開発機構をつくる計画について、経済開発局を援助するよう求められるだろう。

(v) 市に立地し、拡張することを望む有望企業に融資する商工業開発銀行の設立を、経済開発局から要請されるだろう。

(vi) 経済開発局は商業会議所と共に、経済開発に民間を巻き込む共同事業計画を推進するだろう。

(vii) 産業グループと各企業は転出、移動、拡張の可能性及び各企業と産業の問題についての情報網の創設を経済開発局から要請されるだろう。

(viii) 市内の会社から貸付の担当者とボランティアの専門家が経済開発局によって募集され、市の開発、企業、金融のサービス組織で計画実行のために働いてもらうことになるだろう。

(ix) ボランティア協会はさらに強化され、その事業範囲を5つの区の地方企業にも広げ、また、ビジネスボランティア組織グループとも協力して行くことになる

う。

### 3 支援の戦略

#### (1) エネルギー問題

米国の23の大都市の中でも、ニューヨーク市における電力料金は最も高く、全国水準に較べ、商業用で1.9倍、工業用で2.2倍である。電力料金を押し上げる最大要因は市税であり、その25%を占める。また、電力事業が他の地域に電力供給をするため、地方税が二重に課されることとなる。

この他の要因としては、(i) 高い石油依存と石油価格の高騰、(ii) 石油に代替するクリーンな天然ガスの不足、(iii) 市・州・連邦の大気汚染制御の下での、安価な硫黄分の多い石油や石炭の使用禁止、(iv) 水力発電の利用不能、(v) 電力使用量のピークとオフ・ピーク時の大きな差が挙げられる。これらの問題は市だけでは解決できないが、エネルギーコストを安定し、引き下げるための長・短期の計画を市は予定する。

商業用電力コストの安定のために、市の事業税率を是正する。この点については他の箇所でも述べているが、電力事業の税負担を安定的なものとするだろう。

電力事業では、硫黄分の多い燃料使用について市の環境保護委員会と慎重な検討を加えている。また、公共サービス委員会(PSC)では、オフピーク時料金率計画を検討しており、これによって、資本コストの圧縮が期待できる。

また、市は、市に新規設置をし、職場の提供をする企業に対し、電力税の免除を検討している。この他、産業・商業に州電力

庁によるカナダからの安い水力電力供給が、エネルギー集約的産業に対しては、市独自の水蒸気発電事業の建設及びこの事業税の軽減が、独自の予備発電装置を持つ者に対する料金の引き下げが検討されている。

市はさらに、各段階の政府と協力し、産業エネルギーの安定供給のため、統合的なサービス事業 (integrated utility complex) を設置することを調査中である。

#### (2) 経済発展への土地利用計画

この土地利用計画は、(i) 商工業のために、利用可能な空地の目録の作成及び土地鑑定のための調査をなす土地利用調整政策、(ii) 産業復興のための市の所有する土地利用と他への大規模土地投機の制約、(iii) 連邦認可の下に市が取得した住宅用地の商工業への目的外利用 (このために、連邦住宅・都市開発局に法律の改定を求めることになる)、(iv) 連邦の所有する余剰地の長期賃貸による経済活動への利用、(v) 市内での2~3のインダストリアル・パークの設置、である。

以上のような具体的土地利用計画の他に、制度・法律の改定によっても、経済活動を助長しうる土地利用の手段がある。すなわち地域制の検討である。市が、先ず取りくむのは、次の事項である。(i) 工場の立体的利用—工場を下に、住宅を上へに設けることにより、工場の拡張用地が確保できる。(ii) 過剰な空室を持つ商業地域での空室、空倉庫の軽工業への利用、(iii) 既存工場の敷地拡張を現行どおり利用する場合にのみ認可することである。さらに、特定目的地区の設定である。これは商業発展の

ために、拡大しすぎた商業地域を再開発、集中化し、効率化を図るとともに、集中化により生ずるオープンスペースを駐車場や他の目的に利用しようとするものである。

#### (3) 商業の回復

市は長年、商業中心地としての機能を強化する必要を認めてきたが、民間の土地開発業者は副都心への投資をうまみの少ないものとみている。従って市が副都心の経済機能の回復を本気で望むなら、民間企業家の納税能力に従った減税等、革新的な機構改革が必要であろう。また副都心自体を魅力ある場所とするための努力も必要と考えられる。

現在ニューヨーク市は主な商業地域において商業活動回復のための新しい試みを行っている。商業活動の回復を計画している対象地域全体に対する包括的な計画、例えば土地区画規制、居住者への減税措置等がそれである。

近年、小規模な商業地域の活動は悪化しているか、もしくは不安定な状態である。そのため、市は自力再生への援助、減税措置等、その地区の生存能力再生のための援助を行っている。また連邦公共団体開発基金のほとんどは地元の再開発事業に対して与えられている。

#### (4) 労働力の養成と教育

労働力の需要に応えるためにニューヨーク市と民間企業家によってつくられた労働力養成計画は、実際の需要に即したものでなければならず、また他の就業のためのさまざまな計画との総合化もはからなければならない。

経験上からこの仕事はニューヨーク市独

自で遂行することはできない。強力な財団のバックアップによる就業保証のある計画が責任をもって行われることが必要である。

他に主要な問題として、アメリカ雇用サービスの仕事がある。産業界の需要によりよく応えるためにはこの仕事の見直しも必要である。

#### — 学校での専門教育 —

地元企業の傾向として、教育のある労働力の普及を望む傾向がある。従って学生に対し教育を受けたにふさわしい給与が保障されるなら学生は意欲を持ちつづけ、教育ある労働力の普及を望む産業界の利益も増大する。それ故、経済再建計画遂行の一環として経済開発委員会は学校のカリキュラム等について教育委員会との話し合いを開始するだろう。

#### (5) 新しい科学技術

ニューヨーク市はまだ地元での基礎も確立されていない新しい産業を定着させるために努力するだろう。またそれら新しい産業や科学技術を生み出す源として、大学、医療機関、企業等の複合体からの協力も要請するだろう。成功するために必要な情報の集成、およびそれらを実際に応用していくための計画は、1977年中にもたてられると思われる。

## 4 連邦政府と州の立法及び財政上の援助

### (1) 基本となる州と連邦政府の立法

経済再建計画、特に税の分野での提案の多くは、州議会の次の会期に上程されることになっている。

市当局は、市の経済再生にとって、根本

的かつ長期にわたって重要な二つの法律の成立を、州議会・連邦議会に対して強く働きかけている。以下その二つの概要を説明する。

#### ① 州憲法の改正

公共資金を経済発展に使用することを禁止している州憲法の解除と特に雇用創出を「公共の利益」の概念に含めるための改正を求める。これによって、定型的なルートでは十分な資金を得られない産業への融資を支えるため、州が信用を与えるという、担保保証制度をとることができる。この制度によって、銀行もより多くの事業に、より大きな割合で融資することを勇気づけられるだろう。

#### ② 国立都市開発銀行の設立

長期貸付の不足のため、ニューヨーク市等では、古い商工業設備の償還が遅れ、企業の都市脱出を促進している。

そこで、連邦政府の援助で、国立都市開発銀行を設立し、市中心部の企業の長期資金需要を満たす。市当局は、この法律の成立を進めるため、両院合同経済委員会・アメリカ市長協議会と共同している。

#### (2) 市以外の公共資本投資

市の資金は、近い将来に不足することは明らかなため、他の資金源を探すことが不可欠である。そういった計画のうち、主なものは次のものである。

#### ① ウェスト・ウェイ

放棄されたウェスト・サイド・ハイウエーの代替として提案されたもので、経済開発計画の基本となるものである。

この建設の効果は交通の便だけでなく、波及

的な民間投資や雇用創出、流通システムの改善の効果が期待される。

#### ② 会議場の建設

この最優先計画に対する融資は、いくつかの可能性のある候補地のうちの一つで検討されている。この建設によって、ホテル・商店街等、さらにはそれらにサービスする企業や人々等を、ニューヨークに引きつけ引きとめることになろう。

#### ③ 経済発展のための地域開発基金

本年、雇用創出のため、連邦政府から2,300万ドル融資され、来年は、商工業発展のため基金から追加融資されるだろう。基金の融資対象となる計画は、(i) ハーレム川操車場 (ii) ブルックリン陸軍基地 (iii) ステタンアイランド・インダストリアルパーク (iv) ジャマイカ遊歩道 (v) ジャマイカ並木道の商業復興 (vi) リンデン大通りの商業復興である。

#### ④ 商工業計画に対するアメリカEDA下部組織の補助金

ニューヨーク市の商工業発展計画を支援するため、経済再建計画の5か年間にわたってEDAからの補助金を増額するよう連邦政府に要請している。

#### ⑤ ニューヨーク市の鉄道に対する州・連邦政府・ポートオーソリティその他の援助

ニューヨーク州は、1974年に有権者の賛成を得た鉄道保護債券の発行を進めており、市の鉄道貨物輸送の競争力を増すための計画に、4,500万ドルの資金が得られるだろう。

#### ⑥ 連邦政府及びポート・オーソリティの港湾施設の維持・建設への参画

ブルックリンの北東航路ターミナルとステタンアイランドのコンテナ港の建設を進めているが、この計画に対するポート・オーソリティの援助の可能性について、共同で調査を進めている。この計画の完成によって、ニュージャージー側との競争が可能になる。

#### ⑦ 地下鉄への援助；料金の固定化

市の地下鉄は1日3,600万人の乗客を運んでいるが、その大部分は通勤客である。運賃を低くすることは、雇用主・通勤者双方にとって良いことだが、経費に対して運賃収入の占める割合は55%にすぎない。また、乗客数に比して政府の援助が少なすぎるため、市の運賃は全米一高い。

そこで、地域の実情に応じた助成金を求めていたが、1974年に法律が成立した。そして、市当局は、輸送システムの安全性と効率を改善するため、連邦政府の資金増加を求めている。

#### ⑧ 公共土木工事

公共土木工事の認定と政府特別支出金は増加されるべきである。

#### (3) 北東部連合——地域経済活動

地域の停滞した経済に再び活力を与えるための政策や戦略を提案することを目的として、北東部の市長協議会が組織された。市当局はこの地域間協力を、北東部地域を悩ます共通の問題を処理するための不可欠のステップだと考えている。

さらに、最近の協議会におけるエネルギーの産出と管理、民間投資、公共土木事業、福祉の改善、輸送、連邦政府の活動及び地域自助計画等に対する勧告を支持している。

## 53年度地方財政の点検

### 環境権—甲子園浜埋立公害訴訟

### 大型店舗の進出規制

#### ■ 53年度地方財政の点検

今年の地方財政は、「7%の経済成長」という政府の“アキレス腱”を巧みに突きながら有利な形で結着したといわれているが、地方財政も6兆円を超える地方債を発行する借金財政であり、残された課題も決して少なくない。

第1に、国の景気刺激予算に呼応して、53年度地方財政規模は34兆3,500億円弱(52年度比約19%増)と、公共事業を中心とする大型財政となった。講学上、地方財政に景気調整機能はないといわれているが、政府財政との連動性から、この大型予算に協力しなければならない。しかし、ただでさえ弱い財政力であり、不況でさらに弱っているのに、この大型予算がかぶさってきた。“過大すぎるノルマ”といえる。「全部こなすには、かなりの努力が」(宮沢知事)「非常時だからこそ地方として目をつぶって借金財政をやっている。」(長州知事)「失速でもしたら、償還のため赤字地方債を出さざるを得ない。」(畑知事)という、各知事の危惧は、政府の景気予算という“壮大なカケ”に応じた地方財政の不安定さを表すものといえよう。

第2に、53年度も3兆500億円という財源不足を、地方債で補てんすることになった。50年度以来、4度にわたる。地方財政に地方債への安易な気持ちがひろがりつつある。

49年度2兆円に過ぎなかった地方債発行額は、50年度は4兆円台に乘せ、53年度は6兆円台に達する。自治省の試算では地方公債発行残高は34~35兆円。国民1人当たり地方債だけでも約34~35万円の借金となる。

総予算に匹敵する地方債は、国と地方の費用負担のケジメも、緊縮財政への心の張りもすべて借金という“麻薬”で曖昧にしまった。将来、この借金はインフレでもこない限り、大きな負担となるであろう。

第3に、今年も、地方税・地方交付税制度の改革はなかった。3兆500億円と推計された財源不足は1兆7,000億円を地方交付税の増額で、あと1兆3,500億円を建設地方債で穴埋めすることになった。

交付税の増額のうち1,500億円は臨時地方特例交付金で、あと交付税特別会計の借

入分1兆5,500億円から50,51年度の償還分を差し引いた1兆5,075億円の2分の1,7,537.5億円は、国庫が負担することになっている。この方式は52年度もとられた。それはあくまで単年度の措置であったが、「当分の間、毎年度の借入金の償還金はその2分の1相当額を国が負担」することを法律で定めることになった。

自治省は、事実上、交付税の引き上げに代る措置といえるとしているが、財源不足の4分の3近くを地方財政側が負担するルール化を逆につくってしまったともいえる。また、交付税率の引き上げに自ら足枷をはめたばかりでなく、交付税の補助金化に加えて、地方債化が公然と行われている現状は、交付税制度の“破綻”を表わしているといえる。

第4に、公営企業金融公庫の改組問題がある。50年度以来、地方財源の不足を地方債で埋めてきた。今年も前年度比23%の大幅な伸びとなっている。金融状勢は超緩和といわれるものの地方団体はその円滑な消化、すなわち融資先に苦慮しているのが現状である。

地方公営金融公庫を改称し、地方団体金融公庫（仮称）とし、公庫独自で特別債を発行し資金を確保するとともに、対象も一般事業にもひろげようとするものである。しかし、今年も金融行政の一元化を固執する大蔵省の反対で、同公庫の融資対象に臨時地方道整備、臨時河川整備、臨時高等学校整備の3つの地方単独事業を入れ、普通事業債にも融資ができるよう制度改正することになった。

改組は実現しなかったものの、公庫の窓

口、資金量がふえることは、事務手続の簡素化などメリットは大きい。地方金融公庫が、自治体の縁故債をすべて肩代りし、自治体と地元金融機関との関係を絶ち切るようであるとかえって地方債の消化に障害となる屋上屋的な存在となりかねないであろう。

地方財政の結着は、大蔵・自治省とも一般消費税の導入に“照準”を合せて、税制改革によって抜本的改革を図らなければならないといっている。地方債政策はいわばその大変動までの暫定措置といえるのかも知れない。

しかし、地方自治体はこのような嵐の前の静けさのようなムードにひたってしまっていて、借金財政が次第に体質化しつつあるのではなからうか。問題は何も片づいていないのである。むしろ、地方財政制度の欠陥を地方債で埋めたため、かえって解決を困難にしてしまった。34～35兆円に及ぶ地方債は55年以降の地方財政にとって大きな重荷であり、余裕財源はますます枯渇し、当分、政府を先導するような政策の幅は財政面からは期待できないであろう。

地方財政は、景気対策債というカンフル注射によって財政破綻を免れたという不幸中の幸を、心をひきしめて十二分に活かさなければならない。

低成長下の地方財政のあり方を、地方六団体を中心にして明確に打ち出すべきである。それは財源の問題でなく“秩序”の問題である。いいかえれば国・府県、市町村・国民をふくめての費用負担の社会的公平化の徹底である。そこから来るべき税制改正への取り組み方もでてくるはずである。

## ■ 環境権—甲子園浜埋立公害訴訟

### 1 はじめに

兵庫県・西宮市の甲子園浜埋立計画に対し、同地域の住民組織・西宮甲子園浜埋立公害訴訟団が2,004人のマンモス原告団をもって、兵庫県を相手にこの港湾計画の取消しを求める訴えを神戸地裁に提出した(52年10月17日)。

訴えは、処分取り消しの根拠として「まず、埋立計画が実施されれば、湾岸道路による自動車公害はじめ、工場、事業所による公害が予測され、豊かな自然、居住環境の破壊は必至で沿岸住民の“環境権”を侵害、周辺の環境影響への考慮を規定する改正港湾法、運輸省令に違反する一という計画内容自体の違法性を第一根拠。ついで環境アセスメントを義務づけた港湾法に違反、アセスメントの根幹となる地域住民、環境保全団体の意見を反映させる手段を取らなかっただけでなく、港湾区域に接続する内陸部のアセスメントを実施していない一という計画策定手続き上の違法性を第2の根拠」(52. 10. 17神戸新聞)にあげている。

この提訴が目されるのは、「行政訴訟で原告の数が二千人を超えたのは裁判史上例を見ないと同時に、生活権、環境権、入浜権の侵害などをタテに埋立て反対、港湾計画そのものにまつをかける行政訴訟も全国ではじめて。訴訟の行方はいま論議されている『瀬戸内海の今後のあるべき姿』をも実質的に問うもの」(52. 10. 17朝日新聞)だからである。

### 2 訴えの背景

高度経済成長の歪みとしての公害は多くの住民運動を惹起し、訴訟へと結びつけた。「環境・公害に関する訴訟が急速に広がったのは、四日市公害訴訟など、いわゆる四大公害裁判が、いずれも原告側勝訴に終わった48年ごろからだ。たとえばその年の5月には国鉄横浜新貨物線の工事差し止め訴訟が起こり、8月には四国電力伊予原発、九州電力豊前火力……」(52. 11. 4日本経済新聞)等々、新幹線、空港、河川管理と多数の訴訟が提起されている。日本経済新聞が調査した主な環境・公害訴訟としては、企業活動—9、発電所—7、道路・鉄道—8、空港・基地—8、その他—13、そして、甲子園浜も含め開発は10となっている。

また、「こうしたなかでもう一つ目立つのは、以前は企業を被告とする訴訟が大半だったが、最近は道路、鉄道、空港などをとり上げて、『公共性』のあり方を問いただしたり、国土保全面での国や自治体の責任を追及したりするケースがふえていること」(前掲日経)であり、大阪空港事件訴訟はその代表的な例といえるであろう。

住民運動・訴訟の内容は、単に公害反対、被害救済から大分新産都市8号地訴訟にみられる予測公害の排除、さらに入浜権運動・甲子園浜訴訟の環境保全のための“環境権”主張へとその流れを変えつつある。

入浜権は“公害を告発する高砂市民の会”が発想した言葉である。すなわち「古来、海は万民のものであり、浜辺に出て散

策し、景観を楽しみ、魚を釣り、泳ぎ、あるいは汐を汲み、流木を集め、貝を掘り、のりを摘むなど生活の糧を得ることは、地域住民の保有する法以前の権利であった。また海岸の防風林には入会権も存在していたと思われる。われわれは、これらを含め『入浜権』と名づけよう。今日でも、憲法が保障する、よい環境のもとで生活できる国民の権利の重要な部分として、住民の『入浜権』は侵されてはならないもの（入浜権宣言より）である。入浜権運動は、第1回シンポジウムを51年8月神戸において開催し、「海浜保全基本法案」、同第2回シンポジウムでは、英国のネプチューン計画（市民団体のナショナルトラストによる海岸の買い取り運動、1964年からはじまり、既に560kmを取得している）にならない「ネプチューン計画」日本版を発足させようとしており、「これまで“受け身”的だった自然保護、公害反対運動が自分たちの金で守りたいものを買ひ、進んで負担を負うという積極的姿勢への転換を示すもの」（52.8.9 毎日新聞）で、ここにも住民運動の流れの改革をみることができ

### 3 環境権

では、環境権とは何であろうか、「公害発生メカニズムを明らかにし、環境法の理念を従来の『公害対策』から『環境保全』へと、発想の転換をうながす有力な契機を提供したのは、いうまでもなく、いわゆる環境権の提唱であった。

環境権という概念については、すでにアメリカの一部の州憲法の中に、これを条文化したものが見出される。だが、わが国で

この思想が最初に打ち出されたのは、1970年3月東京で開かれた国際科学者会議の公害シンポジウムにおいて、健康や福祉を侵す要因にわざわざいされない環境を享受する権利が基本的人権の一種として法大系の中に確立されるべきことが要請されたことにはじまる」（原田尚久「環境権と裁判」58、59頁）。

この提唱が、大阪弁護士会の有志によって、法律論としてとり上げられ、これが契機となって、マスコミや市民の支持を得ることとなった。

大阪弁護士会環境権研究会編者の「環境権」に“環境権確立のための提言”が載せられており、これに従い以下にその概略を説明する。

まず、環境権提唱の前提問題として、有限な自然を人間が無制限に破壊することの危機とこれを防止する在来の法理、行政指導理念が企業活動の自由を原則とする欠陥が存在する。環境権について、その法理の出発点として、「大気、水、日照、通風、自然の景観という自然の資源は、人間の生活にとって欠くことのできないものであり、不動産の所有とは関係なく、すべての自然人に公平に分配されるべき資源である」（78頁）として、環境共有の法理を打ち出し、これを承認することにより環境を「独占的に支配・利用し、汚染・減耗させることはそれ自体他の共存者の権利の侵害であり、すなわち違法であるという理論は、当然の帰結」（78頁）であるとする。

次に、環境権が公権か私権かについては、行政庁への義務づけ等公権的側面を認めながら「民事訴訟こそが、住民が、直



接、自分自身の力で、自らの環境を守る手続である」(5頁)という点から私権であるとする。

第3に、環境権の意義として、「環境権は良き環境を享受し、かつこれを支配しうる権利である。それは、人間が健康な生活を維持し、快適な生活を求めるための権利である。」(85頁)この権利主体は、環境を消耗し尽す企業に対処するものであるから、これに対置される「国民、特に法律にいう自然人でなければならない」(85頁)。また良き環境とは、「健康な生活を維持するための条件をすべて充足したものでなければならないが、決してこれに尽きるものではない。……快適で文化的な生活を追求しうべきである。それゆえ、良き環境は、当然これらの条件を満たすものでなければならない。ただし、その水準、ことに後者のそれは、地域の特性に応じて異なりえよう。」(85頁)。この環境には、大気、水、日照、静穏、土壌、景観といった自然的な環境のほか、文化的遺産もまた環境権の対象にとりいれられるべきであり、さらに、歴史的価値を持たない社会的な諸施設、道路、公園、公的教育施設等もこれに含ますことが可能であるとする。

このような環境を対象とする権利の性質は、財産権的な面もあるが、むしろ人格権に近いものであり、「より積極的に、国または地方公共団体に対して、良き環境の確保を要求しうる権能をも含む権利である点において、生存権的な基本権としての一面をも併存しており、結局それは、これまで知られていなかった新しい基本的人権の一つであると理解されるべきであろう」(87

頁)。また、企業から公害の被害者をまもるという意味で社会権の一種に属することになる。「その現行憲法上の根拠は、とりあえず憲法25条及び同法13条の規定にこれを求めることができる」(87頁)のである。

環境権承認の効果は、公害対策立法の環境保全立法への転換、原因者負担原則の確立といったことの他、訴訟における原告適格の拡大をもたらす(日光太郎杉事件でも、景観を守る意味での訴えの利益は認められず、土地所有者として訴えの利益が認められた)。

さらに、公害の私的救済の拡大である。すなわち、かつての権利濫用論は受認限度論により克服されたが、これらは、事業活動の原則的適法性を承認するものである。環境権の承認は、権利の侵害が存在する場合は全て違法とする違法性論をとることになる。また、侵害行為に対する差止めは、その対象が拡大し、加害者の故意過失は要件でなくなり、かつ、権利の侵害があった場合にただちに差止め請求をなすことができることとなる。

#### 4 環境権論の実現に向けて

以上、環境権の概説であるが、大胆な発想の転換であるだけに、実現に当たっての困難性も予測される。

「環境権論は、……法制度の基本に係る、すぐれた理念の表明であった。しかし、それだけに、これをただちに裸のまま市民法上の法技術概念として受け入れ、実践的に利用するには、困難がともなう。

(1) 第一に、環境権の理念は、論者自身主張しているように、既存の法秩序に対し基本的な『価値観の転換』を求めるもので

ある。それだけに、ドラスティックな革命的立法を通じて一挙に排他的にこれを実現するのならともかく、環境権の理念を在米の法秩序を維持しつつその中に包摂していくとする場合には、既存の法制度や法解釈との調整をはかりながら、その延長線上にこれをとり入れていく地道な努力が必要である。それがいかに重要な価値であっても、環境権という一片の理念の提示から、法制度の革命的变化を法解釈のかたちで一挙に裁判所の手で実現しようとするのは、いささか性急で、観念的にすぎるといわざるをえない。

(2) だが、第二に、法技術的にみても、環境権の概念が人類生存の危機という危機感を背景にして、にわかに国民の承認をえた、いわば、緊急権的な要素をもつ概念であり、しかもそれが企業活動の差止めという強力な権能をもつ権利であるとすれば、これを実用概念として利用するには、その権利の機能領域を『何人にも承認のえられる領域』に厳格に限定しておく必要がある。自然環境のみならず、社会、文化環境をも含めて環境概念を広く一般化し包括概念としたまま、これを市民法上の緊要かつ絶対的な権利とするのは、法技術論としては少しく乱暴に過ぎ、説得力に欠けるといわざるを得ないであろう」(前掲「環境権と裁判」60・61頁)。

第2の点について、宮本憲一氏は「環境権の法理は、いわば実践の中から生まれたのであるから、確定した定義はなく流動的なことはさげがたい。たとえば、まず環境権の対象となる環境とは何かという課題に対して、答が定まっていない。……環境に

は自然的な(物理的)環境、社会的(人工的)環境、文化的(精神的)環境とがあり、このうち、司法や行政が取り上げねばならぬのは、前二者である。特にこのうちで環境権として当面取り上げねばならぬのは、いうまでもないが自然的(物理的)環境であろう。環境権の範囲を……三局面全体に広げるならば、環境権は生存権、生活権、教育・文化権など基本的人権全体を包括してしまい、あまりにも広がりすぎて現実には法実効力を失う可能性がある。」(前掲「環境権」319頁)と原田氏と同様の意見を述べている。

この他種々の論議もみられるが、「環境権が確立して、はじめて、環境問題の権利義務関係は軌道にのる」(宮本前掲書318頁)といえるのであり、これまでにみた如く、世論の動きは受動的環境享受から、能動的環境獲得へと大きく変わりつつある。

国・地方自治体は、この動きに対する適切な対応が必要とされている。他方、低成長下での開発の要請、財政的負担の問題もあるが、「その発想が公害防止に限定されはなるまい。これからは、計量化しにくい『快適さ』を含めて、残された課題を解決して行かねばならないのである。環境問題が新段階を迎えつつあることを認識すべき」(52.6.6 読売新聞)である。また、地域的環境汚染はやがて国家的広がりとなり、さらには国際的な環境の汚染をもたらす可能性がある。このためにも「環境権に関しては地方条例から国法へ、さらには国際法的な保障規定が定立され」(宮本前掲書318頁)ることが必要であろう。

## ■ 大型店舗の進出規制

### 1 大型店舗進出の波紋

大型店舗の地方都市への進出に対して、地元商店街では零細商店の生存権、或いは地域主義を旗印として実力行使による出店阻止や裁判闘争を展開してきた。

昭和49年3月、「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」（以下「大規模店舗法」と略す。）が施行され、低成長経済に移行した50年代、「中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律」（昭和52年9月施行、以下「中小企業分野調整法」と略す。）によって中小企業の事業機会の適正化が謳われる中で、各地で繰り広げられる大型店舗紛争は益々加速度を加えている。

大型店舗出店反対運動の成功例としては立川市でボウリング場跡地へのダイエー出店反対運動（昭和49年12月から昭和50年9月）が挙げられる。この運動は「商店街活動としてよりも、地域活動として取り組んだところにその成功の根源があった」とされているが、出店反対の理由とするものには他都市での運動に共通するものがある。即ち、①住民環境の破壊につながる大型店舗は、公害規制の点から反対する。②地元商店街の従来からの努力、地元消費者に対する貢献度を認めてほしい。③大型店舗の市内第2店の出店を黙認することは、やがて市場寡占化につながる。が主たるものであり、今一つは地域活動の柱とされた、④大型店舗出店予定地を住民のための公共施設として活用する対策を考えるであった。

地元商店主を中心とする署名運動に始まり、市、市議会、商工会議所等の幅広い支援を得て展開されたこの運動は、大型店舗出店反対運動としては成功裡に決着した数少ない例と云える。

日本で初めて法廷闘争に持ち込まれたものとしては、昭和52年6月、広島地方裁判所福山支部での「ジャスコの府中市出店を阻止する」訴訟が挙げられる。「営業と生活を守る会」（粟本豊・府中市商店街連合会会長・30団体 791店舗加盟）を原告とするこの訴訟は、①大型店舗の営業の自由、②零細小売店の生存権、③消費者の利益、④地域社会の共同責任、⑤流通近代化のあり方、⑥国・地方公共団体の行政指導のあり方等々、経済システムの視点のみならず、社会・政治問題にまで波及する未曾有の課題提起である。

### 2 大規模小売店舗法

大型小売店舗の進出に関係する法律としては、大規模小売店舗法をはじめ、小売商業調整特別措置法、中小企業分野調整法、独占禁止法、都市計画法等多方面に亘って制定されているが、直接に進出地の中小小売商との事業調整を目的とするものは、大規模小売店舗法、小売商業調整特別措置法、（昭和34年制定、52年一部改正）、中小企業分野調整法（昭和52年制定）の3法である。中でも、大規模小売店舗法は、実質的には従来百貨店法を改正（「百貨店法」は廃止）したものである。

昭和31年に再制定された「百貨店法」は当時唯一の大型小売店舗であった百貨店の

事業活動を調整することにより中小小売商の事業活動の機会を確保することを目的として、百貨店業の営業許可、店舗新增設の許可、閉店時刻・休業日数の制限、営業方法の規制等を内容としている。しかし、店舗面積の制限（1,500平方メートル、政令指定都市 3,000平方メートル）においても、その規制の対象を同一法人の店舗としているため、各階ごとに同一系列の別法人でもってするスーパーの営業には規制が及ばなかった。

昭和40年代、スーパーの店舗新・増設に拍車がかかるとともに、各地での中小小売業者との紛争が増大し、スーパー規制の要望が強くなった。又、シェアを圧迫される百貨店業界からは、同一条件での営業を求める声が出るようになった。加えて、新たな政策課題としての流通近代化の推進や消費者利益の確保等の見地が重視されるに至った。

こうした背景から百貨店法にかわって大規模小売店舗法が制定された。改正の主な点としては、

- ① 「中小小売商業の事業活動の機会の確保」という目的に加えて、配慮事項として「消費者の利益の確保」を加えた。
- ② 同一建物内の売場面積の合計が 1,500 平方メートル（10大都市にあっては 3,000 平方メートル）を超えるものを「大型小売店舗」とし、これに入居するすべての小売業者を規制対象とする。したがってスーパー、ショッピングセンター等も規制対象に加える。
- ③ 百貨店法による許可制を届出制にし、通産大臣は大規模店舗審議会の意見を聞いて、進出にともなう地元中小小売業の利益が著しく害されるおそれのある場合は、変更勧告、変更命令を発動しうる。の3点が挙げられる。

て、進出にともなう地元中小小売業の利益が著しく害されるおそれのある場合は、変更勧告、変更命令を発動しうる。の3点が挙げられる。

しかし、新法の制定によって規制が強化されたとはいえ、大規模小売業者と中小小売業者との妥協の産物であるだけに同法の運用、解釈をめぐる問題がなお残されている。

大規模小売店舗法が「同一の建物」を規制の対象とすることによって、店舗面積に係る百貨店法の不足はカバー出来たものの、その建物に入居する零細小売商をも規制する結果となった。又、百貨店法においては店舗の床面積に含まれていたエスカレーター、便所、休憩所等が、そこで小売業が営まれないかぎり店舗とは看做されないが故に起きる店舗面積の積算方法の問題、そして、法的には規制されない大手小売業者の経営する「基準面積」以下の強力な中・小型店と零細小売店との間に起きる紛争は新たな問題とも云えよう。

他方、運用の面においては、大規模小売店舗の開設手続として、届出以前に「大規模小売店舗審議会」が諮問する進出予定先の商工会議所又は商工会の組織する「商業活動調整協議会（以下「商調協」と略す。）が店舗面積、休日数、営業時間等の調整活動を行うこととなっており、その運営は「商調協は、審議会から意見を聞かれた場合には、届出に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動にいかかなる影響を及ぼすか、その影響を中小小売業者の共同化、当該届出に係る小売業者の協力等によってど

これまで減殺できるか、また、その影響を消費者利益の確保、中小小売業の近代化事業等との関連でどう評価するか等について調査審議し、三週間以内に意見を作成すること」（通商産業省通達）とされているが、明確な調整の基準は存在せず、「その調整活動は同じ法の適用を受けながら不平等」の誇りを免れない。加えて、商調協の委員構成は、小売業経営者、消費者、学識経験者からなり、その中立性には配慮がなされているはずであるが、ともすると任命権者である商工会議所の意見が反映されやすく「消費者利益の保護」に欠ける体質であることは否めない。

こうこういった事項が大規模小売店舗法において再検討が望まれる課題であるが、残された中小企業分野調整法、小売業調整特別措置法について若干の説明を加えるならば、前者はその調整対象を「全国的・広域的調整に適した分野」で且つ「中小企業団体と進出大企業」としており、小売業についてはその紛争が地域的性格が強い等の特殊性から直接の適用はなされない。又、後者については「中小小売商と中小小売商以外の者（卸売業者、メーカー、生活協同組合等）」或いは「中小小売商団体と大企業」を主たる調整対象の類型としている。

### 3 自治体の対応

近年、独自の条例、要綱等によってスーパー等の新設を規制しようとする自治体が急速に増加している。これは大規模店舗法の基準面積をわずかに下回る中型店舗と地元既存商店街とのトラブルの増加に対応したものである。昭和52年6月現在、豊中市

の「小売商業活動の調整に関する条例（昭和51年4月施行）」を始めとして、その数1都20県33市（通産省調べ）に及んでいる。

「豊中市の条例よりもはるかにきびしい」とされている「熊本県小売商業活動の調整に関する条例（熊本県条例第75号、昭和51年11月1日施行）」は、その目的を「小売業の正常なる競争を促進し、消費者の利益を守るとともに、小売業者相互間の紛争を未然に防止するために、小売商業店舗の適正配置への誘導を図り、もって県民生活の発展に資する（第1条）」とし、大規模店舗法が適用されない「売場面積が300平方メートル以上1,500平方メートル未満の店舗（第2条）」について規制をしている。その方法は「小売商業店舗を新設（改築により、又は既存の建物を利用することにより、小売商業店舗となるものを含む。）しようとする者及びその店舗で小売業を営もうとする者」の届出義務（第4条）、「小売商業活動調整審議会（第3条）」による審議（第6条）、知事による「開店日を繰り下げ、又は店舗面積を減少すべきこと」の変更催告（第5条）、「催告に従わない場合」の変更命令（第7条）そして、「届出を怠り、又は命令に従わない者に対しては、10万円以下の罰金（第10条）と、大規模店舗法とほぼ同様の規定に加えて、「知事は、建築確認、農地転用その他行政手続の許認可にあたっては、この条例の趣旨を尊重（第8条）」すべきことを定めている。

各自治体の条例・要綱に共通する規定事項は、①大規模店舗法の基準面積以下の店舗を規制の対象とする。②生活協同組合、

農業協同組合の経営する店舗も規制の対象とする。③隣接市町村に大きな影響を及ぼす虞のある店舗については広域的な調整を可能とする等である。これらは現行の大規模店舗法に残された課題を克服し、或いは補完しようとするものであるが、条例における「罰則規定」の存在等から勘案する時、立法政策的には、① 営業の自由を定めた憲法との関係、② 大規模店舗法等国の法令との関係の2点が問題となる。

①については、従来、最高裁判所は「警察的、消極的規制においては、経済政策に比べて営業の自由を規制する範囲は狭い」（最判昭47. 11. 22, 同昭51. 4. 30）とし、或いは「国民生活の安寧を図り公共の福祉を維持するためであるから憲法22条に違反しない」（最判昭28. 3. 18）としている。ここで「公共の福祉」を「人間相互の間の矛盾、衝突を調整する原理としての実質的公平の原理」と解する時、必要最少限度の基本的人権の制約は可能と考えられる。

②については、政府見解では「大規模店舗法制定時には、条例による規制まで予定していなかった……、基準面積をある程度下回る面積の小売店舗についても、各地方の実態を踏まえた合理的内容の条例ならば、ただちに違法とは云い難い」としているものの、「合理的内容」の中身は示していない。又、学説では「法律の趣旨、目的からみて条例の規制が法令の先占領域を侵すと解せられる場合は法令に違反する」、或いは「先占領域の観念を認めるとしても、これを余り広く解することは自治立法権の範囲の縮少につながるものであり、当該法令

が条例による規制を明らかに認めていないと解される場合に限るべきである」としている。この点、大規模店舗法が従来の許可制から届出制にして、店舗の新設を容易にし、小売業者相互の有効競争を図ろうとする主旨と解するならば、店舗面積 1,500メートル以下のものにまで規制を強めることは、消費者の利益保護を危うくし、同法に抵触する虞がある。

以上、大型店舗の進出規制の問題について主として法的側面に視点を向けてきたが、自治体に課せられた課題は、その活路を法的規制のみに依存することなく、交通調整、魅力ある商店街形成をも加味した都市計画から中小小売商の経営近代化のための低利資金の供給そして適切な経営指導等、各中小小売業者がそれぞれの分野で、その特性を生かした発展的自主経営を確立し得るよう指導して行くことにある。最後に、中小小売業者については、その経営方針の探究が自らの課題であることを自覚し、積極的に中小小売業者相互の交流を図り、連帯意識を高揚し、経営近代化への努力を重ねることが期待される。

## 産業と市民生活

昭和 51. 52 年度  
神戸市市政専門委員会

## I 政策提言

## 第1 産業振興に関する提言

神戸市は、さきに策定された新神戸市総合基本計画において、神戸がめざすのは「人間都市」づくりであり、神戸の産業とその発展が市民福祉の充実のための手段であることを確認した。

この認識のもとで、「住み、働き、憩う」という均衡のとれた都市理念に立脚して、都市づくりをすすめるためには、産業構造を市民生活と調和のとれた方向に改善していく必要がある。また、雇用機会の確保と雇用の安定は市民福祉確保の必須条件であり、市民福祉の充実には市民所得水準の向上もまた欠かせない。

市民生活と調和のとれた産業構造の改善と市民生活の安定、向上のためには、新しい方向で産業振興が必要であり、そのため、次の施策を提言する。

## 1 産業構造の改善について

- (1) 神戸の産業構造を今後、景気変動に対応できる業種構成に改善するとともに、既存産業の知識集約化を目標として改善すること。
- (2) 都市機能の維持・強化と産業の知識集約化をはかるため、企業の本社機能（決定機能、情報機能）及び研究開発機能の集積・強化が行われるよう努めること。また、卸売機能についても、強化するよう努めること。

〔説明〕神戸の産業のうち製造業については、四大工業（食料品、輸送用機器、鉄鋼、ゴム）の占める割合が高く、これらの中には、景気変動の影響を受けやすい産業や発展途上国の追い上げ、需要構造の変化により構造的停滞のおそれのある産業がある。また、既存工業の中には、環境面などで現在の業態が市民生活の面から、必ずしも望ましいとはいえない産業もある。

今後、これらの産業を「住み、働き、憩う」というバランスのとれた都市機能を維持してゆくという観点から、都市にふさわしい産業構造に改善してゆかねばならない。

## 2 産業構造改善のための条件整備について

(1) 神戸の産業構造を改善するための条件整備として、国際見本市会場、国際会議場、国際級のホテル、国際情報センター、海洋博物館、海洋型レクリエーションセンターなどの建設を推進すること。

また、技術者、技能者など人材の養成・訓練が極めて重要であるので、大学、研究機関等の充実を図ること。

〔説明〕神戸の産業構造を改善していくためには、まず、その条件整備を行うことが先決である。そのため、立地条件のよいポートアイランドに、国際的に魅力のある国際見本市会場、国際会議場、国際級のホテル、国際情報センターなどを総合的、有機的に整備する必要がある。また、専門技術者の養成のため、市内の大学に産業技術科、美術工芸科、デザイン科、ファッション科の設置を要請するとともに、芸術大学の創設に努めるべきである。それとともに、技能者の養成及び訓練のためのアパレル・家具・洋菓子など生活に関連した専門大学の設置を推進する必要がある。さらに、産業の知識集約化を一層推進する基盤として、企業の研究機関の導入及び有能な人材確保のために、良好な住環境の整備、子弟の教育機関、文化施設の充実などもあわせて行う必要がある。

(2) 神戸の産業構造の改善を図り、その方向にそった産業振興を図るため、その指針として、産業振興中期計画を策定すること。

〔説明〕新神戸市総合基本計画の産業振興計画を具体化するために、中期計画を策定する必要があるが、それは、神戸の産業を新しい方向で振興するための指針として、産業全般の知識集約化、省資源・省エネルギー化、脱公害化及び市民生活を優先した産業基盤の整備、さらには、国際化、情報化を基本原則とするものでなければならない。

その内容には、産業用地整備計画、商店街整備計画とそのバックグラウンドとしての魅力ある町づくり計画を包含する中期計画とする。魅力ある町づくり計画については、とくに、都市景観と十分調整のとれた総合的都市美が確保されたものとすべきであり、そのため、個人住宅を含む住宅の質の向上についても、十分配慮されたものとする必要がある。

(3) 産業構造改善のための助成もしくは規制のための政策として、総合システム対策を策定すること。また、知識集約産業、研究開発機関などの立地誘導をはかるため、産業用地の長期分割分譲、誘導企業への融資のほか、技術者訓練についても配慮すること。

〔説明〕産業構造を望ましい方向へ改善してゆくために、技能者の養成・訓練、労働災害の防止、労働環境の整備などのための助成と、一方、公害あるいは居住環境の面で



最低条件を満たさない企業の規制等助成と規制を包括した、産業構造改善のための総合的システム対策の策定が必要である。これは、従来の労働環境、労働条件をそのままにしては、構造改善はあり得ないという認識に立つものであり、各種の助成・規制を総合的システムとして制御するものである。

また、産業構造改善のために、既存産業の知識集約化はもちろん必要であるが、さらに神戸の産業構成を多様化し、新しいエネルギーをつちかう中堅企業の導入や企業の研究機関の導入も必要である。そのため、業種及び施設を選定して、産業用地の長期分割分譲や誘導企業への融資など助成措置を講ずる必要がある。

(4) 西北神地域及び六甲アイランドに、産業構造の改善を促進するための産業用地を整備すること。

〔説明〕神戸の産業構造の改善は、既存工業用地のみでは困難である。そのため、西北神地域に既成市街地の工業の移転用地とともに、新しい産業を誘導するための用地が必要である。

また、港湾を物流の通過地にとどめず、港湾でより多くの付加価値を生み出す必要があるため、六甲アイランドに加工基地、サービス基地を含む産業用地を確保すべきである。

(5) 卸売業の振興を図るため、卸売商業団地、流通施設等の整備に努めること。

〔説明〕産業構造の改善を図るためには、都市的な機能である卸売機能の充実が必要である。神戸は大阪との関係で総合的卸売機能が弱い、神戸の特色を生かした専門卸（食料品、呉服、身のまわり品等生活関連部門）など、今後その充実をはからねばならない。そのため、卸売業の基盤となる卸売商業団地、流通施設等の整備が必要である。

### 3 地場産業と地元商業の振興について

(1) 地場産業の振興をはかるため、地場産業まつり、地場産業見本市の開催のほか、神戸ブランド商品の拡大のための関連産業の育成・強化をはかること。  
また、地場産業館の建設に努めること。

〔説明〕地場産業の振興をはかるために、神戸の地場産業のまつり（洋菓子まつり、コーヒーまつり、酒まつり、真珠まつり、服まつりなど）を総合的・有機的に行うとともに、神戸の地場産業を対象にした見本市の開催も必要である。また、神戸ブランドを育成し、新しい神戸ブランドを生み出すため、関連産業の育成・強化に努める必要がある。

また、地場産業の振興の拠点として、地場産業館の建設も必要である。

(2) 発展途上国の追い上げ及び需要構造の変化により、変革を迫られている地場産業の構造改善を推進すること。

〔説 明〕神戸の地場産業であるケミカルシューズ産業は、発展途上国の追い上げにより、輸出市場を喪失している。また、神戸の伝統的地場産業である清酒業も消費者の需要構造の変化により、需要が停滞している。これらの産業については、今後、消費者ニーズへの対応や高付加価値化を促進する必要があり、構造改善のための適切な指導や職業訓練融資等についても努めるべきである。

(3) 地元商業の振興を図るため、神戸らしさを生かした街づくり、商店街づくりをすすめること。その際、とくに既存の地元商店の振興を配慮すること。

〔説 明〕地元商業の振興を図るためには、他都市にない神戸の特色を生かした街づくりが必要である。それとともに、商店街自体も他都市の有名商店街を模倣するのではなく、神戸らしさや神戸の魅力を生かしたものとしなければならない。そのため、たとえば異人館の風情のある商店街などの整備をはかる必要がある。

また、商店街の改造などに際しては、関係者相互に連絡を密にして、統一性のある街づくりを行うとともに、街づくりのポリシーを明確にして、既存の地元商店の振興に十分配慮すべきである。

## 第2 市民生活と産業活動との調和に関する提言

産業活動が市民生活と調和し、市民福祉の向上にも寄与していくためには、市民、企業及び行政機関の三者が、それぞれの役割と責任を果たしてゆくことが必要である。そのためには、市民が産業について正しい認識をもち、企業は適正な事業活動とともに、社会的責任を果たしていくことが肝要である。したがって、企業の地域社会に対する責任、消費者に対する責任、従業員に対する責任などについて一層の検討を行うとともに、次の施策を提言する。

1 産業問題について、市民、企業及び市が相互に情報交換、意思疎通を図ることを通じて、一種の社会監査の機能をもつ場として、これら三者で構成する「産業問題協議会（仮称）」を常設すること。

〔説 明〕これまで、産業問題に関しては、公害や消費者利益の排除など企業の悪い面が強調され、産業全体が好ましくないというイメージが持たれた。

今後、産業問題について市民が正しい認識をもち、企業が社会的なチェックのもとに、事業活動を行うということが必要となる。そのため、市民、企業（経済界）及び市が情報

交換、意見交換等相互の意思疎通を図ることを通じて、一種の社会監査の実をあげる場として、常設の「産業問題協議会（仮称）」を設置することがのぞましい。

2 産業活動にともなう環境問題のチェックを行う調整機関として、学識経験者、実務家等で構成する第三者機関を設けるよう努めること。

〔説明〕 産業活動にともなう環境問題を未然に抑止するため、産業立地の場合の環境アセスメントのチェックなどを行う機関として、学識経験者、実務家等で構成する独立の第三者機関が必要であり、その設立を推進すべきである。

3 地域社会活動、教育・文化事業及びスポーツの振興をはかるため、市民福祉振興財団の設立を促進すること。

〔説明〕 地域社会活動、教育・文化事業及びスポーツの振興さらには、企業の施設の開放と有効利用を図るため、神戸市民の福祉をまもる条例により、現在、市においてすすめている市民福祉振興財団の設立を促進すべきである。

### 第3 現行法・制度の見直し等に関する提言

神戸の産業構造を改善する上で、現行法・制度が障害となっている面があるので、次の点について、見直し等を行い、関係方面に要請するよう提言する。

1 産業の知識集約化及び神戸の特性に応じた産業の振興を図るため、工場等制限法による大学、各種学校の規制の緩和を行うよう関係方面に要請すること。

また、地場産業の振興のため、制限対象業種の緩和とともに、六甲アイランドについて制限対象区域から除外するよう、関係方面に要請すること。

〔説明〕 産業の知識集約化、高付加価値化をすすめるには、大学、各種学校の充実が不可欠である。近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律は大学、各種学校の新増設も制限しているが、技術、意匠等の学科の設置のための新・増設については、制限を緩和する措置が必要である。また、地場産業については、新増設の制限が地場産業振興の上で障害となるので、制限業種から除外されるべきである。さらに、六甲アイランドについては、神戸の産業構造を改善していく上で、新規工業用地の確保が必要となるので、工業用地としての利用ができるよう関係方面に要請すべきである。

2 西北神地域及び六甲アイランドについては、工業再配置促進法の誘導地域にかかる優遇措置が講じられるよう、関係方面に要請すること。

〔説明〕 現行の工業再配置促進法は、大都市から地方への工業分散を行う場合に優遇措置がとられているが、神戸においては、既成市街地と西北神地域という、同一市域内において過密・過疎地域があり、既成市街地の再開発などのため、西北神地域や六甲アイランドへの工場移転も必要となっている。また、今後、神戸の産業構造改善のため、西北神地域及び六甲アイランドに、都市にふさわしい産業の立地が必要とされている。

工業再配置促進法の優遇措置については、地域の特性を勘案した、キメの細かい運用をはかるべきであり、西北神地域や六甲アイランドに優遇措置が適用されるよう関係方面に要請する必要がある。

3 中小企業振興事業団など事業団の融資については、地方でも利用がしやすいよう、出先機関の設置等改善を要請すること。

〔説明〕 現在、中小企業振興事業団などの事業団は、東京に設置されているため、地方での利用がしにくい状況にある。そのため、事業団の出先機関を地方通産局単位で設置するなど地方分権化をはかり、地方での利用に便宜がはかれるよう要請すべきである。

## Ⅱ 解 説

### 第1章 神戸の産業の特徴と問題点

#### 1 神戸の産業の特徴

神戸の産業の特徴を全国に占める神戸の位置や他の大都市との比較によって概観する。

産業構造は、たとえば、市民所得や市内事業所に勤める従業者の産業別の割合などの指標によってみる事ができるが、ここでは、まず神戸市民がどのような産業に就業しているかについてみることにする。

#### (1) 神戸市民の就業構造

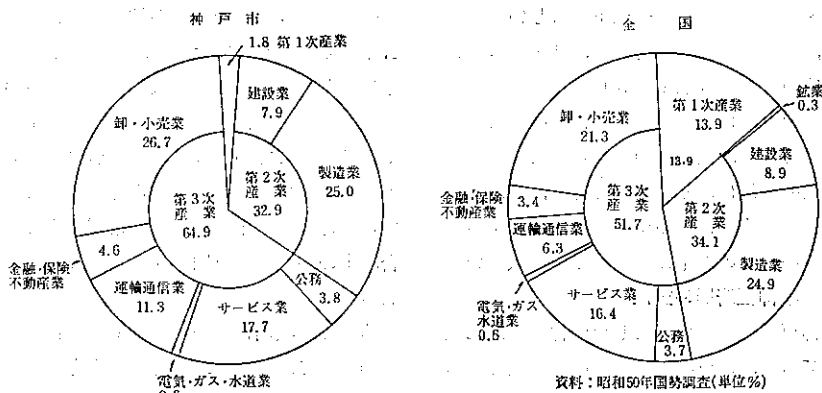
神戸の人口は136万人（昭和50年10月1日）で、そのうち44.5%にあたる60万6千人が就業している。就業者の内訳をみると最も多いのは卸売業・小売業、2位が製造業、3位がサービス業である。全国と比べると神戸は、運輸通信業の割合が高く、日

本の代表的貿易港をもつ神戸の特徴を示している（図1-1）。産業を1次、2次、3次産業にわけると、第1次産業は1.8%、第2次産業は32.9%、第3次産業は64.9%で、第3次産業が圧倒的に多い。第2次産業の構成比は徐々に低下してきたが、45年から50年にかけて顕著にウェイトを低めている。これはいうまでもなくこの期間に製造業の構成比が低下したことによるものである。製造業就業者数は実数でも45年の17万9千人から、50年の15万1千人に減少している。

対照的に神戸の第3次産業の比率は着実に上昇してきたが、50年に至って第2次産業就業者が減少したこともあって、その比率は大きく上昇している（図1-2〈略〉）

次に神戸の人口が全国人口に占める割合は、45年1.24%、50年は1.22%と低下している。参考までに、3都市圏の人口の割合

図1-1 産業別就業者比較



の推移をみると、各都市圏とも経済の高度成長期にあたる昭和35年から45年までは、人口集中は著しかったが、50年は阪神圏の対全国比は横ばいとなり、中京圏の割合の増加も鈍っている。一方、就業者数の対全国比の推移をみると、首都圏では上昇したものの、中京圏、阪神圏とも僅かずつではあるが、低下している。人口と就業者の対全国比の動きを比べると、就業者数の対全国比が低下すると、その後を追うように人口の伸びの鈍化がみられる。

## (2) 神戸の産業構造と全国的地位

神戸市民で働いているのは60万6千人であるが、その約85%にあたる51万4千人が神戸市内の事業所で就業している。神戸市内の産業構造の動向を市内純生産の動きからみる。

昭和50年度の市内純生産は1兆7,807億円、製造業が最も多く(構成比28.0%)以下、卸・小売業(同21.7%)、サービス業(同14.9%)と続いている。第1次産業は0.5%、第2次産業は33.6%、第3次産

業は35.9%を占めている。35年度以降の動きをみると、第2次産業の構成比は大幅に低下し、逆に第3次産業が上昇しているのは、神戸市民の就業の構造でみたと同様である。

個々の産業では、ウェイトが上昇したのは、建設業、卸売業、小売業、金融・保険・不動産業、サービス業で、低下したのは製造業、運輸通信業である。両者のうち、とくに製造業の低下が著しい。

次に、神戸の産業が全国でどのような位置にあるか、それが35年以降どのように変化してきたかをみる。まず、市内の事業所に勤める従業者数(農林水産業、公務を除く)は全国の1.45%(昭和50年)で35年の1.71%から低下の一途をたどっている。産業別に対全国比をみると、運輸通信業が2.88%で平均を大きく上回っている。金融・保険業、不動産業も高い。神戸で最も従業者が多い卸小売業は全国の1.51%で平均を少し上回っているが、2位の製造業は1.26%で平均よりかなり低い。産業別に35年以

降の対全国比の推移をみると、製造業、金融・保険業、卸売業の低下が著しい。建設業、不動産業、運輸通信業、サービス業は横ばいである（図1-3）。

このように、従業者数で神戸の割合が低下したのは、製造業のような都市の基幹的産業の地位にある産業や卸売業、金融・保険業のような都市の中核管理機能を担っている産業での低下によるところが大きい。

### (3) 阪神経済圏の動向

神戸は大阪を中心とした阪神経済圏に属しており、神戸の経済はその後背地である阪神経済圏全体の動きの影響を受ける場合が多い。そこで府県単位でとらえたものであるが、阪神経済圏の全国経済に占める位置を首都圏、中京圏と比較してみる。

まず、事業所に勤める従業者数（農林水産業、公務を除く）は全国の15.4%を占めているが、47年、50年と比率が低下している。中京圏は44年以降、また、首都圏も50

年は低下に転じている（図1-5〈略〉）。その結果、3都市圏以外の地域の割合は、47年まで低下していたが、50年ははじめて上昇した。このことは、大都市圏以外への事業所の地方分散が進んでいることを示している。ここでいう大都市圏は府県単位でとらえた結果なので、非都市地域を含んでいる。従って、市単位で大都市圏をみた場合、上の動きがより明らかになると考えられる。

神戸の工業出荷額の対全国比は1.44%（50年）で、35年の2.38%から大きく低下している。阪神圏も同様に35年の23.0%から年々低下して、50年は17.4%にまで低下した。これに対して、首都圏は35年に比べて40年は上昇し、45年、50年は低下したがその低下の程度は少ない。中京圏は少しずつではあるがウェイトを高めている。3都市圏以外の地域は、45年までは、横ばいもしくはは上昇傾向にあったが、50年は大幅に

図1-3 産業別従業者数の対全国比の推移

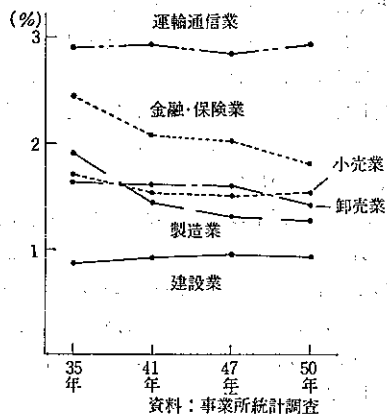
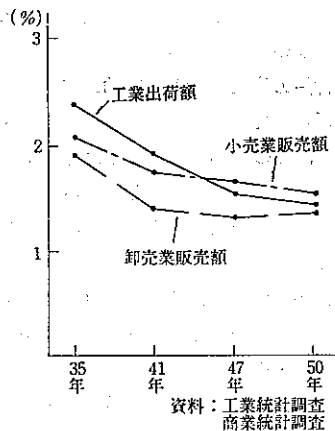


図1-4 工業出荷額、卸・小売業販売額の対全国比の推移



上昇しており、地方への工場分散が急速に進んだことを示している。

商業販売額では、神戸の卸売業の対全国比は在神商社の大阪あるいは東京移転もあって、35年の1.91%から、51年は1.36%へ低下している。阪神圏は35年は首都圏よりも対全国比が高かったのが急速に低下して51年は22.0%と首都圏の6割弱にまで低下している。首都圏は、35年から41年までは著しく上昇したが、以後は微増にとどまっている。中京圏は少しずつ低下している。このように卸売業における阪神圏の相対的地位の低下は著しい。なお、3都市圏以外の地域のウェイトも徐々にではあるが高まっている。小売業は卸売業のような大きな変動はみられないが、神戸の割合はやはり低下している（図1-4、1-5）。

このように、工業出荷額や卸売業販売額にみられる神戸の経済的地位の低下の背景には、神戸が属する阪神圏の全国における相対的地位の低下があるといえる。

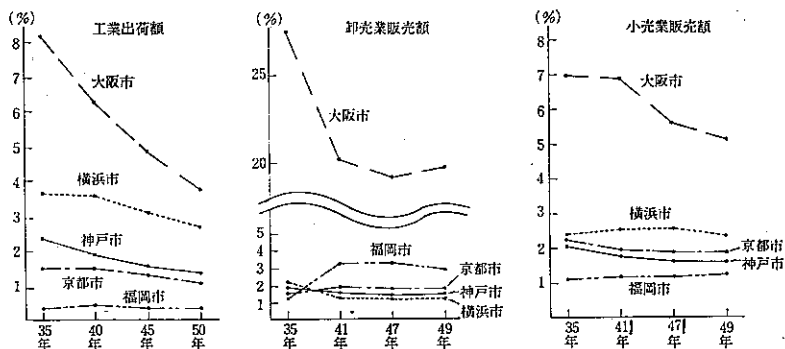
#### (4) 大都市との比較

次に、大都市のうち同じ阪神経済圏に属する大阪、京都両市と、港湾都市として共通した性格をもつ横浜市及び地方中核都市として福岡市を選び、神戸と比較してみた。人口の対全国比をみると、大阪は40年代に急速に低下している。京都も神戸と同様40年代前半をピークに僅かずつではあるが低下傾向にある。これらに対して横浜、福岡の伸びは著しい。とくに横浜は、35年は大阪の半以下であったのが、52年4月末には大阪の人口を上回るにいたっている。

工業出荷額の対全国比でも、大阪の地位の低下は著しい。製造業のウェイトが非常に小さい福岡を除くと、どの市も対全国比が低下しており、大都市の工業の全国における地位の低下は共通している。

卸売業販売額では、神戸、京都に比べて大阪が圧倒的に多い。西日本経済の中核都市としての地位にもとづくもので、神戸、京都との性格の違いがあらわれている。しかし、35年以降の対全国比をみると、その地位の低下も明らかである。横浜は東京に

図1-6 都市別の対全国比の推移



資料：工業統計調査・商業統計調査

卸売機能を吸収されて、神戸以上に地位の低下が著しい。京都も低下しているが、その程度は小さい（図1—6）。

## 2. 神戸の産業の動向

神戸の産業の動向及び企業の事業活動における意向について、神戸市及び神戸商工会議所の実施したアンケート調査及び事業所統計等の分析によることとする。

まずはじめに、企業の今後の事業活動に対する意向を「商工会議所活動に対するニーズ調査」のアンケート結果でみると、製造業では、「市内の事業の拡大」をのぞむ企業が32.9%、「市内の事業の現状維持」が53.2%であり、逆に「事業縮小」3.2%

「事業転換」4.8%、「廃業」0.6%である。

このように、製造業の約9割は今後も市内での事業活動をのぞんでおり、事業の縮小等はごくわずかの企業にすぎない。

商業では、「市内の事業の拡大」を強くのぞんでいる企業が多く、小売業で6割、卸売業及び金融・保険・不動産業で6割弱となっており、市内での事業活動に積極的な意欲がうかがわれる（図1—7）。

次に、市内の製造業、卸売業、小売業の動向並びに企業の意向についてやや詳細にみることにする。

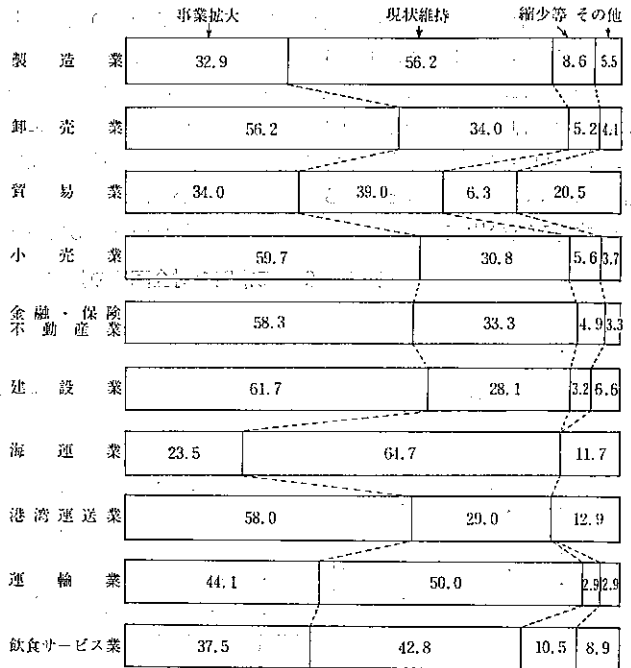
### (1) 製造業の動向

#### ア 事業活動の動向

神戸の製造業について、従業者数と製造品出荷額等の増加率（50年/46年）でみると、従業者数は減少し、製造品出荷額等は増大している。

これを業種別にみた場合、従業者数及び製造品出荷額等の増加率が共に伸びているものは、なめし皮・同製品・毛皮、出版・印刷・同関連、家具・装備品及び

図1—7 企業の市内での事業活動の方向



(商工会議所活動に対するニーズ調査から作成 昭和50年9月実施 対象4,924企業回収率27.7%)



化学工業である。また、従業者数は減っているが、製造品出荷額等が伸びているものは、精密機械器具、食料品、石油製品・石炭製品、ゴム製品、窯業・土石製品、鉄鋼業などであり、特に精密機械器具の出荷額の伸びが著しい。一方、従業者も製造品出荷額等も共に減少しているものは、非鉄金属及び金属製品製造業である(図1-8)。

図1-9 製造業の従業者数・製造品出荷額等の増加率都市比較 (50年/46年)

資料：工業統計調査

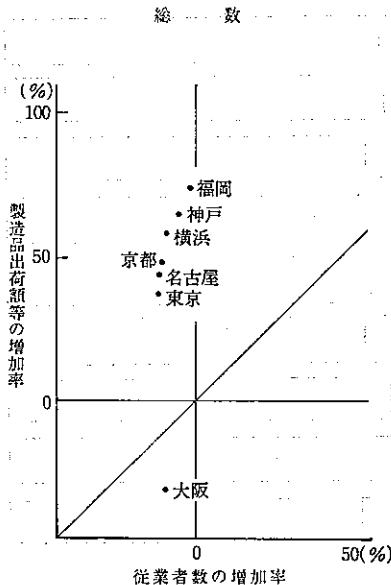
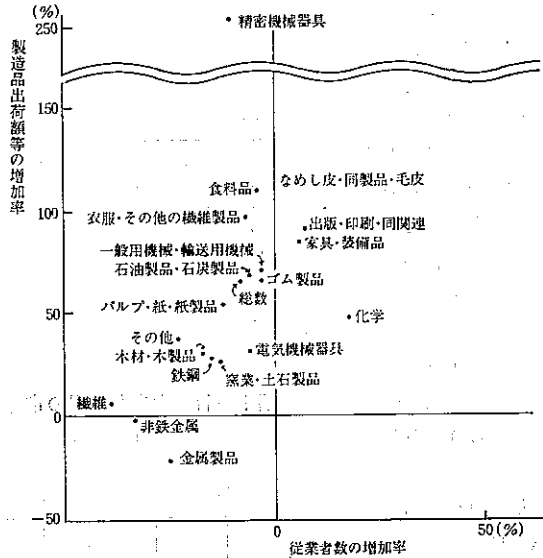


図1-8 市内製造業の従業者数・製造品出荷額等の増加率(50年/46年)



と、神戸で製造品出荷額等の増加率が他都市に比べて高いのは、食料品、衣服・その他の繊維品、なめし皮・製品・毛皮、同精密機械器具などの製造業であり、逆に、繊維工業、非鉄金属、金属製品、一般機械器具といった製造業の伸びが低位にある(図1-9<一部掲載>)。

イ 事業活動に関する意向

つぎに市内の製造業の事業活動に関する意向について、アンケート調査からみることにする。

まず、市内の大きな工場の市外移転について、企業がどう考えているかということでは、下請を受けている企業では50.7%の企業が影響あると答えており、下請を受けていない企業でも23.7%が影響があるとしている(図1-10)。業種

図1-10 大きな工場の市外移転による影響  
(下請の有無別)

別では、鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造業、輸送用機械製造業が非常に大きな影響があるとされており、かなり影響があるとすものを含めると鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造業で56.1%、輸送用機械製造業で47.1%の企業が影響ありとしている(図1-11)。

	非常に大きな影響がある	かなり影響がある	あまり影響がない
計	14.0	22.1	63.9
下請を受けている	22.7	28.0	49.3
下請を受けていない	6.8	16.9	76.3
無回答	25.0	37.5	37.5

(市内工場に対するアンケートから作成 52年6月実施 対象1,000社 回収率48.5%)

図1-11 大きな工場の市外移転による影響  
(業種別)

このように鉄鋼、金属、輸送用機械関係では、大企業の流出による影響がとくに大きいことがうかがえる。次に、市内製造業の事業活動における支障については、アンケート調査によると「工場用地が手狭」というのが25.3%である。とくに、出版・印刷・同関連業で33.9%、機械・器具製造業

	非常に大きな影響がある	かなり影響がある	あまり影響がない
計	14.0	22.1	63.9
食料品製造業	10.3	15.4	74.3
衣服・その他繊維製品製造業	12.5	12.5	75.0
木材・木製品・家具・寝具製品製造業	6.5	22.5	71.0
出版・印刷業	12.2	26.8	61.0
ゴム製品製造業	2.8	25.0	72.2
鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造業	28.9	27.2	43.9
機械・器具製造業(輸送用機械を除く)	12.2	12.2	75.6
輸送用機械製造業	23.5	23.6	52.9
その他	9.2	21.4	63.9

(市内工場に対するアンケートから作成 52年6月実施 対象1,000社 回収率48.5%)

27.0%, 衣服・その他繊維製品製造業で27.6%, 鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造業で26.0%の企業が事業活動の支障事由にあげている(図1-12)。

出版・印刷・同関連業や機械・器具製造業は知識集約産業を代表するものであり、また、食料品製造業や衣服・その他繊維製品製造業にはファッション産業が多い。こ

れらの産業は今後の神戸産業の知識集約化ファッション化に主導的役割を果たすものでこれらが用地難により、事業活動に支障をきたしていることは無視できない。

したがって、これらの産業の需要に応えうる用地を確保することが、神戸の産業の振興に極めて重要な施策となる。

次に、神戸に工場が立地していることの

図1-12 事業活動における支障について(業種別)

	工場労働に支障がある 手狭で事業	周辺住民から苦情が多い	労働力の確保が困難である	親外企業や関連企業が活動に支障がある	交通・輸送の便が悪い	産廃物の処理が困難である	その他	無回答
計	25.3	8.2	20.0	5.2	5.8	14.7	18.3	7.5
食料品製造業	27.0	6.4	19.0	7.9	3.2	23.8	12.7	3.2
衣服・その他繊維製品製造業	27.6	4.3	27.6	4.3	10.7	8.5	8.5	8.5
木材・木製品・家具 装備品製造業	19.6	10.9	10.9	10.9	23.8	13.0	10.9	3.5
出版・印刷 同関連業	33.9	3.6	16.1	10.7	3.6	12.5	16.1	3.5
ゴム製品製造業	17.6	9.7	32.4	3.3	18.4	10.5	7.0	3.5
鉄鋼・非鉄金属 金属製品製造業	26.0	13.0	16.6	10.0	5.9	10.7	10.7	7.1
機械・器具製造業 (輸送用機械を除く)	27.9	3.3	19.7	6.6	8.2	11.5	17.9	4.9
輸送用機械製造業	13.0	13.0	13.0	13.0	22.0	13.0	13.0	3.0
その他の製造業	28.9	5.2	17.8	30.3	12.6	17.8	11.0	3.0

利点については、「港や道路が整備されており、原材料・製品等の輸送に便利」という企業が27.3%で、これはほとんどの企業が利点としている。また、「元請・下請企業や関連企業があり、仕事がしやすい」という企業も27.3%にのぼっており、とくに輸送用機械製造業で39.1%、鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造業で38.8%、機械・器具製造業で35.7%、ゴム製品製造業で32.8%

出版・印刷・同関連業で31.3%と高い比率を示している。「大消費地をひかえている」という利点をあげているものは食料品製造業で38.8%、木材・木製品・家具・装備品製造業で34.0%、出版・印刷・同関連業で32.9%と高い比率を示している。「事業活動に必要な情報が得やすい」というのは、ゴム製品製造業で26.6%、衣服・その他の繊維製品製造業で20.8%、機械・器具製造

図1-13 市内立地の利点について（業種別）

	大消費地をひかえている	港や道路が整備されており、原材料・製品等の輸送に便利である	まちに教育・文化・娯楽施設などが整っている	元業があり、仕事しやすい	事業活動に必要な情報が得やすい	無回答	
計	16.5	27.3	6.2	27.3	18.5	4.2	
食料品製造業	38.8		32.8	4.5	4.5	14.9	4.5
衣服・その他の繊維製品製造業	18.9	32.0	3.8	17.0	20.8	7.5	
木材・木製品・家具・装備品製造業	34.0		24.0	2.0	18.0	18.0	4.0
出版・印刷・同関連業	32.9	14.9	6.0	31.3	11.9	3.0	
ゴム製品製造業	8.6	23.4	6.2	32.8	26.6	2.4	
鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造業	8.1	25.5	9.0	38.8	15.4	8.2	
機械・器具製造業（輸送用機械を除く）	4.3	32.9	7.1	35.7	18.6	1.4	
輸送用機械製造業	8.8	34.8		39.1	13.0	4.4	
その他の製造業	17.0	31.4	5.8	18.2	20.1	7.5	

業18.6%である(図1—13)。

また、神戸の西北神地区に製造業が立地するのにどんなことが必要かということについては、ほとんどの業種が、「道路等の産業基盤の整備」に高い比率を示しており西北神に工業用地を整備するにあたって、道路等の産業基盤が完備していることが必要であることを示唆している。また、「元請、下請企業・関連企業がそろっている」

ことに立地条件として強い要請があるのはゴム製品製造業、輸送用機械製造業で、これらの企業の西北神地区での新規立地に際しては、関連企業の立地を十分考慮する必要があることを示唆している。次に「従業員の住宅(宿舍)が近くで確保できること」に比較的要請の多い業種は鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造業、衣服・その他繊維製品製造業である(図1—14)。

図1—14 西北神地区での製造業立地の条件(業種別)

	道 を 固 め る こ と 道 路 等 の 産 業 基 盤 の 整 備	近 く で 確 保 で き る こ と 従 業 員 の 住 宅 ( 宿 舎 )	少 し 地 価 が 高 く な っ て も 工 場 用 地 が 入 手 で き る こ と 環 境 の よ い こ と	元 請 ・ 下 請 企 業 ・ 関 連 企 業 が そ ろ っ て い る こ と	そ の 他	無 回 答
計	46.0	19.0	5.2	18.5	6.0	7.3
食 料 品 製 造 業	58.8		15.4	7.7	15.4	7.7
衣 服 ・ そ の 他 繊 維 製 品 製 造 業	56.3		21.9	3.4	6.3	12.4
木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 装 備 品 製 造 業	54.8		9.7	12.9	9.7	12.9
出 版 ・ 印 刷 同 関 連 業	58.7		17.1	2.4	19.5	4.9
ゴ ム 製 品 製 造 業	30.6	13.9	5.6	38.9	5.5	5.5
鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 金 属 製 品 製 造 業	40.4		24.6	4.4	16.7	12.2
機 械 ・ 器 具 製 造 業 (輸 送 用 機 械 を 除 く)	53.7		22.0	4.9	14.6	2.4
輸 送 用 機 械 製 造 業	41.2		11.8	11.8	29.4	5.8
そ の 他 の 製 造 業	49.0		20.4	7.1	8.2	10.2

## (2) 卸売業の動向

神戸の卸売業について業種別にその動向をみると、従業者数及び商品販売額の増加率(51年/47年)で伸びているものは、農畜産物・水産物、医薬品・化粧品、機械器具、建築材料などの卸売業である。これらは一応、成長型とみることができる。これとは逆に従業者数が減少もしくは微増にとどまり、商品販売額も伸びなやんでいるものは衣服・身のまわり品、化学製品、再生资源などの卸売業である(図1-15)。

卸売業の従業者数及び商品販売額の増加率(51年/47年)を大都市の比較でみると機械器具卸売業では福岡に次ぎ神戸が伸びており、農畜産物・水産物卸売業も名古屋大阪とともに伸び率が高い。これに対し、衣服・身のまわり品卸売業では神戸は大都市の中でも低位にある(図1-16<一部掲載>)。

## (3) 小売業の動向

神戸の小売業について業種別にその動向をみると、従業者数及び商品販売額の増加率(51年/47年)で伸びているものは各種商品小売業、飲食店などである。また、逆に従業者数はほぼ横ばいで、商品販売額も伸びの低いものは家具・建具・じゅう器、織物・衣服・身のまわり品などの小売業である(図1-17)。

一方、小売業の従業者数及び商品販売額の増加率(51年/47年)を大都市の比較でみると、各種商品小売業については、横浜、福岡に次ぐ伸びを示している。しかし、織物・衣服・身のまわり品、家具・建具・じゅう器小売業については大都市の中でも低位にある(図1-18<一部掲載>)。

図1-15 市内卸売業の従業者数・商品販売額の増加率(51年/47年)

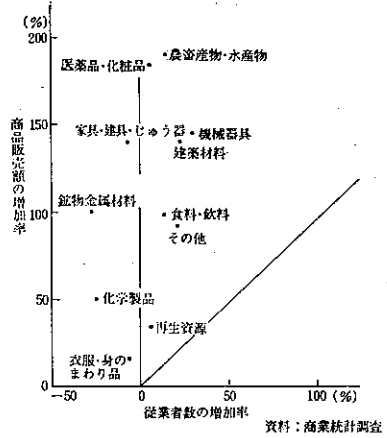


図1-16 卸売業の従業者数・商品販売額都市比較(51年/47年)  
資料：商業統計調査

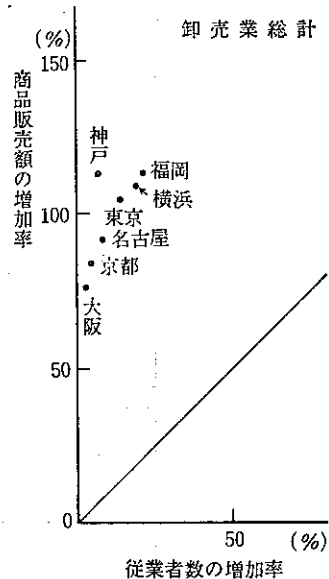


図1-17 市内小売業の従業者・商品販売額の増加率(51年/47年)

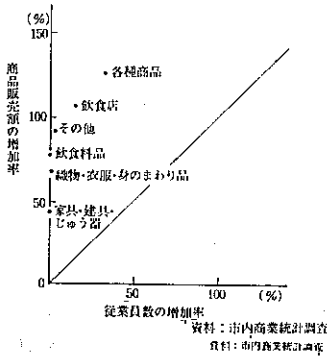
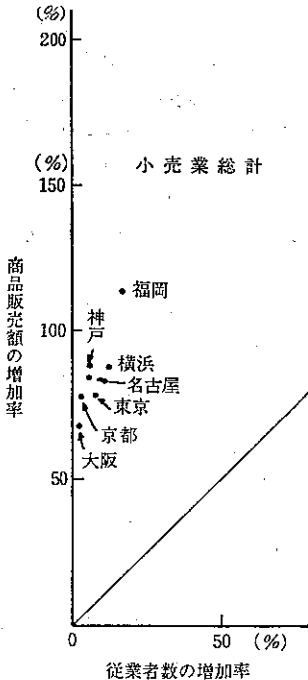


図1-18 小売業の従業者数・商品販売額都市比較(51年/47年)資料：商業統計調査



各種商品小売業は百貨店、スーパーなど大規模な小売店で、百貨店は高級品、豊富な商品という魅力があり、また、スーパーは食料品、衣料品など日用品を安価で販売するなど、それぞれの持ち味を生かして最近著しく伸びてきた業種である。これに対し、他の小売業はいずれも伸びが低い。今後、神戸ではファッション産業といわれる織物・衣服・身のまわり品、家具・建具・じゅう器小売業の商品販売額を伸ばしていくことが小売商業の発展にとってきわめて重要である。

### 3 神戸市の産業の構造上の課題

神戸の産業の構造上の課題としては、新・神戸市総合基本計画は次のように指摘している。『その一つは神戸経済における商取引機能の低さである。神戸の産業構造は現在、第3次産業で約6割の市民所得が得られているが卸売機能が弱く、その振興策が必要とされている。二つは、既存産業の知識集約化への移行に伴うまさつである。とくに、製造業においては臨海型の造船・機械等、巨大産業を頂点にピラミッド型に下請関連企業が形成されており、装置系の産業の知識集約化にともない、中小企業対策が必要とされている。三つは素材産業である鉄鋼業の将来の方向性である。鉄鋼業は現在まで神戸の産業のなかで重要な役割を果たしてきた。今後は、脱公害、省資源・省エネルギー型でいっそう付加価値の高い産業へ漸次移行し、神戸経済を支えていくことが期待される。四つは地域経済の振興と産業構造の多様化をめざすため、既存産業の知識集約化はもとより、ファッション産業、研究開発集約産業、知識産業等の

新しい知識集約型産業の育成が課題となっている』と。

### (1) 製造業の課題

神戸市では工業用地の確保難、環境規制等により、市街地での工場の新設・拡張は困難となっている。また、住工混在地区の小零細工場は企業活動が地域社会と密接に関係しているため、移転が難しく、当該地区における近代化・体質強化が必要とされている。

とくに、神戸の工業構造は特定業種（食料品・鉄鋼・ゴム・輸送用機械・一般機械・電気機械）にかたよっており、景気変動の影響を受けやすい構造であるといわれている。そのため、神戸の工業は既存工業の知識集約化はもとより、新しい産業、すなわち用地・用水・環境等の制約条件に対応し、付加価値の高い製品を生み出し、しかも雇用吸収力のある産業の育成が必要とされている。

さらに、神戸の工業構造の特徴といえるのは、特定の大企業と機械金属等の下請中小企業および食料品・家具等の独立型の中小企業を包含する多数の中小企業からなりたっていることである（表1-1<略>1-2<略>）。一方、昭和30年以降市内の大企業が本社または、決定機能を大阪、東京へ移したのと並行して、新規工場を東播地域等神戸市域外に建設した。このような現象によって神戸経済の相対的地位の低下がおこっている。また、最近では、大企業の生産活動の低下による下請企業の仕事量の減少という問題もおこっており、その対応がせまられている。そのなかで、西神インダストリアルパークの建設は、市内工業の移転

の受けさらとして、また新規産業の立地の場として、神戸の産業の新たな活力となることが期待されている。

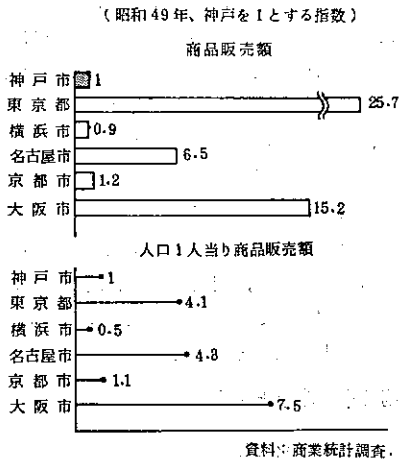
また、市内にはケミカルシューズ製造業、清酒業等の地場産業がある。ケミカルシューズ製造業も清酒業も立地上移転が困難であり、現在地で何らかの対応策がせまられている。ケミカルシューズ製造業は発展途上国製品との国際競争、清酒業は洋酒・ビールとの競争と両業種とも問題をかかえており、これから消費者のニーズに対応したより付加価値の高い製品をつくっていく地場産業として成長することが課題となっている。

### (2) 卸・小売業の課題

卸売業は小売業と異り、特定の地域の需要により成りたっているのではなく、全国的もしくは広範囲の地域を対象として成立し、情報の集積する都市にその機能が集中する傾向がある。そのため、神戸においては、卸売機能は人口規模に比べて低く、その機能は二次卸の性格が強い。そして神戸には大商社がなく、多数の中小商社が存在している。卸売活動はすぐれて都市的現象であり、とくに東京、大阪への集中が顕著であったが、高度経済成長期の末期から生産活動の地方分散とともに、地方中核都市における卸売活動の拡大が著しくなっている。しかし、神戸の産業構造から市内卸売業について考えると、総合的卸売業の方向よりはむしろ地場産業を背景とした、ファッション関係のくつ・婦人子供服等の生活関連消費財を主体とした専門卸売業の発展を考えるべきである。また、国際港を生かした輸入関連卸売業の育成も必要であ



図1-19 卸売業の都市比較



る(図1-19)。

次に、小売業は元来、小零細企業が大部分であり、生業的性格が強く、環境変化に影響を受けやすいものであるが、とくに次の点が大きな課題となっている。

第一は、消費者ニーズの変化にともなう課題である。消費者は安い品を求めると同時に個性を生かす高価な商品への欲求も強い。このようなニーズにこたえて小売業界においても、量販店の急成長と個性的専門店の発達というように小売販売形態の両極化が進行している。また、最近の傾向として小売商業施設は単に商業機能だけでなく、街のイメージ、地域コミュニティ形成、生活情報機能にも重要な役割をもつことが要請されるにいたっている。

第二には、都市構造の変化にともなう課題である。市街地から郊外への人口の移動大規模事業所の市外移転、都市再開発の進展等による都市構造の変化に直面し、商業

施設の適正配置、業種構成の適正化を迫られている。とくに、再開発事業にともなう店舗配置については、地元資本と流入資本との競合とともに、業種の偏重、オーバーショップ等の問題もあり、既存商店街の再編成などその調整が必要となつてこよう。第三には、従来からの課題である商圏の問題である。神戸商圏は大阪梅田の商業力の影響により顧客が西へ傾斜している。一例として、さんちかタウンの記念セールくじ当選者の地域分布(表1-3<略>)をみると、41年に比べ50年では阪神間、神戸東部地域の顧客の減少が推測される。

今後、都心商業地区を広域を対象とした商業地区として魅力をもたせ、神戸都市圏の東部地区の顧客の吸引が必要となってくる。

### (3) その他の産業の課題

製造業、卸・小売業の他に神戸経済に大きな地位を占めているものに、サービス業運輸業、金融・保険業などがある。

サービス業は、経済規模の拡大する中で社会的分業の進展と国民生活の向上に伴ってその比重が増大し、最近とくに、いわゆるサービス経済化の傾向が強まっている。

サービス業は神戸市においても、卸・小売業、製造業につぐ地位を占め、労働集約的な業種が多いという特性から雇用機会の提供という面では重要な役割をもっている。しかし、その内容は極めて多様で、小・零細企業が大部分であり、経営体質は弱く企業経営の確立を図ることが求められている。また、サービス業の中には生産性の低い部門も少なくなく、これらのほとんどは資本装備率を高めて生産性を向上させることが

困難な分野である。

今後、中小サービス業が新たな経済環境の中で対応していくためには、その特質である小回り性を生かして需要者に対応していくことが必要となる。

次に、運輸業の神戸の産業に占める比重を従業者及び純生産でみると、両者ともに低下傾向にある（図1—20〈略〉）。運輸業についてはとくに海運業においてコンテナ化等海運荷役の合理化がすすみ、この面での影響も大きいと考えられる。そのため今後のコンテナ化の進展にもなつて雇用対策とともに港湾における付加価値の増大が課題となっている。

また、金融・保険業は本来、広域的経済機能をもつものであり、大阪との競合関係は不可避である。今後、金融・保険業の強化は相当困難であるが、本社・決定機能の充実、卸売機能の充実など都市的産業の発展が金融・保険業の強化の決め手となる。

#### (4) 中小企業の課題

中小企業をとりまく経済環境は、安定成長経済への移行、国際経済関係の変化などによって非常に厳しい状況下にある。

「52年度版中小企業白書」では、中小企業の克服すべき課題として、①消費者ニーズの変化、②国際化の進展、③大企業との関係、④労働問題、⑤公害、消費者保護等に対する社会的要請等に中小企業がどう対処すべきかをとりあげている。

このような一般的課題に加えて、神戸の中小企業の抱えている主な課題としては、次の点がある。

神戸の製造業は少数の大企業と多数の下

請企業があり、下請企業は親企業に依存している。その中で、とくに最近、構造不況に陥っている造船業の下請企業は非常に厳しい経済環境にあり、その対応が迫られている。そのため、たとえば陸上部門への転換、下請企業の共同経営化のほか、技術力の向上により付加価値の高い自社製品を作る努力などが望まれている。

また、機械金属等の下請企業をはじめとする中小企業は、用地難や公害問題などにより、現在地での新規設備投資による生産性の向上が困難となっている。

## 第2章 産業と市民

### 1 都市形成と産業〈略〉

### 2 市民生活における産業の役割〈略〉

### 3 市民のニーズと産業

#### (1) 市民ニーズをとりあげる背景

高度経済成長による所得の上昇は、生活水準の向上に大きく寄与した。だが反面、高度成長のひずみは国民生活を圧迫した。

過去の経済優先の成長政策は国民生活に対する配慮が欠けていたため、公害問題や物価問題をひき起した。この過程において国民の価値観も所得の増大より生活環境や安全・健康な生活、余暇を望むというように、大きな変化がみられるところとなった。

このようなことから、国の産業構造審議会でも国民のニーズを充足するための産業構造という考え方をうち出し、国民の価値観の変化による最終需要の構造変化から、今後の産業構造を策定しようとするに至った。この中では、国民のニーズを衣、食、

住、健康の維持、知的生活、余暇及び社会の統合維持という7つに分離し、国民ニーズに対応する財・サービスの供給を行い得る産業構造を求めるといふ考え方に立っている。

ところで地域において産業問題を考える場合も、住民のニーズという角度から検討を加えることが必要となってくるのではなからうか。つまり、地域住民が産業に対して何をのぞみ、そのために産業政策として何をとりあげるかという視点が必要となってくる。

それでは、産業に対する市民のニーズをどのような項目で整理し、ニーズをどのような回路で把握し、どのような方法で政策に反映すればよいのか。

神戸市という一つの地域で産業に対する市民のニーズを考える場合、その一例として、市民が産業に対して職場としてどんなことをのぞんでいるか、また、生活の場面では、産業にどういうことをのぞんでいるかという観点からの接近方法がある。このような観点を前提としてニーズを考えるならば、ニーズの項目としては、所得水準、就業構造、就業機会、職住接近、生活利便、生活環境、物価安定などがあげられる。これらのニーズは、すべてを同時に満足させる形で実現することは不可能である。なぜなら、個々のニーズの間にはト

レード・オフの関係にあるものがあり、両立しないニーズの組合せがでてくるからである。そこで、個々のニーズの組合

せについてどのニーズをとるかという選択の問題が起ってくる。このトレード・オフ関係に関する選択は、市民によって行われるべきである。

今後、産業に関する市民、企業の意向把握のため、継続的にアンケート調査等を行うとともに、市民のニーズを産業政策に反映する手法についても専門的な研究を行う必要がある。

## (2) 産業に対する市民のニーズ

それでは神戸市民が産業にどのようなニーズをもっているかについて次にみることにする。ここでは一つの試みとして、産業に対する市民のニーズを、都市の産業像として市民がどう考えているか、また、働く者の立場、生活する者の立場として産業をどう考えているかという観点から考察する。これについて、神戸市及び神戸商工会議所が実施したアンケート調査では、次のような結果がでてい

まず、市民が神戸の産業像をどう考えているかという点について、「商工会議所に対するニーズ調査（昭和50年神戸商工会議所実施、無作為抽出で市民600名を対象、回収率99.7%）の結果がある。これでは「神戸らしい望ましい都市づくりをすすめてゆく際、どのような産業の発展を望むか」とい都市づくりをすすめる際、発展することをのぞむ産業

						(%)	0.4 その他
15.2	20.1	42.1	6.8	11.8	3.3		
工 業	商 業	貿 易	海 運 業	観 光 業	フ レ ン ジ ン 業	情 報 産 業	

(商工会議所活動に対するニーズ調査から作成)

うことについて、貿易・海運業、商業、重・軽工業、ファッション産業、の順に望んでいる(図2-1)。貿易・海運業が多いのは、やはり港湾都市のイメージが強いためであろう。また「都市づくりをすすめる際、環境・市民問題と産業活動との問題をどう考えるか」ということについて

図2-2 都市づくりをすすめる際、環境・市民問題と産業活動の関係についての考え (%)

67.0	12.3	10.5	10
環境と産業・市民問題との調和	環境を重視 市民問題	産業活動を重視	わからない

(商工会議所活動に対する調査から作成)

は、「環境・市民問題と産業活動との調和をはかっていく」というのが67%を占め、「環境・市民問題を重視して産業活動を規制する」が12.3%、「産業活動の発展を重視していく」が10.5%となっている(図2-2)。このように産業活動の発展と環境・市民問題がうまく調和してこそ、神戸らしい望ましい都市づくりができるという認識を大多数の市民がもっていることがうかがえる。

図2-3 就業場所に対する市民のニーズ

家計をささえている人の働き場所 (%)

72.4	17.1	5.0	4.2	1.3
神戸市内	阪神間大阪方面	明石・加古川方面	その他	働いていない

神戸市内で働きたい理由 (%)

54.8	8.5	17.2	14.0	2.1	0.8
神戸市内通勤に便利	神戸から2-6都府県の子供の教育のすいから	現在神戸で働いている(仕事から)	神戸のまちがす	無回答	その他

次に、市民が働くという立場、生活するという立場から産業をどう考えているかについて市政モニターアンケート(昭和52年神戸市実施 対象市民490名回収率93.3%)でみることにする(図2-3)。これでは、現在、市内で働いている者

神戸市内で働いている人が今後とも働きたい場所 (%)

96.1	1.2	2.7
今内後とも働きたい神戸市	働きたい市外で	どちらでもよい

の96.1%は「今後とも神戸市内で働きたい」と答えている。さらに、現在、市外に職場をもっている市民もその56%は「できれば神戸市内で働きたい」と答え、現在、市外に職場があり、今後もつづいて市外で働きたいとする者は20%にすぎない。このように市民には市内での職場の確保に強いニーズがあることがわかる。また「今後、市内で働きたい」「市外よりも市内で働きたい」という理由では、「市内に家があり、通勤に便利だから」というのが54.8%で最も多い。これは職住近接を求める者が非常に多いことを示している。

以上にみられるとおり、市民は市内での職場の確保に強いニーズをもっており、また、産業活動についても、環境問題との調和によって神戸らしい都市づくりをすすめることをのぞんでいることがうかがえる。そのため、今後、市民のこのようなニーズを反映した施策をすすめることが必要となる。

#### 4 地域社会と企業

##### (1) 地域社会と企業のかかわりの背景

高度成長期は、企業と地域社会の“蜜月”の時代であったが、工場公害の問題、欠陥商品、有害食品、オイルショック時の企業エゴなどを契機に、企業への批判や不信感が強くなっている。

一方、企業の側でも都市化や情報化の波

神戸市外で働いている人が今後とも働きたい場所

56.0	20.6	23.4
------	------	------

で市内で働きたい

今後とも神戸市

どちらでもよい

神戸市外で働きたい理由

11.5	3.8	57.8	11.5	15.4
------	-----	------	------	------

神戸市外で働きたい理由

神戸市外で働きたい理由

神戸市外で働きたい理由

現在市外で働いている

現在市外で働いている

現在市外で働いている

現在市外で働いている

現在市外で働いている

現在市外で働いている

現在市外で働いている

現在市外で働いている

現在市外で働いている

が押し寄せるなかで、大きく変化している地域社会の実体をつかみかかっているのが現状であろう。

このため、地域社会と企業がお互いの意思をよりよく通じ合う道を見つける必要に迫られ、企業はますます地域社会の方に向かざるを得なくなっている。

##### (2) 地域社会のとらえ方

つきに、企業あるいは行政機関とのかかわりという立場で「地域社会」について考える場合、いわゆる地縁の共同体としての地域社会という捉え方で果して十分なのかを検討しておこう。

人間の生活行動が複雑かつ広範にわたりもはや同じ土地に住んでいるという等質点だけでは生活共同体的連帯を生むことは困難になっている。それには、ここでいう「地域社会」も、地縁という枠組みを越えた概念で考えるべきではないだろうか。

つまり、ここでいう「地域社会」は近隣住区や行政区分などの範囲にとどまらず、通勤エリア、製品のサービスエリアなどさまざまな機能的コミュニティを含めたものと考えらるべきであろう。しかも、企業そのものを機能的なコミュニティの一つと考えることは可能であり、地域社会と企業を対立的に考えることも不自然になってくる。企業も地域社会の構成員であり、地域社会の担い手たるべきものであることを認識しておく必要がある。

### (3) 地域社会と企業のかかわりの現状

それでは、企業を地域社会の構成員としての位置づけ、地域社会とのつながり方、よりよい関係の持ち方を、理論的にも、実践的にも十分追求してきただろうか。

行政機関の姿勢や、日経連地域社会問題委員会の「企業と地域社会の行動指針」にみられる福祉活動、地域活動、緑化への参加など企業の多くの試みも、お互いの努力のわりには成果が乏しいといわざるを得ない。この要因は、多くのものがからみ合っ互て相互の関係改善を阻害しているが、その主なものは、

- ① 教育、所得水準の向上によって、市民一人ひとりの意識や欲求が多様化してい

図2-4 企業の地域社会との関係

公防止・災害の	工場見学	地域・祭などへの参加や運動会	参加の地域の運動会への	地密村の行事への	自救助などの災害活動	地区住民との参加や対話活動	その他	無回答
16.6	7.4	33.3	6.9	17.1	5.9	8.7		
	3.5	0.6						

(市内工場に対するアンケートから作成 52年6月実施 対象1,000社 回収率48.5%)

る。  
 ② 相互の理解不足と不信感が先行し、いらざる不安、遠慮、せんさく、誤解がめぐい切れない。などが考えられる。  
 なお、神戸市における企業と地域社会の関係をアンケート調査の結果でみると、(図2-4)のとおりである。

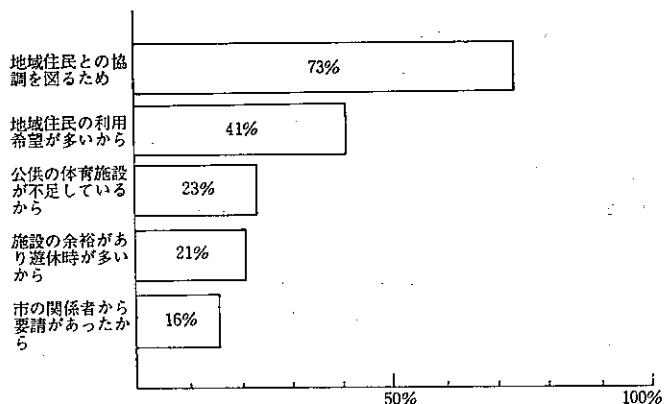
### (4) 神戸市における試み

昭和51年6月、「企業の人材や体育施設などを本来の企業活動に支障をきたさないかぎりにおいて、地域社会からの要請に応じて提供し、企業と地域社会との新しい連帯を創造し、地域社会のよりよい発展を図ろう…」という趣旨で、神戸市、神戸商工会議所、神戸新聞コミュニティ情報センターの3者が集まって「人材・施設活用推進協議会」を設定し、この運動を進めている。

現在、大手企業5社の野球場、球技場、テニスコート、体育館など11施設を土・日曜、祝日を除いた毎週特定曜日に市民に開放しているが、協議会では、このほかにも大手の企業に対して“企業の地域社会へのサービスとしての協力”を呼びかけている(表2-1<略>、2-2<略>)。企業が個々に、その所有する体育施設を開放しているケースはよくあるが、このように企

業の諸施設を集め、市などが参加した協議会が主体的に動いて市民に開放しているのは、全国で初めての試みといえるだろう。しかも、この試みは単に施設の提供を図るだけでなく、将来企業の業務と直接・間接かかわりのある専門知識や技術の持ち主、講師等の提供、スポーツ・レク

図 2-5 体育施設開放の動機



資料：50年11月 日本商工会議所  
(注) 重複回答による

レーション活動、趣味・教養活動などの指導者の提供をめざしている。

このような企業の体育施設の開放は、健康に対する関心の高まりにともなう、地域社会の住民側の体育施設を開放してほしいという要求と、企業側の地域社会との協調、企業の社会的責任、自社のイメージアップにつながるものとしての認識が合致したことによって生まれたものである。

企業側の開放の動機については、昭和50年11月、日本商工会議所が体育施設を開放している企業・団体685(うち回答428 回答率62%)を対象に実施した調査がある(図2-5)。この調査によると、企業側の開放の動機のうち最も重点がおかれているのは、「地域住民との協調を図るため」であり、これに続いて多いのは「地域住民の利用希望が多いから」、「公共の体育施設が不足しているから」、「施設の余裕があり遊休時が多いから」、「市の関係者から要請があったから」などとなっている。この

ように「地域住民との協調」に回答が集中しているが、このことは地域社会との関係を見無視した企業の経営が今日では成り立ち得なくなりつつあることを示しているのではなかろうか。また、この協議会方式の体育施設の開放は、企業と地域社会それぞれが、相互不信から脱け切っていない状況の中なかでは、協議会が企業と地域社会の窓口として主体的に動くという意味で実験的に大きな意義を持っている。

#### (5) 地域社会と企業のかかわりの今後の方向

企業側の地域社会へのアプローチとしては、体育施設の開放のほか、地域優先雇用、工場見学会の開催、工場・営業所の建設計画段階での住民との対話、地元行事に対する人材の派遣や資材の供与、地元業者への優先発注、文化・医療施設の開放、緑化運動に対する協力などが、すでに実施されている。今後とも、理念よりもより具体的、現実的な方法論や技術的側面に重点をおい

た、「地域社会と企業」のかかわりの手がかかりが見い出されなければならないだろう。しかし、つぎの基本的な視点が欠落しているのであれば、将来の展望は望めないのではなからうか。

㉗ 企業も地域社会の構成員であり、地域社会の担い手たるべきものである。

㉘ 地域社会の構成員でもある企業人、行政担当者の市民意識・住民意識の高まり。これらの人が市民としての、住民としての意識を欠いては、「地域社会と企業」のかかわりは考えられないのである。

㉙ 地域社会と企業を対立的に考えるのではなく、相互に有効な作用をし合いながら、お互いにメリットを得る方向を考える。

次に、企業の地域社会へのアプローチのもつメリットを考えてみよう。

昭和49年3月の余暇開発センターの調査によれば(図2-6<略>)、企業は「地域社会との協調」、「企業の社会的責任」、「自社のイメージアップ」などをメリットとして考えている。そのほか、企業の人材の地域社会への派遣など新しいアプローチには、

㉚ フィードバックシステムの触角として、企業の人材を地域社会に提供する。ことによって、これまでの広報活動より効果のあるPRが可能である。

㉛ 週休2日制の普及によって自由時間が増大するなかで、地域社会での活動が新しい職場レクリエーションとして位置づけられる。

㉜ 地域社会での活動に、人間の生きが

い、働きがいを見つけることによって職場開発の手がかかりが得られる。

などが期待されるだろう。

なお、最後に、地域社会と企業のよりよい関係を求めるとき、いま解決されるべき課題は何かを考えてみたい。

それは、企業は地域社会から外部経済の恩恵を受けているのであるから、地域社会へ利益の還元を図っていくということについて、経営者、従業員および労働組合がどのような理解を示し、また行動しているか。また、地域社会は企業敵視やモノ取り主義から脱却しているか。行政機関は、地域社会と企業の間にとってどんな役割を果たしているのかなどの問いである。また、企業、行政機関、地域社会のそれぞれの役割分担と責任の範囲を明確にすることが必要であり、そのためには、企業の社会的責任の基準の早急な設定がのぞまれる。

### 第3章 街づくりと産業活動<略>

#### 第4章 今後の神戸経済の方向

##### 1 産業振興の基本的視点

産業は都市に活力をもたらし、市民生活を支え、人間に創造の場を与える。産業発展のもたらす豊かさなしでは近代的市民生活は成り立たなかったであろう。もちろんこのことは市民生活の快適さ、市民福祉の向上という目的を逸脱するものであってはならない。

市民福祉を高める資源は産業活動によってもたらされ、市民福祉の基礎的条件である雇用の安定も、適切な産業活動があっはじめて実現される。産業は市民生活にとって不可欠であるが、神戸市において産業



振興が政策化されなければならない基本的視点としては次の点をあげることができる。

第一に基本的視点は、神戸市の都市理念にもとづくものである。

新・神戸市総合基本計画(昭和51年策定)は神戸の都市像として、「住み、働き、憩うという都市機能の均衡のとれた都市」つまり、昼夜間人口がほぼつりあっている均衡型都市をめざしている。これは、神戸市が大都市として一つの生活圏と経済圏を構成していくということで、住宅ばかりの都市でなく、働く場のある都市とすることをめざしている。そのため、総合基本計画の産業フレームでは、「2001年における人口180万人の約半数が働ける就業の場を確保していく」ことを目標としている。

第二は、神戸の産業構造を、市民生活の面からも好ましい方向に改善するため、新たな方向にむけて産業振興をはかるという視点である。

神戸の産業構造は、工業においては特定業種へのかたよりがあり、景気変動の影響も受けやすい。また、環境面からも必ずしも好ましい状態にあるとはいえない。今後産業活動が、市民生活と調和のとれたかたちで行い得るためには、産業構造を市民生活にあったように改善する必要がある。そのためには、たとえば素材型工業の研究産業への転換、あるいは本社・決定機能の充実といったように、機能視点からみた産業構造の改善が必要である。したがって、従来とは異った新たな方法、つまり情報化、知識集約化を推進する方向で、産業振興を図らなければならない。

第三は、市民生活にうるおいと快適さをもたらす商業をつちかうという視点である。

顧客が買物を楽しみ、満足を得るためには、顧客のニーズに合った商業活動を営まなければならない。その一助として、小売業の近代化、商業施設の整備等を推進する必要がある。

第四には、中小企業及び地場産業の育成という視点である。

中小企業は、雇用機会を提供する上で大きな役割を果たしており、しかも従業員の地元採用が多く、地域への貢献度が高い。また、国民のニーズの多様化、消費生活の個性化にともなって、多品種少量生産の要請が強まるが、中小企業はこの要請に適合しやすい。したがって、中小企業の育成は市民生活の質的向上に大きく寄与するといえる。

## 2 今後の産業振興の方向

### (1) 産業振興の前提

神戸の産業を将来に向かって展望するとき神戸の置かれている諸条件を十分に認識しておく必要がある。

わが国の経済構造をみると、政治と経済の中央集権化により、情報・金融をはじめとする中枢管理機能の集中が極度に達成され、神戸市においても、過去に本社機能の東京移転が相次いだ。また、関西経済圏においても、関西の中核拠点都市大阪に近接していることもあって、卸売業、金融・保険業など広域的経済機能がほとんど大阪に集中している。

このように、神戸の置かれている諸条件はきわめてきびしい。この条件を克服する

ためには、抜本的な産業振興策を必要とする。

そのためには、大きく変貌しつつある経済社会環境の下で、産業構造の知識集約化へ向けての再編成、ポートアイランド、六甲アイランド及び西北神地域での新しい産業基盤の形成、商業機能の一層の整備・拡充、経済機能の地方分権化への努力などがすべきことが多い。それとともに、神戸の産業界におけるバイタリティの発揮や、情報・技術をつちかう教育・文化・研究施設等の整備も欠かせない要素となつてこよう。

## (2) 製造業の振興

神戸の製造業は、先に述べたとおり、食料品、輸送用機器、鉄鋼、ゴムの4業種で製造業出荷額の7割を占め、その比重が高い。神戸経済の体質が景気変動の影響を受けやすいのも、これらの4業種に特化していることにも一因がある。

神戸経済を、今後景気変動に強い体質に改善していくためには、産業構成のかたよりを是正し、ある程度のバランスを保つ必要がある。そのため、全国的視野から新しい産業、とりわけ中堅企業を導入していかなければならないが、とくに、研究開発集約産業、高度組立産業、ファッション型産業、知識産業を中心にして多様化をはかっていくべきことはいうまでもない。

これらの産業の導入については、既成市街地には新規立地用地がなく、六甲アイランド等の埋立地及び西北神地域にその用地を求めざるを得ない。

埋立地及び西北神地域の産業用地としては、新・神戸市総合基本計画では、新規に700ヘクタールを予定しており、当地域への立

地が期待されてる。現在、計画が具体化しているものとして、西神インダストリアルパーク(249ヘクタール)がある(表4-1<略>,4-2<略>)。

西北神地域への企業の導入については、知識集約度並びに環境保全度を勘案の上、業種を選定すべきことはいうまでもない。

「西神工業団地の工業立地に関する調査」では、神戸市のもつ特性、立地条件から、神戸市に立地することの確度の大きい業種として(表4-3)のものを想定している。

西神インダストリアルパークにつづいて西北神地域の適地に産業団地の整備が必要となるが、今後、整備のための計画、整備の方法、事業主体等について検討をすすめる必要がある。

西北神地域への企業の導入については、とくに次の点を検討すべきである。

### ア 計画的企業誘致の可能性

西北神地域の産業用地については、新規用地であり、ある程度の誘導政策が可能である。そのため、産業用地整備についての長期計画を策定し、ローリングプランによって将来の経済状況に対応する体制をとっておく必要がある。

### イ 従来、神戸に基盤のなかった企業の誘致の可能性

企業の立地は既存集積あるいは関連産業の有無が大きな因子となるので、神戸に基盤のなかった企業の誘致は相当困難である。そのため、核となる企業を全国的視野から求めるとともに、関連産業をセットにした立地を検討する必要がある

### ウ 企業誘導策

表4-3 神戸市に立地する確度の大きい業種

類	型	説	明	具	体的業種
1. 神戸市の大都市としての特性、資質とマーケットをベースとしてその立地を想定した業種	A 大都市の都市的サービスマーケットとする業種	第三次、サービス産業を主なマーケットとする工業	エレベータ、エスカレータ自動販売機、両替機、自動車洗車装置、医療機器など		
	B 大都市のストック（資本、技術力、研究開発機能）を立地要件とする業種	大都市のもつ資本、技術研究開発機能などのストックを生かし、今後の技術開発がさらに可能なもの	産業用ロボット、化学プラント、公害防止機器、重電機器（発電機等）、電子計算機、VTR、金属工作機械、加工機械など		
	C 大都市の事務・オフィス、情報機能をマーケットとする業種	大都市の事務・オフィス情報業務などの設備や事業活動に対するサービスを提供するもの	金属性家具、事務所用・店舗用装備品、事務用機器、事務用製品、放送用無線通信機器、有線通信機器、VTR、電子計算機など		
	D ファッション性のある業種	視覚的デザインなどが市場開拓、確保の決め手となるもので、ファッション都市神戸にふさわしいもの	洋菓子、家具、衣服、はきもの、貴金属製品、装身具など		
2. 神戸港の港湾機能、物流に関連してその立地を想定した業種		新しい輸出型工業として立地が可能なもの 流通加工的な工業、包装資材工業、倉庫・荷役等に関連する工業	プラント、公害防止機器、重電機器、内燃機関など 冷凍食品、シャリング、大型紙袋、段ボール、木箱、冷凍機、荷役機械、産業用運搬車両、自動・立体倉庫コンテナなど		
3. 播磨、大阪の接点という位置的条件に指向する業種		主に播磨地区の基礎資材を高次加工し、大阪を中心とする広域的マーケットをベースに立地の想定できる業種	金属性家具、鋼材加工、プラスチック加工		
4. 地域需要を充足するローカル・インダストリー		人間の食・住・社会基盤整備に関連する業種で、一般に地域差の少ないもの	パン、菓子、プレハブ住宅建具、セメント製品、建設建築用金属製品など		
5. 既存集積および関連工業の立地		神戸市の新規工業の中心である機械工業に付随して関連するもの 基幹的企業の工業生産の拡大に応じての関連・下請企業の立地	製かん、板きん、プレス加工、各種機械部品 機械・金属などの下請企業		

(資料「西神工業団地の立地に関する調査」昭和52年度、神戸市開発局)

企業の誘導については、立地の優位性が必要である。西北神地域の産業団地は周辺地域の工業用地に比べて地価高が予想される。したがって、融資制度、産業基盤の充実等強力な誘導政策が必要である。

次に、既成市街地の産業については、高度加工型化、知識集約型化が要請されているが、臨海部の素材産業については、設備の償却等の時期に知識集約型への転換がのぞまれる。これは、市民の職場として、より多くの雇用機会を確保するためにも必要

である。

臨海部の既存工業には航空機、車輛等高度に知識集約化された産業もみられ、また鉄鋼業では工作機械、プラント製品への進出、造船業では特殊船等の建造などの例があり、今後、これらの産業が、この方向でより一層進展することがのぞまれる。

### (3) 第三次産業の振興

第三次産業については、神戸は他の大都市に比べて、金融・保険業、卸売業が低調であり、このことが神戸経済の地盤沈下の一因にもなっている。これらの産業については、中枢管理機能の東京集中によって、東京の占める割合が極端に高い。金融・保険業については、現在の経済体制が変わらないかぎり、この傾向は変わらないと考えられる。卸売業については、大阪との関係もあるが、神戸の立地条件を生かして新しいタイプの卸売業や専門卸を伸ばすことが可能であると考えられる。

新しいタイプの卸としては、たとえば、メーカー兼卸といったものがあり、これは主に衣服・身のまわり品、生活用品、レジャー・スポーツ用品などを製造し、それを卸すという垂直型の形態である。この産業の長所は、消費者のニーズを迅速・的確に製品に反映することができ、また、流通コストを節減できるといった点にある。また専門卸としては、真珠、婦人・子ども服、食料品などで現在かなりの実績があり、これらをさらに伸ばしていくとともに、専門卸の分野を広げていくことがのぞましい。

これらの産業を振興するには情報機能、流通機能の整備が不可欠である。そのため立地条件のよいポートアイランドなどに、

見本市会場、ファッション情報や取引情報を集める総合情報センター、卸売団地などの整備をはかる必要がある。

小売業については、これが一般的に生産性の低い部門であり、消費人口によって一定の限界があることから、小売業の著増は過当競争を生むおそれがある。したがって今後の商店街整備には、この点を慎重に配慮しなければならない。

小売業の振興をはかるためには、人集めをすることが第一である。人を集めるためには、良い商品、良いサービスが必要なことはもちろんであるが、その上に、商店街そのものに魅力があることが重要である。神戸の商店街を市内のみならず周辺都市の消費者にも魅力あるものとするためには、大阪梅田と同じパターンの商店街ではなく神戸らしさやユニークさをそなえた商店街とする必要がある。

神戸らしさを出すためには、神戸の地勢、風土、文化などを生かすことが必要でありたとえば、山と海の見える商店街（トアロードなど）；異国情緒のある商店街（南京町など）；山手の雰囲気を生かした商店街（北野地区、阪急岡本など）といったものがあげられる。これらの商店街をより一層魅力あるものにするのがのぞましい。

また、人集めの施設そのものをつくることも怠ってはならない。それには大規模なレクリエーション施設、スポーツ施設、文化施設の整備のほか、観光地の整備も効果的である。とくに商店街と観光施設・観光地をネットワークすることが神戸では大切である。そのため、たとえば北野異人館を商店街と結ぶために三宮・元町～トアロー

ド～北野町にいたるルートを連続的・一体的に整備することや須磨海岸と新長田副都心を結ぶルートなどを整備すべきである。

#### (4) 中小企業の振興

中小企業の振興は、中小企業の保護と中小企業の構造改善に分けることができる。

##### ① 中小企業の保護

中小企業基本法は、その中で中小企業の保護を明確にしており、それを推進するものとして、中小企業等協同組合法、小売商業調整特別措置法等各種の法令がある。

これは中小企業が国民に多くの職場を提供し、国民の日常生活に深く結びつき、各種の多様なサービスを提供していること、中小企業が大企業に比べると経営基盤が弱いため、ある程度の保護をすることによって、大企業と対等な立場に立たせる必要があるためである。本年に入って、製造業を対象とする「分野調整法」の制定、小売商業を対象とした「小売商業調整特別措置法」の一部改正により、大企業の中小企業分野への進出の抑制が強化された。また、売場面積等の基準を定めている「大型店舗法」の改正の要求が強まるなど、中小企業保護は一段と強くなる傾向にある。さらに、下請中小企業に対しては、「下請代金支払遅延等防止法」で、公正取引委員会による支払条件についてのチェックが強化されている。しかし、これらについては、安易にその成果を期待することが難しい問題が多いことも十分留意しておかねばならない。この点を考慮すると、構造改善など以下の施策の推進がとくに重要である。

##### ② 中小企業の構造改善

中小企業の構造改善には、⑦企画力の向上と情報収集活動の充実、④技術開発力の向上、②人的能力の開発、③従業員の福利厚生の実施、④協同事業等の推進が考えられる。

##### ⑦ 企画力の向上と情報収集活動の充実

消費者の新しいニーズを的確にとらえ、すぐれた個性・品質をもった商品を企画していくことが必要である。そのためには、経営者自らの情報収集活動や現場からのアイデア吸収、業界等の組織を活用した商品企画とともに、海外情報等を収集する情報機能の充実が必要となっている。

##### ④ 技術開発力の向上

技術開発力の向上は、新製品開発等により、製品の個性化・高級化を図るためにも、生産工程の改善等経営の効率化を図るためにも重要である。中小企業が技術開発力の向上を図るためには、企業自らの努力で研究者・技術者の確保、新設備の導入とともに、融資制度、国の補助制度の活用を図ることが必要であるが、さらに公的試験研究機関の充実も必要となっている。

##### ② 人的能力の開発

企業にとって従業員の能力開発が重要であることは言うまでもないが、中小企業は個々に研修・訓練を行うことは困難である。そのため、従業員研修、技術訓練を行う機関の充実を図る必要があり、業界が中心となって推進すべきはもちろんであるが、行政機関の援助も惜しまれてはならない。

④ 従業員の福利厚生の実現

中小企業がすぐれた人材を確保し、従業員のモラルの向上や能力の発揮をさせるためには、福利厚生の実現は欠かせない。そのためには、中小企業退職金共済制度、勤労者財形貯蓄など国の制度の活用のほか、事業協同組合などの共同事業による福利厚生の実現が必要である。また、勤労者福祉にかかる公的事業の実現もあわせて行う必要がある。

⑤ 協同事業等の推進

中小企業が厳しい経済環境の下で一層の発展を図るためには、協同事業の推進が一つの有効な手段となる。協同事業を成功させるためには、まず組合員相互の信頼関係を高めることと長期的視野に立った事業計画を策定しなければならない。それとともに、消費者のニーズの多様化が進む中で、中小企業のそれぞれの専門領域の強味を生かし、相互に機能的に連携し商品開発を行うことも中小企業の体質強化のために必要である。

そのため、中小企業の協同化、企業の連携について適切な指導・助成が望まれる。

3 産業振興における企業・行政機関の役割

産業の繁栄は各々の企業が自助努力と自己責任の原則にのっとり、自主的で創意あふれる企業活動により、しかも、それが企業間の公正な自由競争のもとに行われることによって達成される。その意味で、地元産業の振興も地元企業が主体となって道を

ひらくべきであり、行政への安易な依存は避けなければならない。

一方、地元産業の振興が市民生活の向上市民福祉の増大に寄与することから、行政機関としても何らかの手を打つことが社会的要請となっている。だが、それはあくまでも補完的立場からのものであり、いわば産業活動が円滑に行いうる条件整備をするという意味においてである。

そこで、行政機関の役割としては、たとえば、道路、港湾等公共施設の整備、工業・流通業務等産業用地の造成、大学・研究機関の誘致などの条件整備、あるいは公共投資による景気刺激、公共事業の地元業者への優先発注、中小企業等の助成などである。

企業の役割としては、自助努力は勿論のことであるが、地元産業全体の発展への貢献も忘れられてはならない。そのため、たとえば、神戸の産業構造の体質改善のために、優良中堅企業の導入が是非とも必要であるが、新規工業団地への企業誘導に際しても、地元業界の積極的なバックアップが必要である。そのほか、魅力ある商店街づくり、ファッション産業の振興等々すべて企業の自主的などりくみとたゆまぬ努力が求められるものである。

神戸の産業振興をはかるために、今後なすべきことは多いが、これは、ひとり行政機関に課せられた責務でもなく、業界独自の問題でもあり得ない。いうまでもなく、企業と行政機関がそれぞれの役割を果すことによって成し得るものであるといえよう。

## 『地方主権の論理』

書評

高 寄 昇 三 著

本書は、戦後30年にして、大きな転換期を迎えた地方自治に対し、「地方主権」とは何かを、改めて、問いかけるものである。

筆者は、「社会的中央集権と主体的地方分権、この2つの目的を、官僚的統制の下で調和させることは不可能にも等しいが、もし、その途があるとすれば地方自治権にしっかりと培われた自治体の実践的理性しかない」とし、地方財政の悪化から、40年代に地方自治体が公害防止・超過課税等で積み上げて来た攻撃の姿勢を崩そうとすることに対し「直面する行財政制度をめぐる課題を解決するために」また「中央政府との真の調和を図っていくために」、「地方自治を繰り返し主張」せよと呼びかけている。

地方自治は、新憲法にその一章が設けられて以来、固有説と伝來說の相剋があったが、筆者は、通説の「伝來說では地方自治はやがて生気を失うことは歴然である」として、松下圭一氏の市民主権説に組み、氏の法学的憲法解釈の弱点を補いつつ、「地方自治権はまさに主権者である市民から信託された権利であり、その意味で市民から“伝来”された権利であり、また、近代国家として最高の原理である主権在民の原理に由来する自治体の“固有”の権利」として、地方自治体を「一つの統治体」として位置づける。また、市民主権説に立つことにより、地方自治の種々の権能の法的根拠を「憲法授權説」に論理的に求められ「『法律の範囲内』という制約は、形式的な点で問題となっても、実質的には軽視でき、自治体の主体性をもって広い範囲の活動が

保障される素地が生まれる」とする。

しかしながら、これらの保障は、「結局は制度的保障であり……中央官僚国家による自治への不断の侵蝕は避けられない」のも事実であって、自治権を守るための努力が続けられる必要がある。

では、自治権はどうあるべきであろうか、まず、自治立法権については、「“生ける法”として日常生活上、一般市民を支配している行為規範を」制定法に創成する「醸成的機能」として、法律との「機能分担、補充し合う役割」が、課税自主権は、「多彩な費用負担方式」による「社会的公平」の維持、「地域環境、また地域開発の振興」が、起債自主権においては、現行の認可制度の下では、「部分的発行権の自由化を政府に迫るべき」であり、「詰めた論議」で、自由権の侵害の排除が、求められねばならない。自主行政権については、筆者は明解な定義づけをなしていないが、「今日の市民参加の胎動を、民主統制への有効な機能として制度化」することによって、「事務再配分の閉塞状況に新しい展開の素地」を見つけようとしている。

地方自治は、筆者がはしがきにいうように本来「苛酷」なものであり、それは、40年代の「権限なき行政」に代表されるように、自治体にたゆみなき努力を求めている。本書の第2部に記されている如く、多くの「中央をリードするだけの先験的行政を積み重ね」ることによって、「歴史的所産」としての地方主権が確立されるのであろう。

(勁草書房刊262頁、定価 1,200円)

# 都 市 政 策

創刊号 特集 神戸の将来像 1975年11月25日発行（品切れ）

第2号 特集 大都市財政の課題 1976年1月25日発行（品切れ）

第3号 特集 地方自治と市民参加 1976年4月25日発行

地方自治制度と市民参加／市民参加と政策決定／住民運動の実践的課題／市民参加の制度的考察／都市における住民組織／公共事業と市民参加／企業の社会的責任と地域参加／市民参加と区行政の課題／全世帯調査と市民意識／英国の都市計画と市民参加

第4号 特集 都市と環境保全 1976年7月25日発行

環境法の現況と課題Ⅰ／環境影響事前評価制度について／権利としての入浜権構想／環境行政の政策的課題／自動車公害防止条例の意義と役割／都市緑化の課題と展望／企業における公害防止対策／養浜事業と海岸防災／都市行政の研究の回顧／六甲山環境保全構想／米国における環境管理行政の動向

第5号 特集 都市自治の将来像 1976年10月25日発行

地方自治法の現代的課題／都市自治の実践的課題／現代国家と地方自治／憲法と地方自治／自治立法権の理論的考察／市民組織の課題と展望／婦人団体と市政参加／市民政治意識の変遷に関する分析／環境法の現況と課題Ⅱ／「ミラノ大都市市長会議」報告

第6号 特集 現代都市計画の課題 1977年1月25日発行

現代都市計画を点検する／都市景観の設計／コミュニティ・プランニングの課題／都市計画行政の課題と展望／住宅政策の課題／地域開発の系譜／都市景観保全の方策／「環境カルテ」の意義と役割／都市財政と都市開発／宅地開発指導要綱の法制的考察／英国における歴史的建築・環境保全

第7号 特集 市民福祉の展望 1977年4月25日発行

市民福祉の概念／福祉と費用負担／神戸市福祉条例の意義と役割／地域福祉とボランティア活動／社会福祉協議会の課題と展望／社会福祉施設と地域の関係／摂津訴訟判決をめぐって／人間都市へのフィジカルプラン／欧米自治への考察Ⅰ／ニュージーランドの福祉

第8号 特集 地方自治体と公共サービス

公共サービスの本質と限界／公共サービスの決定過程／都市サービスと公共料金／公共サービスの供給システム／公共サービスと市民の協力／使用料・手数料概念と利用者負担／市民生活と公共サービス／広聴システムと市民相談／欧米自治への考察Ⅱ／使用料の適正負担と実態分析／諸外国の水道事情



## ■ 発売中

- ・神戸市「市政白書」「花時計からの報告」  
(B 6 版・504頁, 定価600円・送料200円)
- ・『新・神戸市総合基本計画』(A 4版・177頁, 定価2,000円・送料200円)

## ■ 近 刊

- ・『都市経営システムの開発に関する研究報告書』  
(A 4 版・300頁, 予価 3,000円・送料別)
- 神戸都市問題研究所

## 編 集 後 記

- ☑ 円高に論議が沸騰した年も暮れ, 新しい年が明けた。政府の経済成長見通しは7%であるが, 民間調査機関の見通しは, かなり低く, 景気回復も強気論よりも弱気論の方が多いように思われる。今年の経済は, 昨年同様沈滞を続けるのであろうか。
- ☑ 政府は景気浮揚の大型予算を組んだ。自治体も予算規模の拡大を迫られよう。しかし, 不況による財政的制約もあり, 対応の困難が予測される。当研究所でも12月に「都市経営の理論と実践」を刊行したが, まさに自治体にとって経営的手腕が必要とされる時となったのではなかろうか。
- ☑ 今回の特集「都市と経済」は, 今日の都市と産業活動とのかかわりを求め, 新しい都市型産業, 新しい商店街のあり方, そして行政の対応をひき出そうと試みた。このため, 神戸商工会議所, 日本ケミカルシューズ工組, 神戸地下街といった第一線で活躍し, 変化を肌で感じとっておられる方々に執筆をお願いするとともに, ジャーナリストの目から見た企業のあり方についても寄稿いただいた。この特集が, 新たな方向の一つでも示唆できれば幸いである。
- ☑ 季刊「都市政策」もようやく10号を数えることができた。これも一重にご愛読者のご支援の賜物と深く感謝している。今後とも一層の発展のためご叱責をお願いしたい。

季 刊 都 市 政 策

第 10 号

印 刷 昭和53年1月20日 発 行 昭和53年1月25日

発行所 財団法人 神戸都市問題研究所 発行人 是 常 福 治

〒 651 神戸市葺合区浜辺通5丁目1番14号(神戸商工貿易センタービル3F)

振替口座 神戸 75887 電話 (078) 252-0984

発売元 勁 草 書 房

〒 112 東京都文京区後楽2の23の15

振替口座 東京5-175253 電話 (03) 814-6861

印 刷 田中印刷出版株式会社

★選ばれた地方公務員のための総合月刊誌★

# 自治職員研修

毎月1日発売  
定価 550円  
毎月138ページ

## 公務職員研修協会

〒101東京都千代田区神田神保町  
3-2 高橋ビル  
電話 (03)230-3701(代)

### ◆最近号の主な内容

- ◆十二月号◆ ケース考・情報の「資料」化  
情報の資料化を考える……………井上 如  
資料作成法―新規事業案策定へ…大森誠司  
統計資料のウソとホント……………蒲田春樹  
シリーズ対談―ゼロベース予算とは？  
……………西澤 脩／永田尚久  
世界姉妹都市診断―目標と課題……………磯村英一  
職業としての公務員―生理と病理…足立忠夫  
◆一月号◆ ケース考・執行計画制約の条件  
組織内執行計画と紛争……………土屋守章  
執行計画と調整……………山崎哲郎  
執行計画と制約条件……………与川幸男  
シリーズ対談―ゼロベース予算採用の可能性  
……………西澤 脩／永田尚久  
新連載―自治体・組織経営の理念と方途  
岡本康雄／渡辺保男／原田忠興／新藤宗幸  
新連載―やさしい文章作法への招待  
……………南田加辺／矢野健太郎  
◆二月号◆ ケース考・「メモ」の取りかた  
アイデア・要処理メモ……………鶴沢 昌和  
読書術としてのメモ……………紀田順一郎  
会議・取材としてのメモ……………藤田 信勝  
文章を書く準備としてのメモ…三木 正  
ルポ―地域崩壊の軌跡……………草野比佐男  
自治体問題解決学……………牧島 信一

# 自治研修

自治大学校・地方自治研究資料センター  
〒106 東京都港区南麻布 4-6-2  
電話 (03) 444-3281

編集

第一法規出版株式会社  
〒107 東京都港区南青山 2-1-17  
電話 (03) 404-2251  
振替口座東京 5-7739

発行所

1月号  
毎月10日発行  
定価250円  
年間購読料 3700円  
(1年11回臨時増刊号を含む)

特集 自治体における行政基本計画

〔巻頭〕

地方自治の計画的運営……………鈴木 俊一

〔座談会〕

自治体の行政基本計画……………成田 頼明

西谷 剛・下崎忠一郎

塩原 恒文・片山虎之介

〔論説〕

「総合社会政策」について……………田中 努

社会福祉指標の動向……………松本 洸

住民参加の自治体計画……………志村重太郎

第三次全国総合開発計画と  
地方自治の対応……………丸山 高満

〔レポート〕

自治体計画における  
優先基準……………江口清三郎

地域総合計画策定の課題……………斉藤 恒孝

広島市総合基本計画の  
改定について……………伊藤美代治

〔連載講座〕

やさしい公共経済学(3)

〔新刊紹介〕

参加と民主主義

エイチ教授の自治大こぼなし

『都市経営の理論と実践』

都市自治は長い苦難の途を歩んできた。40年代に開花した自治の知恵は今その真価を問われようとしている。その鍵を握るものは都市経営の確立にあるといえよう。本書は豊富な実践例をふまえ、都市経営の体系化をめざしている。

都市経済論序説	神戸大学経営学部教授	伊賀 隆
都市経営運営論	神戸市長	宮崎 辰雄
都市経済と費用負担	神戸商科大学教授	能勢 哲也
都市経営と地方公営企業	関西学院大学教授	橋本 徹
地方債運用論	神戸市助役	井尻 昌一
都市経営と政策決定	神戸市助役	狩野 學
行政運営の科学的手法	神戸商科大学助教授	河崎 俊二
都市財政における企業会計方式の導入	神戸商科大学教授	吉田 寛
公共デベロッパー論	神戸市助役	佐野雄一郎
都市経営の実践的課題	神戸市総務局長	池田 正治
地方公社論	神戸市企画局主幹	高寄 昇三
外郭団体の経営	神戸都市問題研究所	都市経営研究会

■ 52年12月25日発行 ■ A 5 版 212頁 ■ 定価 1,500円

都市政策論集第 1 集 「消費者問題の理論と実践」 A5版 236頁  
発 売 中 定価1,700円

勁 草 書 房

発売元 **勁草書房** 東京都文京区後楽 2の23の15  
振替東京 5-175253 電03-814-6861  
季刊 都市政策 第10号 3331-973303-1836

定価 450円